

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第59号
2014.6

目次

巻頭言

メコン川の風に吹かれて 法務省大臣官房審議官（民事局担当） 萩本 修 …… 1

特集

第15回法整備支援連絡会 議事録…………… 6
国際協力部教官 渡部 吉俊 …… 4

主催者報告 法務総合研究所国際協力部教官 柴田 紀子
独立行政法人国際協力機構（JICA）産業開発・公共政策部次長兼ガバナンスグループ長 富澤 隆一
活動報告 名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）センター長 市橋 克哉
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所研究企画部研究企画課長 今泉 慎也
特許庁総務部国際協力課課長補佐 杉山 卓也
財務省関税局参事官室国際協力専門官 鈴木 崇文
日本弁護士連合会国際交流委員会委員長・弁護士 矢吹 公敏
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社国際事業本部国際本部国際研究部主任研究員 亀山 卓二
株式会社大和総研アジア事業開発本部長 杉下 亮太

パネルディスカッション「新たな挑戦を迎えた法整備支援の今後の展望」
司会兼パネリスト 法務総合研究所国際協力部長 野口 元郎
パネリスト JICA国際協力専門員・弁護士 佐藤 直史
外務省アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第一課地域調整官 黒木 大輔
慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘
TMI総合法律事務所パートナー弁護士 行方 國雄
一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部長 阿部 泰久
（※ 報告者、パネリストの肩書きは、当時のものです。）

資料…………… 93
プログラム
法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）
法整備支援活動年表
報告資料

出張報告

ラオス刑事訴訟法現地セミナー及び刑法典フォーラム 国際協力部教官 川西 一 …… 133

国際研究

第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究 国際協力部教官 毛利 友哉 …… 139

国際研修

第14回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション） 国際協力部教官 渡部 吉俊 …… 145

活動報告

JICA長期専門家の業務を終えて 国際協力部教官（現大阪家庭裁判所判事） 磯井 美葉 …… 150
～国際協力の現場から～ 三浦 康子 …… 157

～ 巻頭言 ～



メコン川の風に吹かれて

法務省大臣官房審議官（民事局担当）

萩 本 修

法整備支援に求められるものって、何だか、リーダーシップに求められるものに似ているなあ。

トンチンカンに聞こえるかもしれませんが、これは、私が法整備支援について抱いている素朴な感想です。

今年3月、初めてラオスの首都ビエンチャンを訪れました。JICAの短期専門家として民事訴訟法サブワーキンググループの現地セミナーに参加するためです。2010年7月に4年計画で始まったラオス法律人材育成強化プロジェクト。その当初から民事訴訟法アドバイザーグループの委員を務めていながら、なかなか現地セミナーの日程等と都合が合わず、4年目にしようやく実現した念願のラオス訪問でした。

わずか3泊5日の短い行程でしたが、私にとって、法整備支援について改めて思いを巡らす大変貴重な機会となりました。

リーダーの大切な役割として、明確な目標の設定とそれをチームメンバー全員で共有することが挙げられます。信念や価値観の共有と言ってもよいでしょう。これがきちんと実践されていれば、人事異動によるメンバーの交代等があっても、あるいは何らかのトラブルに見舞われても、チームの結束を維持して目標に向かい続けることができます。法整備支援でも、相手国のニーズや課題を的確に吸い上げ、適切な目標を設定することが出発点となるように思います。ラオスへの法整備支援では、ラオス側メンバーの交代によってプロジェクトの進捗に悪影響が生ずることが懸念される場面が幾度となくありましたが、その都度、長期専門家が中心となってラオス側メンバーと目標を再確認し合い、それをしっかりと共有することによって乗り切っているように感じました。

リーダーは、メンバーを信用して仕事を任せなければなりません。そして、メンバーが試行錯誤を繰り返す間、じっと待つ忍耐強さが求められます。メンバーの仕事振りが頼りないとき、ついつい口を出し、手を出してしまいそうになります。自分のや

り方を押し付けようとしてしまいがちです。しかし、それではリーダー失格です。失敗を繰り返しながらも一つ一つの課題を自分の力で乗り越える。そうした小さな成功体験の積み重ねによって裏打ちされた自信がメンバーを成長させる。それをサポートするのがリーダーの務め。そう自らに言い聞かせて我慢しなければなりません。法整備支援でも、法律を起草してあげるのが、ある意味、最も簡単で楽かもしれません。しかし、そのようなお仕着せの法律が相手国に根付くとは思えませんし、適切に運用されると思えません。相手国の主体的かつ積極的な取組が不可欠とされるのは当然ですし、支援の分野が法律の起草から運用体制の整備や人材育成にまで拡大してきたのも、自然の成り行きであったということができそうです。時間はかかりますが、根気よく、辛抱強く、相手国の自助努力を側面から後押しすることが求められるように思います。魚を捕ってあげれば一日は食べられるが、魚の捕り方を教えてあげれば一生食べていくことができる。言い古された言葉かもしれませんが、本当にそのとおりだなと思います。

リーダーがメンバーをサポートする際、重要なのは、状況を正確に把握した上で、何が隘路となっているのか、その解決策は何かを冷静に分析し、有効な選択肢を提示することです。これは、法整備支援におけるカウンターパート機関に対する助言にもそのまま当てはまるように思われます。

プレーヤーは自分の力で成果を上げるのが仕事ですが、リーダーはチーム力で（いわば他人の力で）成果を上げるのが仕事です。一人ではできない仕事をチームで行う。チームとして、メンバー個々人の能力の総和を超えるパフォーマンスを発揮するように導く。それが仕事です。そのためには、メンバーとの質の高い関係構築が欠かせません。人は、上下関係に基づく指示・命令だけで動くものではありません。それだけでも動くことは動くのですが、難局を乗り切れるかは疑問です。リーダーが日頃からメンバー一人一人に正当な関心を払う。そして、いざというときにはサポートしてくれるし、責任もとってくれる、これだけ自分たちのことを考えてくれている、そういった信頼をメンバーから勝ち得る。この信頼こそが、難局に直面したときに、頑張ろう、何とか乗り切ろうという力を生み出すのではないかと思います。これと同じようなことが、法整備支援についても言えるのではないのでしょうか。国から国への支援とはいえ、その基礎にあるのは人と人とのつながりです。仮に、支援する側のメンバーが上から目線で接し、支援してあげるのだからと言って何らかの直接的な見返りを求めるような態度をわずかでも見せれば、それはすぐに相手国のメンバーに悟られてしまいます。そうすると、せつかくの法整備支援も、損得勘定の中で語られる貧しいものにとどまってしまうでしょう。そうではなく、日本側の支援メンバーはこれだけ自分たちのことを、そして自分たちの国の発展を真剣に考えてくれている、一緒に良い法律を、良い制度を作ろうとしてくれている、こうした信頼と共感を得ることが、真

に実りある、長続きする法整備支援の礎になるのではないかと、そのように感じています。

先般の民事訴訟法現地セミナーでは、今回のプロジェクトの成果物である手続チャートとモデル教材の普及活動に同席する機会を得て、この4年間で大きく成長したラオス側メンバーの頼もしい姿を直に見ることができました。

その姿を見ながら、この4年間で懐かしく思い出しました。プロジェクト開始当初は、お互いにギクシャクした関係で、ラオス側メンバーとの意思疎通に難儀したこと、ラオスの民事訴訟の特徴（職権探知主義の下で、主張と証拠の明確な区別もなければ自白という概念もないこと、裁判所による真実発見に重きが置かれているためか、判決の確定という概念があいまいで、最上級審の判決であっても誤りが見つかれば再審で変更され得るとされていること等々）を理解するのに時間を要したこと、それが時が経つにつれて打ち解け合い、議論もかみ合うようになったことなどが思い出されます。それでも、検察官が民事訴訟に深く関与するラオスの方々から「日本では、なぜ検察官が民事訴訟に関与しないのか。検察官が関与しないで、どうして裁判の公正が担保されるのか。」と真顔で問われると、今なお、明快な回答をすることができずにいます。

その意味で、つくづく、法整備支援は難しいなと思います。リーダーとして多士済々のメンバーから成るチームを束ねるのが難しいのと同じです。しかし、難しいだけに、やりがいがありますし、面白くもあります。成果を実感することができたとき、相手国のメンバーと思いが一つになれたと感じたときなどは、喜びもひとしおです。

初めて訪れたラオスは、メコン川の流れのようにゆったりと時が流れる場所でした。舗装されているのに土煙が舞い上がる道路、そのせいかマスク姿のバイクの運転手、首都の市内にもかかわらず未舗装のでこぼこ道、次々に自動車やバイクが進入する信号のない交差点。民事訴訟における「送達」をテーマに意見交換をした際には、このようなラオスの実情も知らないまま、日本の郵便制度や、それを所与のものとした日本における「送達」のルールを前提に意見交換をしてしまっていたのだなあと、今更ながら反省もしました。

最終日の夜は、帰国便の出発間際まで、メコン川沿いのレストランで、長期専門家の中村憲一検事と石岡修弁護士が食事に付き合ってくださいました。プロジェクトの次期フェーズの調査団として来寮された JICA の佐藤直史さん、丸山瞳さん、法総研国際協力部の須田大教官とも、短時間ですが御一緒することができました。

メコン川の風に吹かれながら、このような形で法整備支援に関わることができたことに感謝するとともに、今後も何らかの形で細々とでもお役に立ちたいという思いを新たにしました。

～ 特集 ～

第 15 回法整備支援連絡会

国際協力部教官

渡 部 吉 俊

1 開催状況

日 時 平成 26 年 1 月 24 日（金）午前 10 時から午後 5 時 40 分まで
場 所 大阪会場：法務総合研究所国際協力部「国際会議室」
東京会場：独立行政法人国際協力機構 JICA 市ヶ谷ビル「国際会議場」
テーマ 「法整備支援の成果と新たな挑戦」
式次第 後掲資料「プログラム」参照
出席者 100 名（大阪会場 78 名，東京会場 22 名）

2 第 15 回法整備支援連絡会の概要

法務総合研究所では，独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催により，2000 年以降，法整備支援関係者間の情報共有や意見交換の場としての法整備支援連絡会を年 1 回開催しています。15 回目を迎えた今回の法整備支援連絡会では，政府機関，大学・研究機関，民間団体等から，これまで以上に幅広い関係者が参加して，それぞれの活動状況の報告が行われるとともに，パネルディスカッションにおいて，今後の法整備支援の在り方について活発な意見交換が行われました。

今回の連絡会のテーマは「法整備支援の成果と新たな挑戦」です。「法整備支援の成果」については，改めて申し上げるまでもありませんが，1990 年代半ばに日本の法整備支援活動が開始して以来，支援対象国が増加するとともに，支援対象分野についても広がりを見せる中で，多くの法整備支援関係者が支援の実施に協力することにより，着実に成果を積み重ねてきました。

一方で，「新たな挑戦」というべき状況も生じています。一つには，平成 25 年 5 月に「法制度整備支援に関する基本方針」が改訂され，日本企業の海外進出を後押しする貿易・投資環境整備等の視点が加えられるなど，これまで以上に戦略的な支援の在り方を考えることが求められているということがあります。この点については，今回の連絡会においても，多くの専門家の方々から御発言をいただき，大変興味深い議論がなされておりますので，是非この後の会議録をお読みいただければと思います。

また，平成 25 年 11 月には，民主化に向けた改革で世界の注目を集めているミャンマーに対して，新たな法整備支援プロジェクトが開始されることとなりました。法務総合研究所が行うミャンマー支援のプロジェクトはまだ始まったばかりですが，今回

の連絡会では、長年ミャンマーの法制度改革を支援してきた関係者の方々からの御報告等もありますので、この点についても是非会議録を御参照いただければと思います。

3 第16回法整備支援連絡会のお知らせ

第16回法整備支援連絡会は、平成27年1月23日（金）を予定しています。皆様、是非御参加ください。



○司会（渡部） 御来場の皆様，本日は法整備支援連絡会に御参加いただき誠にありがとうございます。

ただいまより，第15回法整備支援連絡会を開会いたします。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます法務総合研究所国際協力部教官の渡部と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は，この大阪会場と東京の JICA 市ヶ谷ビル国際会議場とをテレビ会議システムで接続し，東京からも質疑応答やパネルディスカッションに御参加いただくことにしております。

東京会場は聞こえておりますでしょうか。

○辻 はい，聞こえております。

私は，東京会場の司会を務めさせていただきます法務総合研究所国際協力部教官の辻でございます。どうか皆様よろしくお願ひいたします。

○司会（渡部） よろしくお願ひします。

それでは，初めに，本連絡会の主催者であります法務総合研究所長酒井邦彦より，開会の辞を述べさせていただきます。

1 開会挨拶

○酒井 皆様，おはようございます。法務総合研究所長の酒井でございます。

第15回法整備支援連絡会の開催に当たりまして，一言御挨拶申し上げます。

本日は，お忙しい中，多くの方にお集まりいただきまして，ありがとうございます。

また，本連絡会を共催いただいております独立行政法人国際協力機構（JICA）及び御後援を賜りました最高裁判所，日本弁護士連合会，日本貿易振興機構アジア経済研究所，公益財団法人国際民商事法センター，その他多くの皆様より，日頃から当法務総合研究所の活動に多大の御支援を賜りましておりますことに改めて感謝を申し上げます。

さて，今回の連絡会のテーマは，「法整備支援の成果と新たな挑戦」とされております。私は，昨年は中国，ベトナム，ラオス，カンボジア，マレーシア，インドネシアを訪問し，それぞれの国の法務大臣，最高裁長官など多くの方々とお話をしてまいりました。その中で，皆様，決して社交辞令ではなく，日本の法整備支援に対する感謝と信頼を異口同音に口にされておりました。また，それぞれの国は国際社会の一員として市場経済に移行し，町も人も活気にあふれ，十数年ぶりに訪問した国もあるわけですが，その発展ぶりは目を見張るばかりでございました。日本の法整備支援がその発展にいささかなりとも貢献できたことについて誇らしい気持ちになるとと

もに、故三ヶ月章先生を初めとする先達の皆様に深い敬意の念を抱きました。

このように我が国の法整備支援が大きな成果を挙げられたのは、支援を貫く二つの基本的な考えによるところが大きいと思います。一つは、相手国の文化や歴史に敬意を持って、その国のオーナーシップを尊重し、その国のニーズに合った言わばオートクチュールの協力を行うこと。二つ目は、法の起草にとどまらず、法制度が適切に運用されるための基盤整備、例えば不動産登記などの基盤整備と、さらに法を運用する人材の育成も同時に行っているということです。そして、この二つの基本は、我が国の法整備支援の、他のドナーに比べても優れた特徴であると思います。

私は、一昨年ミャンマーを訪れたときに、ミャンマーの司法関係者の方々から、他の国ではなく、是非日本から支援を得たいと言われました。それも我が国の法整備支援が ASEAN 各国から高い評価を受けていたことの反映だと思っております。そして、今後、法整備支援がどのように展開しようとも、オーナーシップの尊重と人材育成は長く守るべき基本だろうと思っております。

それでは、次に、「新たな挑戦」について申し述べます。法整備支援をめぐる挑戦は、一つは経済的な挑戦です。我が国において少子高齢化が進み国内市場が縮小する中で、日本経済を再生させるためには、目覚ましい発展を遂げている ASEAN 各国を始めとする新興国への貿易・投資の拡大が不可欠でありまして、法整備を通じて投資環境を整え、相手のガバナンスを高めることは、相手国はもちろんのこと、我が国を裨益するところも大でございまして、言わばウィン・ウィンの関係にございます。

二つ目の挑戦は政治的な挑戦です。現在、アジア地域、特に西太平洋地域の緊張が高まっておりますが、この地域の安全保障のためにも、ASEAN 各国を始めとするアジアの国々において法の支配が浸透し、紛争を武力でなく法により解決するという文化が醸成されることが重要でありまして、その意味でも法整備支援にかかる期待は大きいものがあると思います。

最後に、このような挑戦をどのように受け止めるかという体制の問題でございまして。一つは、法務省内の体制でございまして。法務省の行う国際協力は、歴史的な理由で刑事関係を司る国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）と、民商事関係を司る国際協力部に分かれておりましたが、平成 28 年に両機関が共に東京都昭島市に移転するのを機会に、両機関の運用を事実上統合する予定で、それによって民事・刑事を問わないより統合的な法整備支援を目指すことにいたします。

次に、本日も多くのスピーカーの方から発表があるように、我が国では多くの省庁、機関、団体、個人がそれぞれ別々に法整備支援を行っていますが、より戦略的・効果的な法整備支援を展開するためには、それらを一元的に統合するシステムの構築を検

討する必要があると思われます。

さらに、外国ドナーとも単にドナー間の調整ということではなく、より戦略的なパートナーシップを組んで技術協力を展開することを検討する必要があると思います。その可能性につきまして、私自身、UNDP あるいは UNODC とのトップの方と話をしておりまして、試みに日本政府が資金供与をしている UNODC のミャンマーにおけるテロ対策プロジェクトに当所からアジ研が参加することとしております。

最後に、日本の法整備支援の弱みについて述べます。それは、法整備支援に従事する人材、ヒューマンリソースが不足しているということでございます。これについては、内閣に設置されました法曹養成制度改革推進会議において関連の議論がなされているところであり、法務総合研究所においても法科大学院などの学生に法整備支援の魅力を伝えたりしておりますけれども、この問題は官・民・大学を挙げて取り組まなければならない重要な課題だと思っております。

以上のように、法整備支援は新たな局面を迎え、数々の挑戦に臨んでいくこととなりますが、この連絡会に御参加の皆様が共に手を携えてこの挑戦を乗り切っていくことを心からお祈りして、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○司会（渡部） 続きまして、JICA 産業開発・公共政策部の植嶋卓巳部長より開会の辞を述べさせていただきます。

植嶋部長は、東京会場から御挨拶をさせていただきます。

○植嶋 ただいま御紹介にあずかりました、独立行政法人国際協力機構産業開発・公共政策部の植嶋でございます。本日は東京会場から参加いたします。

本日は、最高裁判所、日本弁護士連合会、ジェトロ・アジア経済研究所、公益財団法人国際民商事法センターの御後援を得まして、法務省法務総合研究所との共催により第 15 回法整備支援連絡会が実現しましたことを大変喜ばしく思います。JICA を代表し、本日の連絡会の実現に御尽力をいただいた方々にお礼を申し上げたいと思います。

繰り返すまでもございませませんが、我が国の国際協力におきまして、法整備支援は大変重要な位置付けになっております。法整備支援は開発途上国が安定的・持続的に成長・発展する上で不可欠な制度的インフラになっているからです。先ほど酒井所長からの御挨拶にございましたけれども、日本の法整備支援は支援対象国からも大変高い評価を得ているところでございます。

他方、法整備支援につきましては、より目標の設定を多岐にし、戦略的に取り組むべきという課題もあるかというふうに認識しております。現在、日本政府は、日本企業の海外展開支援について、様々な形でより積極的にアプローチしてきております。

新興国を始めとする開発途上国地域におけるビジネス環境の整備につきましても、この法整備支援に対する期待は大変高いものがあると認識しております。

また、これらの開発途上地域の国々におきましても、経済統合等を整備し、緊急に法制度の整備をしなければならないという課題にも直面しています。こうした昨今の課題に対して、息の長い協力が重要であるということはもちろんなのですが、いかに本質的に迅速に法整備を支援していくかということが課題になっており、本日の主要なテーマであると考えております。

一方で、今回、連絡会の主要なテーマではないのですが、世界にはアフリカなどの紛争影響国で女性を初めとする弱者に対する深刻な人権侵害が起きており、見過ごすことができません。JICAでは、今年度から国連アジア極東犯罪防止研究所の御協力を得て、中東圏アフリカ諸国における人権尊重の改善に向けた協力にも取り組んでまいりました。今後も女性、人権の問題にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

最後になりますが、本日の連絡会が関係諸機関の今後の連携と強化に資する貴重な場となりますことを祈念して、私の挨拶とさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

2 主催者報告

○司会（渡部） それでは、主催者報告の部に入りたいと思います。

初めに、法務総合研究所国際協力部副部長の柴田紀子より御報告をさせていただきます。

○柴田 皆様、おはようございます。法務総合研究所国際協力部副部長の柴田でございます。

本日は、法整備支援連絡会にお集まりいただき、ありがとうございます。

今回、法整備支援連絡会は15回目を迎えました。法務省は平成6年（1994年）からJICA、外務省、大学の関係者の方々、弁護士会、その他様々な関係機関の方々と協力して、ベトナムに対する法整備支援を開始して以来、カンボジア、ラオス、インドネシア等、開発途上国又は体制移行国に対して、基本法の起草や実務改善、あるいは法曹人材育成等に取り組んでまいりました。こうしたこれまでの取組は、相手国の実情やニーズに応じたきめ細やかな支援であるとして高い評価を得ております。そして、近年、相手国からの要請も増え、また支援対象国や支援内容が拡大しているほか、投資環境整備を初めとする国益が強調され、政府において重要な施策として取り上げられるようになってきております。

この点を踏まえ、私からは、まず「政府施策としての法制度整備支援」と題しまして、法制度整備支援に関する基本方針など最近の政府の施策について御紹介し、その後、これまでの成果について振り返り、また昨年の活動、特に日・ASEAN 友好協力 40 周年記念事業等について御紹介をし、その後の議論の題材としていただければと思っております。

まず「政府施策としての法制度整備支援」についてお話します。

法制度整備支援につきましては、これまで我が国が取り組むべき支援の全体的な方向性や計画性について十分議論がなされていない等としばしば指摘をされ、この法整備支援連絡会でもそうしたことがテーマとして取り上げられてきていると思います。そうした中、平成 20 年 1 月に行われた第 13 回海外経済協力会議の場で、法制度整備支援は海外経済協力の重要分野の一つであり、戦略的に進めていくということが合意されました。

これを受け、平成 21 年に、法制度整備支援に関する基本方針が策定されました。この方針については後ほどもう少し説明いたしますが、日本の法制度整備支援に関する基本的な考え方を定めたほか、アジアを中心とする国々への支援の現状と課題、それから今後の方向性をまとめています。また、以後これを契機として、平成 23 年に策定された日本再生の基本戦略や、平成 25 年に策定されたインフラシステム輸出戦略、日本再興戦略、骨太の方針等におきましても、法制度整備支援が重要な施策として取り上げられるようになってきております。

次に、法制度整備支援に関する基本方針について若干御紹介したいと思います。

この方針では、まず基本的な考え方として、法制度整備支援を経済協力の重要分野の一つとして位置づけた上で、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するとともに、我が国が将来にわたり国際社会で名誉ある地位を保持していくための有効なツールであること等から、戦略的な支援を展開していく必要があることを確認しております。

さらに、三つの観点を提示してございまして、一つは自由、民主主義等の普遍的価値観の共有による途上国への法の支配の定着、それから持続的成長のための環境整備等、それから我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった三つの観点です。そのほか、現地に専門家を派遣し、相手国と対話を進めながら、相手国の文化・歴史・発展段階・オーナーシップを尊重するという日本の法制度整備支援の特徴も取り上げております。また、支援体制の在り方につきましても、官民連携、オールジャパンによる支援体制を強化していくと定めております。

また、支援の実施に当たりましては、これまでの支援実績、日本にとっての外交・

経済面での重要性、被支援国のニーズ等を総合的に勘案するとして、重点支援国として、当初は中国、モンゴル、カンボジア、インドネシア、ラオス、ベトナム、ウズベキスタンの7か国を挙げ、これら7か国について国別の実施方針を定めておりました。これが平成21年に定めた基本方針でございましたが、昨年5月、その後の様々な情勢の変化を受けて、経協インフラ戦略会議と申します我が国の海外経済協力の戦略的・効率的な実施を目的として設置された会議におきまして、この基本方針が4年ぶりに改訂されました。

この基本方針の改訂版については、お手元に参考資料として配布させていただいております。この改訂版におきましては、従前の基本方針における基本的な考え方は維持しつつも、先ほど御紹介した三つの観点につけ加えて、更に二つの観点を付け加えております。一つは、日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備という点、もう一つは、ガバナンス強化を通じた我が国が実施する経済協力の実効性の向上等というものです。

また、重点的な支援対象国について、当初は7か国でございましたが、そこから中国が削除され、新たにミャンマー、バングラデシュが加わって合計8か国となりました。また、この重点対象8か国には含まれませんが、ネパール、東ティモールなどのアジア諸国等に対してもニーズに応じて支援する旨を示しております。

ところで、従前の基本方針におきましても、官民連携の重要性やオールジャパンによる支援体制についての記述がありましたが、改訂版におきましては、この法整備支援連絡会を一つの官民連携の有効な枠組みとして記載していることも御紹介しておきたいと思っております。

そのほか、詳細は割愛させていただきますが、平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略やいわゆる骨太の方針においても、国際展開戦略、すなわち海外市場獲得のために法制度整備支援が重要であると位置付けられております。このように、平成25年5月の基本方針の改訂以降、投資環境整備や海外市場獲得といった国益が最近重視されるようになってきているように思います。

次に、これまで法務省が主に実施してきた法制度整備支援の成果について、少し振り返ってみたいと思っております。

平成6年（1994年）にベトナムに対する支援を開始して以来、支援対象国はこのように増えてきております。また、お手元にA3版の活動年表を配布しているかと思いますが、こちらを見ていただきますと、次第に対象国の数も、支援の中身も充実してきているのが分かるのではないかと思います。

ところで、これまで法務省が実施してきた支援は、主に基本法の起草支援や人材育

成，実務改善を中心としてきておりました。私自身がかつてカンボジアの長期専門家として関わったこともございますので，カンボジアを例に挙げて御紹介しますと，例えば 2006 年，2007 年に成立しました民法，民事訴訟法の起草支援などが一つの大きな例として挙げられるかと思えます。これに関しましても，先ほど若干御説明しましたような，相手方のニーズに応じた支援を行い，相手方と共につくり上げていくという日本の特徴をいかした支援が行われました。

また，人材育成，実務改善としまして，これは私自身が関わったカンボジアの裁判官や検察官を養成する学校に対する支援を例に挙げてスライドに示しておりますが，2004 年の段階では，カンボジアでは裁判官，検察官の数が 172 名でございました。この頃はまだ養成校への支援が始まっておらず，いわゆる法曹の教育というシステムが確立していなかった時期でありました。

しかし，2005 年以降，この赤ないしはピンク色，紫色で示している 1 期生，2 期生，3 期生等々と書いているのは，養成校を卒業して裁判官，検察官に任官した者の数でございます。これを見ていただければ分かるかと思えますが，2012 年の段階では，当初 172 名であった数が全部で 439 名となり，また，その 8 割である 345 名が養成校の卒業生であり，質的にも量的にも改善がされてきているということが見ていただけるかと思えます。このように法務省は，基本法をベースとした起草，改正等の支援，それから人材育成，実務改善の支援等を中心にこれまで実施してきておりました。

次に，最近の各国の活動等について少し御紹介したいと思います。

まず，ベトナムですが，ベトナムは 1996 年に弁護士出身の長期専門家 1 名が派遣されて，JICA のプロジェクトという形で支援がスタートしたほか，2000 年以降は法務省からも 2 名の長期専門家を派遣し，以後，法曹三者出身の長期専門家がハノイに常駐して日常的な支援を行う体制が整いました。

また，支援対象機関は，司法省，最高人民裁判所，最高人民検察院，弁護士連合会の 4 機関に広がり，活動分野も民法，民事訴訟法，民事執行法，破産法，国家賠償法などの民商事法分野のみならず，刑事訴訟法などの刑事法分野にも拡大しており，その支援内容も起草支援のみでなく，人材育成等も加わっております。そして現在は，平成 23 年に開始した法・司法制度改革支援プロジェクト・フェーズ 2 を実施しております。

ところで，法務総合研究所国際協力部では，これまでこうしたカウンターパートに対する本邦研修を実施してきましたが，先ほど法総研の所長からも言及がありましたように，特に最高人民検察院に対する研修につきましては，今後，刑事司法関係の研修等を実施している国連のアジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）と連携し，あるい

は UNAFEI の方に軸足を移して、より中身のある充実した支援をしていくことを現在検討しているところであります。

次に、カンボジアについて若干説明します。

カンボジアについては、1996 年（平成 8 年）に支援を開始し、先ほど御説明しましたように、JICA のプロジェクトとして起草支援を行い、2006 年、2007 年にそれぞれ民法、民事訴訟法が成立しました。また、先ほど御説明したような人材育成のプロジェクトも行いました。そして現在は 2012 年（平成 24 年）から、日本の支援で作成された民法、民事訴訟法の更なる普及を目的として、司法省、裁判官・検察官養成校の上部組織である王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学の 4 機関をカウンターパートとして、新たな枠組みでプロジェクトがスタートしており、ここにも法曹三者出身の長期専門家が日々ワーキンググループ活動等に從事して人材育成等に取り組んでおります。

また、ラオスにつきましても、法務省では JICA と協力して 2003 年頃から民法及び商法の教科書作成支援、民事判決書マニュアル、検察官マニュアル作成支援等を実施してきましたが、2010 年 7 月からはプロジェクトという形で、ラオスの法務・司法関係機関職員、法学教育・研修機関等がラオスの民法、民事訴訟法、刑事訴訟法等について、これを分析し、教材としてまとめ、また普及できること等を目標とし、人材育成の活動を開始しております。ここについても、法務省から長期専門家を派遣しておりますし、弁護士出身の長期専門家も派遣されております。

以上の 3 か国が従来の法整備支援プロジェクトでございましたが、昨年、ミャンマーにつきましても、ミャンマー法整備支援プロジェクトというものが始まりました。皆様既に御承知のとおり、ミャンマーは、2011 年 3 月の民政移管後、民主化された近代国家を築くために、グッド・ガバナンスとクリーン・ガバメントの確立が最重要であるとして、種々の政策を推し進めております。

そのような中、昨年 5 月に、安倍総理がテイン・セイン大統領の招待によりミャンマーを 36 年ぶりに訪問し、そこで発表された共同声明において、制度整備や人材育成の重要性を確認するなどしております。そうした潮流を受けまして、法務省は JICA とともにミャンマー側と協議を重ねてきた結果、昨年 11 月、ミャンマー法整備支援プロジェクトが開始することになりました。このプロジェクトでは、連邦法務長官府及び連邦最高裁判所をカウンターパートとして、起草や人材育成等の支援をすることになっております。

次に、ネパールでございますが、これは改訂版の基本方針の中でも重点国とされているわけではございませんが、ニーズ等に応じて支援を今後も実施していくとして例

示されている国であります。ネパールは民主化運動を経て 2008 年 5 月に王政廃止と民主制への移行を宣言して法制の近代化を目指している国であります。法務省では JICA と協力しながら、民法やその解説書作成に関する研修の実施に一部協力するなどしたほか、昨年 9 月からは迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクトに積極的に裁判官出身の当部教官がアドバイザーグループの委員になるなどして支援を実施しております。そのほか、民事法分野だけではなく、法総研独自の支援としまして、ネパールの検事総長府から検事を招へいして司法制度比較研究を行うという取組を何年か実施しております。昨年 8 月には、先ほど挙げました UNAFEI と連携して、ネパールの検事総長府に対する司法制度比較研究を実施しました。

次に、東ティモールについても御紹介します。東ティモールは 1975 年にポルトガル植民地支配から脱しましたが、その後、インドネシアに侵攻され、その後、2002 年によりやく独立を果たしました。現在は ASEAN 加盟を目指して国づくりの基盤となる法整備に取り組んでいます。法務総合研究所では、2009 年頃から東ティモール司法省の法案起草担当職員を招へいするなどして、立法技術に関する研修等を実施してきておりました。昨年はこれを JICA の枠組みの中で行い、調停法を題材とする現地セミナーを複数回実施することができました。これらネパール、東ティモールにつきましても、今後もこのような活動を継続していきたいと考えております。

これまで国別に見てきましたが、次に、日・ASEAN 友好協力 40 周年記念事業について若干御説明したいと思います。

これまで日本の法制度整備支援の主な対象国は ASEAN 諸国でした。ASEAN は 1967 年、東南アジアの政治的安定、経済成長促進等を目的に設立され、当初、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイが加盟しましたが、その後、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアが加盟するに至っています。そして、既に御案内のとおり、2015 年までに ASEAN 共同体を設立すること等も目指しております。

ところで、この ASEAN との間では、昨年、日・ASEAN 友好関係樹立 40 周年という記念の年でありました。そこで、外務省から日・ASEAN 友好協力 40 周年記念事業の募集があり、幾つかの法整備支援の活動をこの記念事業として認定していただいております。その一つがこのベトナム六法です。このベトナム六法は、JICA プロジェクトの長期専門家が、平成 23 年から 25 年頃にかけて中心となって編集したものであります。このベトナム六法については、当部のウェブサイトにもアップしておりますので、御覧いただければと思いますが、従前、このように基本法令等がまとまったものがあれば便利だと誰もが思っていたものですが、なかなか実際につくるのは困難であると

思われます。それを、この当時の長期専門家が中心となり、関係機関と協力しながら六法という形で編集したものであります。

また、ミャンマーから連邦法務長官を招へいたしたということも御紹介したいと思います。昨年 11 月開始したプロジェクトのカウンターパートとなった連邦法務長官府の長官を、昨年 6 月に招へいたしました。この連邦法務長官府といいますのは、日本でいうところの法務省・検察庁と内閣法制局の権能を併せ持ったものでございますが、そこから長官や検察官のほか、ミャンマー連邦議会の法案委員会委員長など合計 6 名を招へいしております。この招へいにより連邦法務長官として初来日を果たしたトゥン・シン長官からは、ミャンマーの法制度やビジネスに関する最新情報について御講演いただいたほか、我々日本側との間で有意義な意見交換がなされました。また、長官からは、昨年 11 月に始まったプロジェクトに関して強い期待が表明されました。

次に、ベトナムから最高人民検察院長官を招へいたしたことについても御紹介したいと思います。法務総合研究所では、JICA のプロジェクトとは別に、平成 12 年以降ベトナムとの間で独自に交流を続けてきておりました。そして昨年在、日・ASEAN 友好協力 40 周年に加えて日越の外交関係樹立 40 周年という記念の年でもあったことから、最高人民検察院長官を日本に招へいたしました。このベトナムの最高人民検察院は、公訴権の行使のほか、民事事件、行政事件を含んだ司法関係機関の活動の監督、刑事関係法令を所管するなど、大きな権能を有する機関であります。ビン長官からは、日本はベトナムにとって経済面だけでなく外交面、政治面でも信頼できるパートナーであり、今後、両国の司法関係がより高いレベルに発展することを希望する旨が述べられました。

最後になりますが、これまでの法整備支援連絡会 15 回のテーマ等について表にまとめたものを最後のスライドに入れてみました。思えば、法整備支援連絡会は、最初は関係機関の情報交換を目的として設置され、その後、法整備支援の在り方やドナー協調の在り方等について議論がされてきました。

ところで、最近、中国、インド、ブラジルなど新興国が OECD の開発援助委員会 (DAC) に加盟しないまま、独自に援助展開を始めるなどという世界的な潮流もあり、また日本においても、先ほど御説明したような投資環境整備といった観点が重視されるなど、世界的に、あるいは日本の中でも、支援国の国益というのがこれまで以上に強調されるようになってきているように思います。こうした潮流を受けて、法整備支援はどうあるべきなのか、こうした国益との関係でどういう展開を今後していくべきなのかということについて、一つのテーマとして本日、この後の質疑応答やパネルディスカッション等におきまして議論していくことができればよいなと思っております。

ます。

以上で、私からの御報告を終わりとさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○司会（渡部） 続きまして、JICA 産業開発・公共政策部次長兼ガバナンスグループ長の富澤隆一様より御報告をいただきます。

○富澤 ただいま御紹介にあずかりました、JICA 産業開発・公共政策部次長の富澤でございます。本日は、第 15 回法整備支援連絡会に御出席いただきましてありがとうございます。

私の方からは、今回のテーマであります「法整備支援の成果と新たな挑戦」に基づきまして、ビジネス環境整備の観点から、JICA の法整備支援の取組の成果と新しい取組、これからの課題について御報告させていただきます。

法整備支援が目指すものとして考えておりますのは、グッドガバナンスと経済成長、ビジネス環境整備でございます。まず、前者の側面では、発展途上国における法の支配、そしてグッドガバナンスの確立を目指すものとしたしまして、民主的なプロセスに基づいた明確なルールの設定や透明性の高い法令の運用システムの構築が含まれております。後者につきましては、途上国のビジネス環境の改善に資するために、まず土台としての基本的なルールの整備、それから法運用組織の強化、そしてシステムへのアクセスといった土台づくりをいたします。その後、個別法の整備や貿易投資促進、経済基盤整備支援ということを進めております。

JICA は、我が国経済界のニーズ、国内リソースと途上国のインターフェースを務めております。先ほど柴田副部長からの御説明にもありましたけれども、今年度、法制度整備支援に関する基本方針が改訂されておまして、内容については先ほどの御説明に譲りますけれども、この中でもやはりグッドガバナンスと、それから途上国の成長、そして4番目でございますけれども、日本企業の海外展開、投資環境整備が述べられております。

続きまして、JICA の取組について、各分野の御説明をさせていただきます。

まず、基礎法令の起草、法執行実務の改善、司法アクセスの改善の支援でございます。起草支援につきましては、計画経済から市場経済へ移行した社会主義国、例えば中国、ベトナムでございます。それから内戦から復興して新しい国づくりをしているようなカンボジア、ネパールについて、主に民法、民事法などについて協力しておりますが、このほかにも行政法、例えばウズベキスタン、それから刑事法、ラオス等についても協力しております。

一方、法運用組織の機能強化、実務改善でございますけれども、こちらについては、

例えばモンゴルにおきまして調停法が制定されたことに伴って、調停制度をまずは二つのモデルごとでの導入、それから全国展開ということで機能改善の支援を行っております。

また、司法アクセス改善支援につきましては二つの側面がございまして、市民による法司法制度へのアクセスを可能にするということで、こちらにつきましては、日本弁護士連合会様の御協力を得まして、カンボジアやベトナムで協力しております。

次の側面であります市民の法律知識の向上のための情報普及につきましては、名古屋大学様の御協力も得まして、ウズベキスタンにおきまして法令のデータベース構築支援を行っております。

続きまして、競争法の整備の支援でございます。御承知のとおり、競争法は市場における公正かつ自由な競争の維持が目的でございまして、市場経済を支える最も基本的な法律、市場経済の憲法と言えるものでございます。

一方で、新興国の現状としましては、競争原理に対する企業や国民の理解が低いとか、当局の執行能力が低いというような問題がございます。こういうことに対して、法令に代表される制度の整備という側面と、執行を行います職員の能力の向上という二つの側面から、JICA はアジアを中心に、ベトナム、インドネシア、フィリピン、中国等で公正取引委員会様の御協力を得て協力を進めております。また、企業や国民に対するアドボカシー活動を説明会等を通じても行っております。

続きまして、投資環境・投資法整備への支援でございます。JICA の投資環境整備に対する支援アプローチは三つでございまして、法整備政策の提言、それから相手国の投資促進機関の能力強化、そして関連インフラ、これは経済インフラ及び産業人材の育成を含んでおります。こちらについて技術協力あるいは資金協力で協力をしているということでございます。特に法整備政策の提言につきましては、外国投資法を初めといたします法制度の整備や迅速かつ透明性の高い投資手続への協力を行っております。

こういった投資環境の改善あるいはビジネス環境の改善は、途上国の良質な海外直接投資の増加によって経済発展をするとともに、日本企業にとっても海外進出の促進、新たな進出先の確保というところで両方につながっていくという形でございます。

投資環境整備に関しましては、ベトナム、インドネシア、フィリピン、カンボジアといった東南アジア諸国、それからバングラデシュ、パキスタンといった南アジア諸国について協力を進めてまいりましたけれども、昨年、2013年6月に TICAD が行われましたけれども、これを踏まえまして今後はアフリカにも積極展開をしていく予定でございます。

続きまして、租税・関税法への整備の支援でございます。公共財政管理の強化、特に歳入の面及びビジネス環境整備の観点から、こちらは起草支援ではございませんで、既存の関税法、税法に沿って適切な執行の部分について能力向上を行っております。税関分野につきましては、本日も午後御発表いただきますけれども、財務省関税局様の御協力を得まして、まず貿易円滑化の観点からリスクマネジメント等や税関分類、税関評価のための人材育成など、あるいは事前協議制度の導入等を行っております。また、先ほど申しました TICAD の関連では、アフリカ、特に東部アフリカにおきまして、ワンストップ・ボーダー・ポストの導入の支援も行っております。

また、税関は国と国とを結ぶインターフェースという側面もございますので、支援に当たっては多国間の枠組みを重視しております。2011 年に我が国が提唱いたしましたアジア・カーゴ・ハイウェイ構想、こちらに基づきまして、例えばベトナムにおきましては、日本の NACCS というシステムに基づきまして、税関システムの導入を行っております。また、これからでございますけれども、ミャンマーに対しましても、税関システムの導入というものを関税局様の御協力を得て行っております。

一方、税務分野でございますけれども、こちらは所得税を中心とした徴税能力の向上を中心にアジアを対象に支援を行っております。インドネシア、ベトナム、カンボジア、モンゴルなどで協力をしております。特に徴税能力という点では、税務調査の能力というだけではなくて、納税者サービスを行うことによって納税をしやすい環境整備等も行っております。また、日本企業の進出に伴いまして、国際課税に係る人材育成等にも取り組んでおります。

続きまして、知的財産権保護の強化への支援でございます。こちらの方も本日午後に御説明をいただきますけれども、特許庁様の御協力をいただきまして、経済発展の推進力となる新たな技術・創作を保護し、活用を促進する知的財産権制度の構築・運用を支援しております。

この知的財産権制度の整備というのは、投資環境の整備にもなりますので、開発途上国にとっての外国直接投資の促進として機能します。一方で、諸外国に出回っております模倣品被害への対処にも資するというところで、我が国の海外進出においても重要な側面がございます。

御覧いただいておりますように、中国や ASEAN 諸国の特許出願件数は増加しております。こういった知的財産権保護という点は重要になっており、アジアを中心に JICA は協力を展開しております。

協力のアプローチにつきましては、御覧になっていただいておりますとおり、五つのアプローチを進めております。まず、知的財産権の知識というものが、途上国にお

きましてはあまり知られていないということもございまして、模倣品などが出回っているというところもございまして、こちらの知識の向上をまず行政官を中心に、本邦研修を中心として知識の向上を図っております。

続きまして、知的財産権制度の制度整備ということで、法制度に基づく規則の整備・改正や知的財産庁の体制整備等を行っております。専門家の派遣等により実施をしております。具体的には、ここには書いておりませんが、これからミャンマーの知的財産権の協力が進んでいくということもございまして。

次に、審査能力の強化ということで、特許・商標等の審査官の能力向上やこのための事務手続の電子化・IT化等を進めております。さらに知的財産権の活用促進や執行取締り能力の強化というところにも協力しております。活用促進については大学研究機関等における活用支援、それから執行取締り能力の強化におきましては、模倣品取締りということで税関・警察の協力も得まして強化をしているというところもございまして。

具体的には、インドネシアのプロジェクトでは、後ろの三つの審査能力の強化、知財の活用促進、取締り能力の強化というところに重点を置いて協力しております。また、ベトナムの知的財産権のプロジェクトでは、最後の執行取締り強化に重点を置いて協力を行っております。

今後の方向性として、こういった知的財産権、特に東南アジアを中心に執行・審査能力の向上を行って、現地ビジネス環境の整備を行って、途上国の産業振興、経済成長とともに日系企業の事業展開にも資する協力を鋭意推進してまいります。

以上、五つの分野につきまして、これまでの支援の成果について御説明をいたしましたけれども、こちらをまとめますと、本邦企業、現地日本商工会との連携を行って、貿易・投資環境整備に向けて、主にオペレーションの視点から政策立案・制度整備・行政実務改善・人材育成等に協力を行ってまいりました。

また、特に知的財産権の審査関係のシステム、審査登録システムや関税におきます関税システムの導入等、ICT技術を活用したシステムの構築についても協力を行っております。それから、柴田副部長からも詳しく御説明いただきましたけれども、法務省様等の御協力を得まして、1990年代半ばから民事法分野を初めとして行政法、民事・刑事手続法などの分野での起草支援や実施機関、執行実務機関の改善、司法アクセスの改善等を行っております。

また、経済法分野、競争法や知財法あるいは会社法等の分野におきましても、これまでの民事法の起草で得た知見を生かして、法令の整備に今後より一層意識して協力していく所存もございまして。

続きまして、新たな取組と今後の課題について御説明をいたします。二つの観点から御説明いたします。

戦略的な実施、プログラム化などによって成果を拡大していくこと、それから民間企業と連携等の強化、これはこれまでも行っていますけれども、更に法整備の観点からも進めていくということでございます。

まず、戦略的支援の実施による成果の拡大でございます。ミャンマーの例を基に御説明申し上げます。ミャンマーにおきましては、経済協力の方針といたしまして三つの柱、国民の生活の向上のための支援、経済社会を支える人材の能力向上や制度整備のための支援、そして持続的な経済成長のための必要なインフラや制度の整備等の支援を行っております。特に法整備支援に関連するものとしては、2番目の制度の整備というところが中心でございますけれども、具体的には、今回御発表いただきます大和総研様や東京証券取引所様が日本の財務省様と協力をいただきまして、現在、ミャンマーで初めての証券取引所の立ち上げに向けて協力が進んでおりますが、これと協力しまして証券監督能力強化ということで、12月から JICA は金融庁の専門家の方をミャンマーに派遣しております。また、知的財産庁の設立についても、特許庁様の御協力で進めておりまして、こちらも準備をしております。

また、日本とミャンマーの共同出資によりまして、ティラワの地域開発ということで、ティラワの経済特区、2015年に開業を目指しておりますけれども、こちらは JICA 海外投融資による出資や円借款によるインフラの整備を行うとともに、真ん中にごございますけれども、経済特区、SEZ の開発、政策支援ということで技術協力も進めております。こういった形で戦略的に支援を実施するということによって成果を拡大するところが新しい取組と今後の課題でございます。

また、民間団体・企業との連携でございますけれども、ビジネス環境整備、先ほども投資環境整備で御説明しましたが、この側面についてはこれまでも協力を行っておりますけれども、やはり民間企業、利用者の視点を踏まえた協力が重要ということを改めて申し上げます。この利用者、民間企業の視点や知見を法整備の支援において活用していくということが新しい今後の課題でございます。官民合同の対話枠組み、こちらを活用する。例えば日本インドネシア経済合同フォーラム、日越共同イニシアティブ、日本ミャンマー共同イニシアティブなど。あるいは JETRO 様、経団連様あるいは各国の日本商工会との一層の連携強化を行ってまいります。

また、民間コンサルタント会社、法律事務所の知見の積極的な活用を行ってまいります。具体的には、今年度、2013年度ですけれども、午後に三菱 UFJ 総研の亀山様からの御発表もございまして、アジア地域ビジネス環境整備促進のための法制

度情報収集確認調査というものを、総研系のコンサルタント会社様と法律事務所様の合弁という形で新たにミャンマー、カンボジア、バングラデシュの3か国を対象にして取り組んでおります。詳しくは午後の発表にお願いしたいと思います。

以上がこれからの新たな取組と課題でございます。

最後に、JICAの法整備支援ポータルサイトというものを今年1月に開設しておりますので、そちらを最後に御覧いただきます。こちらは1月にできたばかりでございますけれども、このような形で先ほど柴田副部長からも御説明ありました各国の取組について、例えばカンボジアでございましたらこういう形で、民法、民事訴訟法のプロジェクトについて簡単に御説明しております、それぞれのプロジェクトのニュースもこちらの方から御覧いただけるようになってございます。

また、皆様方のお手元の方にお配りしておりますけれども、JICAの法整備支援事業のパンフレットもつくっております、こちらの方にも簡単にこれまでの各国での取組について御説明しておりますので、後ほど御覧いただければ幸いです。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

3 活動報告

○司会（渡部） それでは、活動報告の部に入りたいと思います。

本日は、合計七つの関係機関の方々より、最近の活動状況について御報告をいただくことにしております。

午前中の活動報告におきましては、名古屋大学と日本貿易振興機構アジア経済研究所より御報告をいただき、その上でここまでの主催者報告と午前中の活動報告に対する質疑応答の時間を設けたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、まず初めに、名古屋大学法政国際教育協力研究センター長の市橋克哉様より御報告をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○市橋 おはようございます。ただ今紹介を受けました名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）の市橋です。

本日は、大学の立場から見た法整備支援について、最近私が考えていることをお話したいと思っております。

大学というところは、御存じのように研究と教育を司る機関ということになります。研究という点で言えば、法整備支援を実務とは異なり理論の対象として考える、法律学からどのようにこれを見るかということに関心を持っている人が多い機関だと思います。また教育という点では、JICAでも研修やセミナー等々をされていると思いますが、もう少し長いスパンで大学院教育を中心として広い意味での法律家、本日は法

の学識者という言葉を使っていますが、広い意味での法律家を育てるといふ人材の形成・育成の仕事をしているところです。そのような大学から見た法整備の問題を少しお話ししたいと思います。

素材としては、直接私が実務と密接に関わったウズベキスタンの行政手続法支援を取り上げたいと思っています。こちらについても私の意見として述べるわけで、決して JICA の考え方を述べているわけではありませんので、その点は御留意いただければと思います。

ウズベキスタンに関しては、先ほど柴田さんの報告の中に出てきましたが、「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」という平成 25 年 5 月付けの文書があります。その 6 ページから 7 ページにウズベキスタンについて書かれておりますが、本日の私の話と関係するのは 7 ページの（3）の部分です。そこを見ていただくと、非常に意味のあることが書いてあるんですが、行政手続法令の改正などの協力の成果と教訓を踏まえ、具体的な成果につながる分野を慎重に見極めつつとか、引き続き法運用のための人材育成をやりましょうと、こんな文章になっています。これについてちょっとお話ししたいと思います。

まず、大学にいる者としては、こういう法整備の経験を理論化したいというふうに考えています。理論化しながらもう一回実務をやり、実務をやりながら理論化を考えると。試行錯誤ですけれども、現在考えていることは、まずはプロセスで考えるということ。その時点、その時点の評価はもちろんあるんですけれども、それをプロセスの中で考え、特に変化や進化に注目し、そこを捕まえるというのが第 1 点です。

それから 2 点目は、法整備の支援というと基本的には国家法ですね。制定法支援あるいは裁判所の強化ということで判例等の支援ということになると思いますが、そういうフォーマルルールだけではなくて、インフォーマルルールにも注目し、その両者の関係を見ながらやるということです。行政法でいうと、御存じのように日本の仕組みでいうと行政指導であるとか通達、訓令、通知といった世界がありますね。こういうものにも注目する。

それから、病理のトライアングルと書いていますが、基本的に人々は政府を信用していませんので、法ニヒリズム状態が蔓延しています。そうすると秩序が壊れるわけではなくて、インフォーマルルールが支配します。そうすると本来の制定法支援、先ほど法の支配の定着というのが大きな目標に掲げられているという話もありましたが、そちらの方が失敗します。その悪循環をどこで断ち切るかということを考えています。

そのときに幾つか見る視点があります。一つは制度を見るということで、現在の時点での制度の配置を見た上で支援を考えなければいけないだろうということです。端

的にいうと、例えば権力分立システムを憲法上はとっていたとしても、極めて強大な大統領権力があって、裁判所は弱い、議会も弱いという中でどうやるかというような問題、それから経路依存の問題があります。

ソ連は崩壊していますが、基本的にはその制度と、それを運用する人々の思考方法、そういったものは古いものとして残っています。そういうものを前提にして、どう新しいものをつくるか。この点でいうと法pluralismの世界があるわけです。ここに図がありますが、法の支配の定着といっても基本的に既存の制度の横にそれを置くということになります。ここからスタートでして、現在、ウズベキスタンもこのあたりにあると思うんですが、古い仕組みはだんだん小さくなっており、新しい仕組みは確かに少しずつ大きくはなっているんですが、両方とも支配する状況にありません。両者が対立して相互に補完しながら秩序をつくっていくという関係にあります。最終的に定着というのは第3段階で図のようになると思います。この辺りは時間の関係で省かせていただきます。

その次ですけれども、今言った幾つかの観点・視点を使ってウズベキスタンの支援を考えてみると、プロセスの中で見るということに関していうと、基本的に幾つか失敗をしながら試行錯誤しつつ、変化や進化を促すものをつくるという観点でやりました。

それからフォーマルルールとインフォーマルルールの関係でいうと、内容として行政手続法なので、日本もそうですが、告知・聴聞と理由の提示というのは基本的な重要な概念であり仕組みです。これを入れようとしてしました。しかし、そのまま入れるわけにはいかないので、形式においては古いものを使いました。日本も聴聞規定はありますが、実際の聴聞規則は執行命令の形で委任もなくつくっています。そういう仕組みを使ったわけです。

それから、病理のトライアングルを絶つためには、拒絶反応を緩和してミティゲーションをして悪循環を遮断しなきゃいけないので、カプセルとして古い形式を使って、新しいものを中に入れて埋め込むということをやりました。その中で経路依存性の問題が大きいので、古いものと新しいものを接合させて対立・補完する中で新しいものが古いものの中に浸透するという、こういうことを考えました。その点では法のpluralismと法の支配の両方を考えてやったということです。

実際は、そこに書きましたように、先ほどの政府の文章にもありましたが、行手法はつくれませんでした。一見すると失敗したということになります。そのため、迂回戦略ということで、まずはそこに書いている法律やコンメンタールをつくったり、それから許認可法がしばらく前にできましたので、行手法がつかれないなら許認可法か

らいくことにしました。日本でいうと行手法の第2章ですが、第2章からいくというのは中国のやり方でもありますし、多くの国が一般法をつくれないうきにとるやり方です。この中に告知・聴聞を入れようとしたましたが、理由の提示は入りませんでしたけれど、告知・聴聞は最終的には入りませんでした。現在、最終段階として解説書をついているところで、3月にはできると思います。

次に、政府文書にある教訓ということについて、私が考えたことを述べます。レシピエントは司法省でした。司法省の中のワーキンググループ、これは若い人たちが中心です。この人たちを密接な議論の繰り返しの中で育て上げました。彼らは、デュー・プロセスの概念も知りませんし、聴聞の持っている意味も知りませんし、何も知識のない人たちにこれらの考え方をに入れていくときに、中核部隊になったわけです。

改革派官僚と書いたんですが、カニャーゾフという人がいまして、彼は、JICA が2002年から始めた中央アジア研修の最初の受講生でして、彼が一番のキーパーソンになって、この間一緒にやってきました。名古屋大学とも一緒にやってきた人です。

ハメードフグループというのは、GIZ 等あるいは JICA と組んで改革のために活動している学者グループです。これらの人たちがどうなったかということなんですが、まず第一に、ハメードフグループは解体しました。理由は全国の法学部が解体されて大学から法学部が消えます。法科大学だけ残ります。そういう状況の中で多くの教員が民間の弁護士や会社の方に移ってしまいました。カニャーゾフは第一副大臣まで行ったんですが、今現在は、法科大の学長です。

それで、ウズベキスタンの場合を見てみると、まず最初、ソ連が解体したときに広い意味での法律家、法の学識者はどういう状況にあったかということです。当初ソ連時代はロシア人あるいはウクライナ人等、それからユダヤ系の法律家が中心でした。ウズベクの人もちろんいたんですが、極めて少数です。これが独立した途端にロシア人はロシアに帰りますし、ユダヤ人はイスラエル、アメリカ等に移住してしまいます。これで第一の解体が起こります。法律家がほとんどいなくなるわけじゃないんですが、極めて薄い層になります。

独立後、このウズベク人を初めとするイスラム系の人たち、タタールの人とかそういう人たちをソ連全土からウズベキスタンに呼び返します。ところが呼び返すとき、学者はほとんどいなくて、実務法曹と官僚が帰国します。旧研究者層は薄いままです。法曹・官僚は大学に轉身し、研究者になって空白を埋めます。若手もこれで新たに養成を始めますが、特徴的なのは彼らが研究者になるんですが、当時、外国との接触がほとんどなくて、大学の先生も若手も留学組というのはほとんどいませんでした。起こった現象はウズベク化とイスラムによる男性化でした。外国語はできません。外国

法の知識もほとんどありません。ソ連法の知識は旧世代にはあるけれども、新しい世代にはないという状況になります。これで独立後 20 年間が過ぎます。若干名古屋大学等が研究者養成の点では貢献はするんですが、多勢に無勢です。

第3段階で行ったことは、なんと法学部の解体です。統廃合が起こりまして、大学執行部だけではなくてほとんどの教員が大学を去ります。再度、そこに法曹と官僚と、それから留学組が転入するという状況が現在あります。これで法の学識者の形成を20 数年やったのですが、ほとんど振り出しに戻ったことになります。この意味は大きくて、猿の惑星の状況になりました。今までは、古い仕組みはよく知っていたんです。それから制度・概念・体系も全部残っています。それからその制度の背景にあるイデオロギーと書きましたが、良い悪いはありますけれども、思考方法とか、思想とか、こういうものが今までは全部残っていたんです。しかし、今、制度と概念と体系は残るんですが、イデオロギー、思考方法と、そもそもそれはどういう問題が背景にあってどう考えたからそういう制度ができたかということを考え知っている人たちが消滅しました。それは、例えば、機械は残った、その動かし方も知っている、しかしそもそもそれがどうやってつくられたかを知らない状況になるということです。これを猿の惑星というふうに言いました。

それと対照的な国として、グルジアとリトアニアの例をちょっとお話します。これは5月にグルジアにシンポジウムに呼ばれて行った際に、向こうの人たちに会って強く感じたことです。ソ連崩壊で起こったことはほとんど同じです。ウズベキスタンと同じことが起こるんですが、大きく違うのは、そういう法曹や実務家の人たち、官僚の人たちが、非常に勉強をした。日本でいうと福沢諭吉の状態ですね。オランダ語から英語に切りかえる、これを本当に層としてやっています。ドイツ語と英語が極めて流暢になっていまして、60代、50代もドイツ語で全部仕事ができるぐらいになっています。

これがどうしてできたかという、ヨーロッパの大学とEUの強力な支援が行われていまして、ここに発達最接近領域と書いていますが、これは、ゾーン・プロキシマル・ディベロップメントというんですが、ここでウズベキスタンは孤立してしまっただけでできることをやっていったのですが、EUやヨーロッパの大学が強力に支援して、孤立しないならその先まで突き抜けてできるようになりました。これで成功したのだと思います。

実は中国でも、やはり同じことを感じます。中国の場合は、文革が終わった後この40年間ぐらいで、行政法の世界でいうと相当層の厚い研究者の人たちや実務家が育っています。当初は民事訴訟法とか関係ないことをやっていた人が移って行政法が始

まるんですが、そういう層ができていて発展しています。しかし、話していると時々あれと思うことがよくあります。典型的には、検察官の一般監督と行政処罰法の話です。彼らはこれがどこから来てどうしてそういう大きな強力な仕組みが中国にあるかということが分からないまま、今やっています。はっきりいうとソビエト法なんです。これはソビエトの支援が60年代、中ソ対立の中でなくなって、その後文革によって以前にいた法の学識者層が消滅し、その後もう一回再建したために起こったことです。やはり中国でも同じように制度は残っていました。法律も残っていた、にもかかわらず人々は知らないということです。したがって、検察官の一般監督を、公益訴訟としてこれを位置づけようと思うのだけれども、こういう制度は世界にありませんよねという質問が来てびっくりさせられます。中国の行政訴訟法の特徴を比較法的に位置付けるとどこにありますかと聞かれたので、率直に行政処罰法手続と合体していて、それが現在でも3割以上の行政事件を占めていて、こういう仕組みは旧ソ連圏の仕組みで、現在、ヨーロッパ評議会、ヨーロッパ人権裁判所に加入した結果、こういうものがだんだん否定されつつあるという発言をした途端に、中国特有の社会主義に基づく仕組みは守らなければいけないという反応が返ってくるとか、このあたりはよく経験することです。

それからもう一つ、インドネシアに先日行きました。名古屋大学の新しい法センターをつくったんですが、その際もオランダ民法がいまだに使われていて、インドネシアの人たちはオランダ語を忘れてしまいインドネシア語でそれを読んでいるけれども、その概念の本来の意味が分からなくなっているという話を聞きました。したがって、世界にはこういうことはよくあることというふうには今は思います。

最後ですが、日本の国益のこと、それから法の支配の定着のこと、そして日本との連携を強化し、経済を含めて日本が—これは憲法前文ですが—国際社会における名誉ある地位が得られるようにするための支援であると言われていています。軍事大国ではなくあるいは経済大国だけでもなく、法の支配の定着を支援する、それが名誉ある地位を得るという意味合いかなと思って聞いていました。

名古屋大学としては、私たちは国家中枢人材と呼んでいます。国の中核で働く法律家、広い意味での法の学識者をつくらうという取組を始めました。アジアサテライトキャンパスと言っています。20年ぐらいこの間人材を育てていまして、彼らが国に帰った後、相当の地位に今います。ベトナムでも司法第一副大臣は名古屋大学の卒業生ですし、今日支援対象国として出てきた8か国には、局長、部長レベルの人あるいは裁判官がたくさんいます。大学の中にも学長、学部長など大勢います。こういう人たちは、さらに、系統的にしっかり育てると、ドクターを取って更にプロモートす

ると思っております。理論的に言えば、法の支配の定着を保障する人材でしょうし、日本との連携の懸け橋になる人材だと思います。

ミャンマーなど、経済制裁の下で欧米への留学が絶たれていた状況の中でも、日本の大学はこの間ずっと支援してきました。そういう状況と関係なく日本が独立して人を育てた結果、今はお亡くなりになりましたが教育大臣とか多くの大臣、それから学長レベルにたくさんの日本留学組がいます。この人たちが現在の私たちの活動のパートナーになっています。

ウズベキスタンでは、私たちが10年以上つくった人脈は今、残念ですが、一旦ほぼ壊れていますが、もう一回これを再構築していこうと思います。それはプロセスで見るという考え方にも通じるのではないかと思います。したがって、そういう長い目で見た人材養成を考えると大学であって、時々政策あるいは政権の在り方に左右されない支援という意味では、一番の長所を持っているところではないかということをお話して終わりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。

○司会（渡部） 市橋様、どうもありがとうございました。

続きまして、日本貿易振興機構アジア経済研究所研究企画部研究企画課長の今泉慎也様より御報告をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○今泉 ただいま御紹介いただきましたアジア経済研究所の今泉です。

本日は、アジア経済研究所における研究の概要を御説明するとともに、最後にアジア法研究と法整備支援の関係について若干コメントさせていただきたいと思っております。

日本貿易振興機構アジア経済研究所について御存じでない方もいらっしゃるかと思いますので、若干概要を御説明したいと思います。1960年に特殊法人として創設されまして、1998年に当時の日本貿易振興会（ジェトロ）と統合し、99年に千葉県幕張に移転した後、2003年から独立行政法人となっております。経済産業省が所管しております。

私たちがアジア経済研究所、略称アジ研と呼んでいまして、今朝から UNAFEI のアジ研の方もアジ研というふうに略されて非常に紛らわしいですね。私どもの方は勝手に UNAFEI の方を府中のアジ研と呼んでおまして、もし紛らわしければ私どもの方は幕張のアジ研と今度から呼んでいただきたいというふうに思っております。

ジェトロ自体は貿易投資促進の機関でございますけれども、その研究所である私たちアジア経済研究所の方では、アジアのほか、中東、アフリカ、ラテンアメリカ、その他開発途上国地域の貿易の拡大、それから経済協力の促進に寄与する基礎的かつ総

合的な調査研究を行うことを目的としております。

その研究内容ですけれども、大きく私たちの方では、地域研究と開発研究というふうに分けております。地域研究といいますのは、現地に軸足を置いた開発途上国の地域の動向と構造の分析と書いておりますが、私たちは現地主義と言っておりまして、現地の言語を勉強して現地の社会を学ぶ、それから現地で生活し、そういう経験を踏まえて地域の研究者を育成しているところでございます。大体、政治学・経済学者が多いのですけれども、後で御紹介するように、数名の小さなチームでございますが、法律学のチームを組んでおります。

アジア研全体では研究者が120名おりまして、大体が担当地域を持っております。アジアを担当する者が6割、それから中東・アフリカ・ラテンアメリカを担当するのが2割ちょっと、あとは開発経済学の理論研究をする人で構成されております。外国人研究者も7人おります。

私どもの開発途上国の法制度に関する研究というのは、1965年頃に投資制度調査という形で始まりまして、その後、法と開発の議論を軸として、開発途上国地域の総合的な法制度の研究へと展開しております。現在は関係研究者として6名ほどおりまして、中国、フィリピン、タイ、ミャンマー、インド、それから国際法全般のことを研究しております。

法整備支援の対象国と微妙にずれておりまして、余り法整備支援の場で協力する機会が少ないのですが、そういう意味では、是非今後また関係を深めていきたいと思っております。またOB4人と書きましたけれども、私たちの途上国法研究を立ち上げた先人の多くの貢献がございまして、例えば国際投資法の桜井雅夫先生ですとか、開発国際法の安藤勝美先生、アジア法の安田信之先生、それから環境法では、数年前退職されました作本直行先生といった方々を輩出しております。

それから、ジェトロの方でも、貿易投資に関する情報提供、特に開発途上国・新興国の投資環境の一環として法制度についての情報収集とその提供も行っております。今回、法整備支援に関する基本方針の中で、日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入ということも加えられましたとおり、ジェトロ全体としてもこの法整備支援に貢献できる場が広がるように思いますが、今日の私の報告では省略させていただきたいと思っております。

それでは、四つほど私たちが最近取り組んでおります研究領域というのを御紹介したいと思います。

一つ目は、アジアにおける司法化の問題でございまして、もともと私どもはアジア諸国の司法制度ですとか、90年代以降進みました司法改革の動きというのに非常に着

目してきたわけですが、むしろ最近では司法の影響を分析するようになっております。と申し上げますのは、民主化や経済発展を契機にしまして、法の支配を重視した制度改革が多くのアジア諸国で進展しております。その結果、司法の独立も強化されていますし、司法の権限もどんどん拡大しております。

例えば、大陸法型の憲法裁判所が多くのアジア諸国で採用されております。例としましては韓国、台湾、タイ、インドネシアを挙げておりますけれども、このほかにカンボジアですとかミャンマー、そうしたグループがあります。そのほか英米法系の国でも最高裁等の司法審査が大きな影響を与える国・地域が出ておまして、例えばフィリピン、香港、パキスタンの例が挙げられると思います。

こういう意味で、政治過程とか政策形成において司法が非常に大きな役割を果たしておまして、アメリカの政治学者を中心に、司法化という形で呼ばれている研究も出てきております。そのように司法の影響が拡大することに対し、政治の側からそれに対する反発が強まる事例も幾つか見られておまして、例えばフィリピン、スリランカにおきましては、最高裁長官に対する弾劾手続が成立し、長官が罷免されるといった事態が生じているわけがございます。こうしたものを私たちは政治学などの知見も借りながら分析していこうという試みをしております。

二つ目の分野としましては、障害と法の分野がございます。多くのアジア諸国は、今、障害者権利条約の成立に前向きに取り組み、その条約が成立した後は、国内の障害者立法の整備を進めているわけがございます。その中で開発途上地域の障害者法も重要な研究課題として浮上しております。特に開発問題の中で、近年の動向として障害と開発という問題が大きくクローズアップされておまして、途上国の開発を考える上でも法的な問題というものを加味していく必要がございます。

具体的な研究項目としましては、条約に定める非差別原則であるとか合理的配慮、法の下での平等などの内容と各国の障害者立法が合致するかどうか。その障害者の権利救済制度やその運用等がどうなるのかという問題について着目していきたいと考えております。

三つ目の分野としましては、人の移動の法制度の問題がございます。グローバリゼーションが続きますと、例えば東アジアだけを捉えましても人の移動の問題というのは非常に増えております。例えば、単純労働者の送り出し・受け入れ、それだけではなくて、高度技術者の人材獲得に向けて各国が政策を競っています。また人身取引や移民という観点から、中国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、カンボジアの各国の法制度を分析するような研究プロジェクトを実施しております。特に、ヒューマン・トラフィッキング、人身取引につきましては、安全保障・人権保障、それ

から世界的発展のためにその撲滅及び防止が求められており、そのために多角的なアプローチということで、法学者だけではなくて、政治学・社会学の研究者がいる研究機関という特性を生かしまして、多角的な分析に取り組んでおります。

それからもう一つ、四つ目ですけれども、ビジネスと人権という比較的新しい分野でございますが、これについても研究を今進めているところでございます。日系企業もアジアへの展開が非常に進んでおり、その結果、先進国で投資しているときにはあまり意識されなかった問題が事業上のリスクとして浮上するものが出てきております。例えば日系企業自体は CSR を重視し、人権教育委員や環境規制に配慮していたとしても、その取引の相手先又は下請けの企業が人権侵害を行っていたことによって、実際に批判を受ける事態が数多く報告されるようになっております。

実は、この人権保障等に関係する法規は、現地において法規は存在するんですけれども、規定の基準自体が非常に緩かったり、執行性が弱かったりという問題がございます。そういう意味で現地の国内法を遵守しているだけでは、そうした人権的侵害の批判を受けるというリスクから逃げられないという問題が出てきているわけです。

特に、国際的に見ると、ビジネスと人権に関する国連指導原則（ラギー・フレームワーク）が 2011 年に国連人権理事会で採択したものでございますけれども、そういうものが制定されるようになっており、そうした実地指導原則を受ける形で、各国の国内法、それから企業自体の CSR 政策がどういうふうに整備されていくのか考えていく必要がありますし、それを日本政府としてもサポートしていく必要があるのではないかとといった視点でこれから研究を立ち上げていくということでございます。

この研究につきましては、本日出席しております山田美和法制度研究グループ長もコーディネーターをやっておりますので、質疑の時間でもう少し補足していただきたいというふうに思っております。

続きまして、あと 2 点ほど申し上げたいと思います。

一つは、法整備支援とアジア法研究との関係について申し上げたいと思います。冒頭に申し上げましたが、法整備支援というのは、今まで主として体制移行諸国を対象としてきた経緯があります。その意味で、最近は対象国は広がりつつありますけれども、対象とする国以外のアジアの法制度の動きについては、必ずしも十分にフォローされていないのではないかなという気がしております。このアジアの法制度を研究する上で法整備支援というのは非常に重要な推進力になってきたわけですけれども、それが他の地域については十分に発揮されていないのではないかとというのが私の第一印象でございます。

その一方で、アジアについて専門的知識を有する法学者や実務家が近年大きく増え

ております。ただ研究者などを見ますと、まだ北東アジア、中国、韓国、台湾について研究される方が非常に多くて、実は私も台湾を研究しているんですけども、東南アジア、南アジア、更に中東、アフリカになってしまうと日本の国内の研究者が少ししかないという状況になっております。

こうした研究者自体も、最近では総数自体が減っていると言われていた中で、こうしたアジアあるいはそれ以外の開発途上地域の法制度の研究者をどう増やしていくのか、研究をどう奨励していくのかというのが一つの課題ではないかというふうに考えております。

もう一つ、3点目ではございますが、日本の地域研究者というのが非常に層が厚いんです。法学も含めてまだまだアジアの専門家というのは数が限られているんですけども、アジアの政治でありますとか、アジアの社会学、社会についての専門家というのは歴史と伝統があります。そうした他分野の研究成果をこのアジア法研究あるいは法整備支援研究にどう取り込んでいくのかというのが今後の一つの課題であるというふうに考えておりますし、多様な地域研究者を擁する私どもアジア経済研究所としましても、そうした懸け橋として法整備支援とアジア法研究という両方の面で促進に協力していけるのではないかと考えてございます。

最後、ちょっと補足ではございますが、アジア法学会の活動についても若干御紹介させていただきたいと思っております。このアジア法学会につきましては、現在たまたまアジア経済研究所に事務局を置かせていただいておりますので、私自身が事務局長を務めておりますので、この場を借りて御紹介させていただきたいと思っております。

アジア法学会は、2003年に創設された学会でございますので、アジアの法制度に関心がある研究者、実務家で組織されております。昨年、2013年は10周年目を迎えてまして、イスラム法をテーマに国際シンポジウムを開催いたしました。2014年はモンゴル法を年間テーマにしまして、6月に名古屋経済大学を予定しておりますが、それから11月は西南大学で研究大会を開催する予定でおります。モンゴルは、法整備支援とは密接な関係を持つ国でございますので、もし御関心のある方につきましては、是非御参加いただければと考えております。

その他、アジア法学会では、学会誌としまして「アジア法研究」というのを毎年発行しており、またイスラム法については、10周年記念シンポの出版を予定しております。また、法律時報に毎年出ている学会回顧の特集がございますけれども、そのアジア法というものもほぼ毎年掲載させていただいておりますが、今までは主としてアジア法学会の会員で担当させていただいております。法学者の実務家の方々でもアジアに関心を深めている方が増えていると思っておりますので、是非そういう方にはアジア法

学会の方にも御参加していただきたいなと思っております。私の方からはこれで終了させていただきます。

○司会（渡部） 今泉様，どうもありがとうございました。

それでは，ただいまより，ここまでの主催者報告と活動報告に対する質疑応答を行いたいと思います。御質問のある方は挙手をしていただけますでしょうか。では，お願いいたします。

○鮎京 名古屋大学の鮎京でございます。主催者のお二人の先生方に対して少しだけお聞きしたいことがございます。それは何かといいますと，非常に大ざっぱな受け止め方で恐縮なんです，改訂された法制度整備支援に関する基本方針では，要するに国益概念が一層重視されているということと，投資環境整備型のそうした支援が必要だという，特に JICA の方のお話はそういう話だったというように受け止めました。

お聞きしたいことは，二つあります。一つは，過去の法整備支援連絡会において，法整備支援で何をやるのかという議論がございまして，そのときに竹下守夫先生が非常に明確に言われたのは，法整備支援というのは民主的法治国家というのをアジア諸国の中に打ち立てるんだと。さらに踏み込んで，ビジネス法関連については，これは必要であるが民間でやればいいんだというような趣旨のことを言われた覚えがあります。私はそのお答えにいたく感銘を深くしたんですが，ただ，現実の問題としては，今日お話しになったような投資環境整備型の法整備支援というのも，日本政府及び JICA としてやってきたことは間違いのないところでは。

そこで，一つの問題としてお答えいただきたいのは，要するにこれからはこういうことだという話ではなくて，この会議でも問われた先ほどのような法整備支援に関わる理念の歴史なり議論にある程度言及していただいて，したがって，こういうことだけれども，どうだろうかという説明がないと非常に分かりにくいということ。

それから二つ目には，投資環境整備型ということを出すとすれば，今日の会議でもそうでありませけれども，当然のことながら財務省さんであるとか経済産業省さんというのが前面に出てくるわけで，法整備支援連絡会というもののある意味では主催者というか組織形態も変えていくのかどうかという，私はすぐそういうことを考えたわけですが，そういう点についてもお話がないと，ちょっと話の設定としては非常に分かりにくかったものですから補足していただければというのが私の意見でございます。

○野口 国際協力部長の野口です。主催者報告に関して，鮎京先生の御質問にお答えしてみたいと思います。

今回の連絡会のテーマを考えるに当たり，今，鮎京先生が指摘されたようなことが

正に最も我々が悩んだところでございます。先生の御指摘は、改訂版をいきなり提示されてもいきさつも分からないということだったと思いますが、我々も、法制度整備支援に関する基本方針の改訂版についてどのようにこの会議で御説明すべきかと悩んだ挙げ句、これ自体は国の方針として既に決まったものなので、これをこの場で正面から議論するのではなく、まず御紹介させていただくと。その上で、この方向に沿った活動が今どのように行われ、あるいは行われていないのか、関係諸機関がこの流れをどのように見ているか等について議論してみようではないかということで、今回の協議会を設定させていただきました。

今、鮎京先生が言われたような御質問は、真に核心を突いた御質問でございますけれども、法務省の理解といたしましては、これまで法務省が JICA や他の関係機関と一緒に進めてきた法制度整備支援の理念又は運用そのものに何ら変更があったものではないということです。先ほど柴田の方から御説明いたしましたように、当初の三つの観点についてはそのまま維持されておりまして、それに加えて二つほどビジネス投資環境整備等の観点が加わってきたものです。確かに、例えば、内閣府や首相官邸等で開催される成長戦略関係等の会議に出席しますと、ともすれば投資環境整備の観点が強調されがちでありますけれども、法務省としては、先ほど冒頭でも御説明いたしましたような基本法整備や人材育成の重要性、またその前提となる上位の目標である法の支配、民主主義、基本的人権といったものを全く後退させるものではないと。こういうものは従来どおり強力に推し進めていくと同時に、新たに提示された観点についても追求していくべきという理解をしております。

この改訂版の改訂作業につきましては、一昨年秋から半年余りかけて関係官庁が意見提出をする中で、法務省としても相当中身にコミットをし、アイデアを出して、こういうふうにするべきだという主張を入れていただいた面もございます。

そこで、先ほど鮎京先生がおっしゃった民主化支援もしくは民主主義の貫徹といった観点につきましては、私個人の理解としては、この改訂版基本方針においてもまったくその重要性が従来に比べて下がっているものではないと思います。むしろ昨今の安保情勢等も踏まえまして、アジアの民主化、法の支配に貢献することが、同時に日本の国益にも資するのだということを改めて強くリマインドしていると捉えていいのではないかと思います。

したがって、支援国の利益対被支援国の利益ということではなくて、ウィン・ウィンの関係で、日本のこの分野に対する貢献が日本の国益にも資すると同時に、相手国もしくは ASEAN を含む地域の安定と安全保障、民主化に資するという関係を構築していくのがベストであり、そのような観点でこの改訂版基本方針が提示されたものと

私どもは理解しております。

○阿部 御承知のとおり、昨年6月の日本再興戦略あるいは骨太の方針でも、このような文脈で規定がされておりますし、それは以前から同じようなことが言われていますが、若干誤解されておりますのは、正にこの投資環境整備について、日本企業がやりやすい法律制度をつくってくれという話では全くないということでもあります。もちろん日本企業にとって、こういった法制度が各国に整備されるということはあるがたいことですが、それ以上に重要なのは、やはり投資先の政治的な安定、民主的な安定です。

例えばタイのように、どんなに投資環境が日本にやさしくても、政治自体が混乱しているようなところにはとても継続的な投資ができないし、他の地域でも同じです。これからベトナム、ミャンマーの話も出てくるかと思いますが、そういう意味では一番大事なことは、進出先の民主的な政治の安定でありまして、それに加えて、民商事法分野については日本の知見が生かせるようなことが貢献できればよいということですが、深く受け止められてしまいますとかえって混乱してしまうわけではありますが、我々としては当たり前各国が政治的にも経済的にも安定して成長していく中でできることならば法制度等につきましても、これはEUあるいはアメリカとの競争になるのかなと思いますが、日本で優れているものがあればそれをもって協力していきたいということですが、

○松尾 今、鮎京先生と阿部先生のお話を伺っていて、私はどちらも大変納得いたしました。私もこの基本方針の改訂版を読んだときに、特に基本的考え方に③、④、⑤と新たに付け加えられたときには非常に違和感を覚えました。

それは二つの理由がございまして、一つは、もしこの基本方針を相手国の人が読んだらどう思うかという視点です。私たちも、どこでもいいんですが、関わりのある国の国民に置き換えてこれを読んでみたときに、おそらく違和感を覚えると思うんですね。つまり、国益を大切にするという事は正に今おっしゃったようにとても大事なことで、鮎京先生も多分それは否定なさらないと思うんですが、それが基本方針に入っているということ自体が、つまり日本の開発戦略の話と法整備支援の対外的な協力量針の話が一緒くたになってしまっているの、非常に誤解を受けやすいものになっている。これは何とかした方がいいなというふうに私は思いました。

それからもう一つのレベルは、法整備支援を実際にやっておられる方の本音ベースでどうなんだと。本当に日本企業ということが直接、それが目標なんですかということ。むしろ相手国にとってベストな制度をつくり、民主的な安定、政治的な安定を達成するというのがやっぱり大事でしょうというふうに、おそらく考えている

んじゃないかなと。企業の方もむしろそう考えているかもしれない。

これは先ほど柴田さんがおっしゃいましたけれども、近年、法整備支援でも非常に国益を前面に出した競争が激しくなっているということですので、今これを取り上げようということは非常にタイムリーな提言だというふうに私も賛成いたします。特にこれは重要ですので、午後もテーマとしてこれについてはしっかり取り上げて、いろんな方の意見を聞いてやりやすい、最も皆さんが協力しやすい形にしていくのがいいのではないかと。日本の会社戦略の話とか、対外的な協力、戦略の話は、しっかりけじめをつけて整理したらどうだろうかというふうに思います。

とりわけ、あまりに国益、国益と強調すると他の国の反応が非常に気になるところで、思ってもみないようなリアクションといますか、正に 1990 年代に法整備支援を始めた頃にドイツとアメリカが争ったような、東欧諸国やロシアで争ったような、非常にある意味不毛な論争、競争ということに後戻りしてしまうのではないかという懸念もありますので、是非ここは認識を新たにすべきタイミングではないかというふうに思いました。

○酒井 法務総合研究所長の酒井でございます。

鮎京先生の御指摘もよく分かりますが、私はそれほど今までの路線とすごく変わったという印象は全く受けておりません。例えば、投資環境といっても、最もベースになるのは、例えば民法の契約であり、あるいは法律上の紛争が起きれば最終的には司法で解決されるわけですので、例えばインドネシアにおいては、特許庁の方で、長年にわたり知的財産関係の審査業務等についての技術協力をしているわけですが、現在、法務省で考えているのは、それでは商標権の争いが起きて司法に持ち込まれたときに、どのように紛争を処理できるのかということで、現在、商業裁判所の裁判官に対する研修等についてもインドネシア政府と検討しているところであるなど、やはりベースは基本法です。商標法違反でも、最終的な制裁というのは刑事罰になるわけであって、そういう意味ではセーフティーネットとしての司法の重みというのは、軽くなるどころかますます重くなっていくものだと思いますし、法務省と JICA が行う法整備支援のベースはその基本法にあるということは、ほとんど揺るがないことだと思います。

それから民主主義等との関係についての話がありましたが、例えばミャンマーを例にとってみますと、ミャンマーは民政移管とは言いながら、まだまだ軍事政権が相当大きな既得権を持っておりまして。その中で今、民主化を後戻りさせないために何が必要かといいますと、ミャンマーの経済発展を支援し、改革の果実を直接民衆が味わえるということが大切なわけであって、そのために地場産業がないミャンマーにとって

は、外国投資というのは極めて重要なファクターでございます。

ですから、投資環境整備というのは、ミャンマーの民主化、特に民衆主体の民主化を推し進めるために絶対に必要なことだと思います。だからこそ、我々はオーナーシップを重視しており、例えばこういった投資環境の整備についての話が出たとしても、相手国の人の考えを尊重するという基本的なやり方で行います。その一方で、我々としては、人材育成ということで裁判官の教育なども併せて行うということにしております。

また、松尾先生がおっしゃった相手国にとっての違和感については、確かにそのような気がしないこともありませんが、私は全くの杞憂だと思います。というのは、外国に行けば必ず、特に発展途上国は外国投資を求めているわけであって、その外国投資を求めるための環境整備というのは、正に彼らが望んでいることであり、我々日本の国益ということではなくて、例えば日本が知的財産に関する環境整備をすることによって、欧米諸国などの先進国が入りやすくなる。我々がやっていることは、日本だけが入りやすくなるような制度をつくるということではなくて、全ての国にとって投資がやりやすいような環境整備をしているわけであって、ASEAN 諸国等はそれを望んでいるものですから、決してこの基本方針を読んだとしても、これは何だというような印象を持たれることはないですし、私も外国に行ってこういう話をしますけれども、むしろそれは是非お願いしますというのが向こう側の反応だと思います。

○司会（渡部） 先ほどの鮎京先生の御質問につきまして、JICA からも御回答をお願ひできますでしょうか。

○富澤 私個人の意見も入っておりますけれども、鮎京先生の御質問に対して御回答させていただきます。

法整備支援の理念・概念というところは全く変わっておりませんで、やはりオーナーシップを重視して日本のやり方を押しつけるのではなくて、対話と共同作業を通じて一緒に寄り添って取り組んでいくというやり方は、基本法の整備でもそれ以外の取組でも行っております。

一方で、先ほど酒井所長もおっしゃったように、経済成長というところが途上国の一つの大きな課題でございます。そこに対しては、JICA は法整備支援以外の投資環境の整備にも取り組んでまいりました。今回の新たな取組・挑戦という中では、戦略的支援の実施とか成果の拡大とか、これまでの一つの小さい取組だけではなくて大きな取組をやっていくということが一つのポイントでございますので、そういう形から御説明をさせていただいております。ウイン・ウインの関係というところも非常に重視をしているということでございます。

それから、組織、形態替えのお話がありましたけれども、今回、ビジネス環境整備の部分もあるということで、財務省様や経済産業省様の参加といった御指摘もいただいておりますけれども、こちらの方はテーマによって変わるということもございますので、共催者である法務総合研究所様とも話し合いながら、今後どうしていくかというのを決めていきたいと考えてございます。

○司会（渡部） 皆様ありがとうございました。

大変申し訳ないのですが、予定の時間を過ぎておりますので、一旦ここで質疑応答は終了させていただき、午後のパネルディスカッション等で更に議論を続けていただければと思います。

以上をもちまして、午前の部を終了いたします。

（休 憩）

○司会（渡部） それでは、午後の部を始めさせていただきます。

午後の部では、まず活動報告の続きといたしまして、特許庁、外務省、日本弁護士連合会、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社、株式会社大和総研の五つの機関より御報告をいただきたいと思っております。

質疑応答につきましては、これらの機関の御報告が終わった後で、まとめて時間を設けたいと思っております。よろしく申し上げます。

○司会（渡部） 東京会場の方も準備はよろしいでしょうか。

○辻 大丈夫でございます。

○司会（渡部） それでは、特許庁総務部国際協力課課長補佐の杉山卓也様より御報告をいただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○杉山 この度はこのような報告の機会をいただきまして、ありがとうございます。特許庁総務部国際協力課を代表いたしまして、簡単ではございますが、「ビジネスインフラとしての知的財産権制度の整備支援」という標題で、当庁の知的財産制度の整備及びその運用を支援するための取組について御報告させていただきます。

昨今、中国やインド等の新興国を中心とした市場の拡大、グローバルな技術開発競争の激化に伴い、全世界的に知的財産をめぐる動きが活発化しているところですが、今回の連絡会のテーマでもある「新たな挑戦」の時期を正に迎えていると思っております。

このような中で、知的財産制度の整備支援の必要性も増しており、資料1ページ目に記載したように主に次のような二つの視点があると思っております。

まず一つは、知的財産制度を確立することは、貿易・投資環境の改善につながり、途上国で事業活動を行う我が国企業のビジネスコストを引き下げるだけではなくて、

直接投資の拡大を促進するという観点からも、途上国の発展に寄与するという点。

もう一つは、途上国における知財制度の整備を促し、創造、保護、活用という、知的創造サイクルの確立に向けた取組を支援することは、途上国の経済の自律的な発展を促して、世界経済の持続的な発展に寄与するのではないかという点です。

次に、日本政府全体の取組の方向性として、関連部分を抜粋いたしました。まず昨年策定されました日本再興戦略におきましては、アジア新興国への人材派遣・研修受入れを強化するとともに、特許審査ハイウェイの対象国を拡大すること。特許審査ハイウェイは、例えば、一般的に日本人が特許出願する場合には日本で先に出願しますが、この日本で審査した結果を、第三国に出願する際に併せて提出することによって、早期に審査をしてもらえるような仕組みです。

また、知的財産政策に関する基本方針の中でも、アジアを初めとする新興国の知財システムの構築を積極的に支援して、我が国の世界最先端の知財システムが各国で準拠されるようなスタンダードとなるように浸透を図っていくことが述べられております。

さらに、知的財産推進計画では、アジア新興国などの知財インフラ整備を進めるために、アジア新興国などに影響力を有する知財に関する国連の専門機関である WIPO と密に連携をしまして、日本政府から WIPO への ODA の拠出金である WIPO ジャパン・ファンドでの事業などを通じて、人材育成支援、専門家派遣、情報化支援などを一層積極的に推進するという方向性が述べられております。

次に、資料 2 ページ目の表では、アジア地域における知財に係る条約の加盟状況と、産業財産権、特許・実用新案・商標・意匠の各国国内の法整備の状況を表しております。各条約については注釈で簡単に説明を付しております。表を御覧いただくと、おおむね整っている様子がうかがえます。表の中央に「マドプロ」と記載がありますが、これは商標に関する国際登録、簡易な手続で商標を複数の国に登録できるシステムであり、こちらに関しては、まだインドネシア、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジアといった ASEAN の主要国が加盟していない状況です。この未加盟である ASEAN メンバーのマドプロへの加盟というのは、産業界から強い要望が上がっており、一方で ASEAN 自身も経済統合に向けて、マドプロへの加盟を 2015 年までに達成するという目標を掲げております。

次に、資料 3 ページ目の「アジア地域における知財制度・運用の主な課題と対応」という表は、産業界からのニーズなどを元に課題と対応を体系的に取りまとめたものです。まず、表中左の縦の軸ですが、出願から権利の取得、さらにその後の権利行使、横の軸が制度面と運用面という形で分けて記載しています。権利取得における制度面の

課題としては、各国の審査基準の調和とか、先ほど御紹介した条約への加盟、そして
手続の簡素化、権利範囲の拡充といったものがあります。権利取得の運用面の課題に
ついては、審査の迅速化や、その質の向上、さらにその手続の透明性、出願・権利情
報の公開という点があるかと思えます。権利行使についての制度面の課題としては、
取締規定の強化や保護範囲の拡充、そして運用面については模倣品の取締の強化、さ
らにその消費者への啓発といった点があります。

権利取得、権利行使に当たって、この制度面でどのように各国に働きかけていくか
というと、その一つのツールとしては EPA 交渉とか、二国間での交渉があります。
運用面については、人材育成とか、情報化支援といったスキームを使ってサポートし
ていきます。

さらに、権利取得に関する制度面と運用面については、審査の協力、そして、権利
行使に関しては、一般的には模倣品対策といった形で対応を整理しているところです。

資料4 ページ目は、「アジア各国との経済連携協定による主な成果」を取りまとめ
ており、主に次の四つがあります。

一つは、迅速な知的財産権の保護の確保ということで、表中に修正実体審査という
言葉がありますが、日本の審査結果を第三国で出願の際に提出することによって、こ
れをほぼ受け入れるような審査体制です。これはシンガポールとの間で合意しており、
インドネシアやタイにおいては、日本の審査結果を併せて提出することによって、早
期の審査が確保できます。これは ASEAN の国々で審査の遅延というのがユーザーか
らよく指摘されていることへの対応です。また、ある特定の条件を満たすものにつ
いては優先的に審査を行うというような制度の導入も図りました。

次に、手続の簡素化・透明性の向上について。これは公証義務の原則禁止、また、
特許制度は御存じのとおり技術の公開を前提に独占権を付与するものであり、そうい
った出願情報を 18 か月後にきちっと公開するような制度を導入するということを確認
しました。

三つ目に、知的財産権の保護水準の向上ということで、外国で、当然にその著名な
商標については、その審査段階できっちり排除するような制度や、部分意匠制度の導
入、さらに、意匠権効力範囲を類似まで拡大するといったことについて、ASEAN の
国々に導入を呼びかけてきました。

最後の四つ目は、エンフォースメントの強化で、刑事罰対象権利の拡大です。
TRIPS の保護対象である商標・著作権を知財全般まで広げる、同じように、税関の差
止め対象権利の拡大、さらに輸出品の税関の差止めの対象化といったことも EPA の
交渉の中で呼びかけてきました。

次に、資料5 ページ目で運用の支援における途上国の人材育成について、我が庁の取組の概要を紹介させていただきます。

人材育成のための財源としては、当庁自身が持っている予算に加えて、先ほど御紹介しました WIPO のジャパン・ファンドによる ODA、さらに JICA 様のスキームなどを活用して、アジア太平洋地域を中心とする途上国の政府及び民間の知財関係者に対して支援を展開しており、セミナー、ワークショップをテーマに応じて開催しております。さらには、研修生の受入れ、日本へ招へいしての研修を実施しており、これは、ただ単に研修を実施して終わりというわけではなく、その研修を経て国に戻っていった方々のネットワークを維持するために、現地でのフォローアップのセミナーなども行っております。

それに加えて専門家の派遣、さらには、その IT やインフラ、近代化の支援などを総合的に行っているところです。

2008 年度からアジア太平洋に限らず、アフリカ諸国に対しての支援を拡大していき、具体的には、このジャパン・ファンドというものを、アジア太平洋地域に限らず、アフリカ向けのファンドというのを設立したところです。

続きまして、資料6 ページの表は、途上国人材育成の歴史といいますか、経時的概観を簡単に示しております。

特許庁の人材育成は大きく三つの段階で進んできており、まず、1995 年に発効した、知財保護に関しまして WTO 加盟国が順守すべき最低限基準が記されている TRIPS 協定、これを土台として、制度支援を行うための取組として、1,000 人研修という取組を開始しました。2000 年1月に途上国に対する TRIPS 協定の履行義務が発生したことに伴い、途上国における法制度は最低限整備されたと考えられるのですが、今後も更なる法整備の拡充と、依然としてその虚弱な運用体制の強化に重点を置いて支援していくということが重要であったことから、引き続き取組を継続して、一方で後発途上国においては、TRIPS 協定の履行期限が一度 2013 年、さらに最近 2021 年へと延長されたことから判断できるように、法制度の執行体制や整備がまだ不十分ですので、引き続き支援が必要になっております。

そして、三つ目の段階としまして、ブラジルとかインドといった新興国が国際条約における国際機関としての役割を持つようになり、国際知財制度の一翼を担うようになりました。こういった国々に対しても、より高いレベルでの人材育成、能力開発支援というものを行っていく必要があると認識しています。

資料7 ページは参考までですが、当庁の途上国協力の実績に関し、先ほど御紹介したような招へい型の研修で、現在までに約 4,000 名近くの研修生を受け入れており、

専門家派遣にいたっては500名を超える専門家を送った実績があります。そして、資料中右側の表は、ASEANの主要国に対する情報化の協力の実績を表しており、表中の空欄の部分は、特にやってないというわけではなく、他のドナー等が既に支援している項目等もあるということを示しています。

最後になりますが、二国間協力の一つの例として、ミャンマーについて簡単に御紹介したいと思います。ミャンマーへの支援に関しましては、法務省様におかれましては、法整備支援を展開されているところです。当庁は御助言、御協力をいただきながら進めているところでございまして、この場を借りまして御礼申し上げます。

現在、ミャンマーでは、前半のスライドで御紹介した条約とか国内法の整備の状況については、ほぼ全く整備されていない状況であり、ミャンマー自身、その知財法の制定と知的財産庁の設立の検討を進めているところですが、そもそも知的財産というものに対する理解は高くなく、この法整備やその運用の確立という非常に大きな挑戦という状況です。

一方で、今後も引き続きビジネス展開先としてミャンマーへの関心がますます高まることが予想されますが、そのインフラとしての知的財産制度の整備は急務になってきており、特許庁では、これまでミャンマーからの調査団の受入れや、長期の研究生受入れを行い、セミナーの開催も含めて、ミャンマーとの対話を強化しながら、各種支援を展開しているところです。

加えて、昨年秋に、外部有識者の方々の協力も得まして、ミャンマー知的財産制度整備支援チームというものを立ち上げ、我が国、日本の知見やベストプラクティスをミャンマー側と共有しながら、ミャンマーの知財制度を早期に確立させるための方策を検討しているところです。

資料9ページの図に示したとおりですが、法案、業務フロー、知財戦略といった三つの観点でのワーキンググループを立ち上げて検討を進めており、特に法案及び戦略のワーキンググループには、法務総合研究所国際協力部にも加わっていただき、知見をお借りしているところです。

最後に、資料10ページ目のミャンマーにおける知財制度整備支援のプロセスの概要ですが、特許庁で立ち上げました支援チームは、JICA様との協力の下、現地ミャンマー版カウンターパートである現地プロジェクトチームと対話を重ねながら、アドバイスをするとともに、必要な支援の検討を引き続き進めているところです。

以上、簡単ではございますが、当庁の報告とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○司会（渡部） 杉山様、どうもありがとうございました。

続きまして、財務省関税局参事官室国際協力専門官の鈴木崇文様より御報告をいただきたいと思います。

鈴木様につきましては、東京会場からの御報告となります。それではどうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木 皆様こんにちは。財務省関税局で国際協力専門官をやっております鈴木崇文と申します。本日はこのような貴重な場に呼んでいただき、報告の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

それでは時間も限られておりますので、早速説明に入らせていただきたいと思えます。本日は、関税技術協力についての取組と活動を中心に、ポイントを絞って説明させていただきます。

それでは、まず1枚目をめくっていただきまして、関税技術協力の実施形態というところを御覧いただけますでしょうか。先ほど、特許庁さんから御説明がございましたが、やはり制度とか技術協力のやり方とかというのは、かなり似通っているように感じたところですが、大きく分けて関税技術協力には三つほど形態がございます。一つ目は、特に東南アジアでは ASEAN を中心に、日本と相手国の間で二国間の技術協力を行っておりまして、受入研修、短期専門家派遣等を中心に実施しているというスキーム、二つ目は、WCO（世界税関機構）というベルギーに所在する税関の国際機関があるのですが、我が国より WCO へ任意拠出した関税協力基金を活用して技術協力を実施しているというものがございます。WCO の関税協力基金を活用する場合には、WCO の職員である国際的な知見のある専門家を活用して、また、同時に日本の専門家も派遣して、一緒に技術協力ができるというメリットがございます。グローバルなネットワークに基づいた知見、世界標準となる条約やガイドライン等の知識支援という部分に関しては、国際機関は強みを有しておりますので、そういうところを相互補完的に活用していくというメリットがございます。

さらに三つ目は、正に JICA さんのスキームの下で技術協力の支援を実施することがございまして、国単位で1年以上の期間にわたり長期専門家を派遣したり、また無償資金協力を活用して、ベトナムとかミャンマーに NACCS 型の通関システムの支援を実施してまいっております。無償資金を活用することで、ある程度の資金規模を確保した効果的な支援を中・長期的なスパンで実施できるというメリットがございます。

続きまして次のページでございまして、関税技術協力の予算規模でございまして、平成 25 年度で 5.5 億円という規模になっています。金額自体はそこまで大きくないかなという印象を持たれる方がいらっしゃるかもしれないですけども、相手国との

間で緊密な関係を構築した上で技術協力、知的支援を実施しているわけでありまして、また、こちらも知的支援を行うためには自分達はその何倍も勉強しておかないといけないわけで、逆に教えられるということもあって当方の人材育成にも資するということもございます。実はかなり大変な仕事ではあるんですけども、それだけ非常に実のある支援ということがお互いにできていることをちょっと強調させていただきたいかなと思っております。

実績ですけれども、平成 24 年度につきましては、受入れについては大体 5,000 人ほど、アジア中心ですが、アフリカや中南米についてもかなり力を入れてやっております。派遣につきましては、1,500 人程度これまでに実施してきておりまして、こちらでもアジアがほとんどですが、アフリカについても力を入れてやっているというところがございます。なかなかアフリカには支援が届かないということがあって、日本への期待というのは非常に大きいというようなこともございます。

先ほどちょっと触れさせていただきました世界税関機構について、簡単に御説明させていただきます。1952 年に設立されたもので、現在、世界全体で 179 か国・地域が加盟しております。この事務局長、トップは日本人の御厨邦雄氏という方が務めておられまして、財務省関税局にも御勤務の経験がございます。ヨーロッパの国際機関において日本人の方がトップに就くというのは、加盟国・地域の選挙で選ばれるものがございますから、なかなか難しいことではあるわけですが、もちろん本人の実績が一番重要な評価点になるわけですが、日本の関税技術協力が、いかにいろいろな地域で評価されてきたかというようなことも評価されていると考えてもよいものと個人的には考えております。

続きまして、WCO を通じた関税技術協力についてももう少し御説明させていただきます。一つ目としては、セミナーとかワークショップを開催するということがあるのですが、一つ強調しておきたいのが、現在タイのバンコクに、WCO が地域の事務所を置いておりまして、正にリージョナリゼーションということで、アフリカならアフリカ地域、南米ならアメリカ地域、日本が含まれているのはアジア地域等の各地域において、主要なドナーが各地域に根ざして地域の発展に特に貢献していくという、これが最も効率的な地域支援の進め方ではないかということがございます。非常にこのコーディネーションは、うまくいっているというところがございます。

また、人材育成として、日本で留学生を受け入れる、又は WCO で 1 年ほどインターンシップとして途上国から派遣するというようなものもございます。このような人材育成のスキームを日本の関税協力基金を活用して実施するというものでございます。ただ、そのような形で人材育成を実施するためには、特に実務的な知識を有しつつ、

アカデミックな部分も担っていただける専門家が必要となってまいりますので、日本は、今後そのような期待に一層応えていく必要があるかなと考えているところもございます。

続きまして、JICA プログラムですが、もちろん受入研修もありますけれども、JICA プログラムの中で一番大きなものとしては、1年以上にわたる長期の専門家を送れるということがございます。やはり現地で長く一緒にいて、実際にその現地の状況だとか、人的な研修を長く行いつつ協力を実施していくということは、非常に効果が高いというように考えています。

JICA の長期専門家の現状ですけれども、税関出身者ということでは、現在 10 か国 14 名派遣しているんですけれども、ASEAN についてはブルネイ及びシンガポール以外については全て派遣されており、もちろん要請があったから派遣しているわけですが、アフリカでは、ケニア、ブルキナファソに派遣し、地域を広くカバーするようにいたしております。このようにアフリカにおいても各地域で税関の出身者が長期にわたって継続的に支援を実施しているのは、日本くらいではないかと思いますが、アフリカなどは支援の手が届きにくいということがございますので、JICA さんのスキームというのは高く評価されているといえると思います。

続きまして、アジアにおける貿易円滑化ということで、皆様御承知のとおり、WTO で貿易円滑化協定が合意されました。同協定の発効後は、加盟国・地域は全て義務的に実施を進めていく必要がございます。今後更に支援の要請が高まってくる可能性は高いのかなと思っております。日本は、特にアジアに対し本分野において長い支援実績を有しております。発展の段階ごとに、STAGE 1, 2, 3 という形で、例えば、結構進んだマレーシアなどであれば、STAGE 3 ということで、AEO の導入やシングルウィンドウの支援を中心に進めてきております。タイなどの国に関しては、STAGE 2 ということでリスク管理等の分野の支援を行ってきております。STAGE 1 から 2 ということでは、カンボジア、ラオスなどで、基礎的な分野からしっかりと支援を始めていくということで、このように、それぞれ切れ目のない貿易制度、税関制度の発展が実現していくように取り組んでいくことにより、貿易全体が円滑になっていくという目標を達成していくことができるようになるわけでございます。この目標の達成のために、各国と連携しながら貿易円滑化分野における支援を実施しているところでございます。

続きまして、先ほど少し申し上げましたが、日本の通関システムである NACCS 型システムを、現在要請に従って海外展開しているということがございます。

まず最初に着手したのは、ベトナムでございますけれども、JICA 様と連携しなが

ら無償資金協力を活用して実施してきておりまして、2011年7月から開始し、月に1回、1回につき2週間にわたる現地への出張を実施し、相手国の担当者を含めたワーキンググループにおいて、分野ごとに毎月毎月いろいろな課題につき協議をしながら、システム構築のための円滑なアドバイスを実施し、システム構築の実現化を図ってきているところでございます。2014年の春から運用開始予定でございますけれども、本格的な運用の前に、総合運転試験を行っているところでございます。ベトナムは正に成功例といえるものでございまして、ミャンマーからも、是非支援を実施してほしいという要請がございまして、JICA様とともに、現在ミャンマーへほぼ毎月赴いて支援を進めてきているところでございます。システムや制度についての基盤となる研究を行っているというのが現状でございます。

関税技術協力の位置づけでございますけれども、当然、相手国にとってはメリットがあるわけですが、我々の考え方といたしましては、技術協力を実施したメリットとして、先ほども申し上げましたが、自分達自身が、自分達の制度、つまり日本の制度というものを見直していくきっかけになるということもでございます。技術協力というのは一方通行なものではなく、自分達を守るための制度の改善、自分達の職員の育成にもなるというのが我々の考え方でございます。

最後になりますけれども、政府全体の施策の中で関税技術協力がどのように位置づけられているかということですが、12月の閣議決定の中でも「税関分野の技術支援等を通じた、途上国税関における貿易円滑化による日系企業支援」として、関税技術協力というのは、政府の中の非常に重要な一つの施策として位置づけられているという形になってございます。

簡単ではございますが、これで説明を終わらせていただきます。どうも、本日はありがとうございました。

○司会（渡部） 東京会場の鈴木様、どうもありがとうございました。

途中音声が乱れてしまいましたことにつき、お詫びを申し上げます。

続きまして、日本弁護士連合会国際交流委員会委員長・弁護士の矢吹公敏様より御報告をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○矢吹 ただいま御紹介いただきました日本弁護士連合会国際交流委員会委員長の矢吹です。よろしく願いします。

私もこの連絡会に最初から出ておりまして、18年間法整備支援に関わっていますので、先ほど鮎京先生のコメント、本当に最初はそのとおりだなと思いました。ただし、実は、御存じのように、他の省庁もたくさん法整備をしまして、私も法制度委員会の関係で、フィリピンの競争法の支援に今も参加していますけれども、そのよ

うに、実はここでは発表されない、日本の各省庁のプロジェクトが長い間あったということは明らかでありまして、それをこの連絡会で取り上げて、情報交換するというようになってきたのではないかというふうに思いました。

そういう意味では、法整備支援が多様化してきたということは喜ばしいことであります。もちろん、この基本方針の中で、我が国のとか日本企業のとか書いてあるところは、先ほど阿部様がおっしゃったように、特に我が国のと言わなくても十分に通じるところがあるわけですから、私としては、これはグローバルな投資の安定というふうに読めばよいのではないかというふうに思った次第です。

ただし、その多様化する日本の法整備支援が偏在化しないようにしていただきたいと思えます。特に資金がそういった分野に偏在化するとか、もともとあった基本法の分野にプロジェクトが下りてこないということにならないように、JICA におかれましても、是非御尽力いただきたいと思えますし、そうならないということを確認しています。

日弁連は、1995 年からこの法整備支援を — 私たちは国際司法支援活動と言っていますけれども — 行ってきましたが、昨年はこちらに書いてありますように、JICA の委託研修で、ベトナム、モンゴルを対象に行い、また海外ではラオス、カンボジアを中心に活動してきました。これはまた後で述べます。

日弁連の活動の今年の基本方針は、これは私の個人的な思い込みもあるんですが、やはり市民社会の形成というところに主軸を置きたいというのが 1 点です。それから 2 点目に、国際協力の強化、ネットワーク強化ということを図っていきたいと思えます。御存じのように、アジアでは市民社会というものがなかなか脆弱であります。西欧の市民革命のように歴史がなくて、そこに理論的な根拠とか、哲学、政治学、こういうものがなかなか発展しなかったというふうに思えます。また、植民地支配が長く続いて、その後も社会主義や王制といったものが引き継いだ結果、参政権を初めとする権利が人々に十分保障されてこなかったということもありますし、またそのために社会において、教育とか啓蒙活動が十分に行われず、通常市民社会が最初に構築される都市部での知識人、知識層、こういうところは今でも脆弱なのではないかと。したがって、地方ではその傾向は更に顕著なのであります。

また、NGO が市民社会の形成とともに評価されていくのは通常なんですが、この分野も政府の介入があり、また資金的にも海外からのドナーに頼る以外安定しないものですから、なかなか NGO が活発化しない。海外の NGO は盛んに活動していますが、ドメスティック NGO がなかなか安定化しないというところがあります。その結果、人々は、政府に迎合的になり、強力な批判勢力となり得てこなかったと、そうい

うふうに思います。

もちろん、今のタイのように、首相派、反首相派というように、分かれた市民が紛争を起こしているという場合がありますけれども、これが果たして有益な市民社会というふうに見てとれるとは思いません。

そこで、私たち日弁連は、この市民社会の形成に、全弁護士が、より参加をして関わらなければいけないというふうに思ってきました。弁護士は、非政府、非経済社会で仕事をしているわけなので、正にその市民社会と関係の深い分野で仕事をしています。また、政治犯、国内で刑事事件を典型として、人々の基本的人権とか、政府に対する批判的な人々の権利の擁護と、こういうものにも従事してきているわけですから、正に政府とか、経済社会に対する抑制的かつ監督的な機能を有する市民社会の守り手として役割を期待されているのではないかというふうに思います。

また、他方、司法の一翼を担っているという重要な立場にもありまして、公正で、透明性のある裁判の実現に奉仕する役割を期待されているわけです。その法曹三者の中で、やはり民間の立場で機能を有していることに意味があるというふうに思います。

また、弁護士は、法学教育を含めて高度な教育を受けた知識層でありますから、自らもそういった意識のある監督権限を行使できる市民社会のメンバーであり得るといふふうに期待される場所でもあります。

こうした弁護士の団体である弁護士会は、やはりそれなりの意味があって、個々の弁護士が政府から迫害されるということもよくあります。こういったときに、弁護士会として守る主体として機能するということが期待されているわけです。

最後に、弁護士は、弁護士会だけでなく、様々な人権団体、NGO で働いています。そうした組織が、市民団体の中で中核を担っているということもあります。

こういうように、市民社会の形成強化に弁護士、弁護士会が重要な役割を東南アジアでも担っていると。そして、担わなければいけないということで、日弁連も、今年はこの市民社会を中心に活動してきました。

カンボジアでは、2003年から弁護士養成校を設立し、8年間活動しています。現在は自立をして、毎年50名から60名育成していますので、弁護士も780名ぐらいになっているということです。今年の活動としては、講義や弁護士ハンドブックの供与といったことを行いました。

それから、ラオスでありますけれども、ラオスはまだまだ弁護士の数も170、180名と脆弱でありまして、極端なアクセス障害にあります。そこで、日弁連は、2012年から、この「ラオスにおける市民の司法アクセスの諸問題」を取り上げて、国際会議を開催し、今年は法律相談の研修をし、相談会も開催すると。これはサービスなん

ですけれども、そういうことになっています。

こういったことで、ラオスがなかなか司法アクセスが難しい中で、どのようにこの問題を取り上げようかということラオスの弁護士会と協議しながら進めています。

顕著なのは、このプロジェクトは国際交流基金、東芝財団、そういった民間財団から資金を得ていることです。先ほどの、法整備支援の多様化という中には、やはりファンドの多様化ということを指向していかなければいけない。阿部様には、経団連のほうで多くの企業がこの財団を設立し、ポート財団、ソロス財団のような法整備支援に非常に協力的な財団を多くつくっていただきたいというふうに思っています。

最後に、来月アジアの司法アクセス会議をプノンペンで行います。アジアの司法アクセスに関する担当者、法律扶助の担当者、弁護士活動問題に携わっている弁護士、こういった方々を呼んで、プノンペンで来月開催します。これは第3回でありまして、13か国の方々が集まり、最後のオープンフォーラムでは140人ぐらいをお呼びすることになっています。国際人権高等弁務官事務所の代表者も来て、是非これがアジアの中で法律扶助を含めた司法アクセスの問題を改善する契機になればよいというふうに思っているところです。

以上ですけれども、最後に、これはこことは直接関係ないかもしれませんが、今、法曹有資格者の海外展開の問題を政府主導でかなり強力に推進しています。法務省の予算で、この4月を予定として、インドネシア、タイ、シンガポールに弁護士を派遣し、そこでの市場調査、リーガルサービス、こういうサービスの展開についての問題点の調査などを実施します。

また、日弁連のアジア担当嘱託を置いて、アジアに向けたリーガルサービスの問題についても考えていこうというふうに考えています。

法整備支援と、このアジアにおけるリーガルサービスのこの二つをうまく機能させて、今後、アジアを中心に法の支配が実現するように努力したいというふうに思っています。

以上、日弁連からの発表です。ありがとうございました。

○司会（渡部） 矢吹様、どうもありがとうございました。

続きまして、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社国際事業本部国際本部国際研究部主任研究員の亀山卓二様より御報告をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○亀山 皆様、こんにちは。三菱UFJリサーチ&コンサルティングの亀山と申します。よろしくお願いいたします。

まず最初に、本日は法整備支援の関係者の皆様が一堂に会するような、非常に貴重

な会議にお招きいただき、報告の機会を与えていただいたことを、主催者である法務省法務総合研究所様と国際協力機構様に感謝申し上げます。

私の今日のテーマは、「アジア地域ビジネス環境整備促進のための法制度調査」で、ミャンマー、カンボジア、バングラデシュの3か国が対象になっております。この3か国についてマクロ的な状況とビジネス環境、ビジネスの課題をあぶり出して、それに対する改善案を出していくというのが調査の目的でございます。

本日は、非常に限られた時間ということもございまして、その中のエッセンスだけを御紹介させていただくということで御了承いただきたいと思っております。

なお、今朝新幹線の中で資料を見直しております、一部順番を変えた方がいいとか、追加で資料を入れた方がいいというのに気が付きまして、皆さんのお手元にあるものとちょっと違うものがモニターに出るかもしれませんが、モニターの方を見ていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

今日は、調査対象国のビジネス環境、調査の概要、調査対象国の優先的ビジネス課題と改善の方向性と、最後の結論という順序で話をします。

最初に、マクロ経済環境です。この3か国が選ばれている背景として、まず最近日系企業の注目が非常に増えてきていることが挙げられます。特に、チャイナ・プラスワンということで、最初にインドネシアやベトナム等の ASEAN の国に対する投資が非常に活発化しておりますが、その次に来る国として注目を浴びています。この3か国は、いずれも非常に低賃金、低所得国、一人当たり GDP が 1,000 ドルにも満たないような国でございまして、賃加工、輸出志向型の企業が最初に出てきているということであり、トレンドを見ましても、過去 10 年ぐらい大きな投資の伸びが見られます。毎年 JBIC が実施するアンケート調査で、中長期的に見た場合にどこが有望であるかというランキングを出しておりますが、こちらでも御覧いただけるとおり、ミャンマーについては最初 35 位だったのが 20 位、19 位、10 位と急速に上がってきています。ここには出ていませんが、2013 年は確か 8 位になっています。カンボジアは、2013 年は同じく 17 位。バングラデシュは、今ランキングが 20 位以下に落ちてしまいました。これは最近の政治的状況、特にゼネストなどが続発しております、政治的に安定度が低くなってきているということが影響しているものと思っております。

ちなみに、ドゥーイングビジネスという、世銀と IFC が一緒に調査を行い、世界 189 か国を対象に毎年発表しているビジネス環境のランキングがありますが、ごく最近、2014 年版が発表されまして、それによりますと、ミャンマーは 189 か国中 182 位、カンボジアは 137 位、バングラデシュは 130 位というような順位になっております。ただし、これは飽くまでも一定の基準に基づいて、定量的に分析しているものの、

投資家から見た魅力度というのとは必ずしも一致しておりません。インドネシアとかベトナムも非常に低い順位になっておりますが、実際の外国投資額は非常に大きいということもあります。

続きまして、今回の調査の概要でございますが、三菱 UFJ リサーチとコーエイ総研と森・濱田松本弁護士事務所の三者がジョイントベンチャーを組みまして、コンサルティングチームをつくりました。ステークホルダーとしましては、バングラデシュ、ミャンマー、カンボジアのそれぞれの政府機関と民間企業と、それと日系企業も重要なステークホルダーということで、今回の調査の対象とさせていただきました。それぞれの国の現地弁護士事務所からもいろいろなサポートを得ています。

調査の目的としましては、短期的なものの中長期的なものがございまして、短期的には、今あるビジネス活動の制約になっているもの、投資、貿易に関しての制約の課題をレビューしまして、それに関連した法制度、特に手続面などに関する改善点を提言することです。それと同時に、中長期的には、恐らく税関であるとか、税務署であるとか、投資の窓口であるとか、そういったところの組織的な強化や、人材育成といったようなキャパビルなどについても改善案を出して、将来の ODA 案件形成の検討に資するということ。それと、3番目は、本邦企業に対して、そういう情報をフィードバックして将来の海外進出への側面的な支援をするという三つの目的を持っております。

調査スケジュールとしましては、昨年8月から始まりまして、今年3月で終わると非常に短い期間であります。段階的には3段階に分かれており、最初は、いわゆる情報収集、市場ニーズ調査というもので、特に現地の制度、ビジネス関連法制度、それと民間セクターにとっての課題というものを、ロングリストとして、1か国大体30から40ぐらいの課題を整理します。次の段階で、それを課題ごとに分析して、そのインパクトの大きさとか緊急な改善の必要があるといった点から、法令の優先的な課題を選択して、各国10から15ぐらいのショートリストにまとめます。さらに、それぞれの課題に対しての問題分析とインパクト分析という形で、改善案を短期的なものの中長期的なものとして提言するという流れになっておりまして、最後にセミナーとして、現地でのセミナーと本邦でのセミナーを予定しております。短い期間での3か国の分析であり非常にチャレンジングな案件といえます。

次に、課題をどういう角度で分析するかについて、フローチャートで示してあります。課題の整理をするに当たっては、ビジネスサイクルに従って整理していますが、まず最初に投資の認可があって、認可する際には参入の障壁がございます。手続が透明であるとか、土地の登記、購入・賃貸などの問題とか、投資家サービスとか、法令

の周知というような問題もあります。次には、会社を設立するときの手續、国によっては会社の資本金によって公開義務がある、パブリックカンパニーにする必要があるとか、そういう義務を課しているところもございます。その次の段階としては、資金調達とか送金です。そこでは外資の借入規制でありますとか、送金規制があります。次は人の問題、労働、雇用の問題です。外国人のビザとか労働許可、現地人雇用義務、労働争議という問題です。物の方では、輸出入のライセンス、通関の手續、HS コードの分類というのもここに入ります。あとは関税の評価、保税制度といったようなものもあります。製造業の場合は、仕入れ、製造そのもの。商業税の VAT、インフラとユーティリティ。販売・物流、売上税・VAT、物流インフラ。法人税の支払いなどです。そこでは税制の透明性、自己申告税制、税務サービス、税務調査等に係る透明性の問題もが出てくると思います。

これは一般的なビジネスの流れであり、外資であろうが内資であろうが、この流れはそれほど大きく違うことはないと思います。

こういった視点で、それぞれの国を見ていきますと、余り細かい内容を今日は御説明できませんが、例えば、ミャンマーの場合、14 の課題をリストアップしています。特に投資の面では、トレーディングに対する参入の障壁の問題、これは外国の投資という意味ですが、建設業に対する投資の参入障壁、ミャンマーの投資委員会 MIC の投資許可基準そのものが非常に不透明であるというような問題です。

ちなみに、ミャンマーの場合は、御存じの方が多いたと思いますが、外国投資法に係る制度は、大きく分けて三つの分野から構成されておまして、1 番目が、国営企業法とか会社法の法律とか実務に基づくもの。2 番目が、外国投資法に属する投資優遇策が規定されているもの。3 番目が、SEZ に関するもので経済特区法に基づく投資優遇策という三つの大きなグループに分類されます。その意味で外国投資が、外国投資法だけではなく会社法でも規定されています。特にサービス、トレーディング、建設などの投資の場合は、会社法の枠組みで制限するというケースが多くて、二つの流れになっているわけです。

ちなみに、今ミャンマーの経済法に関しては、急速なピッチで色々な新しい制度を構築しているところがございます。ドナーの支援を受けて、内国投資法と外国投資法を一致させるような動きがございます。

次に税制の問題があります。居住法人の税率、外国の企業の支店に関する税率と自国の企業の支店に対する税率が違うという問題と、自己申告制への移行に伴う様々な準備、必要な制度を整えること。また、商業税に関しては、付加価値税制への移行問題。現在、商業税については、400 項目以上でそれぞれ税率が違うという状況ですが、

それをできるだけ簡素化していくという方向にあります。

利益配当に関しては、事前の MIC の認可が必要で時間や手間がかかるという問題です。

貿易物流に関しては、ライセンス制度が非常に複雑で、昨年 150 項目程度のライセンスの必要のない品目の発表がありました。実際他の ASEAN の諸国に比べますと、ライセンスを必要としている品目が非常に多いので、ライセンス制度そのものの簡素化という方向が必要になってきます。輸入ライセンスの有効期間が 3 か月と非常に短いという問題もあります。

保税制度に関しては、今制度そのものが存在しない問題です。保税制度というのは、一応現在の関税法上認められておりますが、港の中だけのことで、港の外で保税工場、保税地区をつくって、そこまで保税輸送するという制度はまだ存在していません。ただし、この問題は日本政府が支援している税関の電子化システムの中で改善されると認識しております。

あとはビザの問題があります。ビザの取得に非常に時間が掛かったり、政府内の手続きの不統一があります。

建設に関しては、特定 JV、いわゆる大きなプロジェクトをコンソーシアムで、ジョイントベンチャーではなくて、共同企業体のような形で建設会社を実施する制度がないという問題です。

改善の方向性については、全体としては、特にミャンマーはトランジショナルな国であって、いろんな制度設計が進行中です。2015 年までに ASEAN 共同コミュニティー、AEC に加盟するために ASEAN とのハーモナイゼーションが大きな課題になっております。したがって、その流れに沿って、国際的な商慣習に従った形で制度を改善して、より外国投資を確保するという方向性になっていると思います。

次に、カンボジアにつきましては、ミャンマーと全然違いまして、JICA の支援もかなり長い歴史がありますし、いろんな法制度が整っており、特に投資法に関しましては、かなり自由度の高い制度が既にできております。ただし、問題は執行面です。非常に法のエンフォースメントが弱い国で、執行面をどのように改善していくかが課題です。とりわけカンボジアの今の立ち位置からしますと、人口もあまり大きくありませんし、ASEAN の中でのサプライチェーンや、グローバルバリューチェーンにいかに関与されていくか、その中で、いかに競争力を発揮していくかという問題が重要と考えています。そのためには、それぞれの企業の競争力、とりわけコスト競争力を上げていく必要があります。その意味で、物流、貿易面と、税制面での競争力というのを上げるような改善提案を出す予定です。

続きまして、バングラデシュに関しては、インドと同様に、法整備の歴史も古く、イギリスの影響を受けて法律そのものはかなり詳細に規定されております。外国投資に関しては、外国投資法が 1980 年に制定されていまして、その後、特に輸出型の企業を誘致するために、輸出加工区法、いわゆる EPZ 法というのが 1980 年にできました。その後、BOI という投資庁を設立し、さらに 2010 年に経済特区法を制定するなど法整備が進んでおります。その中間にプライベート EPZ 法というのが 1996 年にできていますが、外国投資といっても、窓口が分散しておりまして、経済特区に立地すれば経済特区庁が所管しますし、輸出加工区の場合は輸出加工区庁が、それ以外の場合は BOI が所管することになっています。投資のステップとして、三つの窓口があるということで、それぞれ制度が違っておりまして、外国投資家から見ると、同じ外国投資でも、どこに何があるかによって非常に違った待遇を受けるというようなことで、混乱が生じているということもあります。特に、外国投資に関しては、製造業よりもサービス産業の方がなかなか新規参入のライセンスが下りないという状況が昨今出ております。

土地の問題も土地の登記制度というのが非常に複雑で、中央で集中管理できておりませんので、地方の登記事務所でそれぞれ非常に時間が掛かり、複雑な権利関係をチェックするのが非常に難しいというような状況になっております。

また、会社設立に関しましては、先ほども少し触れましたが、資本金によって、4 億タカ以上であると、パブリックカンパニーにする必要があります。5 億タカ、1 タカ大体 1 円ぐらいですけれども、5 億タカ、5 億円ぐらいの企業であれば、基本的には上場する義務があります。これに関しては、実際はウエーバーという例外的な申請をすることで免れることができますが、非常に時間が掛かってしまいます。このように国際的な慣習からかなり逸脱した制度も存在しています。

加えて、VAT に関して言いますと、取引価格があって、事前に販売価格を登録する必要があり、実際に値引き販売をしても、事前に登録した価格に基づいて VAT が計算されるという理不尽な制度もあります。

外貨借入れに関しては、ワーキングキャピタルの外貨借入れが禁止されているとか、サービス・フィー、ロイヤリティについては、前年度の売上の 6% までしか認められないという、周辺国と比べましても、非常に厳しい制約が課されている面もあります。

さらに保税制度も同様でございます。輸出加工区の場合、少なくとも 90% 以上を輸出しないと保税制度の適用を受けません。周辺国の場合は、80% とか 70% でも認めているのが実態でありますので、バングラデシュの場合はかなり厳しい適用にな

っています。

関税評価の問題は、実際に関税局が算定した市場価格に基づく必要があり、WTOで決まった実際の取引価格という国際標準の制度で算定されていない場合も多く見られます。

労働については、ミャンマーと同様に、外国人駐在員1名に対して非製造業はローカルスタッフ5名、製造業は20名の現地人雇用義務がございまして、サービス業や駐在員事務所の場合はこの規制を守ることは非常に難しいというような意見も出されております。

最後に、今後の支援の方向性ですが、3か国とも、法令を公布する以前の民間セクターとの対話やコンサルテーションが十分ではないことが共通の課題として挙げられます。また、新しい法令を実際に導入するとき、民間セクターへどのような影響があるかというところを事前にチェックし、そのインパクトを分析する措置が十分とられていない問題もあります。加えて法令の情報が一元化されて、英語で周知されるという体制が十分ではない問題。さらに、外国投資の窓口について、ワンストップサービス機能が非常に弱くて、投資家が一々関係省庁に説明に行かないといけないという問題。税務サービスの近代化、関税貿易、行政手続などの円滑化、インフラの整備のための法整備、PPP、特定ジョイントベンチャーなどの制度の構築が求められていると思います。

最後に、3か国全体を通して言えますが、非常に行政の裁量の余地が大きく、最終的にどういう形で認可されるかがあらかじめ読めないという予見可能性の問題があります。反面、ネゴシエーションによって有利な条件を個別に勝ち取るということは場合によっては可能なのですが、法的な面から見ますと、行政サイドの裁量の余地をいかに少なくして予見可能性を高めるかというのは大きな課題であると思います。

御清聴ありがとうございました。

○司会（渡部） 亀山様、どうもありがとうございました。

それでは、最後の活動報告になりますけれども、株式会社大和総研アジア事業開発本部長の杉下亮太様より御報告をいただきたいと思います。杉下様につきましては、東京会場からの御報告となります。それでは、どうぞよろしくお願いいいたします。

○杉下 大和総研の杉下と申します。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

本日、私はミャンマーの証券取引所プロジェクトについて御紹介したいと思います。

ミャンマー証券取引所プロジェクトといいますのは、日本が主体となって、ミャンマーに証券取引所を設立しようというプロジェクトでございまして、実は長い歴史を持っております。現時点では証券取引所がないということなのですが、まず2ページ

目の地図を御覧ください。アジア各国の証券取引所の設立年を示したものですけれども、このようにアジア、周辺アジア諸国全て証券取引所があるというのが現状です。ここには載っておりませんが、スリランカにもバングラデシュにも、それこそモルジブにも、パプアニューギニアにも取引所があります。ところがミャンマーには証券取引所がありませんでした。

そこで、ミャンマー政府は 2015 年に証券取引所を設立したいという目標をかねて持っておりまして、その目標を達成すべく、私ども現在いろいろと活動を行っているということでございます。

3 ページ目にまいります。このミャンマー証券取引所プロジェクトの歴史について簡単に御説明したいと思います。

もともと 1993 年の話なのですが、弊社大和総研スタッフがミャンマーを訪問しましたところ、当時のミャンマー政府首脳陣がミャンマーには証券市場がない、証券取引所がないので、その証券市場整備に力を貸してほしい、このような依頼を受けて、私どもとミャンマーとの関わりが始まったという歴史がございます。そして、当時ミャンマーにはまだ証券取引法が存在していませんでしたので、95 年頃から証券取引法の草案作成を一部弊社も支援するというようなことを手がけたことがありました。ところが、その後、ミャンマーの証券取引センターという、私どもとミャンマー経済銀行がともに 50%ずつ出資する証券会社に当たる企業はつくったのですが、その直後、アジア通貨危機というのが起こりまして、ミャンマー側の証券取引所に対する取組が大幅に後退してしまいます。それ以降、なかなかこのプロジェクトが進まず、停滞が十何年かにわたって続いたというのが過去の歴史でございました。これが、一気にまた動き始めたのが、つい最近ですね。2010 年ぐらいから、証券取引所を 15 年につくりたいので、力を貸してほしいと、このような話が、また私どものところに入るようになりました。

そこで、まず、私ども証券取引所の運営をやっているわけではございませんので、当時の東京証券取引所さんに御相談をいたしましたところ、快諾をしてくださいますして、2012 年 5 月にミャンマーの中央銀行と、当時の東京証券取引所さん、現日本取引所グループさんと、それと私ども大和総研のこの三者で、証券取引所の設立支援の MOU を締結しております。

2012 年の 8 月には、ミャンマー中央銀行と財務省財務総合政策研究所が証券取引法の整備支援に関して別途 MOU を結んで、これによって証券市場の整備は、日本が大きく関与するという枠組みがここでできました。

そして、証券取引法は 90 年代後半に一旦草案が出来上がっていたのですが、何せ

十何年前のことでして、状況が非常に変わってしまったので、相当書き替えないといけない、手を加えないといけないというところもあったと思います。しかし、時間が限られているという非常に厳しい状況がありました。2015年には取引所オープンしたいという、ミャンマー政府の強い思いがあったからなのですが、そこで財務省財務総合政策研究所がワーキンググループを立ち上げまして、ここの活躍によって、無事に昨年7月に証券取引法が成立しています。

そして、今後は、証券取引委員会（SEC）、証券行政を行う機関ですけれども、これが2014年に設立されるはずですが、それができてきますと、証券取引所会社も設立されていくはずですので、2015年10月頃を目途に証券取引所の開業にこぎつけたいと、このように考えております。

ここに写真がございますけれども、これは私ども大和総研が出資しているミャンマーの証券取引センターで、証券会社に当たる会社のビルの写真です。

さて、4ページ目にまいりまして、近年周辺諸国では証券取引所を新たに立ち上げたという例がございます。ラオス、カンボジアです。ラオスでは2010年に設立、2011年に取引開始。カンボジアでは2011年に設立、2012年に上場第1号で取引開始。こういうような流れになっております。

そして、ラオスとカンボジアに特徴的なのは、いずれも韓国の資本が入っているということですね。ラオス、カンボジアとも、政府機関が過半数の株式を持って、残りは韓国のKRX、韓国取引所が出資することで設立を支援した、こういう格好になっております。そして、ミャンマーも、ミャンマー政府に、恐らく過半数を出資してもらって、残りを出資する日本側は設立及び取引所運営の協力をすると、こういうことになると思います。

さて、証券取引所の設立に当たっては、一体何が必要かということなのですからけれども、私ども2011年頃は、随分と考えました。まず法的な枠組みというものが非常に重要でございます。それで、証券取引法をまずとにかく成立させてほしいということで、いろいろ御協力をお願いしたわけですが。幸いにも、昨年無事取引法が成立し、その次には証券行政を担うSECですね、証券取引委員会、ここができれば、ここから先はいろいろなことが進んでいくのではないかと思います。

例えば、この証券取引所をつくるに当たっては、証券取引所をつくっただけではもちろん動きません。コンテンツが必要です。コンテンツというのは上場企業ですし、そして、上場企業の株式を取引するのが投資家ということになります。上場企業を上場させ、さらに投資家を探してきて、この投資を活発化させる。これが証券会社の役割です。その証券会社もある程度の数ができてないといけないということなのですが、

この証券会社のライセンスを発行するのは、SECの役割となります。こういうこともございまして、もう現在2014年に入っておりますが、あと1年10か月ぐらいの間に証券会社をつくり、取引所をつくりという準備をしていかないといけないということで、一日も早くSECをつくってほしいなというのが、私どもの現在の強い思いでございます。

次に、証券取引所プロジェクトで、具体的にどういう活動をやっているかということ簡単にお話しますと、まず、最初に私たちが手がけましたのは、取引所そのものの機能設計です。どのような取引所にするか、最初に考えましたのはITについてでした。これはITの開発・構築に長い時間を要するためです。また現在、日本でもアジア周辺諸国どこでもそうなのですが、上場株式というのは電子化されておりますので、ミャンマーでも上場株式は電子化すべきだと私たちは考えております。このような提案をまとめた提言書を、2012年にミャンマー政府に提出しました。

それから、資本市場啓蒙活動も重要です。これは証券取引所をこれからつくっていく上で、より多くの企業を上場させ、より多くの投資家を呼び込むためには、ミャンマーの皆さんに、証券取引所は何だということをよく理解してもらう必要があるということで、啓蒙活動を継続的に行っていくということでもあります。

現地の皆さんとお話していると、資本市場とはなんですか、あるいは資本市場がなぜ必要ですか、銀行があれば取引所は要らないのではないですか、このような質問をよく受けます。非常に基本的な内容が、意外に理解されてないことが分かったものですから、それを分かりやすく説明するためにDVDや漫画を作成して配布しました。

また、2012年の8月以降はセミナーを2、3か月に1回ぐらいミャンマー現地で開催しています。

6ページ以降は、写真で様子をお伝えしたいと思いますけれども、左側の写真が、この証券取引所プロジェクトが本格的にスタートした日です。2012年5月29日です。ミャンマー中央銀行と当時の東京証券取引所、それから弊社大和総研の三者による証券取引所設立支援に関するMOUの調印式ですね。その右側の写真ですけれども、これはミャンマー側の証券取引所プロジェクトに関わる政府高官ですね。財務大臣、それから当時の国家計画経済開発省副大臣、それから中央銀行総裁、この三方が東京証券取引所さんを訪ねられております。

7ページ目ですけれども、ITシステムですね。データセンターというものがありまして、これは実際証券取引所ができたときに、日々この取引が行われますので、そのデータを集中的に管理するサーバーとでもいえば分かりやすいかと思います。そのデータセンターを昨年7月に一部オープンさせまして、ヤンゴン市内の建物にそう

いう施設を置いています。それと同時に、IT システムで証券取引所ってこういうふうに動くということがなかなかイメージをつかみにくいということで、デモルームをつくりました。昨年の 10 月からこのデモを開始しておりますけれども、これまでに金融関係者、それから政府の関係の方、あと最近は経済学部の学生の皆さんなんかにも御覧いただいています。

それから、先ほどちょっと御紹介しました提言書や DVD の表紙の写真です。先ほど、漫画をつくったという話をしましたけど、こんな感じの漫画です。ミャンマー語です。お恥ずかしいですけど、9 ページの右下のこの絵ですが、ここに出ている絵ですね。これ私です。

次にまいりまして、これがセミナーの風景です。2, 3 か月に 1 回ぐらいやっています、プロ向けと一般向けのセミナーと分けてやっているわけですが、今後もこのようなセミナーというのは 3 か月に 1 回、少なくともそのぐらいの頻度で行うことによって、証券取引所とは何かということや、資本市場とは何かということ、ミャンマーの皆さんに理解していただくというふうに考えております。

また、難しい問題の一つが、どういったスペックの証券取引所にすべきなのかという点でした。証券取引所だけをつくれれば、それで何の問題もなくうまくいくのかどうかということについて当初は随分と考えました。といいますのは、ミャンマーの決済はほとんどが現金で行われています。また、銀行内の様子を見ると、お札をカウンター越しに大量に持ち込まれ、それを銀行員が機械に入れてお札の枚数を勘定する、こういう光景が見られます。このようなビジネス慣習の国に、最新の IT 技術を駆使した証券取引所をつくってうまく機能するのかどうか。結論は、最新の技術を導入しつつ、ミャンマーの現状に合わせた形の取引所とし、コストも考え併せて、最適な証券取引所をつくるということで設計をいたしました。

私からは以上です。どうもありがとうございました。

○司会（渡部） 東京会場の杉下様、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまより活動報告に対する質疑応答を行いたいと思います。御質問のある方は挙手をしていただけますでしょうか。では、お願いします。

○山田 アジア経済研究所の山田と申します。よろしく申し上げます。

矢吹先生に質問させていただきます。今日の話題はほとんどミャンマーという感じで、日本企業の期待を一身に背負っているミャンマーが何か気の毒になるぐらいのすごい勢いのプロジェクトですが、やはり健全な社会の形成ということで、市民社会の形成というのが、今後のミャンマーの持続的な発展のために一番重要だと皆さん認識しておられると思います。矢吹先生も御存じのとおり、土地の収用に関する問題とか、

労働関係等々、人々がやはり司法へのアクセスを求める現象がミャンマーの中でも起こっています。その点において、矢吹先生の御報告は、市民社会の形成支援ということで、非常に心強く伺ったのですけれども、ミャンマーへのこういった分野での支援の御予定とか、その他の会議などへのミャンマーの参加とか、そういったことはあるでしょうか。日弁連の今後ミャンマーに対する、市民社会の形成ということで御計画等ありましたら教えてください。

○矢吹 ありがとうございます。日弁連は、ミャンマーにつきましては、大分出遅れたというか、ビジネスが非常に先行していたがために、なかなか行きにくいという雰囲気がありまして、草の根的な支援をする環境ではないような気がして、ずっとそのままにしてあったんですが、昨年のアジア弁護士会会長、ヤンゴン弁護士会の方が来まして、その方たちにも声をかけて、今回司法アクセス会議にヤンゴン弁護士会から来られますが、それを契機に、ミャンマーの弁護士会、ミャンマーの司法アクセスの問題について認識を深めていこうというふうに思っています。

他方、国際的な組織であるインターナショナル・リーガルアシスタンス・コンソーシアムという組織が支援している会議が、ミャンマーに対する支援を始めようということで、日弁連にも声がかかっていますから、そういった国際団体の活動に参加する形で支援をしていこうと思っています。

また、他方、御存じのように民主解放する前は、反政府の弁護士会がタイの国境近くに集まって、日本の弁護士も協力したいしということもあって、どの団体をどう支援するかということについては、慎重にしていきたいと思っていますので、是非情報等も含めて、御協力いただければ大変ありがたいというふうに思っています。

○山田 関西学院大学で民法を担当しております山田です。今日は本当にいろいろと教えていただきまして、ありがとうございます。私は法科大学院におりますので、二つ発言させていただきたいと思います。

一つは、柴田さんの御報告の中で、人材が不足しているとお伺いしましたが、具体的にどういう人材が必要とされているのか、どのような仕事に就くことができるのかというのを、具体的に教えていただけると有り難いと思います。

もう一つは、今泉さんの御報告に関することなのですが、今のアジア法の研究が、層は厚いものの、法整備支援との関係で懸け橋とならないといけないということをお伺いしました。そこで今のアジア法の研究は、どこまで、どのように進んでいるのか、もし、余り進んでいない部分があるのであれば、どういう点で研究が必要とされているのかというようなことを教えていただけると有り難く思います。今アジアに法整備支援をしているということは、そこでの法は余り整備されていないとすると、その国

における今までの歴史とか、社会問題とか、それから慣習としてどのようなものがあるのかということの研究して、それを活かしていくということになるかと思います。例えば、私は民法をやっておりますので、ローマ法につながる欧州法を模範とした日本もそうですけれども、これをアジアに移植するという過程の中で、アジアの良さをどういうふうにまず考えるのかということが今後問題になるかと思います。EUで契約法が統一されるように、アジアも今後どういうふうな形で統一していくのかということも問題になるかと思いますが、その中で、アジアの良さというものを、どのように考えていったらいいのか、その点に関する研究の状況も教えていただけると幸いです。

○野口 人材不足については、冒頭の酒井所長からの挨拶の中でもありましたが、様々な面で人材が不足しております。数もそうですし、カバーする分野についても、例えば法務総合研究所の国際協力部は、基本的には検察官出身者が多数を占めている中で、民商事法、特にかなり特別法に近いようなビジネスロー系のものがどれだけ扱えるのかといったような、私どもの組織に直結する卑近な問題もありますし、オールジャパンで取り組んでいくときに、若い人の育成も含めてどのように対応していけばよいかという問題もあります。先ほどの議論や御報告の中にもありましたが、人材のリソースもしくはその活躍の場についても、ドメスティックなものだけでいいのかどうか。もっと国際機関も含め、外にも拠点を広げつつ、リージョナルな取組に関与していくようなアプローチが必要なのではないかといった問題があります。また、弁護士会の方で取り組んでおられる活動における官民連携の問題などもあり、なかなか即答はできませんが、基本的には、役所の側において外部の人を採用するという話になりますと、予算要求の問題などから、時間が掛かってしまう面があります。また弁護士など外部の専門家の方としても、タイミングの問題があります。昔から議論している問題ですが、どのような人材が求められるかと申しますと、まずやはり専門性がはっきりしていること。それから、やはりどうしても英語でのコミュニケーションが多くなるので、学生さんには若いうちからインターンシップなどを経験していただいて、英語で専門的な議論ができるような素地を早くから身に付けていただければ、実務経験を数年経た段階で、即戦力となって活躍いただけるのではないかと考えております。

○今泉 御質問ありがとうございます。やはり日本のアジア法研究者というのは、北東アジア、特に中国が多いと思います。法律時報のアジア学会会報を見ていくと、中国の文献もあり、今すごく増えています。

一つには、中国法の研究は、日本に非常に伝統のある分野でありますし、もう一つの理由は、実は僕は留学生ではないかなと思っています。やはり日本の大学には、中

国、韓国、台湾とたくさんの留学生が来ています。実は、それ以外の地域からの留学生、日本に法律の勉強をしに来る人って非常に少ないと思います。私は東南アジア担当なんですが、東南アジアの人にとって、日本語を勉強して、さらにその後法律を勉強するというのは、二つの言語で勉強するようなものです。ですから、なかなか黙って来てくれないわけです。その点、法整備支援がすごく偉いなと思うのは、大学、特に名古屋大学なんですね。一生懸命、その漢字文化圏ではない地域からたくさん留学生を連れてきてくれて、日本法を勉強していただいたり。そういう方々が、また将来日本法の研究もして下さいますし、そうした方たちとの交流を使って、今度日本人の大学の研究者がどんどん研究を広げていっていただけるのではないかなというふうに感じております。

それから、アジアの文化と慣習の法については、実は、法整備支援にとっても問題があるんですけども、現時点では実体はたくさんあるわけですし、それを実際に、その現地の社会の中で、うまく動かしていくことは非常に難しいというのは皆さん実感されているところだと思います。ですから、むしろ、実際に現地へ行って、そのアジアの社会とか、歴史とか、政治とかの方により関心を持っていただき、そうした知識をどうこの法整備支援の場に持ってくるのかというのが今後の課題かなというふうに思っております。

○司会（渡部） 他に質問等のある方はいらっしゃいますでしょうか。では、お願いします。

○白出 元 JICA 長期派遣専門家、中国に赴任していた白出博之です。

まず、成果という部分について御報告をさせていただきます。2010年7月から昨年10月末まで行われていた国別研修「中国民事訴訟法及び民事関連法」が終了いたしました。昨年の法整備支援連絡会でも報告させていただいたように、5年間がかりで協力した民事訴訟法が2012年8月に成立し、それに引き続いて昨年10月25日、プロジェクト終了1週間前に消費者権益保護法の改正が成立しました。これまでこの国別研修では、民事訴訟法、消費者権益保護法に加えて相続法、知財分野では著作権法などの改正準備作業について、日本の知見を提供しております。

また、2012年から行われている国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」につきましても、本日午前中に御報告された市橋先生や、本多先生、村上先生などの御協力によって、この年末12月31日に行政訴訟法改正第一次草案ができ、現在パブリックコメントに付されているところです。

そのポイントですが、まず当事者の訴訟上の権利を保障すること。要するに、行政訴訟を起こしても法院がなかなか受け付けてくれないし、うやむやになってしまう、

そういった問題についてのケア。また行政処分の根拠になっている規範性文書についての違法性、適法性の審査をすること。さらに、管轄制度や証拠制度の改善、真のステークホルダーを訴訟の場に引きずり出すという訴訟参加人制度。さらに、民事紛争と行政紛争が交錯する事件、これは非常に中国では多いということですが、これらについてのケア。判決形式の改善、さらには日本にはない行政事件に関する簡易手続の採用。さらには、人民検察院の行政訴訟に対する監督を強化すること。これは先ほど市橋先生から御指摘のあったソ連法以来の流れをくむものですが、それが強化されています。また、せっかく行政訴訟の判決が出されても行政機関がそれに従わない場合にどう執行するかという問題への対応も重要な部分であり、今までの支援成果が草案の中に結実しております。

また、行政関連法関係では、2013年4月と11月に環境保護法関連での本法研修を行っています。皆さんよく御存じのとおり、中国ではPM 2.5が大変な状況になっており、日本にも悪い影響を及ぼすと報じられていますが、今までの協力の成果が同法改正草案の形になっており、これまで3回の審議を経ておりますが、先日、中国関係者から聞いた話では、今年6月までには環境保護法改正が通るのではないかという段階です。

今日のお話の中にあつた投資・ビジネス環境との関係という部分、別の視点からすれば、国民、納税者への説明という観点からもう一つコメントさせていただきたいと思えます。

先ほど御報告した消費者権益保護法改正には、これまで知見を提供していた日本の消費者団体訴訟制度などについて、中国でも非常に良く研究されており、改正法で消費者公益訴訟が入りました。それだけではなく、日本がかなり追い抜かれたといえる制度も今回採用されており、例えば、懲罰的賠償が3倍賠償になり、あるいは事業者の違法収益を行政機関が制裁金、課徴金その他により違法収益の10倍まで吐き出させる。いわゆる3倍返しや、10倍返しという規定が入りました。さらに中国ではインターネット取引が非常に発達しており、そのトラブルについてインターネットサービスプロバイダー自体も連帯責任を負うという、日本にない規定も入りました。これらを踏まえて、昨年10月26日にJICAセミナーという形で、北京において消費者権益保護法改正のポイントについて、日本企業や日本の法律関係者向けのセミナーが実施されました。そのタイトルを「改正のポイントー倍返しリスクなど、中国の衝撃を双贏に転じるために」として（副題の「双贏」はウィンウィンの中国語）、この新しい法律について日本企業の立場でどう対処するのかについても言及しました。

改正法を中心とされた消費者の権利強化、これは日本のためになるのかという問題

につき、確かに表面的には日本企業には負担かもしれませんが、実はこれは非常に大事だという指摘です。改正法が懲罰的賠償等を重くするというのは、中国でたくさん存在する詐欺行為、虚偽広告、悪徳業者等の違法行為を駆逐するためですが、改正作業に日本の知見を提供したことは、正に中国のマーケット、これが世界のマーケットとして健全化するという意味で非常に重要な法規制であること。そして、これは私たち日本からすれば、商品の高品質化、サービスやおもてなし、コンプライアンスという面は、健全化された市場でこそ、私たちの持ち味が発揮できるので、同法改正への協力もそういった中での大事な環境基盤の整備だというメッセージを込めたセミナーといたしました。

最後に、実は1年前から今日の法整備支援連絡会に来ることを前提に、帰任後ここで皆さまに御挨拶をしてやっとな私の専門家の仕事が終わるというつもりでございました。改めて全てのタスクフォースの皆さま、JICA はもちろん、在中国の大使館関係者、またメーリングリスト等でずっと支えていただいた日弁連国際交流委員会の先生方、国内支援委員会やアドバイザーグループの先生方、そしてまたこれが一番大事なのですが、川西教官、三浦教官始め ICD の教官、専門官の皆さま、国際民商事法センターの皆さま、本当にありがとうございました。法整備支援関連で中国から来る人たちは、本当にエリートである一握りの方々が研修員として参加され、法律的知識もきちんと持ち帰り、かつそれはそれぞれの具体的改正条文に反映されています。が、同時に大事なものは、人づくりだという面で、日本ファン作りを目指し、帰国までに日本ファンになってもらうことと考えておりました。そういう面においても周到な準備ときめ細かい運営・実践を、ICD と国際民商事法センターの皆さまで、ときには休日返上で御対応御協力いただいたことについて心から感謝申し上げ、私のコメントとさせていただきます。ありがとうございました。

○司会（渡部） ありがとうございました。

そろそろ予定の時間となりましたので、質疑応答を終了させていただきます。

以上をもちまして活動報告の部を終了いたします。活動報告をいただきました皆様、どうもありがとうございました。

（休 憩）

4 パネルディスカッション

○司会（渡部） それでは、ただいまからパネルディスカッションの部に入りたいと思います。

初めに私の方から、本日パネリストとして御参加くださいました方々を御紹介させ

ていただきます。

JICA 国際協力専門員の佐藤直史様です。

外務省アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第一課地域調整官の黒木大輔様です。

慶應義塾大学大学院法務研究科教授の松尾弘様です。

TMI 総合法律事務所パートナー弁護士の行方國雄様です。

一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部長の阿部泰久様です。

パネルディスカッションの進行につきましては、国際協力部部長の野口元郎が行います。

それでは、野口部長、よろしくお願いいたします。

○野口 それでは、パネルディスカッションを始めさせていただきたいと思います。

時間の目安として、パネル側からの発言が1時間前後、それから残り40分ぐらいを質疑応答に充てるという計画になっておりますけれども、これは目安にすぎませんので、会場からの御発言が多ければ、そちらの時間を長くとりたいと思います。

まず初めに、冒頭に御紹介のありました各パネリストから、各自5分ずつぐらい、冒頭発言という形で、本日のこれまでの報告を踏まえて会場に対してコメントもしくは問題提起をいただきまして、そこから議論を始めたいというふうに考えております。

それでは、座席の順番で、佐藤さんからお願いします。

○佐藤 いつもお世話になっております。JICA シニアアドバイザーとして法整備支援を担当しております弁護士の佐藤直史です。

まず、今日の午前中に鮎京先生から御指摘いただいた点について、少し私も思うところがありまして、発言をさせていただきます。

問題なのは、こちらの基本方針でいうところの「法制度整備支援」という言葉の定義だと思っております。実はこれは、これまでの法整備支援連絡会等で扱ってきた「法整備支援」よりも広い概念なのではないか。すなわち、例えば、二国間投資協定、経済連携協定あるいは共同イニシアティブといった政策的な枠組みで語られるような内容も、こちらの基本方針に入っているのではないか。私はそのような解釈をしております。すなわち、JICA がこれまで法務省さんを始めとする各省庁や日弁連、学識経験者の方々の協力を得ながら行ってきました「法整備支援」は、こちらの基本方針の一部でしかなく、基本方針の全てではない。言い換えますと、JICA の枠組み単独でこの方針の全てを実現するわけではない。他の枠組みとの相互補完関係の下で、JICA の「法整備支援」の在り方、方針、そういったものを考えていくことも可能であろうと認識をしております。この点は、是非引き続き先生方と議論をしたいと思っております。もちろん、それは基本方針の枠内でということになりますけれども、た

だ、現場からの意見をこの基本方針に反映していくことも我々のミッションではないか、そのような積極的な役割も考えられるのではないかと考えております。

少しだけ余談をいたしますと、基本方針は「法制度整備支援」という言葉を使っております。こちらの連絡会や JICA の支援では「法整備支援」という言葉を使っております。これは実は、「法」という言葉には、システムだけではなく、運用の担い手の育成や利用者のエンパワーメントなどが含まれ、こうした部分を含めた「キャパシティ」の向上支援としての「法整備支援」を我々は実施してきたと認識をしております。この点は、市橋先生が「法」の学識者というとき、あるいは矢吹先生が「法の支配」の担い手としての弁護士の育成というものを強調されるときも、同じ文脈なのではないかと考えております。また、この点は、法務省国際協力部の山下前部長も非常に強調されていた点でございます。

私たちはこの基本方針における「法制度整備支援」の中の「法整備支援」を考えていってもいいのではないかと。今の部分は、私の個人的な見解でもございますが、ただ、JICA としましても、あるいはこの連絡会におきましても、「法整備支援」という言葉を使っているという点については、この場で再度確認をさせていただきたいと思っております。

さて、本連絡会のテーマでございます「新しい挑戦」につきまして、2点ほど議論のために提起させていただきたいと考えております。

第1点目は、法整備支援の成果の最大化と定着の道筋について、でございます。

午前中に当機構の富澤から説明させていただきましたとおり、これからの法整備支援に当たりましては、関連する事業の相互の関連性を重視し、プロジェクトごとの成果を越えて、全体として大きな成果を出していくということが、重要な視点になってくると思っております。この点、本日の連絡会におきましては、様々な省庁、学術・研究機関、民間の方々あるいは日弁連から様々な報告がなされましたけれども、それぞれの機関が行っている事業をうまく連携させ、その相乗効果を図っていくこと、これが今後の法整備支援の「新しい挑戦」として重要なテーマになろうかと考えております。

また、この点は、支援の出口戦略とも関係するところでございまして、JICA の支援と申しますのはいつか必ず終わりが来るものでございますけれども、法整備支援に関しましては、「JICA の支援事業」の終わりが基本方針でいうところの「法制度整備支援」の終わりではない、と考えております。基本方針の重点8か国の中にも、JICA の技術協力がもうそろそろ終焉しようとしている国、技術協力から卒業しようとしている国が含まれておりますし、また今回の報告にございました特許庁さんある

いは関税局さんなどが協力を行っていらっしゃる国の中には、JICA の技術協力からは既に卒業している国も含まれております。こうした JICA 技術協力支援が実施しにくい国、あるいはこれ以上の拡大は難しい国、そういった国において、これまでの法整備支援の成果を考えたとき、又は今後の日本との関係を考えたとき、法律及び司法分野への協力関係は継続していかなければいけない国もあります。その視点が基本方針でも示されていると認識しておりますが、こうした国々との協力関係の継続のためには、JICA の支援の終了後における各省庁、学術・研究機関、民間の方々あるいは日弁連、そうした他のアクターの活動とうまく連携することが必要です。JICA の支援の終わりが二国間の関係の終わりではないようにしていく、成果の定着を更に図っていく、我が国との関係をより深く考えていく、そういった観点からは、他のアクターの方々とどのように連携していくか、これは JICA の支援の実施「中」も支援の終了「後」においても、重要なテーマになってこようかと存じております。今後、JICA の現在の法整備支援の対象国の中からも、技術協力の卒業国が増えてくると思われますところ、「新たな挑戦」としてこの部分、すなわち効果的な連携という点は、是非皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

第2点目は、これは視点の問題でございますが、「送り手側」の視点のみならず「受け手側」の視点というものも強調していかなければならないという点でございます。

これまで JICA の法整備支援のパートナーは、例えば司法省であったり、相手国の裁判所であったり、そういった機関がございましたけれども、実はそうしたルールをつくる側及びルールを運用していく側だけが、相手国の「法整備」の担い手ではない。成果がその国に根付いていくためには、法律や制度を使っていく、利用していくユーザー側の視点というものが極めて重要でございます。法律あるいは制度について、ユーザー側が、自分たちの法律、自分たちがつくった法律、自分たちが利用する制度、自分たちが改善を考えていかなければならない制度、といったように「当事者意識」を持つこと、それが非常に重要になってまいります。これまでは、私たちのパートナーが司法省や裁判所あるいは検察省といった機関でございましたので、つつい「送り手側」の視点に立つことが多かったと思いますが、これからは更に「受け手側」の視点というものを考えていかなければいけないのではないかと。その意味では、日弁連の矢吹さんから指摘のありました、「受け手側」と政府のインターフェースとなり得る弁護士役割を強化する取組といったものも重要になってまいるかと思っております。

時間が来ておりますが、最後に、昨年 11 月に世界銀行がワシントンで開催しま

した法整備支援に関する国際会議に参加してまいりましたので、簡単に報告いたします。その会議で、議論されていたことは、我々がずっとこの10年間行ってきたこと、例えば、Implementationが重要であり、Implementation Oriented Strategyを基本としなければいけないといったことを、今更のように議論をしていました。本日の冒頭の酒井所長の挨拶や、あるいは他の方々の報告にもございましたけれども、日本はそうした執行の面まで含めて考えてきました。それを実は国際会議では今更のように「実はそこが大事だよ」といった話がなされております。

私たちとしましては、現在行っております法整備支援に誇りを持ちつつ、また諸先輩の方々が行ってこられた活動に深い敬意を払いつつ、今後とも改善を図っていききたいと、そのように考えている次第でございます。以上です。

○野口 ありがとうございます。

それでは、黒木さん、お願いします。

○黒木 黒木と申します。

本日は、初めてこの法整備支援連絡会にお呼びいただき、先生方の御意見を拝聴し、勉強させていただいているところです。法律家、専門家の方々が多数いらっしゃる中で若干場違いかと思いますが、外務省に入って30年、もっぱら長い時間をカンボジアとともに過ごしている者として思うことを申し上げられればと存じます。

カンボジアへの法整備支援で民法そして民訴法がつくられて、それを軸に人材育成が行われているわけですが、これはカンボジア政府から日本政府への要請があったことに始まったものです。この所産をもって、法制度整備支援の大きな本旨で日本が重視する良き統治と法の支配がカンボジアに定着していくことに資するもので、将来にわたって大いに役立つものと思います。

カンボジアといいますと長い内戦がありまして、90年代直前ぐらいから和平プロセスが始まって、私ども役所そして民間の方々、あらゆる分野の方々が参加し、和平、復旧・復興と、国際社会の中であって日本は主導的に取り組みました。法整備支援は、正にその到達点、頂点の一つの姿だろうと思います。これは日本、それから日本国民にとって、将来にわたる大きな財産であり、また名誉だと思います。もちろん、法整備支援を通じてカンボジアの人たちが、「法律というものはそもそも守らなければいけないんだ。法律を守ることによって予測が可能となり、生活、明日の設計もできるんだ。」と、官民間わず全国津々浦々、認識を更に深めていくでしょう。

カンボジアへの法整備支援は、他の例と比較してということではありませんが、非常に優れた例だと私は思います。「法制度整備支援に関する基本方針」の中にも重点とされていますが、2点着目すべきことがあります。

まず1点目は、支援には、日本の無尽蔵ではない貴重な援助資源、人、お金を投入するわけですから、当然効果が上がって、かつ戦略的に意味があるものということが必要だということです。これについて、カンボジアへの支援は二つの側面から非常に的を射たものです。

最初の側面は、カンボジアでは、官民・左右問わず、日本と日本人に対するイメージは非常に良好だということで、これは和平プロセス、そして復旧・復興を通して私たち日本人がやってきたことをカンボジア人が見てくれていたということの結果です。私は、カンボジアに2回勤務し、様々なカンボジア人に、「日本、日本人についてどう思うか。」とよく聞いたのですが、どのような場面であれ、誰一人として悪く言う人はいませんでした。カンボジアで存在感を発揮している他の国々、伝統的なアメリカなりフランス、最近目立つ中国とか、いずれにも毀誉褒貶があります。日本が法整備支援を展開し、特に人材育成という息の長い話を転がしていく上で、よい土壌であることは間違いないと思います。

カンボジアの大衆が日本最良であるということを今お話しましたが、政治家たち、政府与党また野党関係者、この人たちは別の意味からも日本の価値を感じています。余談ですが、昨年7月に国政選挙があり、国家選管関係者からは、「是非選挙監視団、日本政府の監視団を送ってくれ。」との話がありました。これが意味するところは、選挙が終わった後に、「自由公正な選挙であった。」といった声明の一つでも出してほしいということなのですが、聞いたら、アメリカ、フランス、日本、イギリス、EU等に要請しているとのことで、「それは難しい。選挙の当日見たことについては言えるが、その前後についてどうだったということはなかなか言えないから、声明を出すことと表裏になっている政府監視団というのは難しい。」と応えたのに非常がっかりし、「何とかならないか。」と言うので、中国に頼まないのかと尋ねてみたところ、先方は絶句してしまいました。一方の野党ですけれども、カンボジアの野党はデモをよくやります。最近、選挙は不正であったと非難するデモに、労働争議を合体させて、経済特区への破壊行為を煽ったりしています。野党、そして支持者・大衆の常套句は、「頼みになるのは、西側の自由民主主義の国である。」で、それはアメリカであり、フランスであり、イギリスであり、日本であり、オーストラリアであり、EUであるということで、いろいろな戦術や意図から、あるいは心情から、やはり、日本は頼りにされていて、しかも価値を見出してもらっているということです。

次の側面は、手がけたところが民法であるということです。民法は国民生活の日々を律する根幹法で、そこにある日本の高い水準の且つ当然何かしら和風な趣のものが、民法から派生する様々な法律へと流れていき、貿易・投資の円滑化であるとかビジネ

ス環境の改善といったところまで及んでいくのだらうと思います。国際水準がもちろんしっかりとある上に随所に和風の趣が入り、さらにそこを軸に人の育成が行われるので、運用を担う人たち、法曹の行動にも自ずと和風な趣は加わるのではないかと思います。これは、多分、私たちの子供や孫がカンボジアと何らかの関わりを持つ、やりとりをする場合に、大きな資産になろうかと思えます。もちろん、カンボジアの人たちが皆、「法律を守っていくということは、当たり前なのだ。」と思うことにつながっていくこととなります。

さて、「法制度整備支援に関する基本方針」の重要点でもありカンボジア支援で着目されるべきもう一つの点についてです。

実に感心したところですが、現地の文化と実情を尊重したものを日本の支援は旨としていること。ここがすばらしいと思えます。1970年から内戦に突入し、あとクメール・ルージュの恐怖政治、共産主義一党独裁の政治、ひどい歴史をカンボジアはたどったわけです。ところで、カンボジアが正常だったシハヌーク時代はどうだったかという、役所の公用語、公文書は全てフランス語で、当然憲法以下の法律もフランス語だったわけです。実際、私が見たことがあるのが当時の憲法と民法ですが、いずれもフランス語で、憲法の前文には一人称複数形でシハヌーク国王の名前で、「朕は、憲法を臣民に下賜する。」となっていました。そういう状況で、そもそも当時カンボジアの識字率は非常に低かったでしょうし、ましてやフランス語で書かれていたわけですから、それを理解できて転がせる人というのは本当に少なかったんだらうと思えます。一方、日本の法整備支援では、法律はカンボジア語で書かれ、しかも書くに当たって、日本とカンボジアの関係者の方々の共同作業で行われています。カンボジア語は、のどかな農村の暮らしには見事に美しくマッチする言語なんです。主語は何か、現在・過去・未来いつのことか、あるいはどこがどこを修飾しているのか、集合には何がどこからどこまで含まれているのかといったことが、よほど工夫した書き方をしないと分からなくなる言語で、私どもが通訳をするときにも苦労させられます。日本側とカンボジア側の共同作業により、そこでのカンボジア語は、カンボジア人から見て、「これは理解できて使えるな。」というものになっているわけです。空から降ってきたフランス語の法律とは全然違う、カンボジアの人たちがこれからずっと使っていくよいものに、大きなよりどころになるわけで、非常に嬉しいことです。

あと、今後ですけれども、先ほど佐藤先生が JICA の枠組みから離れた後においてもフォローが非常に重要だということをおっしゃっていましたが、私も同感で、この日本の法整備支援、日本とカンボジアの共同によるこの作業の所産が永く根付いていくことを深く願います。法という決まりによって人は行動しなければならないという

ことをみんなが当たり前のように思えば、実にすばらしいカンボジアの社会になると思います。現在、カンボジア国民で、政府を非難する人、非常に強権的な政府だと言って非難する人は多くいます。では、一方、それを言っている大衆がどうかというと、彼ら自体やるせない部分もあるのだとは思いますが、交通規則すらも守らない者が多数います。こういったところから脱し、みんなが決まりを守る社会になるよう願っています。幸い、カンボジアは一党独裁ではありませんし、国際社会が用意したパリ和平協定から発した立派な憲法もあって、複数政党民主主義制をとっており、5年ごとには総選挙もあります。その5年ごとの総選挙によって今後どういう政権ができようとも、為政者、公務員の間で、全てに遵法精神をもって法の支配により対処する、したがって例えば、国際社会における紛争についても全て国際法によって解決されるべきであり、力によって一方的に押しやるなどはあってはならないのだ、という共通理解が確立されれば、非常によいと思っております。

○野口 ありがとうございます。

次に、松尾先生、お願いいたします。

○松尾 松尾でございます。

今日の資料につけていただいた法整備支援の年表にもございますように、ほぼ20年、日本は支援を続けてきましたが、この20年を振り返って、今までどんな成果があったのか、そして、次に新たな挑戦は何なんだということで、今日のパネルディスカッションは非常に時宜を得たものだというふうに思っています。

私にとっての次の新しい挑戦というのがもう一つありまして、それは法整備支援、法整備をするということが一体どんな社会の役に立っていくのかと、もうちょっと具体的に言いますと、経済成長ですとか、あるいは民主化ですとか、つまり、法的な世界の発展が経済や政治の世界の発展に一体どういうふうに寄与するんだろうかということ、を少しずつ考え始める時期に来てるかなというふうに思っています。

最近、皆様も御存じだと思いますが、アセモグルとロビンソンというアメリカの経済学者が「Why nations fail」（なぜ国家は衰退するのか）という本を書いており、その中で一つのテーゼを提示しています。それは豊かな国と貧しい国があるのは、それは気候だとか、地理だとか、民族だとか、文化だとか、そういう自然的・文化的条件の違いではなくて、制度なんだと。つまり、人々が一生懸命労働する気になるか、お金を貯めたり、人のために働こうという気になるか、そういうそのインセンティブを与えるような経済制度の違いにあるんだと。では、その経済制度の違いは何によってもたらされるかということ、正にそれを決定している国家の仕組み、端的にいうと政治制度だと、政治の仕組みにあるんだということを行っています。実際、私たちは法

整備支援の対象国、いろんな国とお付き合いをしていますし、端的に言えば、その政府が本当に国民のために思って政治をし、そして経済的な制度を捉えようとしてるのか、それとも自分たちの利益のために政治をやっているのかと、そういうことによっているんだと、そういうテーゼなんですね。それをいろいろ考えてみると、深い問題に通じると思うわけです。せっかく法整備を一生懸命頑張ってやっても、実はその国の政府がそれを国民のためにしっかり使ってくれなければ経済成長もしないし、民主化も進まない。しかしながら、そういう政府に対して我々は何もできないんだろうかと、そういうことを最近考えているわけです。

今日の市橋先生の御報告の中で非常に私が注目したのは、ウズベキスタンで 2013 年以降、法学者のページが起こったと。これだけ日本が法整備支援を一生懸命やってきたのに残念だということをおっしゃっていました。私も非常にはっとしたわけです。実際、ウズベキスタンは 93 年にカリモフが大統領になって以来、憲法で大統領三選禁止という規定があるにもかかわらず、任期の延長ということをやって、いまだに大統領をやっている。それに対しておかしいじゃないかという国際的な批判があるわけですね。そういうときに、せっかく法を整えても政治がしっかりしてないと、すぐ政治にのみ込まれちゃうじゃないかと。法ってそんなに簡単に政治にのみ込まれちゃうのかと、これは非常に私にとって一番大きな問題です。政治にのみ込まれないような法制度をいかにつくっていくかということがこれからの課題じゃないかと思います。そのときに一体どんな手立てがあるんだろうかと。法というのは、政治が固まってからつくるものだから、政治が固まるまではそれは見てるしかないんですよという考え方もあるかもしれません。しかし、それは非常に悔しいので、法律をやっている者としてはどうしたらいいかということを考えているわけです。

そのときに、今日もう一つ、やはり大事だと思ったのは、矢吹さんの報告の中で、市民社会というものにもう少し目を向けましょうという話がありました。私もこれは非常に、そこが大きなポイントだろうなと思います。つまり、法整備をしたけれども、それが政治にのみ込まれないような法的な発展、そしてそれを経済成長や民主化に結びつけていくためには、いかに多くの人々とそれを共有するかということのをこれから考えていかなければいけない。そのときに、やはりしっかりと市民社会を巻き込んでいくといいますか、市民社会にアクセスしていくというんでしょうか、そういうことが必要ではないかと。今日はちょっと時間がなくて御質問できなかつたんですが、例えば日弁連でやっている市民への司法アクセスの充実の取組と、それから政府がやっている、例えば今カンボジアでやっている民法・民訴法普及というようなプロジェクトをうまく結びつけて、実はそのコミュニティーの隅々にまでこんな民法ができたん

ですよ、民訴法ができたんですよと、こういうふうになれば、こんな問題が解決できるんですよということについて知識を普及し、シェアしていくと。そのときには、今日、先ほどの大和総研さんの話の中で漫画を使ってという話もあって、なるほどなというふうに思ったんですけども、例えばそういう手段も使って、あらゆる手段を使って、市民社会を巻き込んでいくということがこれからの課題じゃないかなと思います。その意味では、これから法整備支援の一つの合言葉というか、大事な点はいかにインクルーシブにやっていくかということですね。ちょうど先ほど御紹介したアセモグルとロビンソンも、実は発展している国家というのは、経済もインクルーシブだと述べています。つまり、いろんなステークホルダーが経済に関わって、生産活動に関与して、自由に生き生きと自分たちの経済活動をやろうとしている。それを支えているのは、正にインクルーシブな政治制度で、市民たちが政治的な意思決定に参加していくと。それが一つの健全な在り方だということを言っていて、それは確かに方向性としては正しいなというふうに思います。問題は、いかにしてそれをつくっていくかということだと思うんですね。やはり私たちの手元にある手段は、法という手段ですので、法整備、つまり公開され、明確で、包括的で、そして紛争を最終的に解決できるルールをつくり、それを使って迅速な裁判を安価に受けられて、その結果がちゃんと確実に執行されますよというものをいかに多くの人と共有していくかということが、これからの大事な点ではないかというふうに考えています。

その意味で、最後になりましたけども、今日の法整備連絡会は非常にインフォーマティブで、とても多くのことを勉強させていただいたというふうに思っています。昨日徹夜して、今朝6時頃フラフラになりながら出てきたんですが、来たかいがあったなというふうに大変感謝しております。それは今日、官・民・大学全てですね、去年来られていなかった特許庁や財務省、それから三菱 UFJ コンサルティングリサーチ、それから大和総研の方など、いろいろな方が非常にインフォーマティブなお話をくださいましてとても勉強になりました。これもオールジャパンというか、一つのインクルーシブな法整備支援の形だと思うんですね。こういうことをやっぱり日本だけじゃなくて、相手国、相手国といってもカウンターパートという狭い人たちの間で法整備支援の成果がぐるぐる巡回するだけではなくて、いかにその相手国の多くの市民と共有するか、それからもう一つは、ほかのドナーと共有するかということが、次の課題かなというふうに思います。

そこで最後に、今日、問題提起されました法制度整備支援に関する基本方針の改訂版について、本当はそんな問題をここで出したって何か決められるわけじゃないから、手続的には仕様がないという問題で、実は、今日その話をしようかしまいかずと新

幹線の中で悩んできたんですが、さすがに鮎京先生が問題提起してくださいましたので、それについてやはり問題をシェアした方がいいんじゃないかというふうに思ったわけです。

この基本方針は、日本の基本方針でもありますが、やはり相手国の人も見るわけですね。それから、他のドナーも見る。だから、その人たちにも、そうなんですかと納得してもらえるものであってほしいなというふうに思っています。

実は去年の10月に、ある国際的なドナーで支援活動してきた方から、松尾さんたちのやっている法整備支援というのは日本企業の進出のためにやってるんだよねと。例えば民主化などで揉めている国では政治が固まらないと駄目だよ、というようなことを言われて、正に今日、酒井所長や野口部長がお答えになったような立場で答えるという経験がございまして、やはりちょっと誤解されているなという気がして、非常に危惧を持ったわけです。私もそういう疑問が出てくるとは思いませんでした。確かに、最初見たときに、ちょっと違和感があるなという感じはしたんですが。今日ここで別に決められるというわけではありませんけれども、例えばその基本方針のですね、柴田副部長が言及してくれました国益というものをどうやって説明していくんだというときに、必ずしも日本企業だとか我が国とかいう言葉を使わなくても十分に分かるんじゃないかなと。例えば基本方針の基本的考え方の③ですね。ここでは「我が国」と書いてありますが、これは協力者相互の経験・制度の共有、相互の経済連携強化ということで十分分かると思いますし、あるいは④で「日本企業の海外展開に有効な」と書かなくても貿易投資環境の整備ということを書けば十分分かるし、他の国の企業や投資環境の整備というふうにも解釈してもらえます。⑤の「ガバナンス強化を通じた我が国実施する経済協力の実効性」と書かなくても、経済協力の実効性のと書けば十分分かります。それで、我々としてはオールジャパンの官・民・大学が共有できる理念になるし、相手国や他のドナーにも十分理解してもらえるし、これからの法整備支援は、やはりインクルーシブなものでやってほしいというふうに思っています。ちょっと余計なことを申し上げたかもしれませんが、今日は本当にたくさんのお話を教えていただきまして、まずは感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

○野口 ありがとうございました。

次に、行方先生、お願いいたします。

○行方 私が今日ここに座っている唯一の理由は、ヤンゴンオフィスの代表をしているということに尽きますので、まずその辺りのお話をさせていただければと思います。

2年ほど前に、ミャンマーでは弁護士業に対する規制が非常に少ないということが、

つまり 100%外資で会社をつくって、その会社がミャンマー人の弁護士さんを雇用すれば、会社としてミャンマー法のリーガルサービスの提供ができるということをもたまたま知りまして、これはおもしろいと思って、さしたる事業計画もなく、2012年10月にヤンゴンオフィスというのを立ち上げました。ビジネスモデルは非常に簡単で、要はミャンマーに投資をお考えの外国の企業様に対してミャンマー法の正確な、そしてできれば良好なリーガルサービスを提供したいと。ミャンマーでは、これまであるいは今現在でも、圧倒的に欠けている部分、それを多少とも補うことができればという思いで開設をいたしました。したがって、その主役は当然ミャンマーの弁護士ということになりまして、今私どももミャンマーの弁護士が3名、それから日本人の弁護士が2名でやらせていただいております。現場の意識としては、クライアントが日本企業か日本以外の外国の企業かという、そういう意識はほとんどなくて、何しろ外国の方にとっては、やはりミャンマーというのは法的に非常にブラックボックスになっていますので、その辺について何からのサービス提供をしたいという思いでやらせていただいております。

ヤンゴンに行くようになりまして、初めて法整備支援に多少関わらせていただくようになりまして、今日御参加の皆様と異なって、私と法整備支援との関係というのは非常に短期間、かつ非常に限られた局面での経験でしかありませんので、いろいろ誤解はあるかもしれませんが、本日午前中に今後の民間との協力というようなお話もあったものですから、まずは私どもが法整備支援にどうこの2年弱ですが、関わってきたかという御紹介をさせていただければと思っています。

法整備支援には、いろいろあると思うんですけども、一つは立法の支援なんですけど、これはさすがに一法律事務所でできることというのは限られております。ただ、例えばジェットロさんからこういう経済法令のドラフトについて何かコメントをもらいたいというような御依頼を受けてコメントを差し上げるというようなことは現にやっております。それから、JICAの専門員となってネピドーに赴任された同業者の先生に対しては、何かあれば全面的にサポートしますというようなことを皆で申し上げております。また、御縁がありまして、先ほど御紹介のあった特許庁のミャンマーの知的財産制度の整備のチームに入れさせていただいております。もう一つは、これも御紹介があったと思うのですが、今ミャンマーでは日本大使館が中心になって日ミャンマー共同イニシアティブという対話を続けられておりますけども、まだ残念ながら具体的な機会はありますが、チャンスがあれば、そういうものにも積極的に関与させていただきたいということを考えてます。

それから、次の法学教育に関する支援ですが、これは鮎京先生が大変力を入れてお

られますヤンゴン大学と名古屋大学、これの日本法研究センターがヤンゴンにはございますけれども、御縁があつて、最近ヤンゴンにおります日本人の弁護士が日本法をヤンゴン大学の法学部の方に教えるといひましようか、お話をさせていただくというような機会ができて、それに協力をさせていただいてるということがあります。

最後に、法曹養成なんですけれども、JICAさんが確か商業省やヤンゴンの商工会議所と一緒にミャンマー日本人材開発センターという組織をお立てになつてゐるかと思ひます。ここでいろんな教育というのを施しておられますけれども、是非私どもとしては、そういう教育の機会に法律面からの参加もさせていただきたいなというふうには思つてます。

ただ、私のところで多分一番やつてゐる法曹の育成事業、あるいはもうちょっと広く言うと法整備支援は何かというと、さっき申し上げたように、今事務所に3人のミャンマー人の弁護士さんがおられますけれども、やはり一緒に仕事を通じて私どもの経験なり、多少のエキスパートズを吸収していただくと、そういうことを続けるということが一番大事だなというふうには思つております。ミャンマーの弁護士の方は色眼鏡の評価かもしれませんが、例えば60代を超える方々というのは大変英語もよくできて、大変優秀でいらつしゃいますけれども、20代、30代の弁護士になりますと、英語も非常につらいというのが実態です。もちろん、閉鎖状態にあつたわけですから、国際取引等について十分な御経験がない方が大半だと思ひます。刑事しかやつたことがないという弁護士さんが多分たくさんいらつしゃるという状況になつてますので、私どもと仕事をさせていただくことによつてビジネスを理解していただくということが、多分私ども民間の法律事務所としては一番大きな貢献になり得るかなというふうには思つてゐます。そういう意味で、確かに比較的人件費は安いものですから、是非事務所としては今後数多くのミャンマーの弁護士さんと一緒に働く機会を見つけていきたいというふうには思つております。

○野口 ありがとうございます。

それでは、阿部本部長、お願いいたします。

○阿部 経団連経済基盤本部長の阿部でございます。

私どもの普段の仕事は、国内での法制度整備、今ですと会社法改正だとか、民法の債権法改正だとか、競争法の改正などに対して、経済界として働きかける仕事であります。

そういう中で、今日私がここに出てくる役割は何かということですが、お手元にあります法制度整備支援に関する基本方針の改訂版の中では、Iとして基本的な考え方が述べられ、その上でIIに実施体制が書かれており、2ページにまゐりますと、8行

目辺りに経済団体等関係者というのが出てまいります。そういう意味では、経団連あるいは経済界の様々な団体・民間企業などを含めまして、オールジャパンによる支援体制を強化していくということの中身は何になるのか、いろいろ教えを乞うたり、あるいは勉強させていただこうと思って来たわけではありますが、最初に、基本方針の在り方からの議論になってしまいましたので、午前中に引き続き、もう一回だけ発言させていただきます。

確かに、基本的な考え方の④として「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援」というのが書いてあります。このような文言が入ったわけではありますが、別にこれは、その前に書かれている①、②、③を覆したり、それを乗り越える意図というのは全くないわけでありまして、それに付け加えてということだと思えます。例えば、昨年6月の日本再興戦略の中では、これは、いわゆる日本企業の国際展開戦略の流れの中で出てくる言葉であります。しかも対象はASEANでありまして、ある意味で、いろいろな法制度がある程度は存在しているけれども、更に改善を要したいというふうなところでありまして、他にもいろんな文章がございますけれども、少なくとも日本企業が活動しやすいような法制度を途上国に押しつけて回ろうという意図では全くないと思うわけであります。

何と言いましても、法律等の制度の話でありますから、相手国からの要請、依頼がないと始められない話でありまして、いくら私どもが優れた仕組みだ、制度だと思っておりますけれども、それを押し売りして回るわけにはいかないわけであります。

そういう意味では、ここに「日本企業の海外展開に有効な」と、ちょっと改めて見ますと、これは別に日本企業のためじゃなくて、日本以外の様々な企業あるいは現地の企業にとっても同じことかなと思っております。企業が活動しやすい環境整備ということだけでありまして、日本と言わなくてもよかったなと思うわけであります。あえて申しますと、いろいろな議論がございます。ミャンマーのように、これから基本的な法制度をつくっていかねばいけない国々と、あるいは他のASEANの国のように、ある程度の仕組みはあるけれども、何か使い勝手が悪い、明らかにちょっとここ間違ってるなというようなところがあり、そういうところを直していく。ちょっとフェーズが違うところがあるわけではありますが、例えば私ども今日本とベトナムの共同イニシアティブの議論の中で、かなり具体的な細かい法改正の要望も出してあります。それから、これは始まったばかりでございますが、日本とミャンマーの共同イニシアティブも同様の進め方になると思えます。いずれにせよ、相手側のそれぞれの発展段階に応じまして、こちらからお願いするとしてもレベルがいろいろあるわけですが、何度も申し上げますが、日本の企業のためだけに都合のいい仕組みというのはあ

り得ません。日本企業にとって仕組みが望ましいというのは、日本と全く同じ法制度であれば、それはそれでいいのかも知れませんが、なかなかそういうことはあり得ませんので、どこの国であれ、現地であれ、民間企業が活動しやすい環境整備ということ以上のものではないと思います。

そういう意味では、何度も申し上げますが、何よりも大事なことは進出先の国々が民主的に安定していただいて、自由な市場経済が成長していくという環境でありまして、それを越えて何か企業ができるわけでもございません。相手国の安定、成長の下に企業の活動が広がっていくということだけでありますので、決して私どもはこのような言葉を書いたことに対して何か他意はございません。

その上で、オールジャパンでの支援体制の中での経済界の役割ということについて3点ほど申し上げたいと思っております。

一つは、実は経団連はいろんな国の現地の経済界とタイアップしながら友好関係を築いております。年に1回ぐらい必ずミッションを派遣して現地の経済界あるいは政府と対話する国も多くあるわけでありますが、必ずこの法制度の整備支援については言及されます。どこに行っても、途上国であればインフラ整備とか資金と同じように、制度の仕組みの話も出てまいります。それに応えていくということで、日常の活動の中でできることはやっている、これが現状です。それに加えて、政府の様々な取組の中で、要請を受けて、資金的な提供あるいは人材の提供等を行っている。私どもでは、例えば、アジア刑政財団の方の協力もしておりますし、あるいはローエイシアという仕組みも、私どもが資金を集めてつくったものですが、いろいろやらせていただいております。これをあえて言うと、日本政府からの要請ベースだと思います。1番目は現地政府の要請ベース、2番目が日本政府の要請ベースで、実際はこの現状はもう何十年変わっておりません。私は、経団連に入ってもう30年以上になりますが、その頃からかなり規模は違いますが、やっている基礎は変わらない。相手国から頼まれたこと、日本政府から要請があったことしか取り組んでない。では、何が大事かということ、経済界が、自分の頭で考えたことをやるかなということでもあります。これが三つ目の課題だと思っております。そういう意味で、正に新しい展開の中で、経済界が自主的に何ができるかということだと思っております。まだ答えは出ておりません。勉強はしてるつもりではございますけれども、いろいろな可能性があるかなと思っておりますが、一つあり得ますのは、日本企業の経験というのは、それなりにアジアの中では普遍化できるところがあるのかもしれないと。明治以来百数十年の経験を経て、それなりに知識、力量がございますので、そういう中で、それぞれの発展段階に応じた法制度整備の在り方ということについて、私どもなりの意見あるいは

考え方はあるのかもしれない。

もう一つは、日本企業というのは割とグローバルに展開していくわけでありまして、例えば南米ではこうやっている、アジアでこうなってる、ヨーロッパでこうしてきたよと、アフリカだったら、みたいなことがもしかしたらあり得るのかな。これは別に日本企業に限ったことでなくて、先進国のグローバル展開されている企業であれば、同じようなことが言えるかと思うんですが、一つだけ利点がございすのは、日本企業というのは非常に謙虚なんですよ、実は。他のアメリカのいわゆるレガシー企業とかヨーロッパの非常に力の強い企業に比べまして、日本企業というのは、意外と謙虚だなと思うわけでありまして。押しつけがましくなく、非常に現地に素直に順応・対応しようとするし、いろんな意味で、進出した先と仲良くするということが非常に大事だと考えています。これは別に企業だけじゃなくて、政府のいろんな分野も同じかと思っておりますが、相手への偏見が先天的にない人たちが多いため、優位性を感じていない、あるいは劣等感もないという意味で、日本企業の人たちというのは、様々な国際的な経験を他の場所に移すことについてはそういう利点があるのではないかと考えてます。

そういうところを出発点としながら、正にグローバルな法制度整備支援についてオールジャパンで何かするとき、私どもなり、あるいは企業が何ができるかということをもう少しきちんと考えていくきっかけになればと思っております。今日は参加いたしました。

以上でございます。

○野口 ありがとうございます。

それでは、ちょうど残り 40 分くらいになりましたので、質疑応答の部に移りたいと思います。会場からも幾つか御質問をいただいておりますが、まず、今のパネリストのコメントもしくは問題提起について、会場から何か御発言があれば承りたいと思います。どなたかございますでしょうか。

では、鮎京先生、お願いします。

○鮎京 行方先生のお話、大変感銘を持って受け止めさせていただきました。それで、今日のテーマである「新たな挑戦」、これがキーワードだと思います。挑戦ということと言いますと、私ども名古屋大学は、この1月までに六つの国で七つの法律センターをアジアの国につくってまいりまして、来月にラオスでつくと、7か国、八つのセンターになります。この約6か月ぐらいの間にミャンマー、インドネシア、そしてラオスに新しいセンターをつくるという挑戦をしてくれているというように自負をしております。

そして、私がこの2年間ほどで法整備支援の対象国の現場で最も顕著に変化があると感じていることは何かといいますと、まさしく行方先生が言われたように、例えばベトナムのハノイやホーチミン、あるいはプノンペン、そしてミャンマー、さらにはインドネシアに、いわゆる大手のローファームが非常に数多くできてきているということを強く感じておるわけであります。今日の議論の中でも既に出ておりますが、新たな挑戦の中で私が今感じているのは、そうした現地に進出している日系のローファームの活力を、どのようにこのオールジャパンの法整備支援の展開の中に位置付けていくのかということが、非常に大きなファクターだろうというように思っております。

また、日弁連さんもそういった形でアジアに出ていかれるというようなことを言われておまして、そういう意味では、今申し上げたような新しい日本の法律の世界をめぐるこうした動きをどうしていくのか。そういうふうに見てみると、もう一つの問題は何かというと、そうしたアジアを始めとする国際化対応にふさわしいような若い法曹を日本国内においてどのようにつくっていくことができるかという、もうこれは10年以上前からこの会議でも話してきたことではあるんですが、そういった課題について本格的に挑戦していくというか、論じていく、そういう時代状況になってきているということを感じております。というようなことで、ちょっとコメントいただければと思います。

○野口 では、行方先生、何かございますか。

○行方 現象として、法律事務所がここ数年海外に支店を持つという現象が起きておりますが、まだ最近の動きだと思しますので、正直言って、この先どうなるのかというのは必ずしも見えてないように感じております。それから、何しろ日本の法律事務所というのはそういう歴史もなかったものですから、まだ本当に試行錯誤でやっているというのが率直な状況で、その面では正に先生のおっしゃったどういう人材がふさわしいのかということも、引き続き暗中模索というような状況ではないかと思えます。

○野口 はい、ありがとうございました。

それでは、山田美和さん、お願いします。

○山田 御存じの方いらっしゃるかどうか分からないのですが、昨年2月に国連のミャンマーに関する人権特別報告者のトーマス・キンタナ氏が日本に来日しました。彼は、皆さん御存じのとおり、ミャンマーの人権状況を定期的に国連に報告する役割を担っているわけですが、去年2月に日本に来て外務省と、それから経産省を訪問された理由ですけれども、それは今まで人々が人権侵害をさんざん受けてきたそのミャンマーの体制が変わって、これから日本から多くの企業の進出があるということで、その日本の経済活動がミャンマーの国民の人権に与えるインパクトをどういう風に考え

ていますかという質問で日本に来日されたわけです。それは悪い方のインパクトを与えないようにということと同時に、良いインパクトを与えて欲しいというメッセージなわけです。なので、今日お話の中で企業活動と人権ということが二項対立のように、ごめんなさい、私自身もちょっとそのように議論しがちなところがあるのですが、そうではない役割というか、大きな役割を持っているということを日本が期待されているということをお伝えしたいということです。

今日、法整備支援に関する基本方針をいろんな方に説明をしていただいたのですが、けれども、やはりそれを対外的に、では、日本は何やっているんですかというときに、どうやって説明できますか。今この法整備支援連絡会の中で一生懸命いろんな方が発言されて、いやいや、これはそんなにひとりよがりのことではなくてということで、なるほど、そうなんですかという話で理解はできるのですが、やはり対外的に、では、日本は何をしているのかという非常に注目を浴びている中で、例えば佐藤さんが世界銀行の会議に出られたときに、日本としてはこうしますというようなメッセージを発することができる状況にしておくことが重要なのではないかと思います。すみません、コメントみたいことになってしまって、失礼します。

○野口 ありがとうございます。

では、矢吹先生、お願いします。

○矢吹 これは佐藤さんと松尾先生に聞きたいんですが、一つは市民社会の問題で、確か今、経済社会、日本企業の海外進出支援室の支援ということにフォーカスされて、これは裁判官、検察官という官の支援は長く続けてきたわけですが、残された非政府、非経済という社会のアクターをどのように私たちは取り込んでいくのかということについて JICA の御意見と松尾先生の御見解をお聞きしたい。

というのは、昨日か一昨日、ラオスのプロジェクト会議に出て、現地でいろいろプレイヤーを集めて会議をするんですが、NGO とか弁護士は入ってないんですよ。その法律の支援なり普及をしようというときに、JICA のプロジェクトの中でワーキンググループでもなかなかそういうところが入ってこない。JICA は対国家機関だから仕方がないということで済まされるんですが、海外のアメリカないしヨーロッパの支援は必ず NGO を入れているというところに、一つの日本のこれから考えるべき課題があるんじゃないかなと。

もう一つは、この法整備支援連絡会の大きな枠組みですから、野口さんにお聞きしたいんですが、今のお話にもあったとおり、この国際グローバライゼーションのことをこの法整備支援連絡会にどう反映していくかということをお聞きしたい。日本企業も海外では外国人がいるんだけど、日本の本社には外国の方が見えない

ように、ここにおられる方もほとんど日本人で、NGO もほとんど来ないし、外国の人も来ないと。そうすると、ここで議論されたことがどうやって外に向けて発信されていくのか、ないしは外の意見をここで取り込めるのかということについて、これからの私たちの課題は、より外への発信と外からの意見の聴取ということではないかなと思うので、その点は野口さんに聞きたいというふうに思います。

○佐藤 御質問ありがとうございます。

市民社会の取り込みについては、松尾先生がインクルーシブという言葉で説明されましたけれども、私も「受け手側」をどのように巻き込んでいくのか、「受け手側」にどのように当事者意識を持っていただくのか、その部分が重要であると思います。例えば、JICA はカンボジアで民法と民事訴訟法の起草支援を長く行ってまいりましたけれども、それらの法律がなかなか市民社会あるいは一般の人たちの中に定着しにくい状況にあります。これについては、いろいろな教訓があると感じておりまして、例えば、カンボジアの国民一人一人が民法をつくる段階から「私たちの意見も反映されているのだ」という実感を持つことがないまま民法が成立し、出来上がった後、正に今、一生懸命普及・定着の努力はしておりますけれども、これなども教訓なのではないかと思っております。

そこで、今同じように起草支援をしている国におきましても、できるだけ起草の段階からいろいろな人たちの意見を取り込もうという努力を行っております。例えばラオスで民法典の起草支援をしておりますけれども、起草の段階から普及までを見据えて支援を行っていかねばならないと、カンボジアの教訓を是非生かしていきたいと考えている部分でございます。そうした市民社会の取り込みの中で、先ほども申し上げましたけれども、相手国・パートナー国の政府と国民をつなぐ役割を果たす弁護士会というのは、非常に重要であるという認識を持っております。既にベトナムのプロジェクトあるいはカンボジアのプロジェクトにおきましては、私どもはそれぞれの国の弁護士会を重要なパートナー機関の一員として位置づけておりまして、弁護士会の機能強化・能力強化といったものを図っている段階でございます。これから、例えばラオスにおきまして、あるいはミャンマーにおきましても、弁護士会に対する支援というのは是非行ってまいりたいと思っております。

ただ、現時点で、例えばラオスの弁護士会の「支援受入能力」があるのか、非常に上から目線でおこがましい言い方ですが、プロジェクトの意義を理解し、それを主体的に実行してくれるような組織がしっかりできているのかーその組織をつくっていくこと自体も私たちの支援の対象かもしれませんが一、すなわち支援対象としての組織がある程度固まっているという状況が確認できれば、ラオスやミャンマー、あるいは

ほかの国におきましても弁護士会をパートナーとして考えていきたいと思っている次第でございます。

もちろん、JICA はガバメント対ガバメントの支援機関ではございますけれども、弁護士会といいますのは、相手国の司法全体の発展のために、パートナー国の全体の利益のために活動していくものであって、それは、それぞれのパートナー国の政府も十分に認めている部分だと思っております。そこで、ガバメント対ガバメントの機関である JICA としましても、既にベトナムやカンボジアといった実例もございますし、他の国の弁護士会ともそれぞれの国の司法改革あるいは法の支配の定着を一緒に考えていけるパートナーになっていきたい、それは常に意識をしたいと思っております。

○野口 では、松尾先生、お願いします。

○松尾 ありがとうございます。

三つぐらい今の矢吹さんの問題提起にお答えしたいというか、さらに問題提起になるかもしれませんが、一つは、矢吹さんにむしろ私の方からお伺いしたい点でありますけれども、例えば弁護士会でアクセス・トゥ・ジャスティスのプロジェクトを実施するというときに、やはり政府との協力について考える余地はないのだろうか。もちろん、そういうチャンスがあるのならばという準備は十分あるのかもしれませんが、政府か NGO かということじゃなくて、やはり政府と NGO がいかにうまく連携するかということが今や大事になってきていて、それは、昔はちょっと難しかったかもしれませんが、まだ法がちゃんと整備される前は、とにかく法律をつくって裁判官を育ててというのがまず先で、法曹の弁護士会を設立し、弁護士養成のプログラムをつくりと、それを皆さん本当に一生懸命やってこられた。それがようやく今は一つ区切りができたところで、じゃ、できた法律を普及するというときに、やっぱり政府で普及ということになると、おそらく政府の出先機関とかカウンターパートの出先機関とか、そういうふうになってしまう。そうすると、公務員を中心に集まる人が集まって、それで話を聞くということになってしまうので、おそらくそれだと市民にはとても届かないと思うんですね。やはりそういうときに、一番初めに、現地の NGO などにも協力してもらって、みんなで手分けして普及するということが必要だと思うんですね。それにはものすごい数が要ると思うんですよ。NGO だけだと多分十分じゃないと思うんですね。その NGO も橋渡し役になって、最低限、いわゆるコミュニティーレベルといいますか、私が言うコミュニティーというのは、いわゆる行政機関の末端ではなくて、生きているコミュニティーというか、大体どの社会でも普通みんなが生きていくためには、自ずから 100 個とか 200 個のコミュニティーができるわけですね。紛争でそういうものが破壊されてしまったというところは、また別途考えなければい

けませんけども、コミュニティが残っているところでは、やはりそれを最大限活用するというのが、次のターゲット、具体的な目的になるんじゃないかという気がします。そういう意味では、そこに普及するための官民協力というか、NGO と政府の協力と、相手国政府、それから日本政府との協力ということが一つあり得るかなと。

それから第2に、市民社会というときに、やっぱり従来から先入観的な二項対立があって、市場が先か国民の福祉が先かというような議論がありました。やはりこれもどちらかに徹することというのはおよそできないので、いかにうまくバランスをとっていくかと。ですから、政府の方でも、例えば市民が法あるいは手続について理解するためには、やはりそれなりの教育ですとか基礎的なレベルの供給が必要ですので、そういうものを時間が掛かっても働き掛けるとするか、あるいはそれについて例を示すとか、それは非常に息の長い話ですけども、やはりそれは避けて通れない話なんだというふうに思います。ですから、それについても一つのアイデアや例ですね、実際に知識を普及する教育制度の充実のため、他の国はどうやってつくってきたんだ、例えば日本の場合はどうだったんだというようなことを話すということが必要だと思います。

それから第3に、2番目の点とも絡むんですけども、やはり市民の側も、法律ができたから聞いてねと言うのでは多分聞かないと思うんですね。つまり、一体、それが自分にどう関係があるのか、利益があるのかという点です。それはやはりインセンティブが必要で、そのインセンティブって何なんだということを考えていく必要があると思うんです。日々の生活も本当に苦しいところに、法律ができたから話を聞けと言われても、おそらく関心がないのは当然なわけで、その意味では、ほんの少しずつでもやはり普通の人たちの所得が向上しているというのは、やはり大前提だと思うんですね。そういう状況をつくらずにいたのでは、市民社会というのは絵に描いた餅に終わってしまうおそれがある、ここは非常に重たい課題なんだということは十分認識してやらなきゃいけないと思うんですが、ただ、アジアの国には、実際にそれを達成してきている国も実際あるわけですね。決して日本だけではなくて、いろんなパターンでそれを実践している国もありますので、それをやはり経験・共有していくということが一つ考えられることかなというふうに思います。

以上です。

○野口 矢吹先生からの最後の質問ですが、この法整備支援連絡会で議論されたことをどのように発信していくのか、また、どうやって外からインプットもらうかということは、かなり昔から議論してきたことではあります。

私は、この法整備支援連絡会第1回のときに、今の渡部教官のような立場で総合司

会をやっておったわけですけども、当時は本当にまだ法整備支援を始めたばかりの頃で、いろんなところがいろんなことをやっているようだから、とにかく集まって情報交換をしようというところから始めたわけです。過去の連絡会では、外国からのスピーカーを呼んだことも何回もありますし、去年は欧米のドナーも含めて数人のスピーカーを呼んで開催しました。

今年をあえて日本人だけ、通訳なしというような形でやってみたんですけども、それは逆に言うと、外国人のスピーカーを呼べば国際的になるというものでもない。どういうふうに発信していくかというのは、正に我々が考えなければならないことですが、卑近なレベルで言いますと、本連絡会の議論の状況については ICD NEWS の日本語版と英語版にも掲載しておりますし、ウェブにも載せておりますので、見られる人は見られるわけです。ただ、それ以上に、ここで我々が議論したようなことをどうやってレシピエントや他のドナーに発信していくか、そして、それに対して外国からのフィードバックにどのように打ち返していくか、そういうレベルまで考えますと、もう少し我々が外に出ていく機会を増やすというところしかないのかなと思います。つまり、国際会議やシンポジウムにもっと積極的に出て行って発言する。例えば、最近では世界銀行が昨年立ち上げた GFLJD（グローバルフォーラム・オン・ロー・ジャスティス・アンド・デベロップメント）というフォーラムがあり、日本の機関としては、法総研のほか、名古屋大学、東京大学、同志社大学、公益財団法人国際民商事法センターが参加しておりますけども、こういうところで例えばセミナーを開いて様々な発信をしていく、そしてそこで日本のやっていることについてのフィードバックをもらい、さらに打ち返していくといったようなことを、やはり数多くこなすことしかないのではないかと。もしくは、そういう単発のイベントだけではなくて、国際機関の事務局に積極的に人を送るとか、JICA の長期専門家のようにバイのレベルでもいいんですが、やはりどんどん発信していくしかないのかなと思います。発信して初めてフィードバックがあり、それに対してまた打ち返すという対話をしながら、初めて国際社会での理解が得られると。例えば、近隣国との間で問題となっている領土問題なども、やはり日本政府が発信する回数がもう絶対的に少ないんですね。特に欧米でものを言う回数というのが 100 対 1 ぐらいに負けているので、全く太刀打ちできていないと。そこで、外務省も最近はもうちょっと打ち返さなければいけないということで、領土問題に関するパンフレットを 10 か国語でつくってウェブに載せたり、いろんなことをやっていますが、まだまだ量的に太刀打ちできていないと。そういう意味では、私はこの 15 年間法整備支援連絡会をやってきて、当初からのメンバーである矢吹先生から今のようなコメントをいただくということは、法務省も日弁連も含

めて、まだまだ外に出られてない、そのあたりがやはりキーなのかなと思っておりま
す。

それから、先ほどの議論に一言だけコメントさせていただきますと、今日午前中か
ら出ている法制度整備支援の基本方針をめぐる議論について、ともすれば、従来型の
法整備支援、すなわち自由、民主主義、基本的人権などの普遍的な価値観の共有によ
る法の支配の定着を第1目標とした従来型の支援と、最近強調されてきたビジネス環
境整備的なもの、これがある種二律背反的なものであるというような捉え方もあるよ
うに見受けられるのですが、私は必ずしもそうではないと思っています。例えば、私
が昔アジア開発銀行に4年ほどおりました、バンクですから開発というのをかなり経
済指標から見てやっていたんですけれども、やはりある程度経済レベルが上がってこ
ないと人権感覚も出てこない、そして先ほどのお話にも出ておりました市民社会とい
うものを形成するベースがない。やはり市民社会というのは、最低限中流階級、中産
階級と言われるものが人口のある程度の部分を占めてこないとできてこないというの
が歴史の語るところでもありますし、また人権感覚についてもある程度は生活レベル
に比例するといったようなところがあります。したがって、ビジネス環境整備と人権
の擁護、法の支配の実現といったことは、必ずしも法の支配が先にあって、その上に
ビジネスが来るというものではないのではないかと。つまり、これらはある程度並行
して行いながら、例えば1人当たりの GNP が 1,000 ドルを超えるくらいになってく
ると、法律を守る意識も自ずとできてくるし、それをサポートする市民社会も形成さ
れてくるということではないかなと。体験的な印象ですけれども、そのように考えて
おります。そういう意味で、私はこの改訂版基本方針をそのように理解する余地もあ
るのではないかと思います。したがって、我々の課題は、これを仮に所与のものとし
て考えるのであれば、今言ったような観点から、どのようにこの二つのアプローチを
統合していくのかというところにあるのではないかと考えております。

それでは、残り 10 分ほどになりましたので、会場から書面でいただいている御質
問について取り上げたいと思います。同じような内容のものが幾つかありますので、
整理して扱わせていただきます。

一つは、ドナー間の連携について。特に現場レベルで、例えばベトナムでは、昔は
ドナー会議のようなことをやっていたんですけども今はどうでしょうか、また、他の
国々ではどのように現場レベルでのドナー協調をやっているんでしょうかという質問
です。

それから、これと関連して、大陸法と英米法といったような法制度の違う国とどの
ような連携を現実にはとっているのかという質問です。

これは佐藤さんか松尾さんに答えていただきましょうか。

○佐藤 御質問ありがとうございます。

まず、ドナー連携の点でございますが、現場レベルでのドナー連携というのは非常に進んでいると私は認識しております。私自身の経験でもございますが、8、9年前のベトナムでも様々なドナーが活動しておりまして、私たちは月に一度非公式な昼食会を開いて、そこで情報共有をしておりましたし、また年に2回ほどベトナムの司法省などが主催するドナーを招いた意見交換会がございまして、そういった枠組みの中で情報共有をしておりました。また、例えばある法律の英訳をあるドナーが作りましたら、それをお互いに共有するですとか、あるいは他のドナーが実施するセミナーにスピーカーとして私どもが参加するといった形での連携もしておりました。また、現場レベルでは、ドナー間で競争しても意味がないのであって、連携して相乗効果を図っていく方がずっとお互いの利益になるし、パートナー国の利益にもなる。こうした意識は、現場の人間にはもうほとんど共通認識として存在すると思っています。私の実感としても、現在も様々な国へ参りまして、いろいろなドナーと話しますけれども、この部分は、もう恐らく反対する方はいらっしゃらない。そのような状況ですので、現場レベルでは非常に連携が進んでいると認識をしております。そして各国でドナーが集まる会議などの枠組みもできつつありまして、例えばカンボジア等でもテクニカルワーキンググループと呼んでおりますけれども、例えば法律の分野における関係者間の会議を定期的に行いましょうという取組がございまして、あるいはミャンマー等でも最近非常にドナーの動きが活発ですけれども、定期的集まって意見交換をしようといった動きはございます。

ただ問題なのは、ドナー間だけでそういった情報共有の枠組みをつくっても意味がないということでございます。つまり、ドナー間でいかに協調しようとしても、それをパートナー国の方々がうまく利用していただかないと意味がありません。そうしたドナー協調の枠組みというのは、実はパートナー国の方々がしっかりリードしていかれないものです。先ほど例に挙げましたけれども、ベトナムなどはその部分のキャパシティがございましたので、非常に有効な連携ができていたと認識をしておりますが、一方で、例えばカンボジアでは、今私が申し上げたテクニカルワーキンググループの枠組みが数年前にでき、しばらくワークしていたのですが、一時期ちょっとストップしてしましまして、また復活したといった経緯がございまして、カンボジア政府自体に、ドナーをしっかりコーディネートさせていく能力というものがまだ十分でないがゆえに、そうした定期的な会合がなかなか行いにくい。枠組みがあっても、コーディネートできない。このように、ドナーにはコーディネートの意識はございますが、

ドナー間だけでやっても意味がないのでキャパシティの低い相手国政府にリードしてもらわなければならない、そのあたりが現場のジレンマであると認識をしております。

ミャンマーにつきましても、いろいろなドナーが入って、ミャンマー側でどうやって扱っていいか分からないといった状況もございます。このあたりも含めて、私どものパートナー機関である法務長官府の方々とは、そうしたこともコーディネートできるように、そうしたキャパシティの向上についても、今回の協力の内容に含めてまいりたいと考えているところでございます。以上が1点目の御質問への回答になります。

2点目の大陸法と英米法の関係でございますが、全く違うシステムのところに何か別のものを持ち込むというようなことは難しいかもしれませんが、大陸法であれ、英米法であれ、例えばビジネスの分野などでは余り差異がなくなっているところがたくさんございます。そういった部分では、特に日本が大陸法をベースとする国—英米法の影響も強く受けておりますが一だからといって、英米法をベースとする国に対しては何もできないといったようなことはないと思っております。

また、英米法のロイヤーは、もちろん現地で活発に活動しておりますけれども、そういった方々とどのように連携していくのか、これはそれぞれの制度を我々がしっかり認識をしていけば、解決が難しい問題ではないと思っております。

ただ、私はこれが日本の若手のロイヤーの弱い点だと思っておりますが、英米法について、別に詳しく知る必要はないのですが、英米系のロイヤーの発想、すなわち物事をどういうふうにか考えるか、そのあたりの理解が必要であり、これを認識せずに彼らと協調を図ろうとしても、それは無理だと思っております。例えば、我々は法律間の整合性というものをとても強く意識しますが、英米系の方々は実はあまり意識をしません。それは、もちろん後法が先法を破るという原則もございますけれども、それ以上に、例えば法律同士が矛盾して、よく分からない状況になったらどうするかという問題に対して、それは裁判所が決めてくれればいいんだと、そのように考えます。ですので、彼らは法律同士の整合性についての意識は薄いというのが、私の現場での実感でございます。そのような場合、こちらが口を酸っぱくして、こことここはちょっとずれてるから困るだろうと言っても、いや、そんなことは後から調整すればいいんだという反論にあって理解を得られない。そのあたりの発想が分かっていると、「（こちらが正しいのに）どうして彼らは分かってくれないんだ」ということになってしまいます。そこで、相手がどう来るかをしっかり我々の方でわきまえつつ、「あなたたちの発想は分かる。でもね、現場の裁判所がこういう状況だと、後から調整しようと思っても無理だから、今からやっておいた方がいいじゃないですか」と、例えばそういった議論をすることによって、英米系のロイヤーとも同じ土俵で話ができる。

このあたりについて、私は、日本のロイヤーの方々が英米法の細かい知識までを身に着ける必要はないと思っていますが、ただ、相手の発想というものをしっかり理解することが必要であり、そうしないと同じ土俵で語るができないと思っています。これは別に「英米法」のロイヤーの発想を知るだけではなくて、相手国・パートナー国のロイヤーの頭の動き、発想などをどうやって理解していくかにも通じることだと思います。先ほど、これからどのように法整備支援を担う人材を育てていけばよいかというお話もございましたけれども、このあたりも含めて、こちらにいらっしゃる先生方には御指導いただきたいと思っておりますし、また私自身も自分の経験を伝えていきたいと思っていますところでございます。

○野口 それでは、あと数分しかないんですが、何か御発言される方どうぞ。

○岡野 名古屋大学法学研究科の大学院生の岡野と申します。よろしく申し上げます。本日は貴重なお話をありがとうございました。

まず一つ目はコメントになるんですけども、先ほどからいろんな方々から日本からの世界への発信が足りないという意見が出ていて、僕も本当にそうだなと思うんですけども、この法整備支援連絡会一つをとって見ても、去年は通訳がついて、外国からスピーカーを招いていておもしろいなと思ったんですけども、今年は通訳までいなくなっていると。この法整備支援連絡会の場合も貴重な発信の場だと思うんです。ここで後退してる場合じゃないなと思うんですよね。例えば僕の友人でフランスとポーランドから一緒に勉強している人が来てるんですけども、やはり通訳がないと議論に参加できないですよね。昨日なんですけども、名古屋大学の授業でたまたま今日話したことと同じトピック、日本の法整備支援の基本方針の特に第4番目の日本の企業にとっていい投資環境をつくるという文言はいかがなものかという点について議論したんですけども、おもしろいなと感じたのは、フランスとポーランドの留学生にしてみたら、そういう条項を入れるのは当然で、なぜなら、ODAのお金というのは日本国民から集めているんだから、そこはギブ・アンド・テイクであって、そういう条項を入れないのが逆に不自然であるという意見を持っていたんですね。こういうところ一つをとって見ても、僕たち日本人だけで議論してるのでは思いもよらないような角度から意見が出ることは、もちろん学生ですから大いにあることですし、今日本はいろんな留学生が勉強していて、こういう場にも来ると思いますので、やっぱり通訳などをつけて、あるいは外国からのスピーカーをもっと招いて、これからもこの法整備支援連絡会も発展し続けられればいいのかと学生ながら思っております。

一つ質問を佐藤直史先生にしたいんですけども、ちょっと矢吹先生の質問と重なるのですが、日本がカンボジアの民法を支援したが、それはカンボジアの市民に普及

しにくいというお話があったと思います。その普及しにくいという現状は、何を見てそう思われているのかなということが気になりました。民法というものは、僕たちが普段日常生きている中であまり意識することがない法律で、一つ法律というものがあって、その下の部分で空気のように、常識のようになっていくもので、その無意識の中で使われやすいものを法整備をもって意識から変えていくというのは非常にチャレンジなことだなどと思ってるんですけども、新しい民法が普及しないというのは、具体的にどのようなデータから引き出している情報なのか。仮にそういうデータが定量的に検証できるものならば、日本にとってもっと発信しやすくなる部分なのかなと思いますので、その点、法整備支援の評価の部分だと思うんですが、今どのような知見があるのかを教えてくださいましたらと思います。

○佐藤 分かりました。ありがとうございます。

2点目の質問に答える前に、1点目についてコメントさせていただきます。実は昨日、質問者と一緒に名古屋大学リーディング大学院の講義に私も参加させていただいて、本当に有意義なディスカッションだったと思っています。ですので、今の発言の趣旨については、私も非常に同感するところでございます。

発信につきましては、今年の11月でございますが、先ほど野口部長からもお話が出ました世界銀行の Law, Justice and Development Week に、私どもも参加いたしまして、一つのセッションでプレゼンテーションをいたしました。先ほど申しましたように、参加者からの関心は非常に高かったのですが、ただ、アジアからスピーカーとして参加していたのは、南アジアを除きますと私のみでございましたので、やはり日本からの発信というのは積極的に行っていく必要があると思います。そして、他のドナーも日本からの発信を求めているということは、今この場で共有させていただきたいと思っています。今後 JICA としましても積極的に発信に努めてまいりたいと思っています。本日この会場の後ろにポスターなどを置いておきましたけれども、あのようなものを英語でつくったのも我々にとって初めてでございまして、今まで発信が少なかったということにつきましては、反省を含めて申し上げたいと思います。

2点目の質問についてですが、カンボジアの民法について、普及がなかなか難しいという点の例を挙げますと、カンボジアの銀行の方から民法が定めている新しい担保制度について、民法が適用された後に意見がありました。「この新しい制度は私たちがこれまで使っていた制度とかなり違う」、「こんなことは私たちはできない。何で民法をつくるときにもっと調べてくれなかったんだ」、そういう意見がありました。これに関しては、この場にも民法の支援あるいは民事訴訟法の支援に携わっていただいた先生がたくさんいらっしゃいますし、私たちとしてもそのような意見が出るとは、

実は思っていなかったのです。支援に当たり、十分に現地の実情を調査し、それはもちろんパートナー国のパートナー機関を通じてではありますけれども、現地の実情を理解した上で新しい制度をつくるのがふさわしいということで、本当に対話型で民法草案をつくってきたのにもかかわらず、実はその銀行の方からは、「新しい制度はちょっと違う」、「私たちはすぐにこれはできない」と言われてしまった。このあたりは本当にいろいろな教訓があると思っています。この法律自体は非常にしっかり整理された立派な法律であり、かつカンボジア政府からも非常に評価を受けているところではございますが、ただ、それが法律を実際に使うユーザー側にどのように見られているのか、それはつくってから普及の段階で初めて知るのではなく、つくる段階から我々としてはもっともっとセンシティブになるべきであったのではないかと。もちろんそのように心掛けてきたのではあります。その部分についてはやはり教訓がある。こういった点が、普及に困難が生じている一つの事例になります。

○野口 はい、ありがとうございました。

法整備支援連絡会の在り方については継続的に検討していきますし、また今回はテーマとの関係で外国人のスピーカーをお招きしませんでしたけれども、恐らく来年はまた別のテーマで別の形でやると思います。今日、会場からも何人かの方に御指摘いただきましたので、なるべくこの場を発信・対話の場としても活用できるようにという観点からもまた検討していきたいと思っております。

それでは、ちょっと時間をオーバーしておりますので、まだ議論は尽きないところでございますが、これでパネルディスカッションを終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○司会（渡部） パネリストの皆様、どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますが、公益財団法人国際民商事法センター理事の小杉丈夫様より閉会の辞をいただきます。

5 閉会挨拶

○小杉 皆様、朝早くから大変長時間お疲れさまでした。

私も法整備支援については、94年から関与させていただいて、もう20年になるのです。今日の発表、討議というのを聞かせていただいて、本当に議論は深くなった、この支援の活動の幅も広がったということを実感いたしました。

もともとその94年の頃を思い返してみると、三ヶ月章先生が私を呼びつけて、「このプロジェクトは法務省や検察庁だけでできるものじゃないんだ、君、手伝ってやってくれ」と、こう言われたというのが最初だったのです。そういうことを思い出

しました。

今日のテーマは、日本の法整備支援の成果と新たな挑戦ということでした。成果については皆様から十分お話が出たように、相手国の立場に立って一緒に考えて法律をつくっていくという形で、人の養成についても一緒にやってきたということで、これは外国からも評価されているし、我々も誇ってよいことだと思っておりますが、今日お話を伺っていて一つだけ付け加えたいのは、単にこちらが与えたということではなくて、法整備支援に関与した私ども日本側も大変勉強させていただいたということは是非言っておきたいと思うのです。この法整備支援の過程もそうですし、こういう議論を通じて、アジアのそれぞれの国の実情が今どういうふうになっていて、我々がどうしていかなければいけないのかということを考える材料をたくさんいただいたのは、本当に大変ありがたかったと思っております。

今日は基本方針の改訂版ということで、国益と法の支配というような、なかなか難しい議論がされましたけれども、いずれにしても、この問題というのは、すり合わせをしながら解決をしていかなければならないというふうに思っています。

特に、この法の支配、中立・独立の裁判所というのは非常に大事なことなのですね。法整備支援の中でどこまですることができるとかという問題はありますが、我々としてはやはり、常に頭に置いておかなければならない問題だと思います。アジアの汚職の問題は、どこかで片付けるというか、徐々にでも片付ける方向に持っていかなければいけない大事な問題だと思います。

先ほど矢吹さんも言われましたけれども、アジアの弁護士会会長会議があったときに、アジア開発銀行の中尾総裁が来られて話をされたのですが、彼が総裁になって一番感じたのは、アジアで法の支配ということをきちっと見張らなければ駄目なのだ、これが一番の自分の課題だということを経験しましたという話でした。財務省から行かれた方でもそういう認識を持たれるのだなというふうに思いました。

私自身は一昨年、昨年と2回、アメリカの最高裁へ行って、アメリカのロバーツ長官とお話をする機会がありました。一昨年のときは竹崎最高裁長官と御一緒して、竹崎長官の方から日米の司法の交流をもう少し深めたいという話をされて、昨年はそのフォローアップのようなことを行いました。これは非常に大事な話でありまして、初めて私も知ったのですけれども、日本の最高裁長官がアメリカの最高裁を訪問するのは23年ぶりだということなのですね。それは本当にびっくりしました。この法の支配、独立した裁判所があるということは非常に大切な価値であって、それが日米間できちっと価値を共有できているということが、アジアで法整備支援を考えていく上で非常に大事なソフトパワーかなと私は思っているのですが、日本の最高裁も外務省もそうい

う考えは全然なかったということで、逆に私はびっくりしました。

ここまでが成果の話ですが、新たな挑戦ということについても、本日いろいろな議論がなされました。ドナー連携の話、受け手側の目線で見なければいけないという話や、あるいは政治にのみ込まれない制度をつくらなければならないといった話、私も全くそういうことだと思いながら話を伺いました。その中で、一つだけ出てこなかったことで私が考えているのは、IT化というものがアジアの社会を大きく変えていくのではないかとということです。それとこの法整備支援が一体どのように関わってくるのだろうかということを考えるわけです。日本の経験を伝えるということの重要性、あるいはそのニーズはまだあると思いますけれども、アジアの中で新しい価値をつくる、あるいは一つの国際標準をつくっていくというような話が、必ずそれほど遠くない時期に出てくるのではないかと思うわけで、そういったところで日本が遅れをとらないように、今の法整備支援をきちっとやりながら、その上で将来どういうことが起こるかということも一緒に考えていくという姿勢が大変大事なのではないかと思いました。

今日は本当に熱心な議論をいただきました。皆様の御協力のおかげでこういう実りある会ができたということを感謝したいと思います。

最後に、この連絡会がますます発展すること、また今日御参加された諸団体の御発展と発言をされた皆様の御健康をお祈りして、私の御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○司会（渡部） 小杉先生、ありがとうございました。

以上をもちまして、第15回法整備支援連絡会を終了させていただきます。

皆様、長時間にわたり御参加いただきまして、大変ありがとうございました。

ちょっと気の早い話で恐縮ですが、次回の第16回法整備支援連絡会につきましては、来年1月23日（金）に開催する予定にしております。皆様、来年度も是非御参加いただきますようお願い申し上げます。

東京会場の皆様も本日はどうもありがとうございました。

○辻 どうもありがとうございました。



法整備支援の成果と新たな挑戦



第十五回
法整備支援連絡会

概 要

日 時	平成26年1月24日(金)午前10時から午後5時40分まで
場 所	大阪会場:法務総合研究所国際協力部「国際会議室」 東京会場:独立行政法人国際協力機構JICA市ヶ谷ビル「国際会議場」
テーマ	「法整備支援の成果と新たな挑戦」
主 催	法務総合研究所 独立行政法人国際協力機構(JICA)
後 援	最高裁判所 日本弁護士連合会 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所 公益財団法人国際民商事法センター(ICCLC)

プログラム

総合司会 法務総合研究所国際協力部教官 渡部 吉俊

- 1 開会挨拶

10:00-10:20	法務総合研究所長 独立行政法人国際協力機構(JICA)産業開発・公共政策部長	酒井 邦彦 植嶋 卓巳
-------------	---	----------------
- 2 主催者報告

10:20-10:45	法務総合研究所国際協力部教官	柴田 紀子
10:45-11:10	独立行政法人国際協力機構(JICA)産業開発・公共政策部 次長兼ガバナンスグループ長	富澤 隆一
- 3 活動報告

11:10-11:30	名古屋大学 法政国際教育協力研究センター(GALE)長	市橋 克哉
11:30-11:50	独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ) アジア経済研究所研究企画部研究企画課長	今泉 慎也
11:50-12:10	質疑応答	
12:10-13:30	昼食休憩	
13:30-13:50	特許庁総務部国際協力課課長補佐	杉山 卓也
13:50-14:10	財務省関税局参事官室国際協力専門官	鈴木 崇文
14:10-14:30	日本弁護士連合会国際交流委員会委員長・弁護士	矢吹 公敏
14:30-14:50	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 国際事業本部国際本部国際研究部 主任研究員	亀山 卓二
14:50-15:10	株式会社大和総研アジア事業開発本部長	杉下 亮太
15:10-15:30	質疑応答	
15:30-15:50	休憩	
- 4 パネルディスカッション

テーマ	「新たな挑戦を迎えた法整備支援の今後の展望」	
司会兼パネリスト	法務総合研究所国際協力部長	野口 元郎
パネリスト	独立行政法人国際協力機構(JICA)国際協力専門員	佐藤 直史
(順不同)	外務省アジア大洋州局 南部アジア部南東アジア第一課 地域調整官	
	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	黒木 大輔
	TMI総合法律事務所パートナー弁護士	松尾 弘
	一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部長	行方 國雄
15:50-16:50	パネルディスカッション	阿部 泰久
16:50-17:30	質疑応答	
- 5 閉会挨拶

17:30-17:40	公益財団法人国際民商事法センター(ICCLC)理事	小杉 丈夫
18:10-	レセプション	

法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）¹

平成25年5月

I. 基本的考え方

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するとともに、開発途上国が持続的成長を実現するために不可欠な基盤づくりを支援するものである。また、法制度整備支援は「法の支配」を重視し、その強化を国際社会に訴えてきた我が国として、将来に渡り、国際社会における名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。そこで、我が国の対外援助の基本方針である政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、①自由、民主主義、基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、②持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、③我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化、地域的連携・統合の基盤整備、④日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援、⑤ガバナンス強化を通じた我が国が実施する経済協力の実効性の向上と国際開発目標達成への寄与といった観点から、基本法及び経済法の関連分野において積極的な法制度整備及び運用の支援を行うこととする。我が国の法制度整備支援は、現地に専門家を派遣して、相手国のカウンターパート機関と対話・調整を進めながら、我が国の経験・知見を踏まえつつも、相手国の文化や歴史、発展段階、オーナーシップを尊重し、国の実情・ニーズに見合った法制度整備を支援していることに特長がある。さらに、法の起草・改正にとどまらず、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備、法曹の人材育成や法学教育、運用に係る実務面での能力強化までを視野に入れ、相手国自身による法制度の運用までを見込んだ支援を行っているという特長もある。このような日本ならではの技術協力は、開発途上国側の能力向上に資するとともに開発途上国と我が国の間の関係強化にも資することが期待される。

II. 法制度整備支援の実施体制

今後も日本の法制度整備支援の特長を活かし、相手国のニーズ・案件に応じ、専門家の派遣、学者や法律実務家、制度運用機関を中心とする国内組織からの

¹ 本基本方針改訂版は、法制度整備支援関係省庁（外務省、法務省、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省を含む）において協議の上、策定したものである。

サポート、訪日研修、留学生受入、開発政策借款による相手国の制度・政策改善、国際機関を通じた支援等の多様な手法を組み合わせ、また有機的に連携させて、柔軟でバランスの良い、効果的な支援を実施する。

支援の充実を図るには、派遣される専門家はもちろんのこと、法制度整備支援に取り組むことに適当な人材をより多く確保することが不可欠であることから、人材の活用と育成のための基盤整備を図る。さらに、具体的な支援の実施等においては、外務省、法務省等の関係省庁の連携はもとより、政府と日本弁護士連合会、経済団体等関係者及び大学等関係者との間の官民連携が不可欠であることから、引き続き、法務省・JICA主催の法整備支援連絡会などの既存の枠組みも活用しながら、具体的な官民連携による支援策についての検討を行い、オールジャパンによる支援体制を強化していく。なお、我が国の援助リソースを効果的かつ効率的に活用するためにも、他ドナーとの役割分担にも留意し、研究機関とも連携しつつ、選択と集中による支援を実施する。

また、現地の我が方大使館・JICA事務所と現地に派遣された専門家が緊密に連絡することを通じて、法制度整備支援の過程で形成された人脈が断絶することなく、その後も現地の情報収集等に活かされるよう努める。

Ⅲ. その他（支援の効果的実施のために必要な事項）

（１）法制度整備支援に投入可能なリソースが限られる中、援助効果を高め、戦略的に支援を行うため、今後も新規案件形成に際しては、優先順位付けをより積極的に行う。なお、投資環境整備に必要な法制度整備を行うにあたっては、技術協力による相手国の制度の構築や能力強化等に加えて、開発政策借款も有効に活用する。具体的には、開発政策借款を既往の技術協力から得られる経験を踏まえた政策目標の策定や法整備支援関係の調査、専門家派遣、研修等と組み合わせた形で行うことにより、その効果の拡充を図る。

（２）法制度整備支援の性格上、定量的な指標で成果を計ることの困難さはある一方、事業成果についての説明責任が強く求められている。現地のニーズや事業に対する評価をきめ細かく聴取することで、より事前・事後の評価に意を用いる。

Ⅳ. 国別実施方針

法制度整備支援の実施に当たっては、被援助国のニーズ、これまでの支援実績、我が国にとっての外交面及び経済面での重要性、等を総合的に勘案する。また、特に基本法分野への支援は、その国の発展に必要な基盤整備の根幹部分であり、相手国の歴史や文化、生活習慣に深く根ざしていることから、それらの諸点で我が国との共通性・親和性を有している国について、法体系の同質性

なども考慮する。また、途上国のニーズに加え、我が国経済界のニーズも踏まえた支援国、対象分野等の選定に留意する。

以上を踏まえた上で、当面の方針としては、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、バングラデシュの8ヶ国を中心に進めていくものとする。その際、これら8ヶ国については、下記のとおり国別の実施方針を定めることとする。なお、中国については、日本企業の円滑な活動及び法の支配に基づいた健全なガバナンスの確立のために協力を行っていく。

また、今後、民主化の促進、法の支配の定着、平和構築支援、投資環境整備、官民連携等の観点から、8ヶ国以外のネパール、東ティモールなどのアジア諸国や、アフリカ諸国等に対しても、相手国のニーズや必要に応じて、支援の需要を更にくみ取っていくこととする。

1. インドネシア

(1) インドネシアにおいては、貿易手続、税務、労働法、民事訴訟の簡易手続等、民間の事業活動に関わる様々な法制度整備とその透明かつ適正な運用が課題であるとの認識の下、我が国は、知的財産権法及び競争法に関し、適正かつ円滑な執行のための実施ガイドラインの策定支援、人材育成等の組織強化支援を行っている。また、司法に対する国民及び国際社会の信頼を得るとともに、投資環境改善の上でもガバナンス改革は極めて重要であることから、国家警察を民主的な組織としていくための国家警察支援や最高裁判所に対する調停制度に関する制度整備等の支援も行ってきた。

(2) これまで実施してきた、経済法整備・運用関係では、知的財産権法や競争法に関し良好な成果を上げてきているほか、選挙支援や警察支援等のガバナンス支援でも、我が国の支援が十分効果を上げつつある。また、我が国は、開発政策借款も通じて、投資・事業環境整備に係る法制度の整備、運用の改善を促している。一方で、今後もインドネシアの経済発展の観点のみならず、我が国からの投資促進・日本企業保護の観点からも、関連法制度整備及び運用改善を行う必要性は依然として高い。ただし、インドネシアの法制度整備分野は他ドナーも多くの協力を実施しているため、我が国の援助リソースを効果的かつ効率的に活用するためにも、他ドナーとの役割分担にも留意しつつ、選択と集中の観点から真に必要な協力を注力して支援する必要がある。

(3) 我が国は今後、円滑な経済活動の基軸となる基本実体法令、手続法令の改正や、必要な立法措置やガイドラインの整備・拡充が望まれている経済法整備関連の支援、これらの法令の円滑な運用に向けた支援を重点的に検討する。その際、情報通信等の制度整備のニーズがある場合、これに対応することも検

討する。ガバナンス支援では、これまでの国家警察民主化支援を中心とする協力の成果を踏まえ、市民警察活動の全国展開に向けた取組を行うとともに、健全なガバナンスの基礎となる司法分野について、インドネシア側独自の取組と協力ニーズを踏まえ、人材育成を中心とする更なる支援の実施に向けて、検討を行っていく。

2. ベトナム

(1) 我が国はベトナムが経済成長促進・国際競争力強化、社会・生活面の向上と格差是正及び環境保全のそれぞれの開発課題に対応していく上での基盤として、健全なガバナンス体制の確立が必要であるとの認識の下、民法、民事訴訟法等、各種法律の制定への支援や、金融、中小企業、投資環境整備等に関する政策的な助言、競争法、消費者保護法、知的財産権、通関、基準認証等の法令の執行にあたる人材育成への支援等の経済法分野の支援を行っている。近年、基本法分野では、ベトナムの課題の変遷に合わせて、起草支援に加え、法の適正な運用の確保という観点から司法制度の整備及び地方も含めた法曹・法律職等の人材の育成への支援面を強化し、高い評価を得ている。

(2) ベトナムでは法令の制定及び執行・運用における改善という課題がある。この面での改善は、同国における法の支配に基づいた健全なガバナンスの確立のために必要であり、また、我が国企業の活動の円滑化のためにも資することになる。

(3) ベトナムへの法整備支援の特徴としては、技術協力を中心とした上記取組について、日越官民対話の枠組みである「日越共同イニシアティブ」を含む多様なスキームを活用し、法令の制定及び執行・運用面の改善を促進している点が挙げられる。

(4) 今後、ベトナム自身が定めている法制度整備戦略及び司法改革戦略との整合性に留意しつつ、法律の運用面での能力向上を図るため、人材育成等を通じた立法能力の強化及び法律の実施体制強化支援（裁判所、検察院、行政府（地方を含む）の能力強化、弁護士会の組織強化等）を継続する。経済法関連分野では、税関、税務、税制、競争法、金融、知的財産法、基準認証分野で、関係部局の職員の能力向上に関する支援を継続する。また、投資環境の改善、公共事業等の円滑な実施を図るため、投資促進政策・施策を担当する部局、公共調達部局への助言を行うとともに、近年市場経済化の進展に伴ってニーズが高まっている、消費者保護分野、PPP（官民連携）、環境・省エネ関連の制度整備について支援の検討を進める。

3. ミャンマー

(1) ミャンマーでは、2011年の新政権発足後、民主化推進、市場経済化の促進を表明し、政治、経済、社会開発のそれぞれの分野において加速度的に改革を推進している。こうした動きを更に進める前提として、ミャンマーにおいては、法の支配の確立やガバナンスの向上、また市場経済に合致した法令の整備、法令の抵触・オーバーラップの解消及び法令の公布・公表によって、投資やビジネスを展開する上での透明性や予測可能性を向上していくことが喫緊の課題となっている。

(2) 我が国は、ミャンマーの民主化と社会・経済改革を後押しするため、その基盤づくりに資する法制度整備支援を一層強化していく。それに際しては、ミャンマーが直面する喫緊の課題であり、かつ我が国企業の経済活動基盤整備にも資する民商事法、金融、税関行政を含む経済法分野等を端緒としつつ、関係行政機関や司法機関における起草能力強化・人材育成をも視野に入れた支援を行うことを基本とする。更に、今後同国政府に優先度を確保していく必要があるが、基準認証、投資環境整備、知的財産権、公共事業等の円滑な実施に資する法整備などのニーズは高いものと考えられるため、これら支援の可能性も検討する。また、ミャンマー側のニーズや支援の実績から得られた教訓を踏まえつつ、ガバナンス強化を始めとする法・司法分野における包括的な支援を実施し、ミャンマーにおける「法の支配」の確立を目指すと共に、自由や民主主義の定着のため早急に必要とされる協力についても検討する。

4. モンゴル

(1) 我が国はモンゴル政府の市場経済に関する制度整備・人材育成に対する支援として、調停制度の整備、税制の整備や徴税能力の強化、行財政管理能力、政策立案能力の向上に関する支援を実施し、高い評価を得ている。

(2) 同国では、市場経済化の進展や国際的な経済活動の活性化の一方で、外国企業に不利な法令解釈や判断が行われる等の問題も指摘されており、市民や企業の権利の保障や紛争解決手段の多様化に資する法・司法制度及び関連機関の機能強化や人材育成が課題となっている。

(3) これまでの我が国の支援により、調停法が成立したことを受け、今後、法曹人材の育成や法制度が機能的に運用されるための継続的な支援を行い、調停制度の全国導入への協力の実施などを進めていく。

5. カンボジア

(1) 我が国は、カンボジア政府が進める諸改革の成功に向けた支援として、税関、税制、税務等に関する協力の実施に加え、民法・民事訴訟法の起草・成立支援や、裁判官・検察官養成校における組織的な学校運営・法教育のノウハウ

ウ移転といった人材育成支援を行ってきた。また、弁護士の人材育成についても様々な研修プログラムの活用を通して協力してきた。

(2) これまでの協力を通じて、民法、民事訴訟法及びその関連法令が成立するなど、重要な成果を上げているが、今後はその適切な運用の確保など、民事分野における支援のニーズは依然として存在することから、今後も継続的に支援を実施していく必要がある。また、各省庁が起草する法令間の整合性を保つための、政府内部での調整機能の強化が必要である。

(3) 我が国は、引き続き民事分野に焦点を当て、日本が支援したカンボジアの新しい民法・民事訴訟法の運用を支える法曹、司法職員、大学講師等の中核となる人材の育成、実務教育の更なる一層の充実や、司法関係機関の組織強化等への更なる支援を行っていく。また、法令執行の観点から、税務行政、税関行政における近代化へ向けた支援、ステークホルダーとの対話を継続していく。

6. ラオス

(1) 我が国はラオスの健全な経済発展、ASEANが進める地域経済統合・連結性の強化、域内の格差是正を図っていく観点から、法制度整備のための基盤づくり・人材育成、司法制度の強化等、法制度の信頼向上に向け、民法典起草や人材育成支援などを行ってきた。

(2) これまでの協力を通じて、民法典起草が進んでいるほか、ラオスの司法関係機関及び大学等の法教育・研究機関の人材が着実に育成されてきている。

(3) 今後、我が国は、司法関係機関及び大学等の法教育・研究機関の人材育成の更なる強化及び実務の改善を目指すとともに、ラオスへ進出している日系企業からのニーズが高いラオスの投資環境整備に関する法制度整備への支援を、ラオス政府の援助受入態勢を勘案しつつ検討する。また、法令執行に関しては税関行政についての協力を継続していく。

7. ウズベキスタン

(1) 我が国は、ウズベキスタンが着実に経済・社会改革を実施し、長期的には民主化を達成するよう、経済構造改革に伴う困難を緩和する援助、持続的経済成長の基盤作りへの支援に努めており、国別援助方針においても、「市場経済化の促進と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援」を援助重点分野の一つとしている。

(2) ウズベキスタンでは、各種法令間の不整合や法解釈の不統一等により法令の円滑な執行・運用が行われないという課題がある。民間セクターの発展や貿易、外国投資の円滑化などに必要なビジネス環境の整備を主な目的として、法制度、税務、人材育成等の支援を行っていく。

(3) 今後は、行政手続法令の改正、法令データベースの整備、倒産法注釈書の作成等に関するこれまでの我が国の協力の成果と教訓を踏まえ、我が国の協力が具体的な成果につながる分野を慎重に見極めつつ協力の実施を検討するとともに、引き続き法令の適切な運用のための人材育成についても支援の可能性を検討する。

8. バングラデシュ

(1) 我が国は、バングラデシュについて、持続可能かつ包摂的な経済成長の加速化と貧困からの脱却という開発課題に取り組んでいく上での基盤として、健全なガバナンス体制の確立が必要であるとの認識の下、政府機能の強化や行政サービスの向上等のための支援を行ってきているほか、その他の様々な分野においても行政能力の向上に留意して支援を実施している。

(2) バングラデシュは近年新たな生産拠点として、また巨大な市場として継続的な経済成長を遂げており、日本企業の進出も拡大しつつある。一方で、バングラデシュでは、投資にあたっての手續面、法制度面等が日系企業の投資拡大の阻害要因になっているという指摘もあり、この面での改善は、同国における法の支配に基づいた健全なガバナンスの確立のために必要であるとともに、我が国企業の活動の円滑化にも資することになる。

(3) これまでバングラデシュに対して、法制度整備支援という観点からは、行政能力強化を中心に支援を実施してきているが、今後は経済法等の分野における支援についても検討を行っていく。

(外務省ホームページより抜粋)

法整備支援活動年表（法務総合研究）

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア
1991	・ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請			
1993	・森脇昭夫名古屋大学教授(当時)が文化交流プロジェクトで訪越し、日本民法紹介			
1994	・法務省でベトナム司法省に本邦研修開始(1996年まで年1回)	・日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催		
1995	・1995.8～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」(通称:石川プロジェクト)実施			
1996	・法整備支援フェーズ1開始(1996年12月～1999年11月) ・長期専門家1名(弁護士)派遣	・法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始(年1回)	・ラオス司法大臣が来日し、支援要請	
1997	・法整備支援フェーズ1継続 本邦研修(年2回へ) 現地セミナー開始(年4回)	・上記本邦研修継続		
1998	・前年と同様	・上記本邦研修継続 ・JICAカンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意	・名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始 ・現地セミナー・調査(12月)、本邦研修(2月)を実施	・経済法研修
1999	・日越民事法セミナー開催 ・法整備支援フェーズ2開始(1999年12月～2002年11月) ベトナム民法改正共同研究 法令鳥瞰図作成 人材育成 ・対象機関に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる ・長期専門家1名(業務調整員)派遣	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1開始 ・カンボジア司法省に長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・上記起草支援のため、作業部会が日本、現地でワークショップを相当数開催	・本邦研修(11月)、現地セミナー(2月)を実施	
2000	・法整備支援フェーズ2継続 本邦研修(年4回) 現地セミナー(年8回) ※以後、2002年まで同様 ・長期専門家3名(検事、裁判官出身、弁護士各1名)派遣 ・民法改正共同研究会開始	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・本邦研修も作業部会との協議を中心とする起草支援の内容で実施(年2回) ・日弁連が司法調査団を派遣 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催	・前年と同様 ・現地で司法制度調査を実施(約5か月) ・現地セミナー(6月)、本邦研修(11月)を実施 ・JICAプロジェクト形成調査団派遣(12月) ・日弁連が司法調査団を派遣(4月)	・日本貿易振興会(JETRO)等がインドネシア独占禁止法研究会を開催 ・JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催
2001	・法整備支援フェーズ2継続 ・長期専門家2名(検事、弁護士各1名)派遣 ・法整備支援フェーズ2を2003年3月まで延長	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA小規模開発パートナー事業)を開始 ・日弁連が弁護士継続教育セミナー(第1回～第4回)を開催 (なお、これは、カナダ弁護士会(3回開催)、リヨン弁護士会(1回開催)との共同プロジェクトであり、計8回開催)	・司法アドバイザー型の短期専門家を派遣(合計8か月間) ・本邦研修(10月・3月) ・現地セミナー(2回)	・JICA調査団派遣
2002	・前年と同様 ・JICAが、ベトナム元司法大臣を招へい ・長期専門家1名(裁判官出身)派遣	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続(2003年3月まで) ・民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナーを開催(フン・セン首相が演説) ・民法・民事訴訟法起草作業完了 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA開発パートナー事業)開始(3年間) ・本邦研修を実施(起草支援、立法化支援)	・長期専門家1名を派遣(検事) ・現地セミナー(4回) ・本邦研修(10月・3月)	・本邦研修を実施(年1回) ・現地セミナーを開催(年1回) ・JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催 ・JICA調査団派遣 ・外務省・JICAがイ最高裁長官を招へい
2003	・法整備支援フェーズ3開始(2003年7月～2006年6月) 民法改正共同研究会継続 民事訴訟法共同研究会開始 法曹養成共同研究会開始 (法務省、最高裁、日弁連) 判決書・判例整備共同研究会開始 (法務省、最高裁、日弁連) ・破産法改正支援セミナー実施 ・長期専門家1名(検事)派遣 ・現地セミナーを開催(民法、民訴法、法曹養成) ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施(法曹養成)	・本邦研修実施(立法化支援) ・JICA調査団派遣 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・日弁連がJICA開発パートナー事業を継続 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣(検事)	・JICAプロジェクト開始(2005年5月まで予定) 法令データベース作成 法令集出版支援 教科書及び評書作成支援 検察マニュアル作成支援 講師養成 ・長期専門家1名を派遣(検事) ・本邦研修(11月・2月)	・本邦研修(年1回) ・企画調査員として長期専門家を派遣(弁護士) ・日本・インドネシアADR比較研究セミナー(本邦研修)を実施
2004	・法整備支援フェーズ3継続 ・ベトナム国家大学日本法講座開講 ・長期専門家4名(検事、裁判官出身、弁護士、業務調整員各1名)派遣 ・現地セミナーを開催(民法、民訴法、法曹養成、判決書・判例) ・民事訴訟法成立(6月15日) ・改正破産法成立(6月15日) ・本邦研修実施(1月、2月) (法曹養成、民法改正共同研究)	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2開始(2007年4月まで) 立法化支援 附属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・日弁連JICA開発パートナー事業を継続 ・法曹養成に関するOP研修実施 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣(検事) ・本邦研修実施(2月)(民法・民訴法)	・JICAプロジェクト継続 ・長期専門家2名を派遣(検事・弁護士) ・本邦研修(年2回) ・現地セミナー	・本邦研修(年1回) ・インドネシア競争政策・規制緩和研修プロジェクト開始(公正取引委員会、2006年7月まで) ・企画調査員1名を派遣

所が把握しているものを中心に)

2014/1/24 現在

中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
	・森脇昭夫教授がJICA短期専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき助言					
	・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援	・ICCLCが日中民商事法セミナー開始(年1回)				・財団法人国際民商事法センター(ICCLC)設立 ・ICCLCが国際民商事法シンポジウムを2回開催 ・法総研で多数国間(マルチ)研修を開始(モンゴル、ミャンマー、ベトナム)
		・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・国際民商事法シンポジウム(倒産法制)開催(法総研、ICCLC、アジア太平洋比較法制研究会) ・マルチ研修継続(カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム)
	・モンゴル不動産登記庁の登記官に対し、登記セミナーを開催(JICA短期専門家は司法書士他)	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・国際民商事法シンポジウム(企業倒産・担保法制)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
	・前年と同様(モンゴル)	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(登記制度比較研究を中心)
[ウズベキスタン] ・名古屋大学がウズベキスタン3大学と学術交流協定 ・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナーを開催		・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・法整備支援連絡会開催(第1回、第2回) ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・法総研がADBと共催でマルチ研修開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第2回)
[ウズベキスタン] ・JICA調査団派遣	・モンゴル法整備支援事前調査 ・法総研が日本・モンゴル司法制度比較セミナー(本邦研修)を実施 ・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・法総研に国際協力部新設、同部が大阪へ移転 ・ADB会議(フィリピン)出張 ・法整備支援連絡会開催(第3回) ・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催 ・国際民商事法シンポジウム(ADR)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第3回)
[ウズベキスタン] ・本邦研修を実施 ・名古屋大学が中央アジア3か国から法律家を招いてシンポジウム開催 ・タシケント法科大学に専門家1名を派遣(名古屋大学) ・JICA調査団派遣 ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地調査を実施(日弁連) ・現地セミナーを開催(法総研・名古屋大学)	・名古屋大学がモンゴルに対する本邦研修を実施	・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・日本貿易振興会アジア経済研究所(IDE-JETRO)が国際ワークショップ「アジアにおける法・開発・経済社会変化」を開催 ・法整備支援連絡会開催(第4回) ・アジア知的財産権法制シンポジウム開催 ・マルチ研修継続(カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイ) ・法総研がADBと共催でフィリピン研修開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第4回)
[ウズベキスタン] ・JICA調査団派遣 ・現地調査、現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・専門家1名を派遣(北海学園大学) ・本邦研修を実施 ・法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へいし、名古屋大学でシンポジウムを開催 ・専門家2名(法務省・早稲田大学)を派遣し、本邦研修のフォローアップセミナーを開催	・モンゴルへ専門家派遣(名古屋大学・弁護士)	・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナー開催				・法総研・ICCLCが日韓知的財産権訴訟講演会開催(東京、大阪) ・法整備支援連絡会開催(第5回) ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法総研・ICCLC・JETROが国際民商事法シンポジウム(知的財産権シンポジウム)開催 ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ベトナム) ・法令外国語訳・実施推進検討会議開始 ・イランからJICAに対して法整備支援要請 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第5回)
・JICA調査団派遣 ・M/M締結(倒産法注釈書支援) ・本邦研修を実施(倒産法注釈書) ・民商法典起草支援を継続(名古屋大学) ・ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣(三重大学) ・最高経済裁判所副長官招聘(法務省) ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地フォローアップセミナーを開催(法務省)	・モンゴル法務内務省へ弁護士1名を長期派遣 ・名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル)	・経済産業省等が中国に対する法整備支援(経済法)を開始 ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催 ・法総研・ICCLCが日中知的財産法制度講演会を開催(東京、大阪)				・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第6回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・名古屋大学がイランに対する法整備支援(本邦研修)を開始 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第6回)

法整備支援活動年表（法務総合研究）

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア
2005	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援フェーズ3継続 長期専門家1名(裁判官出身)派遣 ベトナム国家大学日本法講座継続 現地セミナーを開催(判決書・判例, 判決執行法, 法曹養成) 改正民法成立(6月14日) 本邦研修実施(9月, 2月) (判決書標準化, 法曹養成) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令整備 民法, 民事訴訟法作業部会継続 司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 現地セミナーを開催(模擬裁判) 本邦研修実施(2月) (民法・民訴法) 法曹養成研究会発足 JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト開始(2008年3月まで) 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は検事) 本邦研修実施(10月)(法曹養成) 日弁連の弁護士会司法支援プロジェクト(JICA開発パートナー事業)が終了 	<ul style="list-style-type: none"> JICAプロジェクト継続 長期専門家2名を派遣(検事・弁護士) 本邦研修(2回) 現地セミナー(民法教科書, 判決書マニュアル, 検察マニュアル) 検察マニュアル及び判決書マニュアル完成 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修(年1回) アチェに対するADR現地セミナー(JICA・日弁連)
2006	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援フェーズ3を2007年3月まで延長 長期専門家1名(業務調整員)派遣 ベトナム国家大学日本法講座継続 現地セミナーを開催(判決書・判例) 日越司法制度研修及び共同研究実施(10月, 判決書・判例, 最高人民裁判所から4名招へい) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令整備 民法, 民事訴訟法作業部会継続 司法省へ長期専門家2名派遣継続 民事訴訟法成立(7月6日公布) 短期専門家派遣(8月) 現地セミナーを開催(8月:民法特別講義, 3月:民訴法) 遠隔セミナーを開催(12月) 法総研(財)国際民商事法センターがカンボジア司法大臣一行を招へい JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2延長決定(2008年4月まで) JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 法曹養成研究会継続 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名派遣継続 現地セミナーを開催(8月)(判決書セミナー) JICA-Netセミナーを開催(4月, 12月) 本邦研修実施(2月)(法曹養成) 	<ul style="list-style-type: none"> JICAプロジェクトを2007年5月まで延長 現地にて普及セミナー実施(判決書マニュアル, 検察マニュアル, 民法教科書) 本邦研修(11月) (プロジェクト総括と成果物書及・新司法改革マスタープランの内容) 	<ul style="list-style-type: none"> アチェに対するADR遠隔セミナー(全5回)(JICA・日弁連) 本邦研修(7月) JICA調査団派遣, M/M締結(9月) JICA和解・調停制度強化支援プロジェクト開始, 長期専門家(弁護士)を派遣(3月)
2007	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト開始(2007年4月~2011年3月) 民法共同研究会開始 裁判実務改善研究会開始 長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)派遣 ベトナム国家大学日本法講座継続 ハノイ法科大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) 現地セミナーを開催(9月, 国賠法) 本邦研修実施(11月, 国賠法起草) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令支援 民法, 民事訴訟法作業部会継続 司法省へ長期専門家1名(弁護士)を追加派遣, 合計3名 民事訴訟法適用(7月) 民法公布(12月) 遠隔セミナーを開催(8月:民訴法) 現地セミナーを開催(1月:民訴法) JICA調査団派遣 JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 法曹養成研究会継続 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名派遣継続 JICA-Netセミナーを開催(5月, 9月) 本邦研修実施(7月, 法曹養成, 民訴法) 現地セミナーを開催(11月:民法, 12月:民事模擬裁判) JICA調査団派遣 JICA弁護士会司法支援プロジェクト開始(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 2007年5月末プロジェクト延長期間終了 フォローアップ 現地CPIによる普及ワークショップ, JICA現地事務所モニタリング(5~12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 国内アドバイザー・グループを設置(6月) 現地セミナーを開催(8月) 本邦研修を実施(10月) 現地セミナーを開催(3月)
2008	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト継続 民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 本邦研修実施(6月:犯罪学研究, 8月:裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方策, 3月:刑訴法改正) 民事判決執行法成立(11月14日) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3開始 附属法令起草支援 民法, 民事訴訟法作業部会継続 司法省へ長期専門家3名派遣継続 遠隔セミナーを開催(12月:民訴法関係) 現地セミナーを開催(12月:民法) 本邦研修実施(2月:不動産登記法) JICA調査団派遣 JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2開始 法曹養成アドバイザー・グループ開始 裁判官・検察官養成校へ長期専門家2名派遣継続 JICA-Netセミナーを開催(9月) 本邦研修実施(10月, 3月) 現地セミナーを開催(12月, 2月) JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で3回実施(9月・11月・12月) 現地調査(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> 国内アドバイザー・グループを会を継続 第2回本邦研修を実施(7月) インドネシア改正最高裁判所規則PERMA 2008年1号(裁判所が行う和解・調停手続に関する規則)が施行(7月) 現地セミナーを開催(11月) JICAインドネシア「和解・調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査団を派遣(11月)
2009	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト継続 民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 本邦研修実施(8月:不動産登記法・担保取引登録法起草, 10月:日弁連の組織, 活動, 12月:改正刑事訴訟法起草, 民事判決執行法運用指針, 2月:行政訴訟法起草) 国家賠償法成立(6月) 現地セミナーを開催(行政訴訟法, 弁護士連合会の組織・運営方法等) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援 民法, 民事訴訟法作業部会継続 司法省への長期専門家3名派遣継続 現地セミナーを開催(12月:民訴法関係) JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 法曹養成アドバイザー・グループ継続 裁判官・検察官養成校への長期専門家2名派遣継続 JICA-Netセミナーを開催(5月) 本邦研修実施(10月, 11月) 現地セミナーを開催(6月, 8月, 12月) JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で4回実施(5月, 6月, 11月, 2月) 現地調査(5月, 9月, 3月) 現地セミナー(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 国内アドバイザー・グループを会を継続 現地調査を実施(9月) JICA個別研修「法廷と連携した和解・調停実施」を実施(11月) インドネシア最高裁判所との今後の協力の在り方に関する協議会(2010年3月)
2010	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト継続 JICA調査団派遣(終了時評価・詳細計画策定調査) 民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 日越司法制度共同研究(8月) 現地セミナーを開催(8月) 司法省次官招へい(10月) 本邦研修実施(9月:弁護士職務基本規程・単位の役割等, 11月:戸籍法起草, 12月:改正刑事訴訟法起草, 1月:改正民事訴訟法起草) 行政訴訟法成立(11月) 改正民事訴訟法成立(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援 民法, 民事訴訟法作業部会継続 司法省への長期専門家3名の派遣継続 JICA-Netセミナー開催(12月:法人登記) 本邦研修実施(2月:不動産登記) JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 法曹養成アドバイザー・グループ継続 裁判官・検察官養成校への長期専門家2名派遣継続, 新たに1名(裁判官出身)を派遣 JICA-Netセミナーを開催(5月:民事訴訟法) 現地セミナー開催(9月:民法) 本邦研修実施(10月:法曹養成) 現地セミナー開催(3月:民法) JICA弁護士会司法支援プロジェクト終了(5月) 法総研が現地調査実施(5月:ニーズ調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研による現地調査を実施(7,8月:司法制度) JICA-Netセミナーを実施(5月,7月,10月,12月:民法) 法律人材育成強化プロジェクト開始 長期専門家3名(検事・弁護士・業務調整員各1名)を派遣(7月) 国内アドバイザー・グループを設置(民法, 民事訴訟法, 刑事訴訟法) 現地セミナー(2月) 本邦研修実施(3月:民法) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研による現地調査(8月) 法総研が最高裁招へい(11月) 法総研が最高裁副長官等招へい(12月) JICA知財支援プロジェクトに法総研も協力

所が把握しているものを中心に)

2014/1/24 現在

中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦研修を実施(5月, 11月) (倒産法注釈書) ・短期専門家派遣(8月, 3月) (法務省, 大阪大学等) ・倒産法注釈書プロジェクト開始(法務省, 2007年9月まで) ・司法省法整備支援プロジェクト開始(名古屋大学, 2008年まで) ・ (中小企業振興, 担保法制改革, 法令データベース) ・長期専門家1名派遣(名古屋大学) ・タシケント法科大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・その他 ・中央アジア諸国の憲法裁判所の比較研究プロジェクト開始(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル) ・モンゴルの土地法制に関する法社会学的研究プロジェクト開始(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催 				<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第7回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) ・法総研・ICCLC・JETROが国際民商事法シンポジウム(国際会社法シンポジウム)開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第7回)
<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒産法注釈書プロジェクト継続(法務省, 2007年9月まで) ・倒産法注釈書プロジェクト, 長期専門家1名(弁護士)派遣(法務省, 2007年9月まで) ・本邦研修(5月, 8月, 9月, 11月) (倒産法注釈書) ・短期専門家派遣(6月, 2月) (法務省, 弁護士) ・倒産法注釈書(ロシア語版)発刊(3月) ・長期専門家1名追加派遣(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会強化計画プロジェクト開始(2006年9月～2008年11月) ・長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連) ・モンゴル国立大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催 				<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第8回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第8回)
<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地にて注釈書発刊プレゼンテーションを実施(6月) ・現地にて注釈書普及セミナーを開催(7月, 12月) ・注釈書活用促進に向けたワークショップを開催(9月) ・注釈書(日本語版及びウズベク語版)発刊(9月) ・倒産法注釈書プロジェクト終了(9月) ・注釈書(英語版)発刊(3月) ・その他 ・「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会強化計画プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA調査団派遣(6月) ・JICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトR/D締結(11月) ・本邦研修実施(11月) ・国内研究会を設置(11月) ・現地セミナーを実施(3月) ・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催 				<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援連絡会開催(第9回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) ・法総研・ICCLCが「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催 ・石川国際民商事法センター「金沢セミナー」開催(2月) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第9回)
<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト終了(名古屋大学)(12月) ・その他 ・中央アジア比較法制研究セミナーを実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会強化計画プロジェクト終了(～11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICAが弁護士を長期専門家として派遣(2年間) ・本邦研修実施(5月, 11月) ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事法比較研究現地セミナー(2回) 			<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第10回) ・法総研・ICCLC・JETROが国際民商事法シンポジウム(アジア株主代表訴訟シンポジウム)開催 ・石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第10回)
<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト(フェーズ2)協力準備調査団の派遣(11月) ・その他 ・中央アジア比較法制研究セミナーを実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査団派遣 ・名古屋大学日本法教育研究センター(モンゴル)3周年記念行事開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国現地セミナー開催(5月, 7月, 3月) ・中国国際私法, 国際民事訴訟法講演会(清華大学副教授招へい) ・本邦研修実施(11月) ・権利侵害責任法成立(12月) ・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・東ティモール法制作成能力向上研修実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第11回) ・法総研・ICCLC・JICA共催による「『私たちの法整備支援～ともに考えよう』法の世界の国際協力シンポジウム」を開催 ・石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第11回)
<ul style="list-style-type: none"> ・中央アジア比較法制研究セミナーを実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン)(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調停制度強化プロジェクト開始(2010年5月～2012年11月) ・長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト終了時評価(5月) ・個別研修「民事訴訟法及び民事関連法」(7月) ・個別研修「中国司法人材育成研修」(7月) ・中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修(10月) ・渉外民事関係法律適用法成立(10月) ・中国行政訴訟法現地セミナー(11月) ・長期専門家派遣(弁護士) ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナー(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本邦研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」実施(7月) ・法整備支援アドバイザー長期専門家派遣(弁護士) ・本邦研修「民法及び関連法セミナー」実施(8月) ・現地調査実施(2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東ティモール法制作成能力向上研修(フェーズ2)実施(8月) ・東ティモール現地調査実施(3月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・法務省インターンシップ実施(8月) ・法総研・ICCLC共催による「アジア監査制度セミナー」を開催(8月) ・法総研・ICCLC・名古屋大学共催による「サマーシンプ私たちの法制度整備支援2010」を開催(9月) ・法整備支援連絡会開催(第12回) ・霞が関法科大学院インターンシップ実施(3月) ・石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第12回) ・日韓支援協力検討ミニシンポジウム開催(3月)

法整備支援活動年表（法務総合研究）

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2開始(2011年4月～2014年3月) ・民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究実施(6月) ・本邦研修実施(2月:弁護士会の組織・弁護士の能力強化及び弁護士過疎対策, 2月:民法改正, 3月:裁判所組織法改正) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続(3月に終了予定) ・附属法令起草支援 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・司法省への長期専門家3名派遣継続 ・民法適用法公布(6月) ・現地セミナー開催(8月, 9月, 11月:民法) ・JICA調査団派遣(9月:終了時評価) ・民法適用, 同記念式典(12月) ・現地セミナー開催(12月:民法普及) ・本邦研修実施予定(2月:法人登記) ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続(3月に終了予定) ・法曹養成アドバイザー・グループ継続 ・裁判官・検察官養成校への長期専門家3名派遣継続 ・本邦研修実施(6月, 10月:法曹養成) ・JICA調査団派遣(9月:終了時評価) ・現地セミナー開催(1月:民法) ・JICA調査団派遣(10月:次期案件詳細計画策定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続 ・長期専門家3名(検事, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ・JICA-Netセミナー開催(6月:刑事訴訟法, 7月:民法:民事訴訟法) ・現地セミナー実施(8月:民法, 9月:民事訴訟法, 3月:刑事訴訟法) ・本邦研修実施(10月:刑事訴訟法, 1月:民事訴訟法) ・JICAによる各OP(司法省, 最高裁, 最高検, ラオス国立大学)副大臣級招へい 	<ul style="list-style-type: none"> ・和解・調停制度普及及び司法の実情に関する現地調査実施(8月) ・インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施(11月)
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続(2011年4月～2014年3月) ・民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究実施(6月) ・本邦研修実施(2月:刑事司法における弁護士の権利の確立, 2月:民法改正, 3月:裁判所組織法改正) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法整備支援プロジェクトフェーズ3終了(～3月) ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2終了(～3月) ・JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト開始(4月～) ・不動産登記共同省令起草支援 ・司法省, 王立司法官職養成学院, 弁護士会, 王立法律経済大学を対象とした人材育成支援 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・長期専門家4名(検事・裁判官出身・弁護士等)派遣 ・現地セミナー開催(9月, 12月:不動産登記) ・現地セミナー開催予定(2月:親族相続法) ・本邦研修実施予定(2月:人材育成) ・JICA調査団派遣(11月:JCC参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続 ・長期専門家3名(検事, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ・JICA-Netセミナー開催(10月:刑事訴訟法, 11月:民事訴訟法, 2月:3月:民法) ・JICA調査団派遣(7月:中間評価) ※民法典起草支援をプロジェクトに追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査実施(8月) ・第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施(11月)
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続(2011年4月～2014年3月) ・民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究実施(8月, 最高人民検察院長官招へいも同時に実施) ・本邦研修実施(10月:破産法, 地方弁護士会及び地方の弁護士事務所の組織・運営・弁護士の自治, 3月(予定):民法改正～国際私法分野の改正について) 	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続(2012年3月まで) ・ただし, 法令起草支援の分野は終了(～3月) ・司法省, 王立司法官職養成学院, 弁護士会, 王立法律経済大学を対象とした人材育成支援は継続 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・長期専門家3名派遣継続, 1名は派遣終了 ・現地セミナー(9月, 12月:民事訴訟法 3月:民法) ・本邦研修(10月, 2月:人材育成) ・JICA調査団派遣(9月:運営指導調査, 12月:JCC) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続 ・長期専門家(検事)1名増員し4名に(検事2名, 弁護士, 業務調整員各1名) ・JICA-Netセミナー開催(4月・7月・11月・12月:民法) ・現地セミナー実施(8月・11月:民法, 12月:刑事訴訟法, 3月(予定):民事訴訟法) ・本邦研修実施(7月:刑事訴訟法, 10月:民事訴訟法, 2月・3月(予定):民法) ・JICA調査団派遣(5月:運営指導調査, 2月(予定):終了時評価) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査(5月) ・JICA法・司法分野に関する情報収集・確認調査実施(11月) ・第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施予定(2月)

所が把握しているものを中心に)

2014/11/24 現在

中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
<ul style="list-style-type: none"> 中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン) 	<ul style="list-style-type: none"> 調停制度強化プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修実施(11月:司法人材育成) 現地セミナー開催(11月:民事訴訟法) 本邦研修実施(1月:民事訴訟法及び民事関連法) 石川民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) 法総研・ICCLC・JETROが日中民事訴訟法セミナーを開催(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「日本・ネパール捜査追跡実務比較共同研究」実施(9月) 現地調査実施(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東ティモール現地調査実施(3月) 		<ul style="list-style-type: none"> 法務省インターンシップ実施(8月) 法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学・ITP共催による「サマーズンボ『私たちの法整備支援2011』」開催(9月) 法総研・ICCLC共催による「アジア監査制度シンポジウム」開催(9月) 法整備支援連絡会開催(第13回) 霞が関法科大学院インターンシップ実施予定(3月) 石川民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月)
<ul style="list-style-type: none"> 中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン, キルギス, ウズベキスタン, タジキスタン)(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 調停制度強化プロジェクト終了(~11月) 調停制度強化プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査団派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 現地セミナー開催(6月:相続法) 国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」開始(7月) 本邦研修実施(7月:「行政訴訟法及び行政関連法」, 1月:「民事訴訟法及び民事関連法(消費者権保護法)」) 中国民事訴訟法改正(8月) 法総研・ICCLCが日中民事訴訟法セミナーを開催(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「日本・ネパール刑事司法共同研究」実施(7月) 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続(弁護士)(7月) 本邦研修実施(「民法解説書作成」, 8月, 「事件管理」, 9月) 現地調査実施(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東ティモール法制共同研究実施(9月) 東ティモール現地セミナー及び現地調査実施(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 日ミャンマー法制度比較共同研究実施(7月) 元ヤンゴン大学法学部長・元連邦最高裁判所研究国際関係部長を招へい(法総研) 財務省財務総合政策研究所がミャンマー中央銀行との間で資本市場育成支援に関する覚書を締結(8月) 現地セミナー開催(8月, JICA・UAGO:「公開会社の法制度及び企業統治の改革」) 日ミャンマー司法制度比較共同研究実施(11月) 連邦最高裁判所長官ら5名の現役裁判官を招へい(法総研・慶應義塾大学) 現地セミナー開催(12月, JICA・UAGO:「国営企業の民営化にかかる法的側面」) 	<ul style="list-style-type: none"> 法務省インターンシップ実施(9月) 法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学等共催による「私たちのシンボ『アジアの国の司法アクセス』」開催(11月) 法整備支援連絡会開催(第14回) 霞が関法科大学院インターンシップ実施(2月) 石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第13回)(6月, 10月)
<ul style="list-style-type: none"> 中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン)(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 調停制度強化プロジェクトフェーズ2開始(2013年1月~2015年7月) 長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連) 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修実施(5月:「民事訴訟法及び民事関連法(消費者権保護法)」, 10月:「同(著作権法)」) 現地セミナー開催(8月:相続法) 国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」終了(10月) 消費者権保護法改正(10月) 法総研・ICCLC・JETROが日中民事訴訟法セミナーを開催(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続(弁護士)(7月) 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(8月) 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣(弁護士)開始(9月) 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」開始(9月) 同プロジェクト長期専門家派遣(弁護士)(9月) 同プロジェクト第1回本邦研修実施(12月) 現地調査実施予定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東ティモール法制共同研究実施(2013年4月~2014年3月) (活動内容~法活動草能力向上) 現地調査実施及び現地セミナー開催(6月:調停法) 現地セミナー開催(10月:調停法) JICA-Netセミナー開催(12月:調停法) 現地セミナー開催予定(3月:調停法) 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦法務総裁府及び連邦最高裁判所と協議を実施(2月, 法総研・JICA) 現地セミナー開催(4月, JICA・UAGO:「商事仲裁」) 日ミャンマー法制度比較共同研究実施(6月) 連邦法務長官及び連邦議会(下院)法案委員会委員長ら6名を招へい(法総研・JICA・ICCLC) 現地小規模セミナー実施(7月, 法総研・JICA:UAGO・SC対象「知財法, 法曹養成」) 財務省財務総合政策研究所の支援によりミャンマー証券取引法成立(7月) JICAと連邦法務長官府・連邦最高裁判所との間で「ミャンマー法整備支援プロジェクト」に関する実施合意書締結(8月22日) 現地小規模セミナー実施(9月, 法総研・JICA:UAGO・SC対象「知財法, 倒産法, 法曹養成」) 現地調査実施(10月, 法総研・JICA, 刑務所・少年院等を訪問し, 矯正局と協議) 現地小規模セミナー実施(11月, 法総研・JICA・特許庁, UAGO・SC対象「知財法」) 「ミャンマー法整備支援プロジェクト」開始(11月20日~, 3年間) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力』」開催(11月) 法整備支援連絡会開催(第15回) 霞が関法科大学院インターンシップ実施予定(2月) 石川国際民商事法センターが「金沢セミナー」を開催予定(3月) 法総研で日韓パートナーシップ共同研究開催(第14回)(6月, 11月)




法整備支援の成果と新たな挑戦

第15回法整備支援連絡会
平成26年1月24日



法務総合研究所国際協力部
副部長 梨田紀子


#1



報告内容

- ① 政府施策としての法制度整備支援
 - ・「法制度整備支援に関する基本方針」の改訂
 - ・「日本再興戦略 ~JAPAN is BACK~」
 - ・「経済財政運営と改革の基本方針～総論・経済再生～」
2. 法制度整備支援の成果
3. 平成25年の活動
 - ・ 各国の活動
 - ・ 日ASEAN友好協力40周年記念事業

#2



政府施策としての法制度整備支援

平成20年1月30日 第13回海外経済協力会議(第2回法整備支援)

法制度整備支援は、海外経済協力の重要分野の一つであり、戦略的に進めていくことを合意

平成21年4月22日 第21回海外経済協力会議(第2回法整備支援)

第15回会議での合意に基づき策定された「法制度整備支援に関する基本方針」の了承
 ・我が国の法制度整備支援に関する基本方針を、国際実施方針について策定
 ・ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、モンゴル、ウズベキスタン、中国の7か国を重点支援

平成22年12月24日 日本再生の基本戦略(閣議決定)

世界における日本のプレゼンスの強化⇒インクルーシブな成長の基礎となる法制度整備支援の推進

平成23年3月17日 第4回経貿インフラ戦略会議(閣議決定)

・日本とアジアをより強く連携の契機に併し「法制度整備支援に関する基本方針」改訂
 ・新たな重点支援国としてミャンマー、バングラデシュを追加、中国を除く
 ・インフラシステム輸出戦略⇒インフラ海外展開のための法制度等ビジネス環境整備


平成25年6月14日 日本再興戦略-経済財政運営と改革の基本方針(閣議決定)

・日本再興戦略⇒国際展開戦略(海外市場獲得のための戦略的取組み)上、法制度等面の支援を進める
 ・基本方針⇒「我が国が強みを持つ分野での法制度を含む制度整備支援」を選択

平成25年6月28日 平成25年度国際協力基本方針(内閣府閣議決定)

・自由で豊かで安定した国際社会を実現するODA⇒ミャンマーを始め基本方針の改定を踏まえた法制度整備の支援を進める
 ・取組領域-途上国と日本がともに成長するODA⇒ODAにより法制度整備支援をはじめとするビジネス環境の改善を進める

#3




法制度整備支援に関する基本方針

I 基本的考え方

「平成20年1月の第13回海外経済協力会議において、法制度整備支援を経済協力の重要分野の一つとして位置づけることが決定された。」「世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するとともに、開発途上国が持続的成長を実現するために不可欠な基盤づくりを支援するものである。また、法制度整備支援は「法の支配」を重視し、その強化を国際社会に訴えてきた我が国として、将来に渡り、国際社会における名譽ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。」


#4



法制度整備支援に関する基本方針

- 3つの観点
 - 1) 自由、民主主義、基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着
 - 2) 持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保
 - 3) 我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化
- 日本の法制度整備支援の特長
相手国の文化・歴史・発展段階・オーナーシップを尊重
- 支援体制
「官民連携」「オールジャパン」
- 重点対象7か国
中国・モンゴル・カンボジア・インドネシア・ラオス・ベトナム・ウズベキスタン

#5



法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)

- 5つの観点
 - 1) 自由、民主主義、基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着
 - 2) 持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保
 - 3) 我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化、地域の連携・統合の基盤整備
 - 4) 日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全保障の導入支援
 - 5) ガバナンス強化を通じた我が国が実施する経済協力の実効性の向上と国際開発目標達成への寄与
- 重点対象8か国：インドネシア・ベトナム・ミャンマー・モンゴル・カンボジア・ラオス・ウズベキスタン・バングラデシュ、ネパール・東ティモールなどのアジア諸国等にも、ニーズに応じて支援

#6

法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）

II 法制度整備支援の実施体制

「・・・外務省、法務省等の関係省庁の連携はもとより、政府と日本弁護士連合会、経済団体等関係者及び大学等関係者との間の官民連携が不可欠であることから、引き続き、法務省・JICA主催の法整備支援連絡会などの既存の枠組みも利用しながら、具体的な官民連携による支援策についての検討を行い、オールジャパンによる支援体制を強化していく。」

#7

日本再興戦略 -JAPAN is BACK- (平成25年6月14日閣議決定) (抄)

第II、3つのアクションプラン

III 国際展開戦略

2. 海外市場獲得のための戦略的取組
〈中国・ASEAN等〉

既に日系企業によるサプライチェーンが構築され、消費市場が成長してきていること等を踏まえ、ビジネス環境改善と新規分野進出支援を実施する。具体的には、東アジア・アセアン経済研究センター（EPIA）を活用し、東アジア経済共同体構築を目指しつつ、広域的な道路・電力網等のインフラ強化や産業政策・法制度整備の支援、知財保護強化等を進めるほか、二国間金融協力を通じた日系企業の現地通貨建て資金調達支援等を行う。2020年までに「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比2倍を目指す。

#8

経済財政運営と改革の基本方針

～税デフレ・経済再生～（平成25年6月14日閣議決定）（抄）

第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現

1. 「日本再興戦略」の基本設計

(3) グローバル化を活かした成長（国際展開戦略）

③ 貿易・投資促進によるハイブリッド成長

また、特区制度の抜本的改革、政府の外国企業誘致・支援体制の抜本的強化等により対内直接投資を促進するとともに、海外からの高度人材の積極的受入れなど、魅力的なビジネス環境を整備する。さらに、グローバル化を支える人材の育成、我が国が強みを持つ分野での法制度を含む法整備支援、制度金融や貿易保険等を活用した海外への投資の拡大、産業・物流拠点の整備・利便性の向上を図る。

#9

報告内容

① 政府施策としての法制度整備支援

- ・「法制度整備支援に関する基本方針」の改訂
- ・「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」
- ・「経済財政運営と改革の基本方針～税デフレ・経済再生～」

2. 法制度整備支援の成果

3. 平成25年の活動

- ・各国の活動
- ・EASEAN友好協力40周年記念事業

#10

法制度整備支援の主な内容



モンゴルの国
→設立支援 (2009年)
・労働関係法改正
・労働関係法施行令 (2009年) 制定

中華人民共和國
→設立支援 (2007年)
・労働関係法改正
・労働関係法施行令 (2007年) 制定
・労働関係法施行令 (2007年) 制定
・労働関係法施行令 (2007年) 制定

ラオス人民民主主義共和国
→設立支援 (2007年)
・労働関係法改正
・労働関係法施行令 (2007年) 制定
・労働関係法施行令 (2007年) 制定

ベトナム社会主義共和国
→設立支援 (2007年)
・労働関係法改正
・労働関係法施行令 (2007年) 制定
・労働関係法施行令 (2007年) 制定

カンボジア王国
→設立支援 (2009年)
・労働関係法改正
・労働関係法施行令 (2009年) 制定
・労働関係法施行令 (2009年) 制定

インドネシア共和国
→設立支援 (2009年)
・労働関係法改正
・労働関係法施行令 (2009年) 制定
・労働関係法施行令 (2009年) 制定

タイ王国
→設立支援 (2009年)
・労働関係法改正
・労働関係法施行令 (2009年) 制定
・労働関係法施行令 (2009年) 制定

ミャンマー連邦共和国
→設立支援 (2009年)
・労働関係法改正
・労働関係法施行令 (2009年) 制定
・労働関係法施行令 (2009年) 制定

フィリピン共和国
→設立支援 (2009年)
・労働関係法改正
・労働関係法施行令 (2009年) 制定
・労働関係法施行令 (2009年) 制定

マレーシア連邦
→設立支援 (2009年)
・労働関係法改正
・労働関係法施行令 (2009年) 制定
・労働関係法施行令 (2009年) 制定

シンガポール共和国
→設立支援 (2009年)
・労働関係法改正
・労働関係法施行令 (2009年) 制定
・労働関係法施行令 (2009年) 制定

ブルネー・ダルサラヘン国
→設立支援 (2009年)
・労働関係法改正
・労働関係法施行令 (2009年) 制定
・労働関係法施行令 (2009年) 制定

東ティモール民主共和国
→設立支援 (2009年)
・労働関係法改正
・労働関係法施行令 (2009年) 制定
・労働関係法施行令 (2009年) 制定

※ 法制度整備支援に関する基本方針 (2009年) 制定

※ 法制度整備支援に関する基本方針 (2009年) 制定

#11

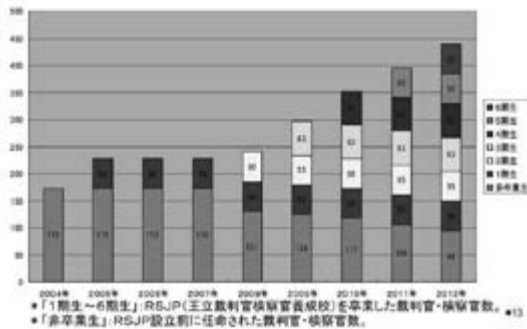
起草支援



民法・民事訴訟法（カンボジア）

#12

人材育成・実務改善支援 裁判官・検察官人数の変遷（カンボジア）



報告内容



1. 政府施策としての法制度整備支援

- ・「法制度整備支援に関する基本方針」の改訂
- ・「日本再興戦略～JAPAN is BACK～」
- ・「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」

② 法制度整備支援の成果

3. 平成25年の活動

- ・ 各国の活動
- ・ EASEAN友好協力40周年記念事業

●14

平成25年の活動～ベトナム



「法・司法制度改革支援プロジェクト」フェーズ2 (平成23年4月～)



●15

平成25年の活動～カンボジア



「民法・民事訴訟法普及プロジェクト」(平成24年4月～)



●16

平成25年の活動～ラオス



「法律人材育成強化プロジェクト」(平成22年7月～)



●17

平成25年の活動～ミャンマー



「ミャンマー法整備支援プロジェクト」

【目標】法整備・運用のための組織的・人的能力向上を通じ、法の支配・民主化・持続的な経済成長を推進

【プロジェクト期間】2013.11/20～2016.11/19(3年間)

連邦法務長官府

- 機能等
日本の法務省・検察庁・内閣法制局に相当。起草分野では、全政府提出法案を事前チェック。
- 現状と課題
経済関連法令の起草ラッシュに伴い、事前チェック部門の支援が急務。

連邦最高裁判所

- 機能等
民法・刑法・民法訴訟・訴訟法等の基本法のほか、仲裁法等の重要法令を含む52の法令を所管。
- 現状と課題
裁判の迅速化、裁判官研修部門の強化が課題。

●18

平成25年の活動～ネパール



- 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」(平成25年8月)
- 「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」開始(平成25年9月)




●19

平成25年の活動～東ティモール



現地調査・現地セミナー等実施(法案起草能力向上)




●20

日・ASEAN40周年友好協力記念事業
～ベトナム六法発刊～




平成25年3月発刊

基本法令の日本語訳などを集約

http://www.moj.go.jp/housouken/housou_hokokoku_vietnam.html

●21

日・ASEAN友好協力40周年記念事業
～ミャンマー連邦法務長官招へい～




平成25年6月

トゥン・シン長官
ミャンマーにおける法の支配の確立のため、わが国の協力が得られることに対する強い期待を表明



●22

日・ASEAN友好協力40周年記念事業
～ベトナム最高人民検察院長官招へい～




平成25年8月

グエン・ホア・ビン長官
「日本はベトナムにとって、経済面だけでなく、外交面・政治面でも信頼できるパートナーであり、今後、両国の司法関係が、より高いレベルに発展することを希望している。」



●23

法整備支援連絡会これまでのテーマ



番号	年月日	場所	テーマ
1	2003.1.10	東京(法務省)	「法整備支援活動の発展・進展状況」
2	2005.10.11	東京(国際法の総合研究所)	「法整備支援の現状と展望」
3	2007.9.10	千葉(東京総合センター)	「法整備支援における国際的動向(調査・報告等)」
4	2009.1.10	大宮(国際会議室)	「法整備支援の新たな展開、その発展と展望」
5	2009.1.23	大宮(国際会議室)	「アジア圏における法整備支援の展開」
6	2009.1.14	大宮(国際会議室)	「ベトナム司法制度の成り立ちと法整備支援の経緯」
7	2009.3.17	大宮(国際会議室)	「法整備支援における法整備支援の発展と展望」
8	2007.1.10	大宮(国際会議室)	「アジア諸国での法整備支援について等」
9	2009.1.10	大宮(国際会議室)・東京(赤レンガ)	「法整備支援における成果と課題～成果物の普及を中心として～」
10	2009.1.10	大宮(国際会議室)・東京(赤レンガ)	「日本の法整備支援～今後求められるもの～」
11	2010.1.20	大宮(国際会議室)・東京(赤レンガ)	「法整備支援に必要な人材育成と国際関係」
12	2011.1.21	大宮(国際会議室)・東京(赤レンガ)	「日本の法整備支援をどう発展・評価するか」
13	2012.1.20	大宮(国際会議室)・東京(赤レンガ)	「法整備支援の発展～支援から協力へ～」
14	2013.1.20	大宮(国際会議室)・東京(JICA赤レンガビル)	「連携と協働で広げる法整備支援」
15	2014.1.20	大宮(国際会議室)・東京(JICA赤レンガビル)	「法整備支援の成果と新たな展開」

●24



JICA

第15回 法整備支援連絡会 ビジネス環境整備と 法整備支援の取組

2014年1月24日
JICA産業開発・公共政策部
ガバナンスグループ
富澤 隆一

JICA

法整備支援が目指すもの： グッドガバナンスと経済成長

■ビジネス環境整備、経済成長

進上層のビジネス環境の包括的な改善

①貿易・投資促進
【課題1】国際的な貿易・投資ルールへの対応能力強化
【課題2】貿易促進改革・制度の策定
【課題3】貿易円滑化支援（税関分野協力）
【課題4】投資促進改革・制度の策定
【課題5】産業人材育成事業

②経済基礎整備支援
【課題1】基準認証制度整備
【課題2】統計制度整備
【課題3】金融制度整備支援

③「法整備」支援
【課題1】基本的なルールの整備（民法・民訴法・民事執行法・行政法等）
【課題2】法運用組織機能強化（司法官、裁判官、検察官、投資家、知財官、公取委員等）
【課題3】1-ゴール・エンパワーメント・ルール及びシステムへのアクセス（弁護士機能強化、ADR支援、法律扶助制度支援等）
【課題4】人材育成

「法整備」の土壌の上へ…

進上層（ビジネス層）

経済団体
企業
投資家

日本
進上層の成長力の取込み
進上層
競争プロセスの促進

WTO
WTOの貿易自由化の推進
WTOの貿易自由化の推進

JICA
WTOの貿易自由化の推進
WTOの貿易自由化の推進

■グッドガバナンス

法整備支援は、発展途上国における「法の支配」そしてグッド・ガバナンスの確立を目指すもの

「法の支配」の内容には、民主的なプロセスに基づいた明確なルールの制定や、透明性の高い法令の運用システムの構築が含まれる

JICA

国の重点政策としての法整備支援

法制度整備支援に関する基本方針（改訂）：平成25年5月改訂

■法制度整備支援の基本的な考え方：

良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するとともに、開発途上国が持続的成長を実現するために不可欠な基盤づくりを支援する

自由、民主主義等の普遍的価値観の失
害による法の支配の定着

持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保

日本の経験・制度の共有、日本との経済連携強化、地域的連携・統合の基盤整備

日本企業の海外展開に有利な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援

ガバナンス強化を通じて日本の経済力の実効性向上と国際競争力向上への寄与

■対象分野：

基本法及び経済法の関連分野において積極的な法制度整備及び運用を支援

■重点対象8カ国

インドネシア、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、バングラデシュ

日本再興戦略 -JAPAN is BACK-

■海外市場獲得のための戦略的取組

東アジア・アセアンにおいて、道路・電力網等のインフラ強靱化とともに、法制度整備の支援、規制調和強化等を進める。

■アジアの金融インフラ整備支援

「中堅・中小企業等の海外活動に対する円滑な資金供給の確保等のため、アジア諸国に対し金融インフラ（法制度や決済システム等）整備の技術支援を促進する。」

■経済財政運営と改革の基本方針
～脱アフレ・経済再生～
■グローバル化を活かした成長（国際競争力）
「我が国が強みを持つ分野での法制度整備や制度整備支援等を活用した海外への投資の拡大、産業・物流拠点の整備・利便性の向上を図る。」

JICA

ビジネス環境整備と 法整備支援の取組

- 基礎法令の起草、法運用実務改善、司法アクセス改善の支援
- 公正な競争環境整備への支援
- 投資環境・投資法制整備への支援
- 租税・関税法整備への支援
- 知的財産権保護強化への支援
- これまでの支援の成果・特徴

Japan International Cooperation Agency

JICA

(1) 基礎法令の起草、法執行実務改善、 司法アクセス改善の支援

■起草を支援した主な法令

【事例1:ベトナム】民法、民事訴訟法 など
【事例2:カンボジア】民法、民事訴訟法 など
【事例3:ウズベキスタン】行政手続法 など
【事例4:中国】民事訴訟法 など
【事例5:ネパール】民法 など

■法運用組織の機能強化と実務改善

法執行機関や紛争解決機関の機能改善支援等を実施

【事例1:ネパール】裁判所の事件管理改善を支援
【事例2:ラオス】法曹教育・研修・実務の改善のための基礎的能力向上支援
【事例3:モンゴル】調停制度の導入・普及を支援

■司法アクセス改善支援

・市民による法律・司法制度へのアクセスを可能とする

【事例1:カンボジア】市民の法律サービス窓口としての弁護士会機能強化を支援
【事例2:ベトナム】弁護士会に対する社会的弱者支援への弁護士会の対応能力強化を支援
・市民の法律知識向上のための情報普及など
【事例3:ウズベキスタン】法令データベース構築支援

起草、司法実務・アクセス改善支援の主な実績

JICA

(2) 公正な競争環境整備への支援

新興国の現状

- 市場経済整備の必要性
- 競争原理に対する企業・国民の低い理解
- 競争当局の低い執行能力

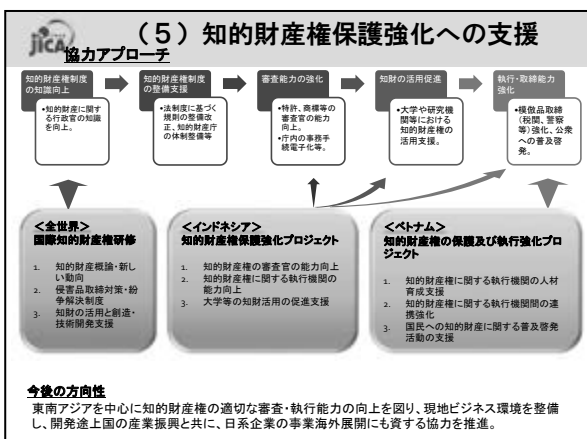
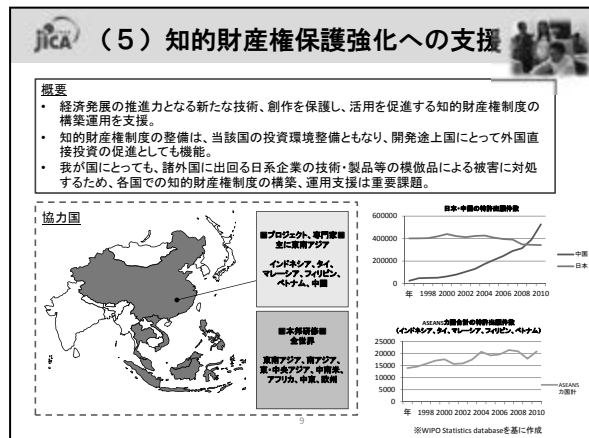
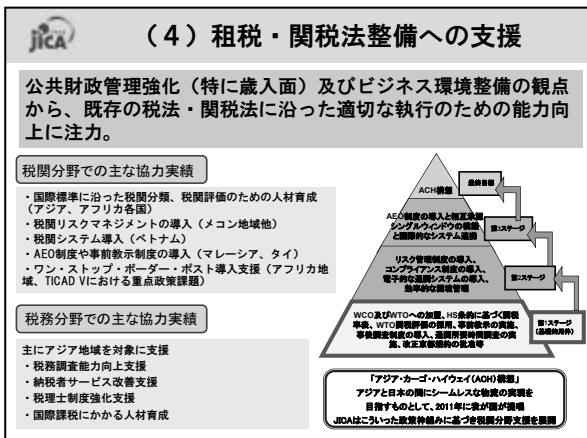
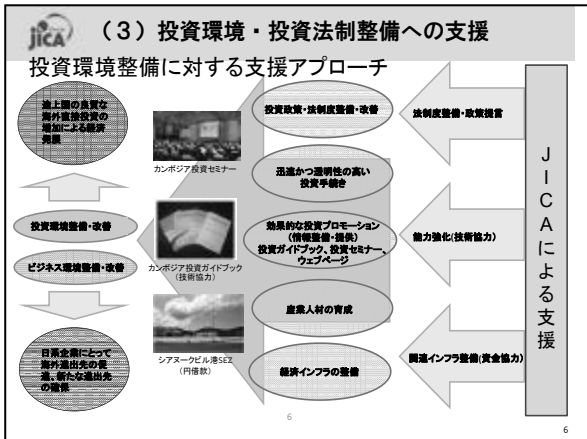
JICAプロジェクト

- ベトナム「競争法改正、執行能力強化支援プロジェクト」(実施中)
- インドネシア「競争政策プロジェクト」(フェーズ1, 2)(終了)
- フィリピン「包括的競争政策のための能力向上プロジェクト」(フェーズ1, 2)(実施中)
- 中国「独禁法立法及び執行プロジェクト」(実施中)

支援内容

公正取引委員会の協力を得て以下を中心に実施

- 競争法の改正/下位法令改訂
- 競争当局による審査・執行能力の向上
- 企業・国民に対するADR/カシー活動推進
- 公正取引委員会との継続共有



- ### (6) これまでの支援の成果・特徴
- 本邦企業・現地日本商工会との連携を行いつつ、貿易・投資環境整備に向けて、主にオペレーションの視点から政策立案、制度整備、行政実務改善、人材育成に協力。
 - ICT技術を活用したシステムの構築にも協力。
 - 1990年代半ばから民事法分野を始めとして、行政法、民事・刑事手続法などの分野で起草支援を実施。
 - 経済法分野においても、これまで民事法等の起草支援で得た知見を活かし、法令の整備に今後より一層意識して協力をする。

JICA 新たな取組と今後の課題

(1) 戦略的支援の実施(プログラム化など)による成果の拡大

(2) 民間団体・企業との連携の強化

Japan International Cooperation Agency

JICA (1) 戦略的支援の実施による成果の拡大

(ミャンマーの例)

	I. 国民の生活向上のための支援 (少数民族や貧困層支援、 農業開発、地域の開発を含む)	II. 経済・社会を支える人材の能力向上や 制度の整備のための支援 (民主化推進のための支援を含む)	III. 持続的経済成長のために 必要なインフラや制度の 整備等の支援
● 農業・農村開発	● 市場経済化支援 - 経済改革支援(技協) - 経済特区(SIET)開発政策支援(技協) - 通関・税関近代化(技協) - 通関電子化を通じた税関改革・近代化計画(無償・技協)(調査中) - 証券監督能力強化(技協) - 中央銀行業務ICTシステム整備(無償) - 知的財産庁設立支援(技協)(調査中)	● ヤンゴン・ティラワ地域開発構想	
● 少数民族地域への支援	● 民主化支援 - 地方自治研修(技協) - 法制度整備・法曹人材育成支援(技協)	● 交通・通信網の整備	
● 防災	● 産業技術者育成・制度整備	● エネルギー	
● 医療・保健	● 教育支援		
● 地方開発・貧困削減	● JICAボランティア事業		

13

JICA (2) 民間団体・企業との連携の強化

- ・ ビジネス環境整備においては、民間企業(利用者)の視点を踏まえた協力が重要。
- ・ 民間企業の視点や知見を、法整備支援においても活用していく。
 - ✓ 官民合同の対話枠組(日インドネシア経済合同フォーラム、日越共同イニシアティブ、日本ミャンマー共同イニシアティブなど)やJETRO、経団連、各国日本商工会との一層の連携強化
 - ✓ 民間コンサルタント会社、法律事務所の知見の積極的な活用

14

JICA ご清聴ありがとうございました

「JICA法整備支援ポータルサイト」を開設しました。どうぞ活用ください。

(以下のページの「法整備支援ポータルサイトはこちらからお入り下さい」をクリック。)

<http://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/index.html>

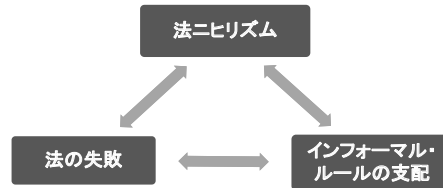
15

法整備支援と「法の学識者」の形成

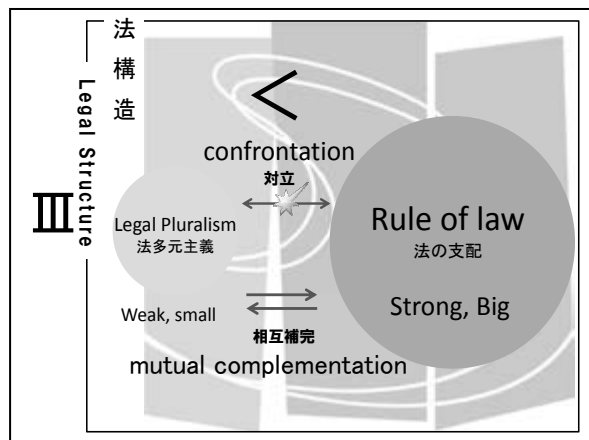
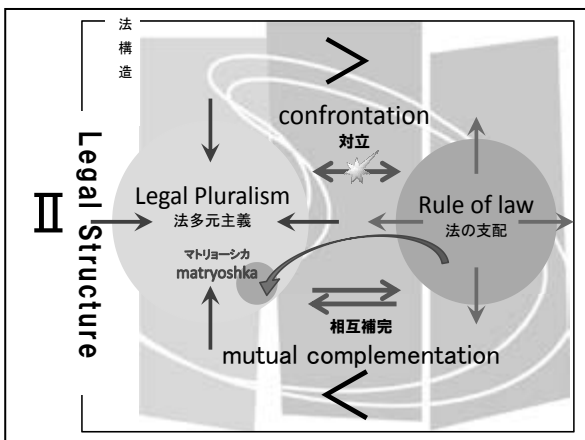
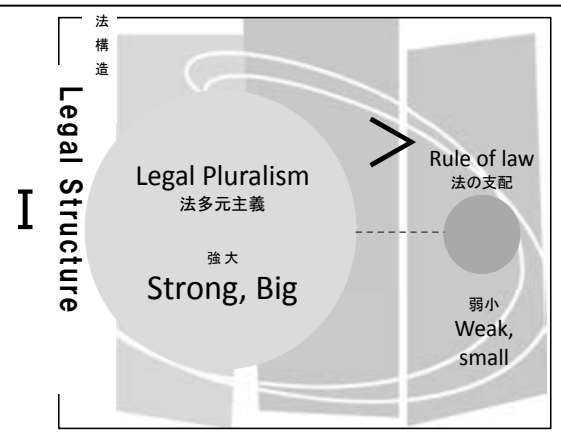
名古屋大学
法政国際教育協力研究センター(CALE)
市橋 克哉

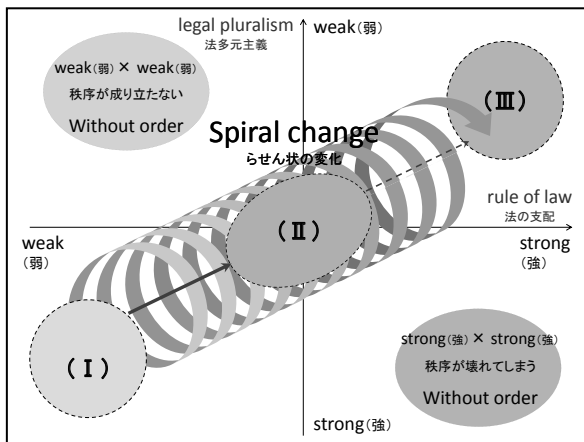
1. ウズベキスタンの経験→理論化

- A) プロセス・変化・進化
- B) 制度：フォーマル・ルールとインフォーマル・ルール
- C) 病理のトライアングルの悪循環



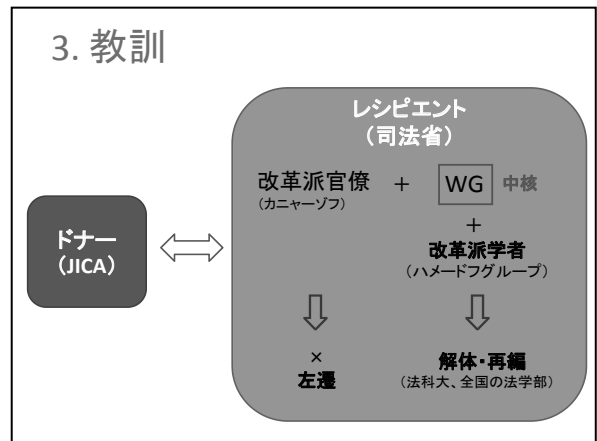
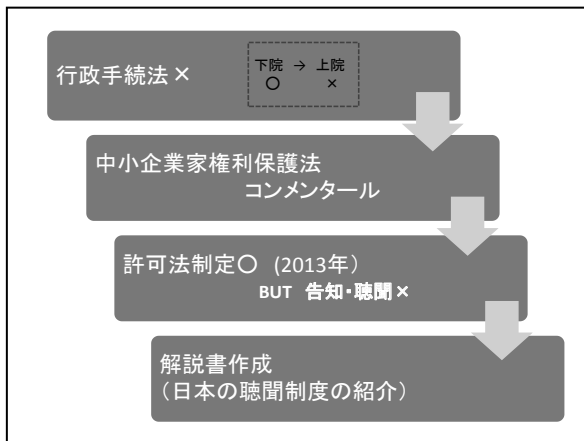
- D) 制度比較: 共時的制度配置の比較
- E) 経路依存性: 通時的制度配置の分析
- F) 「法pluralism」(含: ソビエト法)と「法の支配」





2. ウズベキスタン行政法支援 (JICA)

A プロセス・変化・進化	→ ○
B 制度: フォーマル・ルール インフォーマル・ルール	→ 内容:告知・聴聞/理由の提示 → 形式:行政規則
C 病理のトライアングルの悪循環	→ 拒絶反応の緩和 悪循環の遮断
D 制度比較	→ 行政の自己拘束 (制御)
E 経路依存性	→ 「古い制度」と「新しい制度」 との接合 (対立・補完・浸透)
F 「法pluralism」と「法の支配」	



4. 制度変化の担い手(人材)

a. ウズベキスタン

法の学識者(学者+法曹+官僚)

①ソ連時代:
ロシア人等スラブ系とユダヤ系/ウズベク族:少数

②独立(1991年):
ロシア人・ユダヤ人国外へ(第一の解体)

< 初期条件 >

②独立後
→ウズベク人等イスラム系の法曹+官僚の帰国
⇔旧研究者層(うすい)

法曹・官僚が大学へ
研究者に転身(空白を埋める)
+
若手の養成(BUT留学帰国組は少ない)

ウズベク化・男性化の進行
(外国語 × 外国法 × ソ連法△)

③第3段階(2013年以降)

法学部の統廃合(第2の解体)
=法学者のPurge

→再度、法曹・官僚・若手(留学組)が転入
BUT

法の学識者の形成 失敗

「猿の惑星」...?

②独立後		③2013年以降
ソビエト法	⇒	ソビエト法
制度 概念 体系		存続 制度 概念 体系
法イデオロギー		消滅

b. グルジア・リトアニア

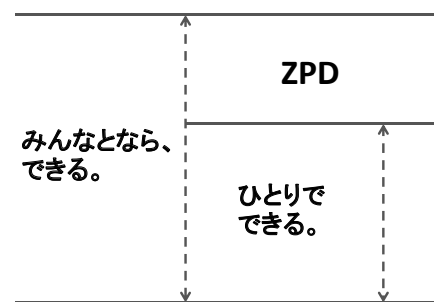
・同一の初期条件

②独立後

基幹民族化
法曹・官僚の研究者転身・留学
若手の養成・留学
←大学と援助機関の支援
(外国語◎、外国法◎(EU法、ドイツ法)、ソ連法△)

「発達(開発)の最近接領域(ZPD)」

発達(開発)の最近接領域(ZPD)



c. 中国・インドネシア

- ・参考
- ・法の学識者形成の失敗例

ご清聴ありがとうございました。

IDE-JETRO INSTITUTE OF DEVELOPING ECONOMIES <http://www.ide.go.jp/>

アジア経済研究所における 開発途上国法研究について

日本貿易振興機構アジア経済研究所
研究企画課 今泉慎也
shinya_imaizumi@ide.go.jp

2014年1月24日 法整備支援連絡会議

2014/5/27 (C) IDE-JETRO All rights reserved. 1

IDE-JETRO INSTITUTE OF DEVELOPING ECONOMIES <http://www.ide.go.jp/>

アジア経済研究所の概要

- 1960年創設(特殊法人)。1998年7月に日本貿易振興会(ジェトロ)と統合。1999年に千葉県幕張に移転。2003年に独立行政法人に移行。
- アジアを中心に、中東、アフリカ、ラテンアメリカその他開発途上国・地域の貿易の拡大と経済協力の促進に寄与する基礎的かつ総合的な調査研究を行う国の研究機関。我が国の通商政策・経済協力の基盤となる研究を実施。
- ①地域研究(=現地に軸足を置いた開発途上国・地域の動向と構造の分析) ②開発研究(=最先端の理論を踏まえた計量的実証分析に基づく)の両軸。
- 研究者数120名(担当:アジア60%、中東・アフリカ・ラ米22%、その他18%)。外国人研究者7人を含む。

アジア経済研究所における開発途上国法制研究

- 投資制度調査(1965年~)に始まる。
- 「法と開発」論を軸とする開発途上国・地域の総合的な法制度研究へ展開。
- 現在の関係研究者6名(担当国:中国、フィリピン、タイ、ミャンマー、インド、国際法)。OB4人。
- ジェトロにおける投資・法制情報も参照(<http://www.jetro.go.jp>)

2014/5/27 (C) IDE-JETRO All rights reserved. 2

IDE-JETRO INSTITUTE OF DEVELOPING ECONOMIES <http://www.ide.go.jp/>

最近の主な研究領域

1. 司法制度/アジアにおける「司法化」

- 司法制度・司法改革に関する研究→司法の影響を加味する必要
- 多くのアジア諸国において政治過程や政策形成に司法が大きく影響を与えることが顕著(司法化judicialization)。←民主化や経済発展等を契機に「法の支配」が重視。「司法の独立」の強化、司法の権限拡大。
 - ✓ 大陸法型の憲法裁判所:韓国、台湾、タイ、インドネシア等。
 - ✓ 民主化等を契機に英米法系の国でも最高裁等の判断が大きな影響:フィリピン、香港、パキスタン
- 司法化に対する政治の側からの反発も。たとえば、フィリピン、スリランカでは最高裁長官弾劾が成立→民主化後に強化されたはずの「司法の独立」の再検討が必要。

□ 関係研究者:今泉慎也、知花いづみ、佐藤創ほか
□ 関係成果:佐藤編『パキスタン政治の混乱と司法:軍事政権の終焉と民政復活における司法部のプレゼンスをめぐって』(アジア経済研究所、2010年)

2014/5/27 (C) IDE-JETRO All rights reserved. 3

IDE-JETRO INSTITUTE OF DEVELOPING ECONOMIES <http://www.ide.go.jp/>

2. 障害と法

- アジア諸国は障害者権利条約の成立に前向きに取り組むほか、条約との整合性が保つため国内の障害者立法の整備を進める。
- アジアその他開発途上地域の障害者法研究の課題
 - ✓ 開発途上国・地域における障害者の実態把握
 - ✓ 障害者立法が非差別原則、合理的配慮、法の下での平等など条約の諸原則と合致するの(現地の状況を考慮が必要)
 - ✓ 障害者の権利実現の法的課題、権利実現をとおした貧困解消や生活水準の向上などの理論・実証研究。
 - ✓ 障害者立法の裁判規範性、執行、権利救済制度とその運用等

□ 関係研究者:小林昌之、森社也(経済学)
□ これまでの成果:小林編『アジア諸国の障害者法:法的権利の確立と課題』(アジア経済研究所、2010年)。

2014/5/27 (C) IDE-JETRO All rights reserved. 4

IDE-JETRO INSTITUTE OF DEVELOPING ECONOMIES <http://www.ide.go.jp/>

3. 人の移動の法制度(Labour Migration and Human Trafficking)

グローバル化の進展のもとで拡大する人の移動にかんし、二国間に構築されている労働移動の制度に着目し、単純労働者の送受入、高度技術者の人材獲得、人身取引を含め、移民政策にかんする複数の観点から、中国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナムおよびカンボジアの各国法制度を分析しながら、東アジアにおける人の移動の法制度および法政策の共通基盤構築の課題を検討。

また人の移動の最悪の形態である人身取引が、安全保障および人権保障の観点から、そして健全な経済社会発展のためにその撲滅および防止が求められています。現在国際的アジェンダとなった人身取引問題を、法学、経済学、政治学など複数のアプローチから包括的かつ多角的に分析。

□ 関係研究者:山田美和 今泉慎也 小林昌之 石塚二葉 知花いづみ 他
□ 成果:山田編『東アジアにおける人の移動の法制度』(アジア経済研究所、2014年3月出版予定)。

2014/5/27 (C) IDE-JETRO All rights reserved. 5

IDE-JETRO INSTITUTE OF DEVELOPING ECONOMIES <http://www.ide.go.jp/>

4. ビジネスと人権

- 日本企業の新興国・開発途上国への事業進出の活発化→これまで先進国では問題として意識されてこなかった社会・環境要因が事業上のリスクとして浮上。たとえば、自社でCSRを重視しても、取引先または下請の人権侵害によって批判を受ける事態が発生。
- 現地の人権保障等に関係する法規(労働、環境規制、安全基準、土地収用等)が未整備と執行性の弱さ→国内法規と国際基準のギャップが人権侵害の温床。(進出先の法律を遵守するだけではリスクを回避できない!)
- 「ビジネスと人権に関する国連指導原則(ラギー・フレームワーク)」(2011年国連人権理事会採択)
- 競争力を維持し高めるためにCSRが必要とされる日本企業が、どのように人権尊重を企業活動のなかに取り込むべきか、そしてそれを日本政府としてどのようにサポートしていくのが検討が必要。

□ 関係研究者:山田美和、小林昌之

2014/5/27 (C) IDE-JETRO All rights reserved. 6

法整備支援とアジア法研究との関係について

- 法整備支援はアジア法研究の強力な推進力(体制移行諸国が主たる対象)。開発法学の精緻化。→しかしながら、支援対象となっていない国・地域の法の動きのフォローが後手に？
- アジア等に専門的知識を有する法学者・実務家は近年大きく拡大。研究者はまだ北東アジア重視？。→研究者減少のなかでどう研究を奨励していくのか。
- 日本の地域研究者(法学以外)の層の厚さ。多分野の研究成果を活用していくことが必要。(参考文献)アジアワールドトレンド特集「法と開発」研究一途と国際問題への新たな学問的貢献
http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Periodicals/W_trend/200708.html

アジア法学会の活動について

- 2003年創設。アジアの法制度に関心のある研究者、実務家で組織。
- 2013年は10周年を記念して、「イスラーム法」をテーマに国際シンポジウムを開催。2014年は「モンゴル法」を年間テーマに6月(名古屋)、11月(福岡)で研究大会を開催の予定。
- 学会誌『アジア法研究』を毎年発行。10周年記念シンポ成果は出版予定。
- 『法律時報』学会回覧の「アジア法」は主としてアジア法学会会員が担当。
- 連絡先 事務局メール panda@asianlaw.info
- 事務局長 今泉慎也

ビジネスインフラとしての知的財産制度の整備支援 — 活動報告 —

2014年1月24日
特許庁国際協力課地域協力室

知的財産制度整備支援の必要性

- 知的財産制度を確立することは貿易・投資環境の改善につながり、途上国で事業活動を行う我が国企業のビジネスコストを引き下げただけでなく、直接投資の拡大を促進するという観点からも、途上国の発展に寄与。
- 途上国における知的財産制度の整備を促し、知的創造サイクルの確立に向けた取組を支援することは、途上国経済自体の自律的な発展を促し、世界経済の持続的な発展に寄与。

日本再興戦略

○新興国を含めたグローバルな権利保護・取得の支援

アジア新興国への人材派遣・研修受入れを強化するとともに特許審査ハイウェイ(他国で特許となった出願を、早期に審査する制度)の対象国を拡充する。

○知的財産政策に関する基本方針

○産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

アジアを始めとする新興国の知財システムの構築を積極的に支援し、我が国の世界最先端の知財システムが各国で準拠されるスタンダードとなるよう浸透を図ること。

知的財産推進計画2013

○知財システムのグローバル展開に向けた基盤整備

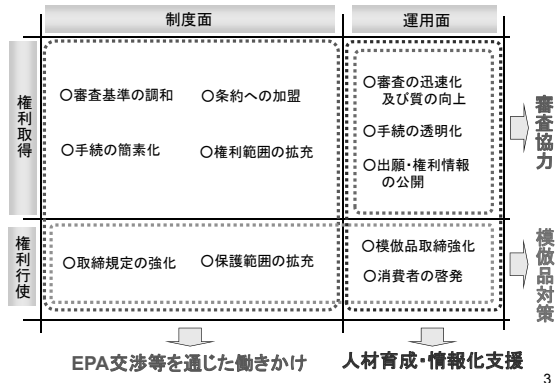
アジア新興国などの知財インフラ整備を進めるため、アジア新興国などに影響力を有するWIPOとも密に連携し、WIPOジャパン・ファンド事業などを通じた人材育成支援、専門家派遣や各国知的財産庁の情報化支援を一層積極的に推進する。

アジア地域における条約加盟状況・法整備状況

		中国	インド	インドネシア	シンガポール	タイ	フィリピン	ベトナム	マレーシア	ラオス	カンボジア
国際条約	WIPO (注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	パリ条約 (注2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	PCT (注3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	WTO/TRIPS (注4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	モントリオール (注5)	○	○	×	○	×	○	○	×	×	×
国内法	特許法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	実用新案法	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○
	商標法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	意匠法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- (注1) WIPO、世界知的財産機関。全世界的な知的財産権の保護を促進することを目的とする国際連合の専門機関。
 (注2) 工業所有権の保護に関するパリの条約、内閣府外務省の厚肉、基本条約。各工業所有権独立の原則などについて定めている。
 (注3) 特許協力条約(PCT)：特許の国際出願について定める国際条約。簡易な手続で加盟国すべての国に同時に申請したと見做される
 (注4) 知的財産権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)：知的財産権全般(著作権、商標、地権的権利、意匠、特許、集積回路配列、多国籍情報)の保護に関する協定。
 (注5) マドリッド協定調定書(マドリッド)：商標の国際登録について定める国際条約。簡易な手続で加盟国において商標の保護を受けることが可能とする。

アジア地域における知財制度・運用の主な課題と対応



アジア各国との経済連携協定による主な成果

①迅速な知的財産権の保護の確保

- ・日本国特許庁を修正実体審査の対象化(シンガポール)
- ・日本の審査結果の提出による早期審査(インドネシア、マレーシア、タイ)
- ・優先審査制度の導入(マレーシア、ベトナム)

②手続の簡素化・透明性向上

- ・公証義務の原則禁止(インドネシア、フィリピン、ベトナム)
- ・特許出願日から18月後の出願公開制度の導入(マレーシア)
- ・優先権証明書翻訳文認証手続の簡素化(インドネシア、フィリピン)・・・等

③知的財産権の保護水準の向上

- ・外国商標制度の保護(インドネシア、マレーシア、タイ)
- ・部分意匠制度の導入(インドネシア)
- ・意匠権効力範囲を「類似」まで拡大(インドネシア)・・・等

④エンフォースメントの強化

- ・刑事罰対象権利の拡大(TRIPS:商標・著作権→知財全般)(インドネシア、フィリピン、タイ)
- ・税関差止め対象権利の拡大(TRIPS協定:商標・著作権→特許・実用新案、意匠を追加)(フィリピン)
- ・輸出品の税関差止め対象化(TRIPS協定:輸入品→輸出品を追加)(インドネシア)・・・等

途上国人材育成一概要一

- WIPOジャパン・ファンド及びJICAスキーム等のODA予算、並びに特許庁独自の予算を効率的に活用し、アジア太平洋地域を中心とする途上国の政府及び非政府の知財関係者に対し、以下の支援事業を展開。2008年度からアフリカ諸国へ支援を拡大。

- セミナー、ワークショップの開催** 目的に応じた海外及び国内でのワークショップ等の開催、また、過去の招へい研修生に対するフォローアップのためのセミナー等の開催
- 研修生受入** 知的財産権に携わる者の育成を目的に長期・短期招へい型研修を国内で実施
- 専門家派遣** 各途上国の制度・運用改善のニーズにあわせた長期・短期専門家の海外派遣を実施
- 近代化(情報化)支援** 途上国知的財産権庁の近代化を目的として、法制度の改善を含む業務・システム運用の向上のため協力を実施

特許庁における途上国人材育成の経時的概観

- TRIPS協定履行期限に向けた制度整備段階 (1996年～1999年)
 - 1996年、「1000人研修」の取組開始。
- TRIPS協定履行担保のための制度運用向上段階 (2000年～2008年)
 - 2000年1月1日、開発途上国のTRIPS協定履行期限。
- 新興国が国際的知財制度の一翼を担う時代への対応段階 (2009年～)
 - ブラジル国家産業財産庁 (INPI)、インド特許庁の特許協力条約 (PCT) 国際調査機関 (ISA)、国際予備審査機関 (IPEA) 指定 (2007年のWIPO加盟国総会)。

6

(参考) 途上国協力の実績

- 研修生3,987名、63ヶ国 / 4 地域より受け入れ
- 専門家515名 を32ヶ国 / 1 地域へ派遣
- 研修修了生を対象として、毎年3～4ヶ国にてフォローアップセミナーを開催
- ASEAN主要各国への情報化協力

○1996～2012年度の研修生受入・専門家派遣総数

国名	研修生受入れ	専門家派遣
中国	710	35
インドネシア	561	96
タイ	489	90
ベトナム	453	83
フィリピン	402	46
マレーシア	372	38
インド	295	14
ラオス	63	10
カンボジア	66	7
ミャンマー	36	0
その他	630	96
合計	3,987	515

○各国への情報化協力

国名	出願事務	検索	情報発信	電子出願
タイ	○	○	○	
インドネシア		○	○	
フィリピン	○	○		
ベトナム	○	○	○	○
マレーシア	○	○		

7

二国間協力: ミャンマー

- ミャンマーは、特許法、意匠法、商標法、著作権法等の知的財産権法制定と知的財産庁設立を検討しているが、知的財産権法制度の整備や審査官等の職員の人材育成等に課題がある。
- 2013年2月に、首都ネーピードーにて、日本国特許庁長官とミャンマー科学技術省大臣との間で会合を行い、ミャンマーにおける知的財産システムの構築に向けた日本とミャンマー間の協力が進展。

- ミャンマーの産業財産権法及び規則案に対するコメントをミャンマーの担当機関に提供。
- WIPOと協力して、ミャンマーからの訪問調査団を受入。
- ミャンマーにおける知財庁の設立及び発展等のための専門家派遣の可能性を検討。
- ミャンマーの知財庁の設立及び発展のため、6ヶ月の長期研修生を招へいするなど、ミャンマーの関係者を招へいて研修を実施。
- 日本国特許庁の産業財産権に関する審査の運用マニュアル及びその他の資料を英訳してミャンマーの担当機関に提供。
- ミャンマーの担当機関に特許の審査官等を派遣し、審査業務に関するアドバイスを実施。
- ミャンマー等において産業財産権に関するセミナーを開催。

8

「ミャンマー知的財産制度整備支援チーム」の設置

- 我が国の知的財産制度や特許に関するノウハウをミャンマーに提供し、我が国にとって親和性の高いミャンマー知的財産制度を早期に確立させるための方策を議論する「ミャンマー知的財産制度整備支援チーム」を設置し、我が国企業のミャンマー進出を推進する。

ミャンマー知的財産制度整備支援チーム

- 法案等検討WG**
ミャンマー知財法案、細則案についての助言・提案、今後のPCTやマドリッドプロトコル、ハーグ協定といった条約への加盟に向けた助言・提案など。
- 業務フロー・IT検討WG**
今後設置が予定されるミャンマー知的財産庁(仮称)の業務フローや組織構成、業務に必要なITインフラについての助言・提案など。
- 知財戦略WG**
ミャンマー政府が検討している知財ロードマップや、今後設置が予定されるミャンマー知的財産庁(仮称)での研修プログラムについての助言・提案など。

9

(参考) ミャンマーにおける知財制度整備支援プロセス

10

関税技術協力について

平成26年1月24日
関税局参事官室(国際協力担当)

関税技術協力の実施形態

我が国関税局・税関独自の支援(技術協力)

- WCO国際標準の具体的な実施に向けた支援
- 我が国税関の経験とノウハウを提供
- ⇒**受入研修、短期専門家派遣**

WCOを通じた支援(多国間援助)

- 国際標準、ベスト・プラクティスの導入・普及の促進
- ⇒**セミナー・ワークショップへの専門家派遣**
- 人材育成プログラム**等

JICAを通じた支援(技術協力、無償資金協力)

- 外交ルートを通じた支援要請に基づく支援を実施
- ⇒**受入研修、長期・短期専門家派遣、機材供与**等

関税技術協力の予算規模と実績

予算規模	実績(H24年度)
予算規模(2013年(平成25年度)) : 5.5億円 ○ 関税局二国間援助経費 : 1.6億円 ○ WCO関税協力基金(CCF)への拠出金 : 2.3億円 ○ WCO模倣品・海賊版対策拠出金 : 1.4億円 (2008年度から開始) ○ APEC事務局への拠出金 : 0.2億円	＜二国間の支援＞ 政府開発援助の一環として、主に開発途上国税関当局からの要請を受けて、研修員受入、専門家派遣、ハイレベルな政策対話を実施 本邦受入研修(人数): 183名 専門家派遣(人数): 161名 2. 概要 我が国と経済的に緊密なASEAN(ブルネイ、シンガポール以外)、TIC ADV(第5回アフリカ開発会議)の成果(OSBP支援を規定)への対応として、アフリカ地域に重点を置きつつ、支援を実施。

関税技術協力関係予算の推移

関税協力理事會拠出金
二国間援助経費

＜国際機関を通じた支援＞

主としてWCO関税協力基金(CCF)への我が国の任意拠出金を活用して、開発途上国メンバーに対する地域・国別セミナー、ワークショップ等を実施

1. 平成24年度実績
本邦受入研修(人数): 133名
専門家派遣(人数): 30名
2. 概要
アジア太平洋地域を中心に国際標準に即した制度の整備、実施に向けた支援の実施。また、IPR分野に特化した支援を地域に限定せず実施するため、20年度から「模倣品・海賊版拡散防止のための拠出金」を拠出。

研修員受入実績

～24年度までの実績は延べ5,198名、昨年度は71か国316名を受入～

分野例

- 分類
- 関税評価
- 事後調査
- リスク管理
- 税関相談官制度
- 貿易円滑化
- 等

受入研修員の地域別割合(CO12年度)

専門家派遣実施実績

～24年度までの実績は延べ1,419名、昨年度は27か国へ191名を派遣～

分野例

- 分類
- 関税評価
- 事後調査
- リスク管理
- 知的財産
- 原産地規則
- 通関システム
- 等

専門家派遣の地域別割合(CO12年度)

WCO(World Customs Organization:世界税関機構)

(2014年1月1日現在)

世界179か国・地域からなる税関関連の唯一の国際機関。1952年に設立(日本は1964年に加入)。関税制度の調和・統一及び税関行政の国際協力の推進により国際貿易の発展に貢献することを目的。事務局本部はベルギーのブリュッセル。

主な機構

- 総会: 最高意思決定機関、加入国の税関当局の最高責任者で構成
- 政策委員会: 主要政策課題を検討、我が国を含む30か国で構成
- 財政委員会: 財政事項の検討、我が国を含む17か国で構成
- 各技術委員会等

事務局組織

- 事務総局長: 御影邦雄(日本) 2009年1月～2018年12月
- 事務総局長次長: セルヒオ・ムヒカ(チリ) 2010年1月～2014年12月
- 副総局長: ジュゼッペ・ファブリス(イタリア) 2012年1月～2016年12月
- 総幹事局長: 朱 高登(中国) 2011年1月～2015年12月
- キレド・ド・ソレル・ド・ソレル局長: エリック・キーク(南アフリカ) 2011年1月～2015年12月

WCOを通じた国際協力

WCO主催のセミナー、ワークショップ、診断ミッション等に専門家を派遣

※ アジア大洋州地域の事業実施は、WCOキャパシティビルディングアジア大洋州地域事務所 (ROCB A/P, 2004年9月にバンコクに設立) が担当

人材育成プログラムの実施にあたり参加者を受入

フェローシップ・プログラム
キャリアディベロップメント・プログラム
留学生制度 (政策研究大学院大学、青山学院大学)

WCO事務局等にテクニカル・アタッシェを派遣

6

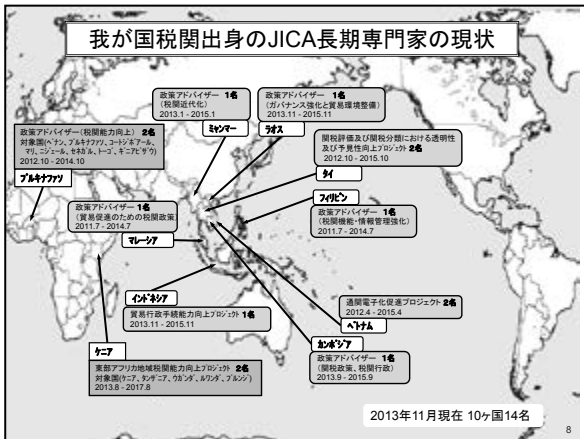
JICAプログラムの実施形態

外交ルートを通じた支援要請に基づき、支援を実施

- 受入研修
 - 集団研修 (税関行政セミナー)
 - JICA技術協力プログラム (国別集団研修、カウンターパート研修)
- 専門家派遣
 - 長期派遣専門家 (派遣期間1年以上、現在10ヶ国に14名を派遣中)
 - 短期派遣専門家 (要請に応じてその都度)
- 機材供与
 - 分析機器など

7

我が国税関出身のJICA長期専門家の現状

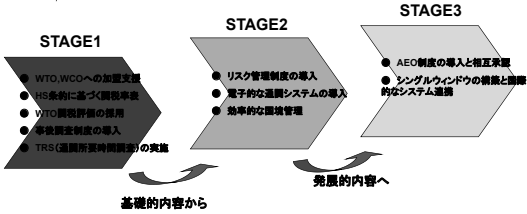


8

アジアにおける貿易円滑化

- 基本的な税関関連手続・制度である関税分類、関税評価、事後調査から、より先進的なリスク管理、通関システム、AEO制度等まで、ASEAN各国の税関手続の近代化を図り、アジアにおいて切れ目のない物流を実現する。
- 日本税関は、JICA、WCO、ADBと共同し、ASEAN各国毎に包括的な「複数年支援計画」を策定、実施。

各国税関行政の実情やニーズに応じて我が国から税関分野における技術協力を実施。



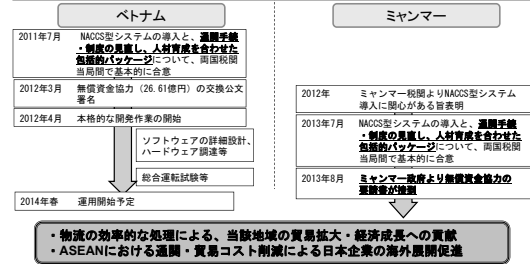
9

NACCS型システムの海外展開

- 世界の成長センターであるアジア地域における貿易の急激な増大
- ASEAN自身の目標として、2015年までの域内全体のシングルウィンドウ化
- 我が国企業の、ASEAN地域におけるサプライチェーンの高度化・緻密化

ASEAN各国の課題として通関システムの近代化

世界最先端のNACCS型システムをアジア地域へ展開



10

関税技術協力の位置づけ

技術協力は一方通行ではなく、相手国と我が国の双方にメリットがあるもの

〔参考〕財務省の政策目標

政策目標6-2-4 知的支援

- 開発途上国が持続的な発展を進めるためには、適切な制度の構築が必要。
- 開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等の協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要。
- この観点から、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、協力関係を強化。

11

途上国の税関近代化支援に係る政府全体の方針(抜粋)

①「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)

1. 競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等
(3) 海外展開の推進
・税関分野の技術支援等を通じた、途上国税関における貿易円滑化による日系企業支援

②「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)

- 第Ⅱ 3つのアクションプラン
二 戦略市場創造プラン
テーマ3 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築
・アジア諸国において、我が国の総合的物流情報プラットフォームシステムであるNACCSの導入を目指す。国内においては、本年10月までにまずは各種電子手続きをNACCSに統合する等、業務効率化の迅速化、ペーパーレス化を促進する。併せて、必要に応じ港湾の利用時間の延長(港湾のゲートオープン・税関の24時間化等)を推進する。

③「インフラシステム輸出戦略」(平成25年5月17日第4回経済協力インフラ会議)

- 第2章 具体的施策
(2) 経済協力の戦略的展開(政策支援ツールの有効活用)
① 技術協力・業務実地協力の活用
・無償資金協力や技術協力を活用した途上国側の開発計画の策定や、専門家派遣・各種研修等を通じた日系企業のビジネス環境の整備、インフラの海外展開支援<外務省、経済産業省、財務省>
・JICAによる開発計画調査、官民連携による現地産業人材に対する受入研修、専門家派遣による日系企業の海外展開支援<経済産業省、財務省、JICA>
第3章 地域別取組方針
1. ASEAN地域 <現在の取組状況>
・2015年のASEAN共同体構築に向け、物理面、制度面及び人的交流面での地域の連結性強化に関するインフラシステム支援を推進。特に、～(中略)～、域内の貿易円滑化に資する通関システムの構築支援(これに依る技術協力も含む)、～(中略)～に基づく支援が重要。

日本弁護士連合会の国際司法支援 活動報告(2013年度)

日本弁護士連合会国際交流委員会
委員長 矢吹 公敏

平成26年1月24日
法整備支援連絡会

日弁連の2013年度活動歴

- ◆本邦研修(JICAからの委託研修)
ベトナム国別研修「弁護士実務」
モンゴル国別研修「調停実務」
- ◆ラオス司法アクセスプロジェクト
ラオス司法アクセス会議及び移動法律相談
- ◆カンボジア弁護士会プロジェクト
弁護士養成校での講義
弁護士ハンドブック作成支援
- ◆アジア司法アクセスネットワーク会議
於ブノンペン
- ◆ILAC会議
於ブラハ
- ◆国際司法支援セミナー

市民社会の形成及び強化に対する支援 アジアにおける市民社会

- 市民社会が政府や経済社会に対する抑制的かつ監督的な作用を自立的に行わせることで、国家のグッドガバナンス(良い統治)が実現することに鑑みれば、アジアでの市民社会の形成・強化は、アジア諸国のグッドガバナンス(良い統治)の実現に向けて喫緊の課題ということになる。
- アジアにおける市民社会形成の問題点
 - アジアでは、西欧のような市民革命の歴史がなく、それに理論的な根拠を提供する哲学や政治学が発展してこなかった。
 - アジア諸国では、植民地支配が長く続き、その後も社会主義や王族・特権階級による支配構造がそれを引き継いだ結果、参政権をはじめとする権利が人々に十分に保障されてこなかった。
 - 社会において教育や啓蒙活動が十分に行われず、通常は都市部で最初の市民として認知される知識層が脆弱であり、地方部ではその傾向はさらに顕著である。
 - 非政府組織(NGO)の活動に対する政府の介入があり、また資金的にも海外からのドナーに頼る以外安定しない。
 - その結果、人々が政府に迎動的となり、強力な批判勢力となり得ない。

市民社会の形成及び強化に対する支援 市民社会と弁護士

- 弁護士は、非政府・非経済社会で仕事をしている。勿論、政府や企業の仕事をしている弁護士は政府や経済社会に関わっているが、多くの弁護士は刑事事件や個人の民事事件を扱い、非政府・非経済社会との関係が深い。
- 弁護士は、政治犯を含めた刑事事件を典型として、人々の基本的人権、特に政府に対する批判的な人々の権利、の擁護に従事する職業であり、いわば政府や経済社会に対する抑制的かつ監督的な機能を有する市民社会の守り手としての役割を期待されている。
- 弁護士は、統治機構の中の司法の一翼を担い、公正な裁判の実現に奉仕する役割を期待されている。特に、裁判官・検察官という官側の司法関係者と異なり、民間の立場でこの機能を有していることに意味がある。
- 弁護士は、法学教育を含めて高度の教育を受けた知識層として、自ら政府や経済社会に対する抑制的かつ監督的な作用を自立的に行わせることができる市民である。また、その結果、他の人々を啓蒙、教育して、市民として育成する役割も期待されている。
- 弁護士の団体である弁護士会は、そのような弁護士を組織し、その活動を支えるとともに、個々の弁護士が政府から迫害されるなどした場合に、それを守る主体として機能する。
- 弁護士は、弁護士会だけではなく様々な人権団体、NGOで働いており、そうした組織された市民団体の中核を担っている。

カンボジア王国弁護士会プロジェクト報告

- 2007年2月合意書議事録(Record of Discussions)にしたがって、独立行政法人国際協力機構(「JICA」)の技術協力プロジェクトとして、2007年6月から2009年6月まで実施された。開発パートナー事業の後継プロジェクト。その終了後、日弁連による草の根支援
- 2013年度は、①弁護士養成校での講義、②弁護士ハンドブックの改訂を実施している。
- 日弁連の国際司法支援活動基金によるファンド利用

ラオス弁護士会プロジェクト報告

- ラオスでの弁護士の不足と人々の司法に対する極端なアクセス障害
- 2012年9月『ラオスにおける市民の司法アクセスの諸問題と解決提言』をテーマとする国際会議を開催
- 2013年度は相談技法の研修・法律相談会支援(2014年3月)
- 人権が実質的に保障されるためには、人々が法により賦与された権利を知り、かつその権利を行使するための環境が整っていることが必要である。司法アクセス問題の解消は、市民の人権保障のための重要な課題であると同時に、人々が市民として育成されるためにも必要なのである。
- 国際交流基金、東芝財団からのファンド支援

アジア司法アクセス会議プロジェクト報告

- 2008年10月に、マレーシア弁護士会との共催で、マレーシアのクアラルンプールで、アジア途上国から弁護士を招聘して、「司法アクセスと弁護士会の役割」に関する国際会議を開催。
- 日弁連英文ホームページに、各国の司法アクセスに関する資料を掲載。
- 2010年にブリスベンで第2回の「司法アクセスと弁護士会の役割」に関する国際会議開催。
- 2011年には東京でJICAの枠組みでアジア司法アクセス会議を開催。
- 2014年2月にプノンペンで第3回の「司法アクセスと弁護士会の役割」に関する国際会議を開催する予定。

アジア司法アクセス会議プロジェクト報告(2)

- この会議は、アジアの多くの弁護士会が参加して、各国の法律扶助制度、過疎地域の司法アクセス問題、汚職などの司法アクセスを阻害するその他の要因、調停などの司法以外の主催者による紛争解決手続などの論点について意見交換や討議をするもので、アジア各国の経験交流の場となっている。この会議での情報・意見交換を通じて、各国の弁護士の司法アクセスに対する認識を共有し、相互に協力して各国制度の改善に取り組もうというものである。
- この会議により、アジアの弁護士の司法アクセスに対する認識を高め、さらに各国の人々に裨益し、市民としての認識を高めることが目標である。司法アクセスへの取り組みは、市民社会形成の努力でもある。

アジア地域ビジネス環境整備促進のための法制度
情報収集・確認調査

第15回法整備支援連絡会資料

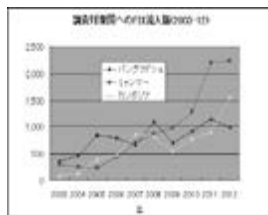
2014年1月24日

アジア地域ビジネス環境整備促進のための法制度
情報収集・確認調査共同企業体

目次

1. 調査対象国のマクロビジネス環境
2. 調査の概要
3. 調査対象国の優先的ビジネス環境課題と改善の方向性
4. 今後の支援にむけて

調査対象国のマクロ経済環境



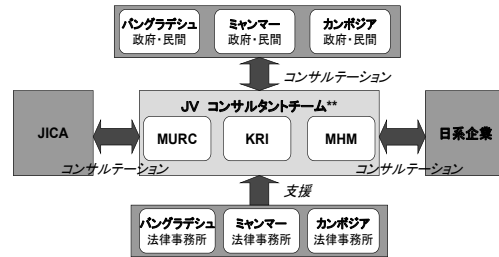
調査対象3カ国の中期的な海外展開有望国ランキングの推移

	2009年	2010年	2011年	2012年
ミャンマー	35位(1)	20位(5)	19位(7)	10位(51)
カンボジア	-	24位(4)	16位(6)	17位(13)
バングラデシュ	28位(2)	15位(8)	16位(8)	19位(10)

出所: JETRO「日本製造企業の海外展開に係るアンケート調査」
各国順位を元にJICA調査団作成
注: 括弧内は、当該国を選択した企業数

出所: UNCTAD, World Investment Report (2013)

調査実施体制



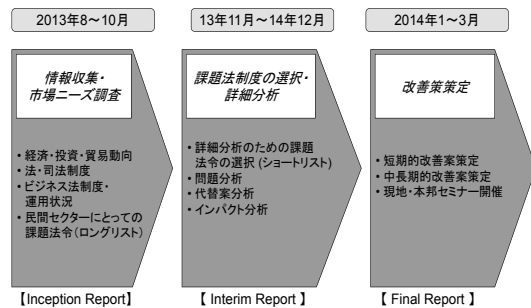
** MURC: Mitsubishi UFJ Research and Consulting Co., Ltd.
KRI: KRI International Corp.
MHM: Mori Hamada & Matsumoto Law Firm

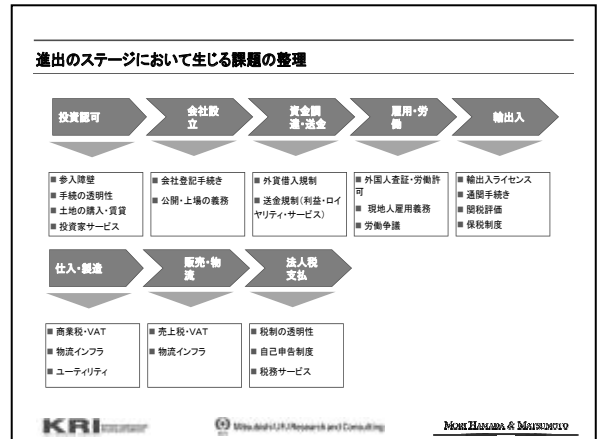
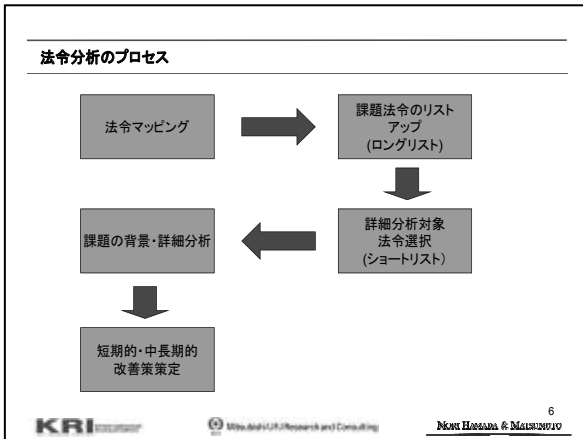
調査の目的

本調査は、上記の背景を踏まえ、以下を目的として当該調査対象3カ国の経済関連法制度に関連したビジネス環境整備に資する情報を収集・調査・分析し、課題を整理する。

- ① 比較的短期的な課題については、具体的な改善提案を取り纏めて相手国関係機関に提言を行うことで、当該国において企業が直面する法制度上の課題の解決を促進し、当該国におけるビジネス環境整備を支援すること。
- ② 中長期的な課題については、将来のJICAの案件形成の検討に資すること。
- ③ 本調査を通じて収集した情報を広く本邦の民間セクターや経済団体に共有することを通じて、日本企業の当該調査対象国等の新興国への海外進出促進の支援をすること。

調査スケジュール





調査対象国の優先的ビジネス課題(ミャンマー)

大分類	中分類	課題
投資	参入障壁	1) 「トレーディング」ビジネスにかかる参入障壁 2) 建設業への参入障壁 3) MICによる投資許可基準及び要件が不明確
	投資家サービス	4) 法令情報の一元化と周知 5) ワンストップサービスの機能向上
会社法・営業許可	会社設立手続き	6) 営業許可及び会社登記手続きの煩雑性
税制・会計	法人税	7) 外国企業支店に対する「居住法人 (Resident)」税率の未適用 (法人税率の内外差別) 8) 自己申告制への移行
	商業税	9) 付加価値税制度への移行
金融・外為	利益配当送金	10) 配当金・ローン返済にかかる事前のMIC認可
貿易・物流	輸出ライセンス	11) 輸出ライセンス品目の緩和及び輸入ライセンスの有効期限
	保税制度	12) 保税制度の導入
労働	査証及び労働許可	13) 査証発給基準、ルールの政府内での不統一、手続きの非効率性
インフラ	建設	14) 特定JV

KRI | Mitsubishi UFJ Research and Consulting | MORI HAMADA & MATSUMOTO

改善の方向性(ミャンマー)

- **外資参入要件の明確化、投資にかかる予見可能性の改善**
MICの投資認可、建設業参入にかかる投資認可について、認可基準及び詳細な要件が不明確。MICの裁量が大きき投資家の予見可能性が低い。投資家にわかりやすく規定を明確化し、投資家の予見可能性を高めることが必要。また、「トレーディング」にかかる営業許可は外国企業の基本的な経済活動であるだけでなく、地場企業への海外市場へのアクセスを促進するメリットもあるため措置の緩和が急務。
- **投資家への法令情報提供、ワンストップサービス及び会社設立手続きの改善**
外資企業が現地法人等を設立する際、ビジネス関連法令を一元的に入手することが困難。また、DICAのワンストップサービス機能が不十分なら、DICAにおける会社設立手続きに特長とコストがかかる。また、事業開始後も送金手続や登記手続が煩雑。これらの手続は外国投資家のビジネスコストを顕著に高めているため、投資家への法令情報提供の一元化、ワンストップサービス機能の強化、会社手続きの効率化が必要。
- **貿易手続の円滑化のための法制度(保税制度・輸出ライセンス)**
AEC加入のためにはアセアン域内外との輸出入取引にかかる貿易手続の円滑化による物流コストの軽減による競争力向上が急務。特に貿易振興のためには、通関の効率化と税制インセンティブを伴う保税制度の確立が必要。ミャンマーにおいては日本のNACCSシステムの導入が予定されているために、保税制度の整備も同時に行っていく必要がある。また、輸出ライセンスについては、中期的には他のASEAN諸国のように、保税のライセンスを必要としない自己申告制に転換するためのあり方を考えていく必要がある。さらに、上述のように外資系企業はトレーディング業者としての輸出入業者登録ができないことがミャンマーの貿易拡大のための障害となっている。
- **税制の近代化**
ミャンマーに導入した外国企業が事業を安定的に行い、かつ、事業を拡大するために、法人税等の税務行政の近代化、効率的な監査制度の実施のための税務行政官・会計士の育成が必要。効率的な税務行政の実現は財政上の重要な問題でもある。
- **インフラ整備のための法制度(特定JV法の整備)**
ミャンマーは電力を軸とするインフラの整備が遅れているが、今後継続的な貿易・投資の拡大のためには、高度な技術力を有する日系企業を始めとする外資系建設会社が大型プロジェクトの請負を行うためには「特定JV」を締結することが国際慣習であるが、同制度が未整備であり、早期に外資系企業が求められる。

KRI | Mitsubishi UFJ Research and Consulting | MORI HAMADA & MATSUMOTO

調査対象国の優先的ビジネス課題(カンボジア)

大分類	中分類	課題
投資	適格投資プロジェクト(QIP)	1) ワンストップ・サービスの機能強化
税制・会計	税務登録	2) QIPと税務登録との不一致
	事前告示制度	3) 税制に関する事前告示制度の導入
	税務調査	4) 担当者が変わった際の税務調査の選及実施
	配当金課税	5) 免税期間中の配当金送金にかかる20%の源泉税
貿易・物流	VAT	6) 輸出型QIPの国内調達原材料に対しVATが課税
	土地リースに関するVAT	7) 土地リースに掛かるVATの解釈と投資政策が不一致
貿易・物流	事前告示制度	8) 関税評価、および原産地に関する事前告示制度の確立
	通関業法	9) 通関業法の整備・通関士の育成
貿易・物流	輸出畜産物	10) 輸出畜産物検査制度・体制の整備
	輸出農産物	11) 輸出農産物検査制度・体制の整備
労働	労働許可	12) 労働許可期間の延長(1年—3年)
インフラ	建設許可	13) 建築基準法の整備

KRI | Mitsubishi UFJ Research and Consulting | MORI HAMADA & MATSUMOTO

改善の方向性(カンボジア)

- **投資調達サービス改善に係る措置**
実情に即した投資認可・支援サービスの体制の確立
- **税務手続改善に係る措置**
— 税務登録の改善
— 税務に関する法令の開示・コンサルテーション
— 延滞税の課税に対する基準の設定
— 免税配当金に対する配当金課税の廃止
— VAT課税に対する還付加算金制度の導入
— 土地リースを税法57条の非課税品(Non Taxable Supplies)に加える
- **貿易円滑化に係る措置**
— 事前告示制度(関税率・関税評価・原産地)の導入およびサービス体制の確立
— 通関業および通関士に係る既存の法令の修正に係る提案
— 輸出畜産物・輸出農産物の検査・手続きの改善

KRI | Mitsubishi UFJ Research and Consulting | MORI HAMADA & MATSUMOTO

調査対象国の優先的ビジネス課題(バングラデシュ)		
大分類	中分類	課題
外国投資	投資規制	1) 外資の規制業種(サービス産業等)の参入条件が不透明
		2) 縫製業に係る運用面の実質的な参入障壁(BGMEA)による保税加工必要書類(UD)の発行
	投資家へのサービス	3) 関連法令の一元的な管理による英文での周知の必要性
		4) ワンストップ・サービスの強化・拡充
土地の登記制度	5) 複雑で把握困難な土地の権利関係	
会社法・営業許可	会社設立	6) バングラデシュ証券取引委員会(BSEC)の許認可問題(資本金1億タカ超、4億タカ超、5億タカ超にかかる規制)
税務	VAT	7) 商品の販売価格登録額に基づくVATの計算
金融・為替	外貨借入	8) ワーキングキャピタル用途の外貨借入不可
	送金規制	9) 貿易外取引(サービス・フィー等)の外貨送金規制
貿易・物流	保税制度	10) 保税制度の適用規制が厳しい(国内販売割合)
	関税	11) 関税評価のための基準価格が実際の取引価格より高く算定される
労働	査証・就労許可	12) 投資企業関係者(家族を含む)の査証・就労許可書に係る基準が不明確で手続が遅延
	雇用	13) 商業分野では外国人駐在員1名に対して、ローカル・スタッフ5名、製造分野では同20名の雇用が投資審査基準
インフラ	PPP	14) PPP法の整備

KRI

Mitsubishi UFJ Research and Consulting

MORI HAMADA & MATSUMOTO

改善の方向性(バングラデシュ)	
■	<p>外資規制・外資の参入条件の明確化</p> <p>バングラデシュ政府は、同国への外国投資に係る基礎的情報(外資規制・外資の参入制度)を十分に整備し、正確に对外発信すると共に、規制緩和や諸改革を進めることを外資系企業に確信させるよう努めることが重要。</p>
■	<p>BOIのワンストップ・サービス機能の強化</p> <p>BOIが名実ともに投資のワンストップ・サービス機能を十分に果たしていくことは、行政手続の効率化を図り、外資系企業のビジネスコストを削減する上で非常に重要。そのためにはBOIの組織能力・機能強化を図っていく必要がある。</p>
■	<p>国際的な商慣習に反する非合理的な規制の撤廃</p> <p>「バングラデシュ証券取引委員会(BSEC)の許認可問題(資本金1億タカ超、4億タカ超、5億タカ超に係る規制)」や「商品の販売価格登録額に基づくVATの計算」など国際的な商慣習に反してビジネス活動の自由度を不当に制約する規制は撤廃するべきである。</p>
■	<p>資金の流れ(外貨借入・外貨送金)に係る規制の緩和</p> <p>「ワーキングキャピタル用途の外貨借入不可」や「貿易外取引(サービス・フィー等)の外貨送金規制」など資金の流れを制約する規制は、外国投資家のビジネス展開の予見性や柔軟性を阻害するものである。業種、業務内容、ビジネス展開時期等に依じた柔軟な対応が求められる。</p>
■	<p>内需と外需のバランスのとれた発展を目指すためのビジネス環境整備</p> <p>「保税制度の厳格な適用規制(国内販売割合)」は、輸出志向型の企業が同時に内需用に製造・販売を行うビジネスチャンスを妨げるものである。本件の改革を進めるためには、内需型国内産業への技術移転やスキルの上上げ等を適切にwin-win関係の構築が重要な鍵となる。</p>
■	<p>人材育成(技術・スキルの向上)を目的としたインセンティブシステムの推進</p> <p>バングラデシュの競争力強化を図るためには、その基盤となる技術やスキルの開発・強化を急務に置いた。技術移転、人材育成の促進が重要。上述のwin-win関係の構築を図るためにも、外資系企業向けのインセンティブシステムの導入・推進が求められる。</p>

KRI

Mitsubishi UFJ Research and Consulting

MORI HAMADA & MATSUMOTO

今後の支援に向けて	
今後3カ国へのビジネス環境改善支援のためには以下を検討する必要がある。	
■	法令公布前の民間セクターとの対話・コンサルテーション体制の強化
■	法令公布前における重要ビジネス法令の民間セクターへのインパクト分析
■	法令情報の一元化・英語による周知体制の強化
■	外国投資窓口機関の投資認可・オペレーションに係るワンストップ・サービスの機能強化
■	税務行政制度近代化・税務サービス向上(自己申告制度、事前教示制度、税務調査等)
■	貿易行政手続円滑化(輸出入ライセンス簡素化、関税事前教示、関税評価、保税機能拡充等)
■	インフラ整備のための法整備(PPP法、特定JV等)

KRI

Mitsubishi UFJ Research and Consulting

MORI HAMADA & MATSUMOTO

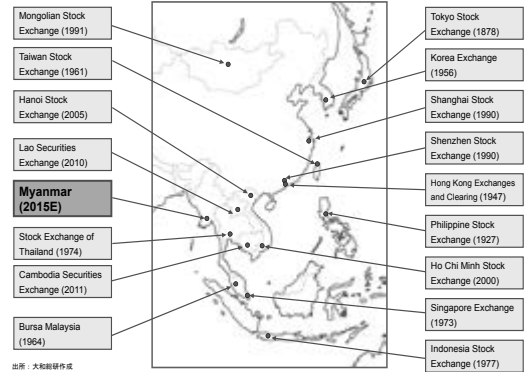
ミャンマー証券取引所プロジェクトについて

2014年1月24日

大和総研 アジア事業開発本部

Daia Institute of Research Ltd.

アジアの証券取引所設立年



出所：大和総研作成

2

ミャンマー証券取引所プロジェクトの歴史

1990年代	2000年代	2010年代
証券取引所プロジェクトの抽籤からアジア通貨危機による停滞期入りへ	ミャンマー銀行危機の発生(2005)	ティン・セイン政権成立で経済改革路線へ
1993 大和総研(DIR)が証券市場育成支援のMOUをミャンマー政府と締結	2007 MSECが銀行1銘柄の株式店頭売買を開始	2012.5 ミャンマー中央銀行(CBM)と東京証券取引所(現日本取引所グループ)、DIRが取引所設立支援のMOUを締結
1995 証券取引所法草案作成をDIRが支援	2008 ミャンマー政府が資本市場開発委員会を設立	2012.8 CBMと財務省財務総合政策研究所が証券法整備支援のMOUを締結、ワーキンググループ立ち上げ
1996 ミャンマー証券取引センター(MSEC)設立(DIR 49%、ミャンマー経済銀行50%)	ミャンマー政府が資本市場開発ロードマップを作成(2015年の証券取引所開業目標)	2013.7 新ミャンマー中央銀行法成立(CBMが財務省から独立)
1997 MSECが木材会社1銘柄の株式店頭売買を開始	上：MSEC入口 左：MSECが入居するビル(ミャンマー経済銀行ヤンゴン)	ミャンマー証券取引法成立 証券取引委員会(SEC)設立 証券取引所会社設立 ヤンゴン証券取引所開業

3

ラオス・カンボジア・ミャンマーの証券取引所プロジェクト比較

	ラオス	カンボジア	ミャンマー(計画)
証券取引所名	Lao Securities Exchange	Cambodia Securities Exchange	Yangon Stock Exchange
取引開始	2011年1月	2012年4月	2015年10月
組織形態	株式会社	株式会社	株式会社
株主構成	ラオス中銀51% KRX 49%	カンボジア財経省55% KRX 45%	ミャンマー政府 日本
上場企業数	3	1	未定
証券会社数	2	11	未定

出所：大和総研作成

4

証券取引所設立に必要なもの

SEC

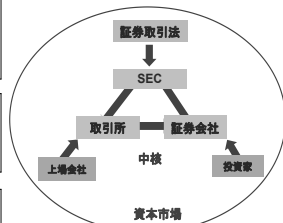
- ① ミャンマーの資本市場を管轄するのは従来ミャンマー中央銀行(CBM)だったが、2013年7月にCBMが財務省から独立し、財務省管轄に。
- ② 2014年に証券取引委員会(SEC)が設立されれば、SEC管轄に変更見込み。

証券取引所

- ① 取引所の運営ルール制定。
- ② ITシステムの導入。

証券会社

- ① SECが証券会社のライセンスを発行。
- ② ライセンスを取得した証券会社は投資家を開拓する。
- ③ 証券会社はまた企業を上場させる役割も担う。



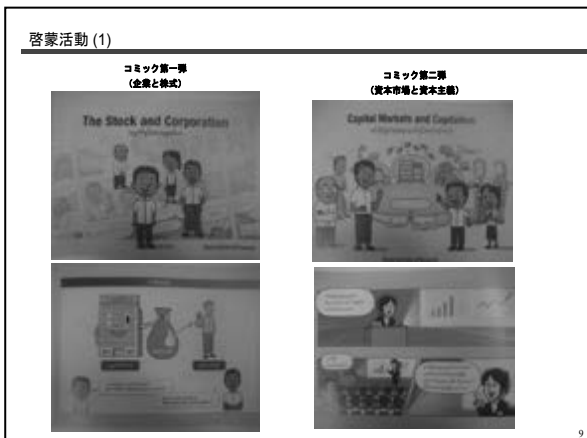
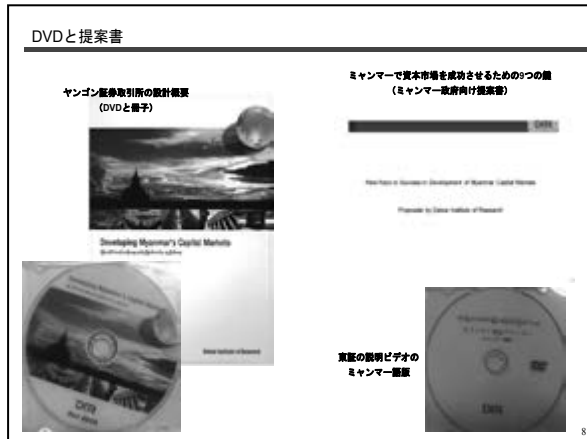
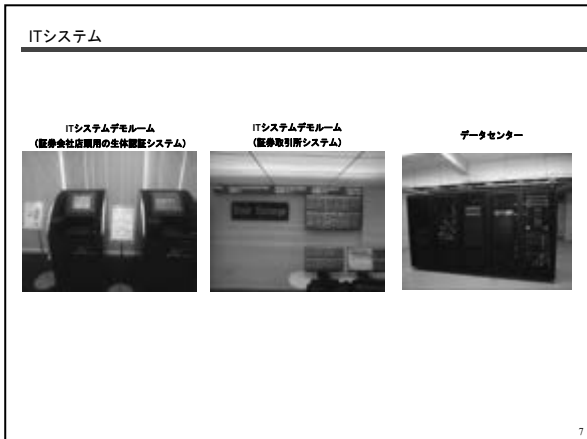
5

証券取引所プロジェクト成功に向けて

ミャンマー中央銀行・東京証券取引所・大和総研のMOU調印式 (2012年5月29日) ウィン・セイン財経大臣・セットアウン閣僚計画経済開発大臣・タンニェイン中銀総裁の質疑見学 (2012年10月12日)



6



～ 出張報告 ～

ラオス刑事訴訟法現地セミナー及び刑法典フォーラム

国際協力部教官

川 西 一

1 出張の概要

法務省は、1998年からラオスに対する支援を開始し、司法関係者を日本に招いての研修、現地への専門家派遣などを実施してきた。その後、2003年から2007年までの間、JICA（独立行政法人国際協力機構）の「法整備支援プロジェクト」において、民法と企業法の教科書・民事第一審裁判の判決書マニュアル・検察官執務マニュアルの作成を支援し、2010年からは、人的組織的能力向上による司法、立法及び行政各実務の改善を目的としたJICA「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）において、教材作成及びその普及活動を行っている。当部は、これまで、長期専門家及び短期専門家の派遣、現地セミナーの実施、本邦研修の受入れ、アドバイザーグループへの参加等、ラオスに対する支援に協力してきた¹。

本職は、2013年12月に実施された刑事訴訟法現地セミナー等に短期専門家として参加するとともに、法務省によるラオス刑法典起草支援として実施した刑法典フォーラムに、当部の白井涼専門官（法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門国際協力専門官）と参加したので、その概要を報告する。

2 刑事訴訟法現地セミナーについて

(1) 本プロジェクトについて

ラオスでは、法学教育・実務における研修においても法理論の体系的説明がなく、実務における問題について法理論との関連付けがほとんど行われていない状況があった。そこで、法理論と関連付けられた法学教育・研修を行い、法律実務を改善する人的・組織的能力を向上させることを目標とした本プロジェクトが、2010年7月に開始され、当部は、長期専門家及び短期専門家の派遣、現地セミナーの実施、本邦研修の受入れ、アドバイザーグループへの参加等の協力を行っている。本プロジェクトでは、ラオスにおける刑事訴訟法の法理論と実務上の問題について、体系的に分析・検

¹ 本プロジェクトについては、本誌44号の特集記事に詳述されているほか、本誌47, 50, 51, 53, 57及び58号には、これまでの研修の実施状況が報告されているので御参照されたい。

討し、その結果を「モデル教材」に取りまとめるとともに、ラオスの司法関係機関及び法学教育機関に所属する職員・教員に対し、その内容の普及を行うことが、成果の一つとされている。

(2) 普及セミナーについて

本プロジェクト刑事訴訟法サブワーキンググループ（以下「SWG」という。）は、既に刑事訴訟法手続チャート（以下「手続チャート」という。）を完成・出版していたが、2012年の同法改正により手続チャートの改訂を行ったことから、改訂版手続チャートを用いた改正刑事訴訟法の普及活動を行っている。その活動の一環として、2013年12月、ラオス北部のルアンパバーン市において、ラオス北部7県の司法関係機関及び法学教育機関の職員・教員を対象に、SWGメンバーによる手続チャートを用いた改正刑事訴訟法手続のプレゼンテーションと日本側専門家による証拠法に関するプレゼンテーションを内容とする普及セミナーが実施され、本プロジェクトの中村憲一長期専門家、伊藤浩之長期専門家と共に、当部から本職が短期専門家として参加した。

普及セミナーは、2013年12月16日から17日にかけて、ルアンパバーン市内のルアンパバーン県農業森林局会議室において、SWGメンバー（11名）のほか、ラオス北部7県に所在する司法関係機関及び法学教育機関の代表者約60名を集めて行われた。

普及セミナーにおいては、SWGメンバーにより、手続チャートを用い、捜査手続、裁判所及び弁護人の役割等について、改正刑事訴訟法に関するプレゼンテーションが行われ、その後、日本側専門家から、証拠法における日本とラオスの比較、日本における証拠法の概要、自白の信用性の判断のテーマでプレゼンテーションが行われた。



SWGメンバーによるプレゼンテーションは、議論を重ねて手続チャートを書き上げたことによる自信に満ちたものであって、その内容も条文への言及はもちろん、条文がない部分についての指摘と実務での運用など、時には周辺国の手続との比較をするなどして、説明としても簡潔かつ適切なものとなっていた。夏に実施した本邦研修から、数か月しか経っていないが、その間にも更なるキャパシティの向上があることが、プレゼンテーションからも伺うことができた。

また、普及セミナーの参加者からも、手続チャートの改善点や今後の改訂へ向けた提案が、積極的に行われ有益な議論が重ねられた。その多くは、非常に建設的なもの

であり、その回答も SWG メンバーにより行われ、日本側専門家から特にコメントする必要もない場合がほとんどであり、SWG メンバーのみならず、その周辺にもプロジェクトの成果が波及していることが感じられた。

一方、捜査機関の出席者からは、捜索差押の許可について、緊急で行った場合、事後に日付だけ遡らせて許可を事前に得たことのできるかといった質問もあり、特に地方においては理解に差があることを感じた。

会議の途中、休憩後の開始前などで、参加者が歌を披露するのが恒例のようであり、特に北部地域の民謡などが歌われていたようである。本職も、一曲披露させていただいたが、確かに、場を和ませる効果があり、ラオスらしい企画であった。

(3) 現地セミナーについて

SWG メンバーは、上記のとおり、改正刑事訴訟法の普及活動を行う一方、他の成果である「モデル教材」の完成に向け、ラオス刑事訴訟法の分析・検討に基づいて体系的な章立てを行い、各章についてそれぞれの担当者を決め、「モデル教材」の執筆を行っていた。本セミナー開催当時は、本プロジェクトの終了まで半年余りとなり、刑事訴訟法アドバイザーグループから本邦研修や JICA-NET 会議を通じて頂いたコメント・アドバイスをドラフトに反映させるなどして、執筆も大詰めを迎えていた。そこで、法改正を適切に反映し充実した「モデル教材」の最終ドラフトが効果的・効率的に行われるようにするため、上記普及セミナーに引き続き現地セミナーが開催された。本セミナーには、ラオス刑事訴訟法アドバイザーグループの同志社大学大学院司法研究科洲見光男教授に御参加いただき、各メンバーが執筆したドラフトについて、コメントやアドバイスを頂き、各論点について集中討論を行った。また、北部法科大学の教員にも、議論に参加してもらい、改正刑事訴訟法に関する情報提供のみならず、法律学における思考方法についても知る機会を提供した。

本セミナーは、上記普及セミナーに引き続き、2013年12月17日午後は、ルアンパバーン県農業森林局会議室において、翌18日及び19日は、ルアンパバーン市内の北部法科大学において開催された。本セミナーには、普及セミナーに参加していた刑事訴訟法 SWG メンバー9名のほか、会場となった北部法科大学からも法学の教員8名が参加した。

本セミナーでは、「モデル教材」の捜査、起訴、控訴審、破棄審及び再審の各章のドラフトについて、洲見教授や専門家からコメントがなされ、各論点について議論を行った。今回検討したドラフトは、その多くが初稿について本邦研修で検討しており、今回はそこから更に議論を進める内容となった。議論についても、各メンバーから、条文の文言解釈、趣旨からの解釈などの意見が出されるなど、本邦研修からも更にレ

ベルの高いものとなっていた。

また、法学教育機関から参加している研究者メンバーが、ある論点について法理論的な帰結を示して意見を述べ、それに対し、裁判官、検察官の実務家メンバーが実務における実情を述べたところ、結論が異なることがあった。確かに、条文を素直に読めば、研究者メンバーの意見のとおりであるが、実際上は実務の運用が適切と思われる例であった。この論点については、理論と実務をつなぐ議論が交わされ、プロジェクトが狙いとしている成果が着実にあがっていることを感じた。

本邦研修においては、SWG メンバーの年少者は、ほとんど発言することはなかったが、本現地セミナーでは、これまで議論に加わったことのない、若いメンバーが積極的に意見を述べていたのも印象的であった。

3 刑法典フォーラムについて

ラオス現行刑法は、1990年に制定後、2001年及び2005年に一部改正が行われたが、ラオス政府は、現行刑法を抜本的に改正した刑法典を新たに起草し、2015年の国民議会承認を目指すこととし、2013年から刑法典起草活動を本格化させている。2010年7月に開始された本プロジェクトは、民法典起草支援はその活動の一部としたが²、刑法典起草支援については、その活動の一部とはせず、現地専門家により可能な範囲で対応することとした。そこで、本プロジェクトは、2013年5月及び11月に、ラオス司法省との共催により、「刑法典フォーラム」を開催し、ラオス側から高い評価を得ていた。その後も、ラオス側からは、刑法典を国際条約及び世界標準に整合したものとすべく、日本からの支援を求める声が寄せられていたことから、法務省は、国際条約等と整合した国際社会の一員にふさわしいラオス刑法典の制定には、日本の知見の更なる提供が有益と考え、本プロジェクト及びラオス司法省との共催により、「第3回刑法典フォーラム」（以下「刑法典フォーラム」という。）を開催したものである。

「刑法典フォーラム」は、本プロジェクト及びラオス司法省との共催により、2013年12月20日及び21日の両日、ビエンチャン市ドンチャンパレスホテル会議場において開催された。

ラオス側からは、12月20日は、インタパンヤ司法省法律局副局长、刑法典起草委員、各省庁の法律担当者及びSWGメンバーなど約50名が、翌21日は、休日にもかかわらず、ケート司法副大臣、ブンポン司法省法律局局长、刑法典起草委員及びSWGメンバーなど約30名が参加し、日本側からは、刑事訴訟法現地セミナーに引き続き洲

² ラオス側の要請を受け、中間レビュー（2012年8月）の際、プロジェクト活動に民法典起草作業が加えられた。

見教授に御参加いただいたほか、中村専門家、伊藤専門家及び川村仁専門家と共に、本職及び白井専門官が参加した。

刑法典フォーラムでは、最初に、洲見教授から「刑事立法に当たって ―比較法的観点から―」と題して、刑法の基本原則・原則に関する講義が行われ、それに対する質疑応答を行い、その後、ラオス側から、ラオス刑法典草案についてプレゼンテーションが行われ、それに対する質疑応答及び意見交換が行われた。



洲見教授による講義は、罪刑法定主義と、それに付随する明確性の原則、類推適用の禁止など、刑法の基本原則について、その思想的背景等から具体的かつ詳細に説明するものであった。また、洲見教授のアメリカ、ドイツでの研究生生活を踏まえて、アメリカ模範刑法典、ドイツ刑法などからの比較法的視点からも検討を加えたものであり、刑法に関する国際標準というべき基本原則について、インプットするものであって、ラオス刑法典の起草にも、多くの示唆をもたらすものであった。

質疑応答、意見交換においては、各参加者から積極的に意見が述べられた。その多くは洲見教授の講義で触れられた基本原則との関係で、ラオス刑法の問題点について問題提起するものであり、非常に建設的なものであった。例えば、類推適用禁止と窃盗罪の関係では、ラオス刑法の窃盗罪は、「人が知らないうちに」物を奪取することが構成要件とされているところ、面前で奪取した場合に窃盗罪を適用することができるかなどというものである。そのほかにも、明確性の原則とラオス刑法典の規定との関係、法益保護機能とラオス刑法各則の関係、故意犯処罰の原則、各省庁所管法令とラオス刑法典との関係、姦通罪の是非、処断刑の定め方及び犯罪者リストからの抹消に関する規定など、多くの論点について、出席者による活発な議論が行われた。

刑法典フォーラムでは、ラオス刑法典起草委員及び各省庁の法律担当者が一堂に会し、ラオス刑法典制定における諸問題について、活発な質疑応答・意見交換が行われた。そのため、刑法典起草委員のみならず、各省庁の法律担当者から、刑法典案へのコメントを得ることができたのは、ラオス司法省にとっても、非常に有益な情報収集及び意見交換の機会となったようであった。

4 おわりに

本プロジェクトは、予定どおり、本年7月に終了することとなり、刑事訴訟法 SWG

としては、今回紹介した現地セミナーが最後の現地セミナーとなった。本プロジェクトの成果としては、SWGの適切な運営、モデル教材の作成、司法機関関係者、法学教育関係者への普及が挙げられているが、今回、ルアンパバーン市での普及セミナーに実際に参加して、SWGメンバーが、普及セミナーの運営、刑事訴訟法手続の説明、質疑応答を自主的に行う能力が十分にあることが、この目で確認できた。また、モデル教材については、昨年8月に実施した本邦研修の時点において、既にほぼ全編のドラフトの検討が行われていたため、今回の現地セミナーでは、各論点について更に深い議論を行うことができた。また、議論の質も、研究者メンバーが、法理論に基づいて意見を述べ、それに対し、実務家メンバーが実務での運用の観点から意見を述べるなど、正に法理論と実務をつなぐ議論が繰り広げられていた。確かに、モデル教材の作成には、多くの時間を要したかもしれないが、各機関から参加したメンバーが、ラオス法に対する一応の共通認識を獲得し、その上で理論と実務の克服を目指すレベルに到達しつつあるのは、モデル教材の作成作業において、絶えず議論を繰り返し、専門家がそれを辛抱強く見守ったからに他ならない。飽くまでラオスの法律家による自立的発展を志向するプロジェクトとしては、このような手法は最も有効なものであったと思われる。本プロジェクトは、本年7月をもって終了し、次フェーズが開始されるが、モデル教材については今後も改訂を続ける必要があり、法制度整備の基盤となる民法典及び刑法典は、いずれも未だ起草作業中である（いずれも2015年制定予定）。ラオスの司法制度の強化、法制度の信頼向上には、これら基本法が適切に制定・普及されることが必要不可欠であって、今後も継続的なフォローが必要と思われる。その中で、次フェーズにおいて、刑法典起草支援を活動内容の一部とできるようになったことの意味は大きく、それはひとえに、現地専門家が限られたリソースの中で刑法典起草支援を続けてきたことによるものと思われる。また、本プロジェクトにおいては、SWGメンバーについて基礎的能力が開発されたに過ぎず、その成果を普及活用し発展させなければ、本プロジェクトの成果の定着は困難であることからすれば、今後もラオスに対する支援の継続が必要であって、当部としては、引き続きラオスに対する支援に全面的な協力を続けていく所存である。

以上

～ 国際研究 ～

第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究

国際協力部教官

毛利友哉

第1 はじめに

法務総合研究所は、2014年2月23日（日）から同年3月2日（日）まで（移動日を含む。）、第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施した¹。研究員は、インドネシア最高裁判所（以下、「最高裁」という。）のハムダン・クダエダー判事を団長とする15名であった（詳細は、別紙1を参照されたい。）。

第2 本共同研究実施の背景

インドネシアは、1998年のスハルト体制崩壊後、法曹養成の活性化や汚職撲滅などといった司法制度改革を重要な国家的課題と位置付け、2010年から2014年までの国家中期開発計画も、グッドガバナンスを優先目標の一つとしている。しかし、同国では、裁判官を当事者とする汚職事件の報道もいまだされており、国民の司法に対する信頼は十分なものではない。また、法的安定性や予測可能性の欠如という課題は、訴訟のみならず、権利の執行や保全の場面でも指摘されている²。

法務総合研究所国際協力部は、独立行政法人国際協力機構（JICA）の実施する「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」において、財団法人（現公益財団法人）国際民商事法センターと協力し、2007年3月から2009年3月までの2年間、最高裁を支援対象機関として、和解及び調停に関する最高裁規則の改正や調停人養成研修制度の改善といった成果を残した。上記プロジェクトを通して、最高裁は、我が国に対する信頼を強めるとともに、日本の法曹養成及び任官後研修にも強い関心を示した。そこで、法務総合研究所国際協力部は、上記プロジェクト終了後も、法務省独自の支援として、2011年度以降、インドネシアの裁判官の人材育成及び能力強化に資

¹ 本共同研究は、法務総合研究所の企画によるものである。

² 福井信雄「インドネシアにおける強制執行、民事保全及び担保権実行の法制度と運用の実情に関する調査研究」（<http://www.moj.go.jp/content/000098015.pdf>）を参照されたい。

する共同研究を実施してきた³。

本共同研究は、このような経緯を踏まえ、2013年度の共同研究として実施されたものである。

第3 本共同研究の概要

法務総合研究所国際協力部は、事前に最高裁と協議を行い、本共同研究で知的財産権、少額訴訟等の簡易手続、民事執行、民事保全の4分野を取り上げ、我が国の制度及び裁判実務との比較研究並びに裁判所の訪問を行うこととした。最終日には、研究員が、上記のような比較研究等によって得られた理解を前提として、各分野について、インドネシアの裁判実務が抱える課題について発表を行い、その後、日本側関係者と意見交換を行う機会を設けた。

このようにして、インドネシアの研究員と日本側関係者とが、今後協力して取り組むべきインドネシア司法の具体的課題について認識を共有することを目指した（日程の詳細は、別紙2を参照されたい）。

第4 本共同研究の成果

研究員は、本共同研究で取り上げた各分野の裁判実務に関心を示していたが、とりわけ関心が高かったのは、知的財産権の分野であった。

この分野に関しては、塩月秀平弁護士⁴による我が国の商標権侵害訴訟の講義、アグン最高裁判事によるインドネシアにおける知的財産事件の現状と課題についての発表、大阪地方裁判所第21・26民事部（知的財産権専門部）訪問、最終日の発表及び意見交換という研究日程を組んだ。

知的財産分野の中で、インドネシア側が特に強い関心を示したポイントは、以下のとおりである。

- ・ 知的財産事件という専門性の高い事件類型の主任裁判官を務める陪席裁判官の育成方法（研修の有無や内容等）⁵

³ 2011年度の共同研究については、松川充康「インドネシア裁判官人材育成強化共同研究～インドネシア法に関する知見の整理と法整備支援における工夫例の紹介も兼ねて」（ICD NEWS 第50号74ページ）を、2012年度の共同研究については、三浦康子「第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究」（ICD NEWS 第54号213ページ）を、それぞれ参照されたい。

⁴ 塩月弁護士は、2013年9月に退官されるまで、3年余りにわたって、知的財産高等裁判所の部総括判事を務められていた。講義の際には、商標権侵害訴訟に限らず、裁判実務に関する質問全般について、丁寧に御回答いただいた。

⁵ 裁判所訪問時には、裁判官室の見学もさせていただいた。このことは、裁判官のOJTの環

- ・ 裁判所調査官や専門委員が専門的知見を提供する具体的場面
- ・ 弁論準備手続による争点整理の実際とその後の弁論の意義
- ・ 和解の実情

第一点と第二点は、知的財産事件に特有の事項といえるのに対し、第三点と第四点は、民事訴訟全般に通ずる事項である。今回の共同研究を通して、このような普遍性の高い事項についても、インドネシア側から関心が示されたことは、大きな成果であった。

また、紙面の都合上詳細は割愛するが、少額訴訟等の簡易手続、民事執行、民事保全の各分野についても、研究員が、我が国の制度及び裁判実務の基本を理解した上でインドネシアの裁判実務を分析・検討するとともに、その問題意識を日本側関係者と共有できたことも、大きな成果であったといえる。

第5 終わりに

インドネシアについては、従前から、法的確実性 (Legal Certainty) の確保が取り組むべき課題の一つとして指摘されてきた。本共同研究において研究員が示した問題意識の中には、司法分野における法的確実性の改善につながるものも散見されたところであり、今後のインドネシアに対する協力が、この点に寄与することを願う次第である。

最後に、本共同研究に御協力くださった裁判所や講師の方々、通訳の方をはじめとする全ての皆さまに深く御礼を申し上げ、本報告を終えることとする。

以 上

境について、研究員が理解する一助となったと思われる。

日本の裁判所では、裁判官3名からなる合議体で担当する事件について、その構成は年単位で基本的に固定されるとともに、各自が個室に分かれることなく、同じ執務室内で職務に取り組んでいる。知的財産事件のような専門性が高い事件類型についても、シニアの裁判官から若手の裁判官への経験や知識の円滑な承継を可能にしているのは、このような執務環境にあると考えられる。

第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究

1	ハムダン・クダエダー
	Mr. Hamdan Kudaedah
	インドネシア最高裁判所判事
2	アグン・スマナタ
	Mr. I Gusti Agung Sumanatha
	インドネシア最高裁判所判事
3	ラーミ・ムルヤティ
	Ms. Rahmi Mulyati
	ジャカルタ高等裁判所判事(インドネシア最高裁判所勤務)
4	グスリザル
	Mr. Gusrizal
	中央ジャカルタ地方裁判所長
5	ヘリ・スプリヨノ・スワルディ
	Mr. Hery Supriyono Soewardi
	スラバヤ地方裁判所長
6	スルヤ・プルダマイアン
	Mr. Surya Perdamaian
	メダン地方裁判所長
7	マルヤナ
	Mr. Maryana
	セマラン地方裁判所長
8	アンディ・イスナ・レニシュワリ・チンラポレ
	Ms. Andi Isna Renishwari Cinrapole
	マカサル地方裁判所長
9	アリエフ・ワルヨ・ムラットノ
	Mr. Arief Waluyo Moeratno
	中央ジャカルタ地方裁判所判事
10	ウングル・アーマディ
	Mr. Unggul Ahmadi
	スラバヤ地方裁判所判事

11	エンニッド・ハサヌディン	
	Mr. Ennid Hasanuddin	
	司法研修所教官	
12	マルティニ・マルジャ	
	Ms. Martini Marja	
	司法研修所教官	
13	ヘンリー・デュナント・マヌア	
	Mr. Henry Dunant Manuhua	
	サウムラキ地方裁判所副所長	
14	エリ・ユリタ	
	Ms. Eli Yurita	
	サバン地方裁判所判事	
15	ロベルト・ナイバホ	
	Mr. Roberto Naibaho	
	メラウケ地方裁判所判事	

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 毛利友哉 (MORI Tomoya)

国際協力専門官 / Administrative Staff 中村秀逸 (NAKAMURA Hideitsu)

(別紙2)

第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究日程表

[主任教官:毛利教官, 担当専門官:中村専門官]

月日	曜日	9:30	12:30	14:00	17:00	備考	
2	日	入国 (GA888 ジャカルタ1:00発-関空9:55着)					
2	月	9:00 オリエンテーション	日本の民事裁判手続について(9:30-12:00) (知的財産部の説明も含めて)	部長主催 意見交換会 (12:15-13:15)	商標権侵害訴訟について		
24	月	国際会議室	講師:毛利教官	国際会議室	講師:塩月秀平弁護士	国際会議室	
2	火	インドネシア側発表 (インドネシアの知的財産分野における裁判実務の課題) 発表者:アグン最高裁判事 監修:塩月秀平弁護士, 小松陽一郎弁護士		国際会議室	大阪高等裁判所・地方裁判所訪問(14:30-16:45) (高裁長官・地裁所長各表敬, 事件傍聴, 座談会等)	大阪高等裁判所, 大阪地方裁判所	
2	水	民事手続共同研究①(-12:30) (少額訴訟等) 講師:三浦教官 監修:吉野孝義弁護士		国際会議室	民事手続共同研究②(14:00-17:00) (民事執行, 民事保全等) 講師:毛利教官, グスリザル判事 監修:吉野孝義弁護士	国際会議室	
2	木	質疑応答(10:00-11:10)		11:20 移動	京都地方裁判所・簡易裁判所訪問(13:05-16:00) (所長表敬, 裁判官室・書記官室見学, 手続見学, 座談会等)	京都地方裁判所, 京都簡易裁判所	
2	金	総括協議(-11:45) (全体を通じての質疑応答, 本共同研究に対する感想等)		国際会議室	意見交換会(13:30-) (インドネシアの民事裁判実務改善に向けた提言・日本側に期待する協力等)	国際会議室	
28	金	監修:吉野孝義弁護士, 小松陽一郎弁護士		国際会議室	監修:吉野孝義弁護士, 小松陽一郎弁護士		
3	土	資料整理					
1	土						
3	日	出国 (GA889 関空12:00発-ジャカルタ17:05着)					
2	日						

～ 国際研修 ～

第 14 回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）

国際協力部教官
渡 部 吉 俊

第 1 はじめに

国際協力部では、公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院との共催により、2013年11月4日から同月14日までの間、第14回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）を実施したので、その概要を報告する。

第 2 日本セッションについて

日韓パートナーシップ共同研究は、登記、戸籍、供託、民事執行等の民事行政・司法行政分野の比較研究を目的として、1999年から行われているものであり、日本側研究員が韓国を訪問して調査・研究を行うことを中心とする韓国セッションと、韓国側研究員が日本を訪問して調査・研究を行うことを中心とする日本セッションにより構成されている。今回は、本誌第57号92ページ以下で報告した第14回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）に続くものとして、当該韓国セッションと同様の研究員（日本側5名、韓国側5名）らが参加して行われたものであり、その概要は以下のとおりである。

第 3 共同研究の概要

1 講義

(1) 「日本における民事執行制度の概要について」

最高裁判所事務総局民事局の佐々木由紀子参事官から、日本の民事執行制度の概要、民事執行事件の現況、近年の法改正等について講義がなされた。

(2) 「震災復興における不動産登記事務」

法務省民事局民事第二課の江口幹太補佐官から、2011年の東日本大震災発生時における法務省・法務局での対応や、不動産登記制度における震災復興に向けた取組（登記相談の実施、土地境界の復元作業等）について講義がなされた。

2 見学

(1) 最高裁判所

大法廷首席書記官表敬の後、大法廷、小法廷及び図書館を見学し、質疑応答を行った。

(2) 東京法務局

法務局長表敬の後、不動産登記、商業・法人登記及び供託の各部門から事務概況の説明を受け、その後、庁舎内を見学しながら質疑応答を行った。

(3) 東京地方裁判所民事執行センター

民事執行センターの業務概要について説明を受けた後、庁舎内を見学しながら、実際の業務処理について各係から業務説明を受けた。

3 実務研究及び総合発表

(1) 日本セッションにおける実務研究は、韓国側研究員が、自ら設定した研究課題に関して日本の制度との比較研究をすることを目的として行われる。進め方としては、まず事前準備として、日本セッションの開始前に、韓国側研究員が日本側への質問を含む実務研究課題レポートを作成し、それに対して日本側研究員が回答を作成し、あらかじめ韓国側に送付しておく。これらの事前準備を基に、日本セッションにおいて、日本側・韓国側研究員全員による協議及びパートナー同士の個別協議等を行いながら、各自の研究課題に関するレポートを仕上げていくというものである。

(2) 今回の実務研究課題の概要は、次のとおりである。①及び②は不動産登記、③は商業・法人登記、④は供託、⑤は民事執行に関するものである。

①「建物合併登記と合体登記」

韓国では、2個以上の独立の建物を物理的に1個の建物にする場合に、所有権や担保権等の権利関係を含め、実体を登記上簡便に反映させる手続が法律上設けられていないのに対し、日本では1993年法改正により「合体登記」の手続として整備されているため、その意義や実務的取扱いについて研究したものである。

②「建物の登記能力に関する考察」

立体駐車場や太陽光発電設備など様々な建築物について、登記能力の有無（不動産と認定して登記をすることができるかどうか）を登記官としてどのように判断すべきかという観点から、登記要件の一つとして日本の通達で用いられている「外気分断性」の意義など、日本の実務的取扱いとの比較により研究したものである。

③「株式会社の経営権争いに起因する登記申請と登記官の措置」

会社内部の経営権争いに起因して、会社役員解任の登記申請等が行われたような場合に、登記官の形式的審査権（申請人から提出された登記申請書等の範囲内で審査を行うこと）や不正登記の防止等の観点からどのように取り扱うべきかについて、日本の実務を参考にしつつ研究を行ったものである。

④「韓国の執行供託実務に関連したいくつかの問題点の考察」

日本には、滞納処分による差押えと強制執行による差押えが競合する場合の両手続の調整に関する規定が1979年の法改正により設けられているが、韓国にはそのような特別規定が存在しないため、供託実務の観点から、日本法の取扱いについて研究したものである。

⑤「不動産執行手続における日韓両国の制度的違いに関する考察」

民事執行の円滑化等の観点から、近年日本で行われてきた民事執行法の改正（保全処分の要件緩和、競売物件に対する内覧制度の創設等）や民法改正（短期貸借制度に代わる建物明渡猶予制度の創設等）について、それらの改正目的や実施状況等を研究したものである。

第4 終わりに

今回の日本セッションは、先に行われた韓国セッションにおいて既に友好を深め合った研究員たちが再会して行われたものであるため、実務研究等の実施についてもよりスムーズに行うことができ、また研究内容についても、双方の制度的な相違に係る理解を前提とした上で、更に細部的な運用面の違いにわたってまで議論が行われるなど、大変充実した研究が行われていた。韓国セッションの時以上に、日本側・韓国側の各研究員の熱意が伝わってくる10日間の共同研究であったように思う。今回の共同研究に御協力いただいた日韓両国の関係者に深く感謝申し上げたい。

第14回日韓パートナーシップ共同研究員名簿

		氏名	所属	性別
韓国側研究員	1	イ ワンヨン 李王鏞	ソウル中央地方法院 登記局不動産登記調査課 登記事務官	男
	2	ソ チュンモ 徐忠模	仁川地方法院 事務局民事單獨課 法院主事	男
	3	キム スンミョン 金承明	大田地方法院 泰安登記所 法院事務官	男
	4	ユン ジョンウオン 尹晶園	光州地方法院 順天支院求禮登記所 法院事務官	女
	5	イ ムニャン 李文郷	ソウル東部地方法院 事務局民事課 法院主事補	女
日本側研究員	1	たなか ひろゆき 田中 裕幸	横浜地方法務局 不動産登記部門 登記官	男
	2	ささき みつはる 佐々木 光晴	さいたま地方法務局 所沢支局 登記官	男
	3	いしはら まゆり 石原 万有里	千葉地方法務局 法人登記部門 登記官	女
	4	ばば だいき 馬場 大輝	法務省 民事局総務課 法規第三係長	男
	5	たかはし じゅんこ 高橋 淳子	東京地方裁判所 民事第21部 裁判所書記官	女

韓国公務員教育院

教授

権光周(クオン グァンジュ)

法院主事

趙慶昇(チョ ギョンスン)

法務総合研究所国際協力部

教官

渡部 吉俊

主任国際協力専門官 千同 舞

国際協力専門官 山口 晋平

第14回日韓パートナーシップ共同研究(日本セッション) 日程表

月 日	曜	9:30		14:00		備考
		12:30		17:00		
11 / 4	月			オリエンテーション	実務研究(1) 日本側研究員のみを対象とした実務研究(日本側回答の内容検討)	
11 / 5	火	実務研究(2) 日本側研究員のみを対象とした実務研究(日本側回答の内容検討)				
11 / 6	水	見学(10:00~11:30) 最高裁判所		12:00~13:45 法務総合研究所主催 意見交換会	記念撮影 見学(15:00~17:00) 東京法務局	
11 / 7	木	実務研究(3) 日本側研究員からの回答		実務研究(4) 韓国側研究員からの追加質問		
11 / 8	金	実務研究(5) 研究員全員による検討	13:20~ 13:40 表敬 (民事局長)	講義(1) 「日本における民事執行制度の概要について」 最高裁判所事務総局民事局 佐々木由紀子参事官		
11 / 9	土					
11 / 10	日					
11 / 11	月	見学(10:00~11:30) 東京地方裁判所民事執行センター	講義(2) 「震災復興における不動産登記事務」 民事局民事第二課 江口幹太補佐官			
11 / 12	火	総合発表準備		総合発表(14:00~17:00) 韓国側研究員による発表	閉講式	
11 / 13	水	国際協力部教官と韓国側研究員との意見交換		資料整理・帰国準備		
11 / 14	木					

～ 活動報告 ～

JICA 長期専門家の業務を終えて

JICA 国際協力専門員・弁護士

磯井美葉

1. プロジェクトと担当業務

2013年4月から、2014年4月まで、カンボジア民法・民事訴訟法普及プロジェクト（英語名は Legal and Judicial Development Project 《Phase4》）の長期専門家として、1年間プノンペンに赴任しておりました。

主な担当業務は、不動産登記に関する共同省令の起草・普及支援でした。

本稿では、長期専門家業務を終えての雑感ということで、業務の様子とそのときどき感じたことなどをご紹介しますと思います。

現在のプロジェクトは、2012年4月から2017年3月までの5年間の予定で実施されていますが、これまで行ってきた個別の起草支援をいったん中止し、民法・民事訴訟法を理解した中核人材の育成を目指しています。民法・民事訴訟法の解釈・運用・普及や、そのために必要な法令の起草・改正を、将来カンボジア側が自分たちでできるようにってもらうためには、まずは民法と民事訴訟法の全体構造や制度趣旨をきちんと理解したカンボジア人を育成する必要があるという考え方に基づいています。

しかし、不動産登記に関する共同省令は、現在のプロジェクトの前身にあたる法制度整備プロジェクト（フェーズ3）で支援していた民事関連法令の中でも、カンボジア側、および当時の専門家チームをはじめとする関係者が、相当の労力を割いていたものでした。民事訴訟法を実施するための共同省令は、2011年3月に発令されていましたが、その後、民法を実施するための共同省令の起草作業が続いており、2012年3月のプロジェクト終了時も、毎週の起草班会合が開催されていました。これを途中で打ち切るのは望ましくなかったため、新しいプロジェクトにおいても、開始から2年間（2012年4月～2014年3月）の期間限定で起草作業を支援し、その期間中に、少なくとも省令の発令をめざすとともに、可能であれば、書式の策定やある程度の普及セミナーの開催も支援することとしたものです。

その後、前任の金武絵美子専門家（司法書士）のサポートのもと、民法関連の不動産登記共同省令は、2013年1月にすでに発令されたところでしたが、私が赴任した2013年4月には、カンボジア側と合意した支援期間が1年残っており、また、民法関

連の不動産登記共同省令の書式の作成が続けられていました。

このため、私の業務は、発令された民法関連の共同省令に基づき、毎週の起草班会合で検討されていた登記簿および登記申請書の書式作成についてアドバイスをすることと、省令の普及セミナーの実施をサポートすることがメインとなりました。

なお、金武元専門家は、2013年4月以降、日本司法書士会連合会と国土管理都市計画建設省（以下「国土省」）との合意により、カンボジアの国土省のアドバイザーとして、再びプノンペンに赴任しておられたので、現地でも必要に応じて情報交換し、カンボジアの土地制度についていろいろ教えて頂くこともありました。

以上の経緯から、私の任期は1年であり、通常長期専門家が2年程度の任期で派遣されることが多いのと比べると、短い期間でしたが、私自身は、2009年1月に、短期専門家として3週間、司法省と国土省の協議に参加したり、2009年4月以降4年間、JICA本部で客員専門員（法整備支援アドバイザー）としてカンボジアに関わったりしてきたので、カンボジアの不動産登記制度の現状や問題点、関係者の顔と名前などはある程度把握しており、業務そのものはスムーズに開始することができました。

プロジェクトは、日本人の長期専門家が私を含め5名、カンボジア人のスタッフが6名でした。私の後任はいないので、私の任期満了により、2014年4月以降は日本人が4名になっています。



プロジェクトオフィスの様子

2. 不動産登記共同省令の起草班会合

私の担当していた不動産登記共同省令の起草班は、司法省と国土省のメンバーで構成されて、毎週木曜日の午後、司法省内のプロジェクト会議室で会合をしていました。

名簿上のメンバーは20名余りでしたが、実際に会合に参加していたのは、1年を通じて、だいたい4名程度でした。人材育成の観点からは、もっと出席してもらえるとよかったです。書式やセミナーの準備などのタスクを進める必要もあり、そのために必要なコアのメンバーは参加してくれていたため、出席率を上げることは特に目指しませんでした。

毎回出席してくれていたメンバーは、物権法や不動産登記についてもよく理解しており、特に国土省の登記局長（当時）は、民法、民事訴訟法の内容や考え方、日本の登記の考え方についても十分理解してくれていました。司法省側のメンバーも、かつては、誤った認識に基づいていろいろと質問したり意見を述べたりすることもありましたが、私が赴任したころには、民法、民事訴訟法の考え方にもよく理解しており、ときどき誤解に基づく発言があっても、こちらが説明すればスムーズに理解してくれるようになっていたと思います。これは、私が本格的にカンボジアの法整備支援に関わり始めた2009年ごろと比べると格段の進歩であり、ご本人たち、そしてこれまでの専門家の方たちの苦勞の賜物でもあると思います。

3. その他の起草支援

司法省次官の依頼により、不動産登記共同省令以外に、夫婦財産契約登記省令、法人登記省令についても、起草班会合を持ちました。これらはいずれも司法省単独の省令です。

夫婦財産契約登記省令については、過去の専門家の支援のもと、ほぼ条文案は完成していましたが、2013年7月に行われた国民議会選挙の影響もあり、司法省次官から、突如、早急に発令したいとの要請があり、対応することになりました。こちらは2013年8月に発令されました。

また、そのあとは、法人登記省令についても検討することになりました。カンボジアでは、法人制度として、民法の適用開始より前に、営利企業の登記・登録（商業省）と、NGOの登記・登録（内務省）が実施されており、しかも、内務省のNGO法案が起草されながらなかなか成立しない状態のため、民法に基づく非営利社団法人の適用範囲はあまりはっきりしていないのですが、これも2013年7月の国民議会選挙後、司法省でも前に進めようという方針になったようです。

こちらの作業は、10月ごろから、毎週会合を開いて検討しましたが、私の任期中に

は、条文と書式の確認を終えたにとどまり、発令には至っていません。

4. 普及セミナー

講義スタイルのセミナーは、主に以下の通り開催しました。

- 2013年5月 不動産登記共同省令（プノンペン、担保に関する小規模セミナー）
- 2013年12月 不動産登記共同省令（プノンペン、日本の先生方による講義）
- 2014年1月 不動産登記共同省令（プノンペン）
- 2014年1月 不動産登記共同省令（シェムリアップ州、司法省及び国土省メンバーによる講義）
- 2014年2月 不動産登記共同省令（コッコン州、司法省及び国土省メンバーによる講義）
- 2014年2月 不動産登記共同省令（モンドルキリ州、司法省及び国土省メンバーによる講義）
- 2014年2月 夫婦財産契約登記省令（プノンペン）

それぞれのセミナーについて、講義中の焦りや反省点、終わった後の達成感など、



カンボジア側起草班メンバーによるセミナー講義

いろいろなことを思い出しますが、2014年1月から2月にかけて地方で実施したセミナーでは、司法省及び国土省の起草班メンバーに講義してもらいました。普段の会合では準備の時間が足りなくなってしまうので、結局私がセミナーのための原稿を用意し、それを参考にしてもらおうことにしたのですが、若手の司法省職員が、予想以上にしっかり内容を理解して自分のものにし、それを参加者にわかりやすく伝えようとしていたのがとても印象的でした。本人も講義をしてみて自信がついたようで、終了後に、「こういう機会を与えてもらい、プロジェクトに感謝している」と言ってくれたのも、とても嬉しかったことです。

カンボジアでは、若手がシニアの参加者に対して講義をするのはまだまだ慣習上難しいことのように、上記のセミナーについても、後日、「若手が講義をするのはよくない」という意見も出たようです。年齢や序列に関係なく、専門知識のある人の話に耳を傾けることは、カンボジアの発展にとって必要なことだと思うので、その点は残念ですが、今回このような経験をしてもらえたのはよかったです。

5. 言語と通訳

カンボジアの法整備支援における現地の定例会合は、これまで主に英語・クメール語の通訳を介して行っていました。2012年に王立法律経済大学／名古屋大学日本法センターの第1期生を2名採用してから、日本語のできるカンボジア人スタッフの力も借りることができるようになりました。

ただし、私自身は、普段の活動は英語・クメール語の通訳スタッフをメインにお願いしていました。過去の起草作業との連続性を保つためということもありますし、起草支援という活動の性質上、最終的には、成果品である省令を、カンボジア人のみならず、カンボジアで活動している国際機関やNGO、外国人ビジネスパーソンにも広く公開する必要があるためです。

会合では、単語を忘れたり、わかりやすい表現をすぐに思いつかなかったりして手間取ってしまうこともありましたが、スタッフも法律をよく理解しているので、私の意図をよく理解してくれ、大いに助けてもらいました。

英語で法律の議論をする際には、英米法の考え方と大陸法に近い日本やカンボジアの民法や民事訴訟法の概念の間に大きな違いがあるため、一般的にはやりにくかったり誤解が生じやすかったりすると言われます。しかし、カンボジアのプロジェクトでの日常の活動では、その点でストレスを感じることはほとんどありませんでした。それは、90年代後半からの活動の蓄積があり、しかも、民法と民事訴訟法は日本が起草支援しているので、内容についてこちらが情報を持っているためだと思います。民法

と民事訴訟法の英訳も、日本語、クメール語の条文をベースに日本側で用意したものであり、カンボジア人のスタッフや英語のできる法律家たちも、それをベースに勉強しています。このため、カンボジアの民法・民訴法の話をするときは、日本語で想定する概念をそのまま英語に置き換えて使えば、ほとんど誤解はないと思います。

ただし、日本の用意している英訳の意図するところが、カンボジア人以外の外国人にスムーズに理解される訳ではありません。特にもともと英語圏の出身者で、英米法の概念をベースにした外国人には、民法・民訴法の英訳が採用している表現や概念は、わかりにくいのではないかと思います。他のドナーや外国人ビジネスパーソンとの意見交換では、民法や民訴法の概念が誤解されていたり、当方との認識のずれがあったりすることを感じました。こちらも、英米法の概念をある程度理解した上で、誤解や認識のずれを埋めていく必要があると感じます。

セミナー等で自分が講義をする際にも、できるところまで英語を使うようにしました。2日間の講義では、1日目を英語で、2日目を日本語で行ったりしました。大勢の前での講義なので、英語で原稿を用意して、こちらも苦労しましたし、度胸だけでよくこんなことを、と我ながら思うのですが、決してきれいな英語でなくても、スタッフが内容を理解して通訳してくれますし、クメール語だけでなく、英語のテクニカルタームを参加者に耳にしてもらえることはメリットであったと思います。



不動産登記省令普及セミナーの開会式

6. 他のドナーとの意見交換

カンボジア滞在中は、せっかく現地にいるので、法律分野のドナー関係者とのネットワークも広げるように心がけました。言葉の壁もあり、インタビュー以上に、会って雑談をするような関係にまではなかなかありませんでしたが、GIZの国土省アドバイザーやUSAIDのプロジェクトを実施しているEWMI（East West Management Institute）のアドバイザー、NGOにいる外国人弁護士、現地の法・人権分野のドナーのチェアとなった国連OHCHRの担当者、ADBのコンサルタントの方たちなどからお話を伺うことができました。

7. 帰国後

カンボジア在任中は、できるだけのこしたつもりでしたが、今考えるといろいろ積み残したこと、もっとやればよかったと思うことがあります。

また、若手の人材は少しずつ育っていると思いますが、民法・民事訴訟法は、いろいろな要因でまだまだ趣旨どおりに動いているとは言えません。

幸い、カンボジアから帰任して、再びJICA本部の国際協力専門員として、引き続き法整備支援に関与しており、カンボジアも引き続き担当する予定ですので、今後も、日本からできることをしていきたいと思います。

以上

～ 国際協力の現場から ～

法整備支援を通して観た日本

国際協力部教官（現大阪家庭裁判所判事）

三 浦 康 子

1 はじめに

「法整備支援」という言葉は、近年認知度を高めつつあります。ただ、その中身について把握している方はまだごくわずかというのが実情です。あまり法整備支援のことを御存じない方に対し、2012年4月から2014年3月までの2年間、私が国際協力部教官としてどのような仕事をしていたのかを説明するのは大変難しいことになりそうです。「法整備」という言葉からは、どうしても法律の起草支援を連想されるのですが、裁判官としての経験をいかして各国について民事実務分野を中心に横断的に関与するという立場だったこともあってか、直接的に起草支援に関与する機会はありませんでした。そのため、「人材育成などについて、日本の法律や制度、実務を紹介していた」というような説明をすることになりそうですが、うまく伝わるようには思えません。

そもそも、自分自身が、行っていた活動を客観的に見ることができているのではないかと思い、改めて振り返ってみると、活動の内容自体よりも、対象国の方々の反応などから、日本の現状やこれまでの歩みについて考えさせられたことの方が、より鮮明に思い起こされました。いくつかエピソードなどを御紹介したいと思います。バングラドの関係上、裁判所関係のものが多いことを御容赦ください。

2 ベトナム～立法と司法による解釈行為

ベトナムは、初めての海外出張先であり、初めて訪れたアジアの国でもあります。現在のプロジェクトが開始されて1年が経過したことを踏まえての、運営指導調査のための出張でした。

調査の一環として、ベトナム司法省を訪問し、プロジェクトに対する希望を確認したところ、各部署から、多種多様な法令の改正について要望が出されました。その中に、婚姻家族法を改正して、代理母などの生殖医療や同性婚などに対応することができるようになりたいというものがあったのですが、その担当者の方の次のような発言に思わず苦笑しました。

「現在の婚姻家族法は、制定から既に10年ほど経っており、改正しなければならない時期にきている。」

日本の民法の家族法部分は、戦後まもない1947年に新憲法の両性平等の理念に沿って大幅に改正されましたが、その後70年近い間、一部を除いて改正されていません。ベトナム担当者の方は、おそらく日本であれば、生殖医療により誕生した子どもの父母をどのように判断するのかなどといった現代型の問題について、立法的手当てがなされていると思われていたのですが、戸籍事務の取扱いの変更や、裁判官の解釈に委ねられているのが実情です。

他方、ベトナムでは、三権分立ではなく、国会に権力を集中させる民主集中制が採られており、裁判官には法律の解釈権限がないため、できる限り法律で定めなければならないという事情もあるのでしょう。

日本の裁判官は、ベトナムに比すると、かなりのフリーハンドを与えられている状況にはありますが、本当にそれが適切なのかを改めて考えさせられてしまいました。本来、立法で解決されるべき問題が、それがなされないためやむを得ずに解釈によってまかなわれている場合が、特に家族法の世界では少なからず存在しているように思います。日本の方が、時代の変化に対応した迅速な法改正を志向しているベトナムの姿勢を見習うべきなのかもしれません。

3 中国～司法による立法行為

ベトナムと同じく民主集中制をとっている中国ですが、裁判所の役割は大きく異なっています。最高人民法院と最高人民検察院は、法律の存在しない部分についても、「司法解釈」と呼ばれる指針を出す権限を有しており、実質的には立法権をも担っているといわれています（なお、最高人民法院は、数年前からは、「指導性判例」という下級審が参考にすべき判決を公布するようにもなっています。）。

中国に出張した際には、この司法解釈を発出すべき分野をどのように選択しているのか、発出した司法解釈をどのように周知しているのかについて、最高人民法院の担当者の方から詳しく御説明いただく機会がありました。日本では、実務を経験した下級審の裁判官が最高裁に異動していますが、中国の最高人民法院は独自に採用しているようで、そこも日本とは違うようです。

司法解釈という形式ではないものの、ベトナムやミャンマーでは、民事訴訟法などの一部の法令について最高裁判所（正確にはベトナムについては最高人民裁判所）が改正案の起草を担当しています。

日本では、小学校の社会科から三権分立の考え方について教えられ（少なくとも私

が小学生だったころはそうでした。),それが世界のスタンダードのように思い込んでいるところがありますが、必ずしもそうではありません。そのことを頭に置きつつ、日本の制度と、法曹に求められる役割を考えると、改めて司法権の独立の担い手である日本の裁判所の果たすべき役割の大きさについて考えさせられます。

4 インドネシア～「昇進」

インドネシアやネパールの裁判官に、裁判官出身であると自己紹介すると、たいてい「どのレベルの裁判官か」という質問を受けます。これらの国では、何か所かの地方裁判所で勤務し、所長を務めた後に、上級審に「昇進」するシステムになっているため、どのレベルの裁判所の裁判官であるかが大きな意味を持つわけです。

日本では、概ね10年目から20年目の間に高等裁判所の裁判官を経験した後に、地方裁判所や家庭裁判所に戻って部総括判事を務め、高等裁判所に戻って勤務した後に地方裁判所の所長になるなど、何度か行き来があるのが一般的です。部総括判事を除けば、高等裁判所の判事よりも地方裁判所の所長の方がベテランです。

若手の場合には大きな違いはないのですが、講師をお願いしている元裁判官の方の経歴をインドネシアやネパールの裁判官に御紹介する際には、この制度の違いも説明しておかなければ誤解が生じてしまいます。

日本の制度は、若手裁判官に対するオンザジョブトレーニングの土台となっているほか、客観的な視点から事件を見る能力を養うためにも非常に優れていると気付かされます。是非、対象国にも参考にしてもらいたいところですが、一度できあがっている制度を根本から見直すことは、やはり容易ではないようです。

少なくとも、紛争を早期に解決するためには一審レベルの強化が必須であることは、常に意識して伝えていくべきであろうと思います。

5 ミャンマー～「刑務所の子どもたち」

ミャンマーで眼にした印象的な光景は、刑務所で暮らす子どもたちです。その子どもたちは、何か違法なことをしたわけではなく、母親が受刑者であったことから、刑務所の中で生まれ、育っているのです。女性の受刑者の中から選ばれた人たちが世話をしており、初歩的な教育を受けることもできているようです。

おそらく、一般社会での福祉制度が整っていないことから、刑務所の中で過ごした方が安全ではあるのですが、社会に出た後に果たして適応できるのかと考えると、憂鬱な気分になってしまいました。

日本では、少なくとも物理的には福祉制度が整っており、受刑者の子どもさんを引

き取れる親族がいなければ養護施設が受け皿になります。ただ、養護施設で育った方から「自分の子どもに同じような寂しい思いをさせたくない。」という言葉聞いた経験が何度もあります。

日本では、欧米諸国とは違い親族関係のない子どもを引き取って養子にするケースが非常に少ないのが現状で、家庭的な雰囲気知らずに育つ子どもたちが多くいます。刑務所を訪れた際には日本などの先進国とミャンマーとの格差を強く印象づけられたのですが、見方によっては、日本とミャンマーとの間の開きは大きなものではないのかもしれない。

6 カンボジア～「結婚とは」

カンボジアで私が講師を務めた講義のテーマは、「内縁の夫婦の法律関係」でした。普段から、裁判官を中心として、カンボジアのワーキンググループメンバーからの質問が多いテーマなのだそうです。

カンボジア民法では、婚姻は登録して初めて効力を生じるのですが、登録料などの費用がかかることや、儀式を行うことで社会的に夫婦と認められるという感覚から、登録をしないまま長年夫婦として暮らしているカップルが非常に多く、そのようなカップルが危機を迎えた場合に裁判所に「離婚訴訟」を提起するケースも少なくないと聞きます。

カンボジアの結婚式はかなり大々的に行われ、女性の出席者はめいっぱい着飾り、顔のメイクだけではなくヘアメイクも完璧に行うそうです。一時「地味婚」という言葉がはやったとおり、戸籍上の婚姻はしているが、儀式は行わないカップルが日本で増えているのと対比的です。

カンボジア出張をきっかけに日本の結婚制度の歴史に興味を沸き、少し調べてみたのですが、公的な手続が必要になったのは明治期から、神前や仏前の儀式は明治後期に誕生したもので、それまでは自宅での儀式が一般的だった、明治の初期に定められた法令では妻は婚姻後も実家の氏を称することになっていたなどなど、現在の一般的な結婚のイメージと100年前のものは、大きく違うようです。

カンボジアで今後法律上の婚姻がどれほど一般的になっていくのかどうか、日本の支援により成立した民法全体の普及の程度を測る指針となりうるのか、それともカンボジアの人たちの儀式への思い入れのほどが大きく影響するのか、数十年後の状況に興味を沸きます。

7 ラオス～「先人たち」

ラオスの現在のプロジェクトでは、ワーキンググループのメンバーが民法、民事訴訟法、刑事訴訟法のモデルハンドブックを作成するというのが主な活動内容です。現状、法律の解説書というものがほとんど存在しないためです。

ラオスは、他の支援対象国と比べても「まだまだこれから」という段階にありますが、その分、メンバーからは自分たちが今後の自国の発展を支えていくのだという思いを強く感じます。そのため、ラオスの活動に関与していると、日本の先人たちに思いを馳せたくくなります。

日本では、明治期、不平等条約改正に向けて各法令を整備しました。ボアソナードなどの海外の学者を顧問として起草に当たさせたことは有名ですが、海外に派遣されて制度を視察した日本人も多くいました。現在の法整備支援でいう「本邦研修」に近いようではありますが、交通手段にせよ、情報にせよ、先方の日本に対する理解の程度にせよ、状況の厳しさは現代とは比較になりません。

日本の先人たちに感謝しつつ、これからラオスの先人になろうとしているワーキンググループメンバーのために多少なりとも尽力する機会を得られたことは幸運でした。

8 ネパール～「財産」

昨年の12月に実施したネパールの裁判官らを招いての本邦研修で、東京高等裁判所を訪問したときのことで、同裁判所の裁判官に、ネパールの最高裁判事2名を含む研修員を裁判官室の近くに設けられている和解室に御案内いただきました。

その裁判官から、日本では、裁判官による和解を行う場合、当事者の一方のみに部屋に入ってもらい、心証を開示するなどして説得に当たることが一般的であると説明していただいたのですが、これはネパールの方々には驚きだったようです。裁判官が一方当事者のみと同席すると、他方当事者に、金品の授受を疑われてしまうため、そのような機会を持つことはできないのだそうです。

日本では、裁判所ないし裁判官の廉潔性に対する信用が高く、疑いを持たれることはまずないとお説明したときに、団長を務められていたカルヤン・シュレスタ判事からいただいたのが次のような言葉です。

「その信頼は日本の裁判官の財産である。是非大切にしてほしい。」

このような言葉をいただいたこと、そして法整備支援を通じて他国の第一線で働く方々と交流し、日本の姿を別の視点から見ることのできる経験を得たことは、私にとって大きな財産となりました。

法整備支援が何のためにあるべきかについては議論があります。血税を使用してい

る以上、国益という視点を無視することはできず、また日本企業の進出の基盤整備や日本の海外におけるプレゼンス強化というのが重要な要素ではあることは、頭では理解できます。しかし、そこが強調されると感じて反発を覚えることもしばしばありました。実際に法整備支援に従事しているときの原動力になるのは、目の前にいる対象国の人のために少しでも協力したいという想いであり、日本のためにとという発想ではないからです。ただし、活動を通じての人との出会いや日本の制度に対する理解の深化を通じて、法整備支援に従事する者が少しでもレベルアップするという形によって、法整備支援活動は日本の国益につながっていると考えるのであれば、同じ国益という言葉でも心理的なレベルで受け入れやすいと感じます。

法整備支援に対する思いは人それぞれでしょうが、これからも多くの人々が法整備支援活動を行う機会を得て、それぞれの目標を見つけることを期待しています。

以上

— 編集後記 —

いい歳になってきたせいか、例年よりも寒く感じた冬がようやく去り、爽やかな春の季節がやってきました。私の中では「春が来た。」＝「今年も NBA プレイオフの季節がやってきた。」ということであります。NBA (National Basketball Association) とは、アメリカの4大メジャースポーツの一つで、アメリカプロバスケットボール連盟のことです。NBA では、上位チームが4月後半から始まるプレイオフに進出し、6月下旬まで、優勝を懸けて激しい戦いを繰り広げます。今年は、マイアミ・ヒート (Miami Heat) というチームが「Three-peat (スリーピート)」を達成できるかが大きな話題になっています。

「Three-peat (スリーピート)」とは、1988年頃に、パット・ライリー (Pat Riley) という人物が創作した「three」と「repeat」を掛け合わせた造語で、直訳すると「3回繰り返す」転じて「3年連続優勝 (3連覇)」を意味します。ライリーは、当時、NBA の名門チームであるロサンゼルス・レイカーズ (Los Angeles Lakers) の監督を務めていた人物です。

当時、レイカーズは1987年、1988年の2年連続で優勝を達成しており、1989年は3連覇が懸かったシーズンでした。ビジネスセンスにもたけていたライリーは、すぐに「Three-peat (3peat)」の商標を登録しました。自チームが3連覇を達成できれば、その記念グッズの販売で多額の収入を得ることができると睨んでいたからです。しかし、レイカーズは、この年優勝には手が届かず、ライリーの目論見は外れてしまいます。そもそも、非常に競争が激しい NBA の中で3連覇達成は容易なことではなく、40年以上の歴史で3連覇を達成したチームは、僅か1チームだけでした。

そんな中、遂に3連覇を達成するチームが現れます。1991年から1993年にかけて、マイケル・ジョーダン (Michael Jordan) 率いるシカゴ・ブルズ (Chicago Bulls) が、史上2チーム目の3連覇を達成したのです。この歴史的快挙の達成によって、記念グッズなどが飛ぶように売れ、ライリーは多額の収入を得ることができました (もともと年収数億円のお金持ちですが・・・)。

しかし、ライリーの表情は一向に優れません。これには少しばかり裏事情がありました。同じ NBA に所属するチームに、ニューヨーク・ニックス (New York Knicks) というチームがありました。ニックスは、当時、十分に優勝する実力を備えながらも、毎年あと一歩のところまでブルズに敗退し、ブルズに優勝をさらわれます。このニックスの監督を務めていたのが、なんと、ライリー自身だったのです。皮肉なことに、ライリーは、同じリーグで監督を務めながらも、他チームに優勝を譲ることで多額の収

入を手にしていたのです。その後もライリーとは直接関係のないチーム（ブルズ（1996～1998）、レイカーズ（2000～2002））が3連覇を達成し、ライリーは長年にわたり「Three-peat（スリーピート）」のジレンマに苦しめられることになるのです。

そんなジレンマ地獄に陥ったライリーですが、彼の執念と時の経過が状況を好転させつつあります。現在、ライリーはマイアミ・ヒートの球団社長を務めているのです。そうです！遂に自チームが3連覇（「Three-peat（スリーピート）」）を達成することによって多額の収入を得るといふ、約25年来の念願を叶えるチャンスがようやく巡ってきたのです。果たして、今年のプレイオフの結果はどうなるのか。ライリーは念願を叶えることができるのか。こんな角度からも楽しめる今年のNBAプレイオフからは目が離せません。春はなんていい季節なのではないでしょうか！ICDNEWS59号が発刊される6月末には全てが明らかになっていることでしょう。

春が来てしまったために、非常にマニアックな話になってしまいましたが、もちろん、春が来たということは、国際協力部にお世話になって早いもので1年が経過したということでもあります。本年度も引き続き国際協力部の事務について精通するべく日々業務に励むとともに、新たに着任された方々にとって頼りがいのある職員になればなりません。まだまだ力不足ではありますが、この1年間の経験を活かし、引き続き皆様の御協力を賜りながら、業務に尽力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次号60号は9月頃の発刊を予定しております。

主任国際協力専門官 中村秀逸